

伊藤博文と明治日本の朝鮮政策

2018年3月

北九州市立大学大学院社会システム研究科
博士（学術）学位請求論文

久保 伸子

要 旨

伊藤博文と明治日本の朝鮮政策

久保伸子

伊藤博文（1841-1909）は、明治日本の政治家として近代日本を建設した人物である。明治初期から政府中枢で力を発揮し、4度の内閣総理大臣を務め、憲法制定と議会設立を主導した。彼は明治日本の対外政策においても主導的立場にあった。本論文では、伊藤の政治経歴と対内外政策を通して、明治日本の朝鮮（韓国）政策を検討する。

従来の伊藤研究は、彼の朝鮮政策の形成とその変化について十分な検討を行ってきたとはいえない。伊藤の朝鮮政策に関する研究は、主として韓国保護国化の過程で行われた第2次日韓協約締結（1905）への関与、そして初代韓国統監としての韓国統治に注目してきた。それゆえ、1905年以前の彼の朝鮮政策への関与にはあまり注目してこなかった。がしかし、伊藤は明治初期から朝鮮政策の重要な節目に深く関わっていた。本論文では、この点に注目し、明治期を通しての伊藤の朝鮮政策の形成と変化の全容を明らかにする。

明治日本は西洋近代化を進め、日清・日露の両戦争を経る過程で、しだいに東アジアへの視線を失っていった。そして韓国併合後、日本は、満州に進出して日中戦争に突入し、太平洋戦争の頃には東アジアへの視線はほぼ失われていた。太平洋戦争に敗戦した後も、日本は、過去の植民地支配や戦争について整理し批判的視点により評価することを十分に行わないまま、現在に至る。そのため近代日本の歴史に対する認識が定まっていない。それがまた、しばしば政治家の失言を生み、東アジアの歴史認識問題を起こすきっかけにもなっている。

伊藤博文を通して明治日本の朝鮮政策を検討するに当たっては、東アジアへの視線から近代日本を批判的に見ることを意識した。その批判をより客観的に行うためには、「未来からの視点」および「地域からの視点」が必要であると考え。前者は、将来あるべき日本や日韓関係などの将来を見据えた視点である。後者は、自国中心主義に陥らず、東アジアという地域からの視点に立つことである。

従来注目されてこなかった1905年以前の伊藤の朝鮮政策への関与のうち、重要なのは次の2点である。第1に、朝鮮と清国の冊封・朝貢関係の解消への関与である。伊藤が朝鮮政策に初めて関わったのは、日朝修好条規（1876、江華島条約）の方針作成だった。この条約で日本は西洋近代の国際法（万国公法）に則り朝鮮を開国させたが、伊藤や日

本政府を悩ませたのが朝鮮と清国間の冊封・朝貢関係だった。その後、伊藤は全権大使として天津条約（1885）で朝鮮への出兵に清国と同等の権利を得る。そして日清戦争後に結ばれた下関条約（1895）で、清国に朝鮮の独立を認めさせ、朝清間の冊封・朝貢関係を解消させた。

第2に、朝鮮の内政改革に直接干渉する道を開いたことである。甲午農民戦争（1894）の際、伊藤は日清合同による農民軍鎮圧および朝鮮内政改革を提案した。これは清国の拒否により日本単独の朝鮮内政改革案に変更され、日清戦争開戦のきっかけとなった。日本による朝鮮の内政改革は、三国干渉により一旦頓挫する。しかし日露戦争を機に、日本政府は再び韓国内政への介入を進め、その結果、韓国の保護国化、併合に至ることになった。

韓国で伊藤博文は、1905年の第2次日韓協約により韓国を保護国化し、併合に導いた元凶と認識されている。日本では、伊藤は「併合は望んでいなかった」、「実際に行われた武断的併合ではなく、よりましな形での併合を望んでいた」、「伊藤が暗殺されたため、急進的併合論者により併合時期が早まった」との見解もある。しかし、伊藤を擁護するようなこうした見解は受け入れられないのだろう。韓国の保護国化を実行したのは伊藤であり、彼が初代韓国統監として整えた体制は韓国併合をスムーズに進める土台になった。それは否定できない事実だからである。

伊藤の研究に限らず、歴史研究の多くの局面で、日韓両国間の歴史認識の相違は大きな問題となっている。歴史認識にかかわる事実について、両国の研究者は自国政府の見解や独断的な主義主張に引きずられず、実証的な結果を提供すべきである。その上で、時代を超えるべく、批判すべきものは批判し、反省すべきものは反省する姿勢が必要である。その姿勢で歴史研究を冷静かつ愚直に行っていけば、歴史認識の相違を克服し且つその問題を解決する道が開かれるだろう。また日本では、東アジア近代史の教育を充実させる必要がある。近代史の事実を知らなければ、歴史認識の相違も理解できず、当然、歴史認識問題の解決も望めないからである。忘れてはいけないのは、近代日本の歴史は、日本単独でなく、東アジア諸国のそれとの関連から形成されている、ということである。

Abstract

Ito Hirobumi and Meiji Japan's Policy toward Korea

Kubo Nobuko

I examine Meiji Japan's policy toward Korea, focusing on the political career of Ito Hirobumi (1841-1909). Ito had a great influence on the foreign, including Korean, policy of Meiji Japan. There are a lot of studies on the political career of Ito. Concerning the Korean policy, quite a few of them have paid much attention to his exerting the Japan-Korea Treaty of 1905 (the Eulsa Treaty) and his policy as the first Japanese Resident-General of Korea. However, any of them has not sufficiently revealed the long-term formation and changes of his policy toward Korea. In particular, little attention has been given to Ito before 1905. Against this scene, I try to reveal the whole picture of formation and changes of Ito's policy toward Korea.

I have a critical view on the aggressive policy toward Korea during the Meiji period, and the enforced Annexation of Korea. Ito deeply intervened in the Korean policy from the early period of Meiji. For example, he was one of the policy-makers who set up the plan to enter into the Japan-Korea Treaty of 1876 (the Treaty of Ganghwa Island). And he was the ambassador plenipotentiary to conclude the Shimonoseki Treaty (1895), which greatly influenced on Korea's future destiny.

I have a critical view on the negative side of Japanese modern history, for instance, the lack of the East Asian perspective. Meiji Japan gradually turned away from East Asia in the process of the Western modernization. Later, Japan had completely lost the East Asian perspective until the Pacific War. After the War, Japan reflected on herself. But, frankly speaking, it cannot be denied that Japan has not sufficiently reflected upon the lack of the East Asian perspective. In order to overcome this situation, I would like to suggest two viewpoints: 'the viewpoint from the future' and 'the viewpoint from the East Asian region.'

In Korea, Ito has been regarded, and criticized, as a ringleader of Annexation of Korea. In contrast, in Japan, some scholars argue for Ito: "He did not expect the annexation of Korea."; "He had intended to exert the annexation better than really performed."; "The Korean annexation was hastened by the radical annexationists, since Ito was assassinated." However,

such arguments for Ito cannot be accepted. No doubt, it is the fact that Ito was the ringleader who had forced Korea to be a protectorate of Japan. And he, as the first Japanese Resident-General of Korea, established the system in order to push forward the Annexation of Korea.

Including those studies on Ito, there has been the difference in historical perceptions between Japan and Korea. It is the biggest problem residing in the study on the modern history of Japan-Korea relations. It goes without saying that researchers of history should provide the actual proofs based upon the historical facts, without depending on their government's official views on the history. And further, it is necessary that we take a cool attitude toward the negative sides of the historical facts, which should be criticized and reflected. If so, we could overcome the difference in historical perceptions between Japan and the other East Asian countries: And we could find the way to an amicable settlement of the matter of historical perceptions in near future.

Also, Japan should make an effort to enrich the education of history, which is attached greater importance to the modern East Asian history. If young students do not know even the historical facts, they cannot understand the difference in the historical perceptions. As a matter of course, they cannot expect to solve the matter of historical perceptions. Don't forget this: The modern Japanese history is formed not only by herself but also in relation to the history of neighboring countries in East Asia.

伊藤博文と明治日本の朝鮮政策

目次

序章	1
問題提起/ 先行研究とその問題点/ 本論文の視点/ 本論文の構成	
第1章 朝鮮の開国前後と伊藤博文	11
第1節 征韓論と伊藤博文	12
「彼無礼を問う」木戸孝允の征韓の論理/ 「内乱を ^{こいねが} 冀う心を外に移して国を興すの遠略」-西郷隆盛の朝鮮遣使主張/ 岩倉使節団帰国組の論理/ 樺太問題と台湾出兵	
第2節 江華島条約への関与	29
江華島事件/ 使節への訓条、内諭作成/ 日朝修好条規（江華島条約）の締結/ 日朝修好条規付録・貿易規則の締結/ 琉球処分	
第3節 天津条約の締結	55
壬午事変と済物浦条約/ 甲申政変と漢城条約/ 伊藤博文、全権大使となる/ 李鴻章との交渉/ 朝鮮の共同保護構想	
第2章 伊藤内閣の朝鮮政策	77
第1節 清国との相克	77
朝鮮のロシア接近と日本の軍備増強/ 防穀令事件への対応/ 第1次甲午農民戦争と朝鮮出兵	
第2節 朝鮮内政への干渉	87
朝鮮内政改革案/ 日清開戦/ 井上公使の朝鮮赴任/ 第2次甲午農民戦争	
第3節 下関条約の締結	108
伊藤、再び全権となる/ 李鴻章の遭難と休戦協定締結/ 下関条約の締結/ 三国干渉の衝撃	
第3章 大韓帝国保護国化と伊藤博文	125
第1節 朝鮮から大韓帝国へ	125
対朝鮮政策の転換/ 乙未事変（王妃殺害）/ 俄館播遷と大韓帝国の成立/ 伊藤博文の清韓漫遊	

第2節	日露戦争下の韓国政策	135
	日露協商交渉と日英同盟/ 日露開戦と日韓議定書の締結/ 韓国皇室慰問	
第3節	保護国化の実行	151
	韓国保護国化の決定/ 列強との提携/ 第2次日韓協約締結の強制	
第4章	韓国統監伊藤博文とその死	163
第1節	初代韓国統監となる	163
	韓国統監就任と施政改善に関する協議会/ ハーグ密使事件/ 第1回日露協約とアネキゼーション (併合)	
第2節	第3次日韓協約と伊藤博文	179
	第3次日韓協約の締結/ 義兵闘争の激化と韓国統治/ 日韓皇室交流と韓国皇帝の巡幸/ 韓国併合の承認と統監辞任	
第3節	安重根と伊藤博文	194
	ハルピン駅にて/ 伊藤暗殺の理由と死刑判決/ 安重根の東洋平和論/ 伊藤の死後	
終章		204
	未来と過去との対話から/ 今後の課題と展望	
	資料・参考文献	212
	年表	216

<凡例>

- 1: 年月日は、日本の改暦日である 1872 (明治 5) 年 12 月 3 日以降を新暦により、以前を旧暦により表記することを基本とする。
- 2: 年齢は満年齢で表記する。
- 3: 朝鮮 (韓国) の国名は、その当時の国号により朝鮮、大韓帝国期 (1897.10~1910.8) については韓国と表記する。現代について述べる時は、大韓民国を韓国、朝鮮民主主義人民共和国を朝鮮と表記する。
- 4: 引用文は読みやすさを考慮し、カタカナはひらがなに改め、句読点、送り仮名、ルビを適宜補い、漢字は原則として現行のものに改めた。また場合により文語体を口語体に改め、外国語を日本語に意識した。

序章

問題提起 1982年初秋、筆者は行政主催の青年海外研修プログラムで初めて韓国を訪問した。釜山では、前々年に全斗煥政権が布いた戒厳令が緩和されて夜間外出が可能となり、まだ遊ぶ場所も多くない夜の街を交流相手の青年が嬉しげに案内してくれた。ソウル中心部では、学生デモに遭遇し、機動隊が打った催涙弾を浴びもした。82年当時は、第1次教科書問題により韓国で反日感情が急激に盛り上がった時期でもあった¹。

1980年代以降、教科書問題、靖国問題といった日韓の「歴史認識」問題は、ことあるごとに繰り返された。しかし2000年代に入ると、2002年のサッカーワールドカップ日韓共同開催や、日本で興った韓流ブームなどにより、日韓間の感情は好転したかにみえた。

ところが、小泉純一郎総理大臣が2001年から06年まで毎年靖国神社に参拝して靖国問題が再度注目された。その後も、2011年に韓国市民団体が慰安婦像を設置して慰安婦問題がクローズアップされ、2012年には李明博大統領の竹島（独島）上陸を機に竹島（独島）問題が再燃するなど、日韓間の歴史認識問題は後をたたない。その多くは、韓国側が日本の歴史認識を指摘し、その度に日本側は辟易とする、というパターンが繰り返されているのが現状である。

慰安婦問題については、2015年12月、日韓政府が最終的かつ不可逆的解決を合意した。国交正常後50年を期とした日韓関係改善の一步である。しかし2017年5月に就任した文在寅大統領は、日韓合意に対する韓国世論を無視できないとし、一方で日韓関係を維持するため、「歴史問題は歴史問題として知恵を集めて解決し、他の問題は他の問題として発展させなければならない」²というツートラックの方針を示した。文政権の方針は、歴史認識問題の解決に早道はなく、その難しさを改めて意識させるものだが、今後も解決に向けて一步一步前進することを期待するのみである。

2014（平成26）年1月19日、伊藤博文を暗殺した安重根の記念館が、暗殺現場である中国ハルピン駅に開館した。当時の韓国の朴槿恵大統領からの安重根の「石碑」建立の要請を中国の習近平主席が受け、「記念館」に格上げして建設に至ったもので、近年の日韓・日中関係の悪化

¹ 木村幹は日韓歴史認識問題の展開を分析し、戦後から1960年代前半まで（第1期）、それ以降から1980年代前半頃まで（第2期）、1980年代後半から現在まで（第3期）の時期に区分した。第1期は、韓国での日本の植民地支配に対する賠償、親日派、李承晩ラインなどにかかる問題、日本での戦争責任問題等のいわゆる「戦後処理」問題がリアルな問題だった時期。第2期、日本では1951年のサンフランシスコ講和条約締結、韓国では1965年の日韓基本条約締結とそれによる日韓国交正常化を機に、歴史認識問題の議論は急速に鎮静化した。しかし第3期の1980年代以降に登場した、戦争も植民地支配も知らない戦後世代にとっては、忘却された事実や隠された過去は、再発見或いは暴き糾弾する対象となった、という。世代交代とともに、80年代には国際情勢も大きく変化し、韓国の経済政略や冷戦の終焉により歴史認識問題が発生しやすい状況になったという。〔木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』（ミネルヴァ書房、2014）41-74頁〕

² 2017年6月12日、毎日新聞（<https://mainichi.jp/articles/20170613/k00/00m/030/092000c>）

から韓中が歴史問題で連携したかたちである。

安重根記念館建設に関する翌日の記者会見で、菅義偉内閣官房長官は、「これまで韓国・中国両国に対して我が国の立場と懸念を累次にわたって伝達してきたなか、このような結果となったことは極めて残念であり遺憾だ」と述べ、両国に外交ルートで直ちに抗議したことを明らかにした。続いて「安重根は、我が国初代の内閣総理大臣を殺害し死刑判決を受けたテロリストだと認識している。日本と韓国の立場は異なっているが、一方的な評価に基づいて韓国・中国が連携し国際的に展開するような動きは地域の平和と協力の関係構築に資するものではないと言わざるをえない」と批判した³。

菅官房長官の安重根は「テロリスト」との評に対し、韓国外交部は同日、報道官名義で「歴史の良心に目を閉ざす菅官房長官を糾弾する」というタイトルの論評を出した。論評では「安重根義士は韓国の独立と東洋の真の平和を守るために献身した偉人。韓国はもちろん国際的にも尊敬される英雄」と強調し、「伊藤博文は日本の帝国主義時代に大韓帝国に対し乙巳保護条約（第2次日韓協約）を強要し、武力を用いた韓半島（朝鮮半島）における日本の侵奪を主導。韓半島と北東アジアの平和を踏みにじり、到底言葉では言い尽くせない苦痛と害悪を及ぼした元凶」と規定した⁴。

同年2月4日の閣議で、安重根記念館建設に関する議員の質問主意書に対し日本政府は、「残念で遺憾だ」との答弁書を決定し、1月の記者会見で菅官房長官がテロリストと評した安重根については「伊藤博文を殺害し、死刑判決を受けた人物」と位置づけた⁵。

日本政府は、過去において安重根に対する公式な見解を示すことはなかった。日本の歴史教科書で、安重根は独立運動家として扱われており、テロリストとする教科書は皆無である。安重根の評価が日韓で異なることは双方周知のことであり、ことさら問題とされては来なかった。しかし、記念館建設に対する菅官房長官の発言で、これがクローズアップされることになったのだ。

2014年の記念館建設をきっかけに、歴史認識問題に「安重根の評価」という新たな問題が新たに加わったかに見える。しかし実際には、これまで主に問題とされてきた教科書問題、靖国問題、竹島（独島）問題、従軍慰安婦問題等の日韓間の歴史認識の根本にあるのが、日本による「韓国併合」に関する認識である。安重根の評価は、むしろ歴史認識の本質に近づいた問題といえよう。

本論文では、安重根に殺害された人物である伊藤博文と明治日本の朝鮮（韓国）政策をテーマ

³ 2014年1月20日、The Huffington Post。

外交ルートによる抗議とは、19日、外務省の伊原純一アジア大洋州局長が、韓中の駐日公使宛にそれぞれ電話で行ったもので、「日本の立場と相容れず、大変遺憾」との内容を伝えた。

〔http://www.huffingtonpost.jp/2014/01/20/an-chung-gun-memorial_n_4629888.html〕

⁴ 2014年1月20日、聯合ニュース。

⁵ 2014年2月4日、日本経済新聞電子版〔http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0402B_U4A200C1PP8000/〕

とする。伊藤は、安重根とは表裏関係にある、日韓での評価が異なる代表的人物である。日本における伊藤博文の一般的な認識は、まずは初代内閣総理大臣。そして、初めて憲法（大日本帝国憲法）を制定し、議会を開設した明治の政治家、近代日本建設の立役者、といったものだ。主要な役職として挙げられるのは、初代を含め4度の内閣総理大臣、初代枢密院議長、初代貴族院議長、立憲政友会初代総裁、そして初代韓国統監である。

一方韓国で伊藤は、日露戦争後の第2次日韓協約（乙巳条約）によって韓国を保護国化し、初代韓国統監として帝国主義日本による韓国併合を導いた張本人であり、そのために義士安重根によって射殺された人物として認識されている。

韓国での伊藤の印象が、日本の初代内閣総理大臣としてより、初代韓国統監として強烈であることは、日本人にとっては意外なことかもしれない。しかし自国の存亡に大きく関わった人物を自国の立場から評価するのは当然であろう。むしろ韓国保護国化への関わり、初代統監としての伊藤が日本であまり意識されていないことを、韓国人は意外に思い、もどかしく感じるのだ。そして韓国人にとって義士である安重根が、日本政府中枢の内閣官房長官にテロリストと言われれば、強い反発を感じるのである。

伊藤博文について日韓で評価が異なるのは、研究においても同様である。近年韓国においても、数は少ないが伊藤の人物研究が行われるようになり、近代日本をつくった政治家として評価するものもあるなど伊藤博文に対する拒否感が薄れてきたようにも思われる。しかしその韓国政策に関しては、「韓国を併合に導いた元凶」との評価は変わることはない⁶。

日本においては、伊藤は「保護国化まで併合は望んでいなかった」、「実際に行われた武断的併合ではなく、よりましな形での併合を望んでいた」、「伊藤が暗殺されたため、急進的併合論者により併合時期が早まった」などの見解を示す研究者もいる。しかし、韓国からみれば、それらは伊藤の韓国統治を肯定的に評価していることであり、批判の対象となる。なぜなら、よりましであろうと、漸進的に行われようと、結局韓国が併合された事実は変わらないからである。そして、併合に向かう段階である保護国化を、第2次日韓協約を締結させることで完成させたのは伊藤であり、統監期に伊藤が整えた体制が併合をスムーズに進めることになったのも事実だからである⁷。

2014年、記念館建設を機に安重根の評価がクローズアップされることになった。安重根と表裏一体の関係にある伊藤博文が関わった明治日本の朝鮮政策を研究課題とすることは、歴史認識問題を考える上でも、今日的な意味を持つものと信じる。

⁶ 李鐘珪『이토 히로부미 원흉과 원훈의 두 얼굴 (伊藤博文 元凶と元勳の二つの顔)』（東亜日報社、2010）、韓相一『이토 히로부미와 대한제국 (伊藤博文と大韓帝国)』（カチクルパン、2015) など。

⁷ 韓相一、前掲書、410-411頁。

先行研究とその問題点 伊藤博文は、幕末、長州藩の貧しい農家に生まれ、少年期に父親が養子に入ったことで自らも最下級ながら武士の身分となった。吉田松陰（1830-59）の私塾松下村塾で学んだ後、尊王攘夷運動に身を投じ、藩に認められて士籍を得る。しかし、英国に密航留学したことで開国に目覚め、明治維新後は薩長中心で樹立された新政府に入った。生まれた時代、場所、環境と才能に恵まれ、また自らの努力とおそらく強運もあって、内閣総理大臣という最高の地位にまで上りつめた。幕末から明治という激動の時代を背景に名を挙げた多くの人々の中でも、立身出世の代表格といえる人物である。

伊藤の人物研究で、その生涯全体を扱ったものは多くない。戦前の『伊藤博文伝』⁸は、他にはない資料も多く含んでおり、伊藤の生涯を詳細に伝える充実した内容の伝記である。もっとも、偉人伝として功績を称える傾向は否めず、伊藤のエピソードの中には死後 30 年の間に伝説化された事実と異なる内容も含むなど、研究での引用には注意が必要である。

伊藤は明治という時代を通じて長く政府中枢近くにありつづけたため、関係する人物や事件の数や分量は膨大で、研究対象となる範囲も、憲法制定、政党政治、外交、政権期の諸政策等々実に幅広いものである。戦後、新たに多くの資料が公開されても、伊藤の生涯全体を捉える研究は一人の研究者の手には余るのが実情だろう。研究対象は、自ずと扱う対象範囲を時代なり一定の視点なりに限定して行うことになる。

長く『伊藤博文伝』を越える伝記は見当たらなかったが、伊藤の没後 100 年に当たる 2009（平成 21）年、政治家伊藤の全体の姿を対象にする伝記として、伊藤研究の第一人者とされる伊藤之雄により『伊藤博文 明治日本を創った男』⁹が出版された。戦後公開された多くの一次史料に基づき、伊藤の人物像を多方面から描いており、充実した評伝である。政治家としてのみならず、私人としての伊藤のエピソードをも多く含み、伊藤個人の全体像を捉える読み物として面白い。もっとも、伊藤之雄が「自由に」書いた結果、著者の伊藤への愛情が反映されて、伊藤博文は全体的に肯定的に描かれている。

同じく 2009 年、『伊藤博文 明治日本を創った男』では簡単にしかふれていなかった伊藤の韓国統治について、伊藤之雄は李盛煥との共同編著『伊藤博文と韓国統治-初代韓国統監をめぐる百年目の検証-』¹⁰を出す。日韓の伊藤博文研究、朝鮮（韓国）史研究等の、専門分野も異なる若手を含めた研究者らによる研究会の成果として、事実を踏まえた実証的な論文がまとめられ

⁸ 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上中下（統正社、1940）

⁹ 伊藤之雄『伊藤博文 近代日本を創った男』（講談社、2009）

¹⁰ 伊藤之雄・李盛煥編著『伊藤博文と韓国統治-初代韓国統監をめぐる百年目の検証-』（ミネルヴァ書房、2009）
編者以外の執筆者は、方光錫、崔在穆、奈良岡聰智、伊藤孝夫、文竣映、浅野豊美、瀧井一博、松田利彦、辛珠柏、水野直樹。

ている。ただし、実証重視のためか各研究者のバランスが考慮されてか、伊藤の評価にも細かい点で肯定も否定もある、全体として無難な印象の論文集となっている。

瀧井一博は、政治家としての思想がないともいわれる伊藤を、「文明」「立憲国家」「国民政治」という視点から捉えなおし、伊藤の真価を「知の政治家」と評する¹¹。伊藤は西洋文明の知と出会い身につけた経験から、教育を受けた国民が身分を超えて参加する国民政治の実現を目指し、憲法、帝国議会、責任内閣、韓国統監府等の諸制度を整えていった。その際、内外の政治情勢や国民の政治的成熟、経済力などを勘案しつつ漸進主義的に進行させた。しかし、政治家としてはあまりに主知的であったため、例えば韓国統治で、文明の唱道と制度整備を進めるに当たり韓国人の反日ナショナリズムを理解できず統治に躓くこととなった、とする。

伊藤が知の政治家であるとの評価は筆者も同意するが、韓国統治に関する瀧井の評価は少々甘い。伊藤の諸制度整備により、韓国は外交権に加え内政権も奪われ、軍隊も解散させられたのであり、文明化も何もあったものではなかった。伊藤は、反日ナショナリズムに対しても、得意の漸進主義により時間をかけて押さえ込もうとした。しかし義兵闘争の激化など、予想を超えた韓国内の反発のなか、日本国内で韓国併合の早期実現の機運が高まり統監辞任を求められると、伊藤はあっさりこれを受け入れる。しかしこの時、統治に必要な諸制度の下地は既に伊藤主導で整えられていた。韓国統治に関していえば、伊藤は知の政治家である以前に、何より「日本の政治家」だった。

伊藤と日本の韓国（朝鮮）政策との関連に特に注目した研究では、従来、第2次日韓協約の締結や韓国統監としての統治について、すなわち具体的に韓国併合に向かう時期が主な研究対象とされてきた。そして、それらは基本的に日本の韓国併合に批判的な立場からの研究である。

海野福寿の『伊藤博文と韓国併合』¹²は、海野自身の主な研究課題である、併合までに日本と韓国が段階を追って結んだ各条約を詳説するとともに、伊藤の第2次日韓協約強要および統監期の韓国植民地化政策、そして伊藤の暗殺について検討する。各章冒頭で伊藤と関係する人物たちによる仮想ダイアログにより海野の考える伊藤像を呈示するが、そのなかで海野は、伊藤は植民地主義者ではあったが国際協調主義者であった点でその後日本の指導者となった軍事的封建的帝国主義者とは異なる、との見解を示した。いわば、その後の軍事的封建的帝国主義者に比べれば伊藤はよりましだった、との評価である。

これに対し、小川原宏幸は『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会 王権論の相克』¹³で、従来の研究が日本による韓国併合過程における伊藤の統治政策と実際に行われた併合後の武断的

¹¹ 瀧井一博『伊藤博文 知の政治家』（中公新書、2010）

¹² 海野福寿『伊藤博文と韓国併合』（青木書店、2004）

¹³ 小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会 王権論の相克』（岩波書店、2010）

植民地統治を二項対立的に描こうとし、伊藤の政策をよりましたものとして肯定的に評価すること（森山茂徳、海野福寿の研究など）を批判する。そして、日本の韓国併合過程、朝鮮植民地化過程を、伊藤をはじめとする日本の政治家の統治構想、朝鮮半島をとりまく国際関係、朝鮮社会を機軸に捉えなおした。

小川原によると、伊藤は第3次日韓協約を機に「第3次日韓協約体制」を成立させ、これを自身が構想する自治植民地的な併合体制への過渡期的体制と位置づけていた。そして、第3次日韓協約体制下で、司法改革をはじめとする近代文化主義的政策、韓国皇帝を利用した民心収攬策を展開したが、朝鮮社会に受け入れられずに挫折した、とする。従来見過ごされてきた、被従属地である朝鮮社会からの視座で韓国併合過程を捉えた点は画期的だ。

一方韓国では、伊藤博文は長く人物研究の対象として扱われて来なかった。韓国保護国化の実行者、韓国を併合に導いた初代韓国統監であることから、考察する対象として忌避されてきたものと思われる。韓国併合から100年目に当たる2010（平成22）年に出版された、李鐘珏の『伊藤博文 元凶と元勲の顔』は、日韓近代史と共に伊藤の生涯を振り返る一般向けの伝記的な書である。細かい部分では、史料を反映していない内容や根拠が不明な記事が散見されるが、一般書としては許容範囲だろうか。ともかく、安重根との関連や韓国統治に関してだけではない伊藤博文の評伝が韓国語で出版されたことは評価できる。

韓相一も『伊藤博文と大韓帝国』で、前半では韓国と深く関わる以前の伊藤を取り上げ、後半では第2次日韓協約の締結から韓国併合の合意を行い死に至るまでの4年間（1905-09<明治38-42>年）を取り上げた。近代日本史、日韓関係史を語る上で伊藤が関与した領域がないほどであるため、研究対象をその長い官僚、政治家人生の間に関わった朝鮮問題およびその韓国併合のための構想と役割に限ったとする韓相一の研究は、韓国でも大きな関心をもって受け入れられるのではないか。ただし、前半部分での伊藤と朝鮮問題の関わりは十分に引き上げられているとはいえ、日朝修好条規（江華島条約）や下関条約についてもその概略が述べられているに過ぎない印象である。

以上のとおり、従来の伊藤博文の生涯を扱う人物研究では、朝鮮（韓国）政策に関する検討が十分ではなかった。また、伊藤博文と朝鮮（韓国）に関する研究は、第2次日韓協約以前の伊藤と朝鮮（韓国）との関わりにほとんど注目していない点で不満が残る。

従来の研究が第2次日韓協約以前の伊藤と朝鮮（韓国）との関連に注目して来なかった理由は、日韓歴史研究者の興味がまずは韓国併合に発するためと考えられる。しかし、実際に伊藤が深く朝鮮（韓国）政策に関わる明治末期の第2次日韓協約締結の時点で、伊藤がどのような朝鮮（韓国）政策、朝鮮（韓国）への認識を持っていたのか理解するには、それ以前の伊藤の朝鮮（韓国）との関わりを整理する必要がある。

幕末に英国（1863-64<文久3-元治元>年）や上海（1866<慶応2>年）への渡航経験を持つ伊藤は、その経験と知識を買われて、1868（明治元）年、新政府に出仕し外国事務掛となった。その後も財政幣制調査のために渡米（1870-71<同3-4>年）、岩倉使節団に加わっての欧米訪問（1871-73<同4-6>年）、憲法調査のための渡欧（1882-83<同15-16>年）と、西洋諸国を歴訪しては、その成果を明治日本の政策に反映させていった。伊藤にとって外国といえば、西洋との関係が深い印象は否めない。

しかし、伊藤は明治初期から政府中枢の人物らと深いつながりを持ち、日本の朝鮮政策にも間近でふれることができた。朝鮮を開国させる日朝修好条規（江華島条約）締結に当たっては、派遣使節への訓条、内諭作成を任されてもいる。日本が朝鮮政策に本腰を入れ始める明治中期に、政府の中枢に位置するようになっていた伊藤は、朝鮮をめぐる清国との交渉（甲申政変後の天津条約、日清戦争後の下関条約）でも全権大使として重要な役割を果たしている。従来行われて来なかった伊藤の朝鮮（韓国）政策への関わりを明治初期から末期に至るまでたどることは、明治日本の朝鮮（韓国）政策を、政府中枢にある一政治家の視点から見直すことにもなると考える。

本論文の視点 英国の歴史家 E.H.カー（1892-1982）は、歴史とは「現在と過去との対話」であると言ひ、さらに「過去と未来との対話」であるとも言った。「未来への理解が進んで初めて、過去を取り扱う歴史家は客観性に近づくことができる」¹⁴と。現在から遡って過去である明治期を眺めるに当たり、より客観性に近づくため、筆者は「未来からの視点」によりアプローチを試みる。未来からの視点とは、現在の我々が将来そうありたいと考える、日本や日韓関係や世界などの未来を見据えた視点である。そして、時代を超えた普遍的価値観により過去を取り扱おうとするものである。

また、自国の過去の歴史を対象にする上で陥りかねない自国中心思考を極力回避し、西洋近代化至上思考から脱するため、東アジアという「地域からの視点」により臨むことを試みる。明治に始まる日本の近代は東アジアの隣国と密接な関係があり、東アジアとの関係抜きには語れない。しかし、日本は西洋近代化を決定すると西洋列強との関係を重視し、東アジア地域に対しては自らが東アジアの一員であることを忘れたかのように西洋列強と同様の態度をとるようになった。地域からの視点とは、この日本が重視してこなかった東アジア地域を意識し過去を取り扱おうとすることである。これら「未来からの視点」「地域からの視点」という2つの視点によることで、歴史をより高い位置から俯瞰できると考える。

近代日本の建設者としての伊藤博文を論じる上で、まず日本の近代とは何だったのかを整理

¹⁴ E.H.カー著（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』（岩波新書、1962）V章・183頁。

をしておきたい。本論文で論じる近代とは、西洋文明とそれに支配された思考と規定する。それは、帝国主義を包含し、そして特に強調すべきは西洋以外（ここでは主に東アジア）を無視、あるいは否定する思考である。

金鳳珍は、東アジアに「伝統」から「近代」への転換期が訪れた時代を考察する際に、「伝統＝保守・後退、近代＝進歩・発展」という一元的進歩史観や「アジア文明＝特殊・負、欧米文明＝普遍・正」とする二分法などを止揚し克服する文明論的視点を提案する。そして、アジア文明と欧米文明の双方とそれぞれの伝統と近代のなかに、特殊と普遍、正と負の両側面があることを指摘する。本論文でいう日本の近代は、金鳳珍の文明論的視点によれば、西洋文明を「近代」として、正・負含めて取り入れる思考とその思考に支配された時期といえる。その陰には、アジア文明を「伝統」として正・負含めて無視あるいは否定する思考があった、ともいえよう¹⁵。

幕末、東洋の一小国だった日本は、米国による開国（1854<安政元>年）を皮切りに西洋列強諸国との国交を次々と開いた。明治期に入ると、日本は自ら西洋近代化の積極的受容を選択する。しかし近代化の一つの目安である不平等条約改正が完全に達成され日本が西洋列強と同列の位置に立てるのは、明治も末の1911（明治44）年になってのことだった。明治は近代化という時代の壁を越えようと日本がもがき続けた時期だったといえる。

日露戦争（1904-05<明治37-38>年）に勝って西洋列強と肩を並べるようになった日本は、その後も軍備増強、殖産興業により国力を高め、第一次世界大戦（1914-15<大正3-4>年）頃には間違いなく世界の大国の一つになった。議会政治の成熟と民主主義的思潮の隆盛によって、1925（大正14）年には成人男子に等しく選挙権が与えられる普通選挙法も成立した。しかし民主主義的思想運動に対する規制も併せて行われ、普通選挙法と同時に治安維持法も成立する。治安維持法では「国体」¹⁶を変革しようとする結社や運動が禁止され、その後、思想や言論等を規制し弾圧する根拠となった。

明治期に近代化に邁進し、大正期に近代化を達成し、その後の昭和近代の日本が、とめどないアジアでの権益拡大に走るのとは周知の事実である。日中戦争（1937-45<昭和12-20>年）が長引くなか、1941（昭和16）年12月8日の真珠湾攻撃に始まる太平洋戦争で、日本はついに米英と戦火を交えることになった。太平洋戦争開戦翌年の1942（昭和17）年7月、雑誌『文学界』主催で、京都学派、日本ロマン派ら当代の知識人による座談会「知的協力会議・近代の超克」が

¹⁵ 金鳳珍『東アジア「開明」知識人の思惟空間』（九州大学出版会、2004）序章。

金鳳珍はさらに、東アジアが国際秩序の転換や国内外システムの変容に対応するなかで捨て去ることになった国際政治観、近代国家観にこそ、国内外秩序の転換期にある今日の世界に有意義な観点であると指摘する。

¹⁶ ここで用いられる「国体」とは、「万世一系の天皇が統治すること」を日本の国のあり方とするものであり、日本が西洋や東アジアなどの他国から優越する根拠となった概念である。

開かれた。米英らが世界を支配してきた近代の超克を、対米英戦開戦を機に語らせたこの座談会は、戦後、戦争責任が論議されるなかで、知識人の戦争協力問題の象徴的扱いを受けることになる¹⁷。

子安宣邦は、「近代の超克」座談会が「東亜問題あるいは中国問題についての発言者をまったく欠いてなされた」ことがこの座談会の重大な欠落である点を指摘する。子安の指摘どおり「中国問題、朝鮮・満州を含めた大陸問題をはずして、日本の近代も近代史もない」にもかかわらず、近代を語る座談会の場に東亜問題・中国問題の専門家は招かれず、また出席した知識人たちはそれにふれることがなかった。日本は、超克すべきは米英ら西洋中心の近代であるとし、帝国主義国家として近隣アジアで権益拡張を行ってきた日本の近代は無視したのである¹⁸。

近代の超克は、戦後 70 年を過ぎてなお今日の問題だ。日本は敗戦後、戦後復興とその後の高度成長にまぎれて、戦争（日中戦争および太平洋戦争）を含め、近代の総括を行わないまま今日に至った。総括がなされなかった結果、1980 年代以降韓国、中国に歴史認識を問われ始めると、日本政府としての明確な「認識」を示すことができず、また政治家の多くの失言を生むことになったのではないか。

サンフランシスコ講和条約締結（1951<昭和 26>年）や国際連合加盟（1957<昭和 32>年）などで対英米などの連合国との戦後の清算は一応ついた。そして日韓基本条約締結（1965<昭和 40>年）、日中共同声明発表（1972<昭和 47>年）で、韓国、中国との外交関係が成立した。これらのいずれかの段階で、国家として国民の多くや近隣諸国の合意を得られるレベルで総括ができなかったのだろうか。実際には、日本は国家として総括する必要をおそらく感じず、国民もまたそれを追及せず、また望みさえせずに今日に至った。そして日本は、近代を今も超克できずにいる。

現在も超克できないジレンマから、この「近代」をキーワードに、明治に遡って近代日本の建設者とされる伊藤博文に問いかけようとするのが、本論文でいう未来からの視点である。近代化を進めるなか、特に東アジア政策において、明治日本、そして伊藤はどこかで何かを間違わなかったか、間違っていたとしたらどこで何を間違ったのか、と。明治日本を分析しようとするとき、我々はその後の歴史を既に知りつつそれを行うことになる。先に見たように、昭和近代も終わりに近づいた時期に座談会「近代の超克」で近代が語られた時、東アジアへの視線は完全に欠落していた。では遡って明治期にはどうだったのか。未来からの視点を意識しつつ批判的に検討してこそ、近代を超克することができよう。

¹⁷ 座談会「知的協力会議・近代の超克」は、『文学界』同人の河上徹太郎を司会とし、参加者は亀井勝一郎、三好達治、中村光夫、小林秀雄ら 13 人。竹内好は『近代の超克』（1959）で、この座談会を批評し、その「大東亜戦争の二重構造」説、すなわち大東亜戦争は「対帝国主義戦争」であると同時に「植民地侵略戦争」だった、との説は論議を生んだ。

¹⁸ 子安宣邦『「近代の超克」とは何か』（青土社、2008）27-39 頁。

本論文の構成 第1章では、日本による朝鮮開国前後の日本の朝鮮政策を概観する。明治初年、日本は王政復古による体制変更通告を朝鮮に拒否され、国内に征韓論が起こった。明治6年政変（征韓論政変）で、伊藤は岩倉具視使節団帰国組として征韓論に反対の立場を取る。

欧米で西洋近代の絶対的優位を思い知らされた日本政府は、本気で近代化に向かう決意をする。日本は、江華島事件を機に万国公法に基づいて日朝修好条規（江華島条約）を締結し、朝鮮を開国させた。伊藤は条約の交渉使節への訓条、内諭を作成するが、これが朝鮮政策そのものに関わった最初である。やがて政府の中枢に位置するようになった伊藤は、甲申政変後の天津条約で全権大使として清国李鴻章と交渉し、朝鮮への出兵に清国と同等の権利を得ることに成功する。

第2章では、第2次伊藤内閣における朝鮮政策を概観する。朝鮮で起きた甲午農民戦争鎮圧を名目に日清両国が出兵し、これが日清戦争に発展する。伊藤は朝鮮の内政改革に積極的である一方、内閣総理大臣として大本営に参加し、出兵や農民軍の殲滅命令に関与した。

日清戦争が日本の勝利によって終わると、下関条約の全権の一人として李鴻章と講和交渉し、清国に朝鮮の完全な独立を認めさせた。東アジア世界の中心である清国と朝鮮をめぐって争い勝利した結果、日本自らを含めた西洋近代勢力による清国進出が促されることになる。

第3章では、乙未事変後に大韓帝国が成立し、日露戦争を経て日本が韓国を保護国化するまでを概観する。乙未事変で朝鮮の王妃閔氏が殺された後、一時的に日本の朝鮮への影響力は薄れ、大韓帝国が成立した。力を蓄えた日本は韓国を巡ってロシアと争い（日露戦争）、その勝利によって日本は西洋列強から西洋近代の一員と認められるとともに、韓国における日本の優位を列強に認めさせた。

伊藤は、乙未事変のときには3度目の総理大臣の職にあった。日露戦争開戦後間もなく決定された「対韓方針」「対韓施設綱領」には元老として関わる。日露戦争終結後、韓国に第2次日韓協約を結ばせ保護国化を完成させる役割を引き受けた。

第4章では、韓国統監府設置後の日本の韓国政策を概観する。初代韓国統監に就任した伊藤は、韓国政府を韓国施政改善に関する協議会により日本が期待する方向に導こうとした。高宗がハーグ万国平和会議に第2次日韓協約の無効を訴えようとするのをこれを退位させ、第3次日韓協約を結んで韓国内政権を奪い軍隊を解散させる。しかし改革は進まず、激化した義兵闘争の鎮圧には苦慮し、ついに韓国併合を承認した後、間もなく統監を退任する。

統監退任後訪問した満州のハルピン駅で、伊藤は安重根に銃撃を受け死亡した。韓国で、伊藤は日本による侵略、併合の象徴となり、一方安重根は独立運動、抗日の象徴となっていった。

第1章 朝鮮の開国前後と伊藤博文

伊藤博文は、幕末の1863（文久3）年5月、長州藩の他の4人と共に英国に密航留学し、ロンドン大学で学んだ。しかし留学半年後に長州藩の外国船砲撃を知り、攘夷を止めさせるため井上馨（1836-1915）と共に帰国した。

下関戦争で攘夷から倒幕に転じた長州藩は薩摩藩と結ぶ。1867（慶応3）年10月には大政奉還によって政権が幕府から朝廷に移され、同年12月に王政復古の大号令が発せられた。

1868（明治元）年1月、伊藤博文は海外経験が買われて新政府に出仕し、外国事務掛となる。同年6月には前年開港した神戸を管理する兵庫県知事に抜擢された。1869（明治2）年には新官制の中央政府で大蔵少輔兼民部少輔となって、富岡製糸場建設に伴う外国人雇用に関わり（1870<明治3>年）、アメリカで財政幣制調査を行った。

伊藤は、岩倉欧米視察団には副使の一人として加わる。しかし、不平等条約改正に動いて失敗したことから、機械文明のみならず、欧米間の国際法である万国公法や法制など、制度的な西洋文明化すなわち近代化の必要を痛感する。また物事は時機をみて漸進的に行わなければならないことも思い知るようになった。

明治政府は王政復古後、朝鮮に開国を迫り拒否されていたが、視察団派遣中、留守政府で征韓論（1873<明治6>年）が起こる。同時期に征台論も起こり、実際に台湾出兵（1874<明治7>年）が行われた。伊藤は内政優先を理由に征韓論にも征台論にも反対の立場を取るが、外征自体を否定していたわけではなかった。

日本は、江華島事件を機に朝鮮を自主の邦と謳う日朝修好条規（1876<明治9>年、江華島条約）を締結して朝鮮を開国させる。伊藤は修好条規締結交渉を行う使節への訓条、内諭を万国公法に基づいて作成し、初めて朝鮮政策そのものに関わった。

日本は、日清両国の支配下にあった琉球に対しても、琉球の抵抗や清国の抗議を受けながらも漸次処分を進めていた。1878（明治11）年、政府の中枢に位置するようになった伊藤は、琉球の廃藩置県を上奏・決定し、軍隊を付けて処分官を送り日本に取り込んだ。

朝鮮では、壬午事変（1882<明治15>年）を機に、朝鮮への進出を強める日本と、朝鮮への干渉を強めようとする清国の対立が明らかになる。甲申政変（1885<明治18>年）の際には、ついに両国軍隊の戦闘が起こった。伊藤は甲申政変後に天津条約の全権大使となって李鴻章と初めて交渉を行い、朝鮮に出兵する際には相互通告するという清国と同等の権利を得る。

日本は、西洋文明の正の部分である近代的制度と共に、負の部分である帝国主義も取り入れつつあった。

第1節 征韓論と伊藤博文

「彼無礼を問う」木戸孝允の征韓の論理 徳川時代、日本の徳川幕府と朝鮮国との間には正式な対等外交関係があり、交易が行われていた。朝鮮からは、将軍の就任祝いを名目とした外交使節である朝鮮通信使が数十年ごとに日本を訪れていたのである¹⁹。ただし日本側の窓口は、外交・交易共に対馬藩が家役として担っていた。ところが、徳川時代後期に朝鮮通信使の来日はしばしば延期されるようになり、徳川家11代将軍家斉（在任1787-1837）の就任祝賀の通信使（1811<文化8>年）を最後に途絶える。対馬藩は外交窓口としての存在感を示す機会と共に通信使受け入れに伴う収入を失い、朝鮮との交易も先細りしていたため、財政が逼迫していた。

1867（慶応3）年10月14日、政権が幕府から朝廷に返還された（大政奉還）。それから間もない10月25日、対馬藩の大島友之允（1826-82）は将軍慶喜に、前年朝鮮とフランスとの間で起こった紛議の調停を上申する²⁰。対馬藩は、大政奉還後も朝鮮との関係で藩の存在感を示そうとしていたのである。

翌1868（明治元）年3月23日、対馬藩に、これまでどおり朝鮮との通交に関する事務を対馬守宗重正（1847-1902）に委ねるという通知と共に、今後朝鮮との国交は朝廷で行う旨朝鮮に通達せよとの命があった。これに対し4月、宗対馬守は、朝鮮との通交刷新の上書を提出する。

中古以来両国の交際総て幕府をもって敵礼と為し、この度改めて朝廷御直交仰せ出でられ万緒御創しょうそう [始まり]の初めに付き、第一御名分御条理を正しく為され、使聘来往、文書贈酬、その他百の節目、従前の弊例履ふませられず、広く古今の典故御参考なされ、一定不易の朝典御建立なされありたく存じ奉り候

〔外務省編『日本外交文書』第1巻第1冊（日本国際連合協会、1936-63）664頁〕

幕府と朝鮮を対等とする「敵礼」の旧弊を廃し、「朝廷御直交」の「御名分御条理」、すなわち日本が本来あるべきとする天皇とその臣下としての朝鮮の関係をはっきり示すよう進言したのである。

12月には対馬藩の使節が、大政一新を通告する書契（通告文書）案を朝鮮に持参した。しかし朝鮮側は、もたらされた書契の形式が従来と異なり、「皇」「勅」などの文字が含まれることな

¹⁹ 徳川時代に朝鮮通信使は12回来日した。そのうち最初の3回は厳密には回答兼刷還使で、日本の国書に対する回答と文禄・慶長の役での被虜人返還を名目とした。

²⁰ 『日本外交文書』第1巻第1冊、67-71頁。朝鮮、フランス間の紛議とは、1866年10月、フランス人宣教師の処刑を機にフランス軍が朝鮮を攻撃し撃退されたこと（丙寅洋擾）をいう。対馬藩の上申内容は慶喜から朝廷に伝えられたものの、朝廷からは何の沙汰もなかった。

どを理由に、受け取れないと言ってきた。いわゆる「書契問題」である。

特に「皇」の字は、日本と朝鮮の上下関係に関わる点で問題とされた。朝鮮側が「今日本と和を失するは長策にあらずといえども、今この皇を称する術は、必ず漸をもって我が国を臣隸しようとする奸謀なれば、はじめに慎んで許すべからず」²¹と懸念していることを、対馬藩は把握していた。外務省外国官御用掛だった宮本小一（1836-1916）も、その朝鮮論で「朝鮮国へ御一新の事を報知せしに、快く受けず。且その返書をも差越さず。因循する由、その説を聞くに、それ以前幕府と同等の交礼をなせし処、今天朝と交際する時は、幕府は將軍にして天皇陛下の臣下なり、然れば朝廷と交際するには、二三等下らざるを得ず」²²と述べるように、日本側も朝鮮側の因循理由を了解していたのである。

書契の変更は、先の宗対馬守の上書にあるとおり、朝廷御直交による名分条理を正そうとした日本側の事情による。朝鮮政府と幕府が同等で行っていた交際を、王政復古で幕府より上位の天皇親政となったことを理由に日本側のレベルを格上げし、新様式に変更したのである。急に格下扱いを受けることとなった朝鮮側の反発も無理はなかった。

木戸孝允は、これに先立つ 1868（明治元）年 12 月 14 日の日記で、岩倉具視（1825-83）に次のように言上したことを記している。

すみやか速に天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣し、彼無礼を問い、彼若し不服のときは、鳴罪攻撃其の土大いに神州の威を伸張せんことを願う。

〔日本史籍協会編『木戸孝允日記』一（東京大学出版会、1967）159-160 頁〕

新政府が関係各国に新政権樹立を通告するため送った国書の日付は同年 12 月 19 日であり、木戸の言上は書契問題のため朝鮮が国書の受け取りを拒否して書契問題が起こる以前のできごとである。では木戸が言うところの、問うべき「彼無礼」とは何かというと、古には服属していた朝鮮が奢って朝貢しないことをいうのだろう。そして朝鮮が服従しない時はその罪を責め、おそらくは武力をもって攻撃せよ、というのである²³。

木戸は、翌 1869（明治 2）年 1 月 30 日と同年 2 月 2 日の日記にも征韓の念について記し²⁴、2 月 1 日には三条実美（1837-91）と岩倉具視宛に次のような建言書を送っている。

²¹ 『日本外交文書』第 2 巻第 2 冊、238 頁。

²² 同上、860 頁。

²³ 日本が朝鮮を「古臣属していた」とするのは、『古事記』『日本書紀』の「神功皇后の三韓親征」の記事を根拠とする。「神功皇后の三韓親征」は、明治から戦前の学校教育では史実として教えられた。戦後は神話とされ、神功皇后の実在性も否定された。なお、記紀にいう「三韓」とは、新羅、高句麗、百濟 3 国のこと。記紀以降も、日本では朝鮮半島の国をしばしば「韓」と称した。

²⁴ 『木戸孝允日記』一、184・186 頁。

過日も申し上げ候通り、征韓の一条得^{とく}と御高案の上、御勇決願い奉りたし。征韓と申し候ても、只初発より干戈をもって相征し候訳にては御座なく、今日皇国御国是と相定り候処をもって、宇内の条理を推され候御儀、是に相戻り候ときは、直にもって干戈御征伐あそばされ候て、至当至極の事と存じ奉り候。元来大政御一新の御一新たる所以は、皇国を御維持遊ばされるにこそ御名実相立つ訳に御座候（後略）（『日本外交文書』第2巻第1冊、205頁）

まずは国是としての王政復古を朝鮮に了解させ古の姿に戻すことが条理であるとして征韓の決断を促し、維新の成功は天皇が続べる皇国が成立してこそ、なのだという。

木戸は建言書の続きに、国内に「御一新の御主意」により皇国を維持しようとする意識は少なく、「四方小幕府の相集まり候様の姿」となってまとまらないことへの憂慮を述べている²⁵。木戸の征韓論には、第1には王政復古した日本を朝鮮の上位に置き、第2には維新後の国内をまとめるため目を外に向けさせる意図もあったのである。

書契問題で対朝鮮交渉が膠着するなか、1869（明治2）年9月には朝鮮との交際窓口が対馬藩から外務省に移された。そして1870（明治3）年になると、明治政府は対朝鮮の方針を変更する。まずは朝鮮と冊封・朝貢関係を持つ清国と条約を結び、日本が清国と同等、すなわち朝鮮からは格上となった上で、朝鮮と交渉することにしたのである。

条約締結準備のため清国に派遣されることになった外務権大丞柳原前光（1850-94）は、出発を前に朝鮮論を提出した（7月28日）。

皇国は絶海の一大孤島に候えば、この後仮に相応の御兵備相立て候えども、周国環海の地、万世終始を全うして各国と並立し、国威を皇帳致し候儀、最大難事と存じ候。然る処、朝鮮国の儀は、北満州に連なり、西韃清に接し候地にして、之を綏服^{すいふく}すれば、実に皇国保全の基礎にして、後来万国経略進取の基本と相成り、若し他に先んぜらるれば、国事ここに休するに至り申すべし。かつ近年各国も彼の地の国情を探り知りて、頻に之を窺う者少なからず。既に露西亜の如きは、満州東北を蠹食^とし[蝕み]その勢い往々朝鮮を呑まんとす。それ皇国の一日も軽忽に見るべからざる時と存じ候。況んや列聖御垂念の地に候をや。（『日本外交文書』第3巻、149頁）

日本は大海の一孤島であり、今後兵備を拡張しても地理的に国威を皇張することは困難と思われる。しかし朝鮮は、地理上北は満州、西は蒙古・清国に接しており、これを支配し服従さ

²⁵ 『日本外交文書』第2巻第1冊、206-208頁。国内統一のため国外に目を向けさせようとするのは、後の西郷隆盛の征韓論にも通じる。

せれば日本にとって皇国保全の基礎（国防の基礎）、万国経略進取の基本（海外進出の基本）となるが、もし他国にそれを先んじられれば国事皇張もかなわない。近年は各国、特にロシアは満州、中国東北部から朝鮮を伺っている。日本はうかうかしている場合ではない。何より朝鮮は歴代天皇の思いを致す地ではないか、というのである。柳原は、朝鮮の軍事的重要性や開国交渉不調の経緯などを論理的に述べながら、最後には天皇が代々思いを致す地、すなわちかつて臣属していた地としての朝鮮を強調するのである。

木戸孝允は、1870（明治3）年頃には、外国との交際は万国公法によるべき、と考えるようになっており、1871（明治4）年の岩倉使節団出発前には、不平等条約改正を視野に入れ、朝鮮とも宗氏の「私交」によらず万国公法に基づく交際をすべきとの考えを持つようになる²⁶。しかし、少なくとも1869（明治2）年初め頃まで、木戸の朝鮮に対する考えは征韓が基本であり、征韓の論理は朝鮮が古の臣属国ゆえだった。

木戸ほどあからさまでなくとも、王政復古を標榜して成立した明治日本にとって、古臣属した（と信じられていた）朝鮮と最初に国交を開くのは当然のことと思われていた。日本が書契問題で「皇」「勅」にこだわったのも、そのためだったのである。

伊藤博文は後に甲申政変後の天津条約締結の全権大使となり、1885（明治18）年4月、清国の全権李鴻章（1823-1901）と交渉した。談判のなかで朝鮮の属国問題が話題となり、李鴻章が「朝鮮は未だかつて日本の属国たりし事あらず。これに反し朝鮮の我が属国たる事、由来実に久し」と主張したのに対し、伊藤は「朝鮮かつて我が属国たりし事あり。往昔我が神功皇后、三韓を征服したる後、朝鮮の我が属国なりし事は、閣下未だかつて之を聞かざりしか」と答えている²⁷。伊藤も、朝鮮を当然のように古の臣属国と考えていたのである。

木戸や伊藤だけではなく多くの日本人が根底に持っていた「古の臣属国、朝鮮」との意識は、明治日本の教育により、史実として国民全体に共有されるようになる。そして、明治初期の朝鮮進出から1910（明治43）年の韓国併合まで、日本の朝鮮政策推進の後ろ盾になったのである²⁸。

「内乱を冀^{こいねが}う心を外に移して国を興すの遠略」-西郷隆盛の朝鮮遣使主張 朝鮮より先に、まず清国と条約を結ぶという案が実行され、1871（明治4）年7月29日、天津で日清修好条規が締結された。日本側大使は大蔵卿伊達宗城（1818-92）、清国側大使は直隸総督李鴻章だった。最恵国待遇条項がなく領事裁判権を認めあう、対等条約である²⁹。

²⁶ 『木戸孝允日記 二』、117-118頁。

²⁷ 『日本外交文書 第18巻』、276-289頁。

²⁸ 李成一「【韓国併合】と古代日朝関係史」『思想』N0.1029（岩波書店、2010年1月号）138-150頁。李成一是、歴史研究における問題点として、戦後日本においても70年代まで、古代日本による朝鮮半島南部支配が歴史研究者から国民の大多数にまで信じられていたことを指摘する。

しかし、日本側が最初に提示した草案は、清国が欧米諸国と結んだのと同様の不平等条約だった。それを察知した清国側の大使李鴻章が、自ら準備していた案を提示してそれを押し通し、結果的に対等条約となったのである³⁰。清国における欧米並みの權益を望んでいた日本は、その後も改正要求を続け、日清戦争後に締結される下関条約（1895<明治 28>年）に至って、欧米諸国と同等の通商条約締結を約束させることになる。

日清修好条規が締結された後も、朝鮮との交渉は相変わらず膠着したままだったが、1873（明治 6）年 5 月末、釜山に派遣されていた広津弘信が、朝鮮の東萊府が倭館守門に掲示した伝令書の写しを外務省に提出した。伝令書は、宗氏貿易廃絶後も行われていた闇貿易を禁止するものだったが、掲示に「近見彼人所為、可謂無法之國（近 彼の人の所為を見るに、無法の國というべし）」とあったことを、広津は「頗る我を侮辱せり」と報告したのである³¹。

広津の報告が届くや「外務省において頗る之を問題視」して太政官に進達すると、「これより先、征韓の論大いに朝野の間に沸騰し、私に兵を集めて朝鮮を撃たんと謀る者あるに至る」状態となった³²。この伝令書事件がきっかけとなって征韓論が起こったのである。

病気のため対馬に移っていた広津は、6 月 20 日付の報告のなかで、「ついでには、清国大使の御模様相分り、交代御選任これ有る迄の処、滞勤仕り度」³³と述べていた。清国大使とは、当時日清修好条規批准のため特命全権大使として清国にあった外務卿副島種臣（1828-1905）のことである。副島は清国で、条規批准のほか、台湾人が漂着した琉球人などに害を加えた台湾事件の処理、そして清国と朝鮮との冊封・朝貢関係について問う役割を担っていた。広津が気にしていた「御模様」とは、今後の朝鮮対応に関わる朝清関係に関して、副島大使からの情報を問うたものと考えられる。

朝清関係に関し、日清修好条規批准の副使だった外務大丞柳原前光は、6 月 21 日、清国の総理衙門に赴いて、清国大臣らと次のようなやり取りを行っている。

柳曰、(中略) 前年、米國駐京公使、將に彼の國に事有らんとする以前、その書信を貴衙門に託して朝鮮に寄せん事を請求せし時、貴國は彼を屬國と稱すれども、内政教令に至っては皆關与する事無しとの答有りたる由。これまた果して然る乎。

²⁹ 直隸總督、北洋大臣として実力を持つ李鴻章が、日清修好条規締結に当たり清国の外交担当部署である総理衙門から初めて対外交渉を任された。交渉、締結の場所が天津なのは、李鴻章の本拠地であるため。条文第 1 条の相互不可侵を謳う「兩國に屬したる封土は、各礼をもって相待ち、聊侵越する事なく、永久保全を得せしむべし」の「封土」には清国の解釈では「朝鮮」を含んでいたが、日本は当初から「所屬封土」には「朝貢國」を含む「屬國」は含まれないと考えていた。この解釈の相違が、その後軋轢を産む。

³⁰ 岡本隆司『李鴻章—東アジアの近代』（岩波新書、2011）105-113 頁。

³¹ 『日本外交文書』第 6 卷、282 頁。

³² 田保橋潔『近代日鮮關係の研究 上卷』（宗高書房、1972）319 頁。

³³ 『日本外交文書』第 6 卷、290 頁。

彼曰、属国と称するは旧例を循守し冊封献の典を存するのみ。故にこの如く回答せし也。

柳曰、然らば彼の国の和戦権利の如きも、貴国より絶えて関与する所無き乎。

彼曰、然り。

(『日本外交文書』第6巻、177-178頁)

「清国は朝鮮を属国と称しても冊封を授けるのみで、内政には関与せず外国との戦争にも関与しない」という柳原のこの報告を受けた副島外務卿は、「朝鮮は清国に冊封を受けるのみの独立国である」と確認できたものと信じた。征韓論が起こるきっかけとなった伝令書について報告した広津弘信は、実は同年2月に副島外務卿が朝鮮に派遣した者である。副島は、膠着した朝鮮問題を解決すべく朝鮮を非難する機会を広津に窺わせ、自らは日本と朝鮮の關係に清国が干渉しないことを保証するため朝鮮と清国の冊封・朝貢關係の實際を確認したのである。

一方、広津の伝令書事件の報告を受けた明治政府は、朝鮮への対応を朝議で諮った(6月12日)。この時の政府は、岩倉使節団が欧米視察中の留守政府である。三条太政大臣が提出した原案は「先ず今般取りあえず我が人民保護のため、陸軍若干・軍艦幾隻彼の地へ差し置かされ、一旦有事候はば、九州鎮台へ迅速応援に及ぶべき旨を達し、猶この上使節を差遣し、公理公道をもってきつと談判に及ぶべく様」³⁴と、朝鮮出兵とその上で特使派遣するとの内容を含んでいた。西郷隆盛(1828-77)は出兵を否定し、まず兵を帯びずに使節を派遣し公理公道をもって朝鮮政府を説得することを主張する。結局この時は、副島外務卿も清国滞在中で不在であることから、朝議の決定はみななかった。

1873(明治6)年7月26日に帰朝した副島外務卿は、使節派遣に賛成し、自らが使節となることを希望する。元々朝鮮問題打開に積極的であり、広津を朝鮮に送り込んだ副島である。副島は清国と交渉するなかで、清国は朝鮮に干渉しないとの確約を得たと考えており、朝鮮問題にこの際強気で臨むつもりだった。

西郷は同月29日、板垣退助(1837-1919)に書簡を送り、兵を送れば必ずこちらから戦争を引き起こすことになるので、「可討の名」を立てるため「公然と使節を差し向けられ候はば暴殺は致すべき儀と相察され候に付き、何卒私をお遣り下さり候処、付して願ひ奉り候。副島君の如き立派の使節は出来申さず候えども、死する位の事は相^{ととの}調い申すべきかと存じ奉り候」と、自分の差遣に賛成してくれるよう頼んだ³⁵。征韓論は、伝令書の内容を侮辱として朝野に起こったが、確かにそれは兵を送る口実としてはあまりに小さな罪だった。

さらに西郷は、三条実美太政大臣に、8月3日には書簡³⁶で、同月16日には直接訪れて、「使

³⁴ 田保橋前掲書 320頁。

³⁵ 「板垣退助への書」大川信義編『大西郷全集』第2巻(大西郷全集刊行会、1927)737頁。

³⁶ 「三条実美への書」同上、742-748頁。

節差向けられ候えば、必ず彼が軽蔑の振舞い相顕し候のみならず、使節を暴殺に及び候儀は、決して相違これなき事に候間、その節は天下の人皆^{あげ}挙て討つべきの罪を知り申すべく候」³⁷と使節派遣決定を訴え続け、ついに三条の了解を取り付ける。根回しの甲斐あって、翌17日には西郷隆盛が使節として単身朝鮮に赴くことが、朝議で内定した。

西郷隆盛の主張する、即軍隊派遣でなく武力を帯びない使節派遣を、という遣使の論理は納得できるものだ。しかし、相手は必ず使節を暴殺に及ぶのでその明確な罪を責めて征討すればよいとの論は、荒唐無稽で実現可能性は極めて低い。しかし、この荒唐無稽なシナリオを留守政府は、「この議を賛^{すこぶ}くる者頗る多し。朝議略決せり」³⁸と受け入れたのである。

交渉力は認められていたとしても外交には疎い軍人の西郷が外交使節を希望し、それが多くの参議の賛同を受けた背景には、内政の混乱があった。旧幕府軍や奥羽越列藩同盟との戊辰戦争（1869<明治2>年まで）、戊辰戦争敗残者らによる新政府への嘆願活動弾圧（1870<明治3>年）により、旧幕府系の不平分子はほぼ押さえられていた。しかし、1871（明治4）年の廃藩置県に続き、1873（明治6）年には四民平等による徴兵令が実施され、巷には身分上の特権や職を失った旧士族達が溢れていた。その中には、自分たちの望んだ御一新はこんなはずではなかった、と考える薩長土肥の旧士族も含まれており、むしろ彼らの不満が高かった。

廃藩置県を中心になって実施し、多くの旧士族を背負っていた西郷は、「内乱を^{こいねが}冀う心を外に移して国を興すの遠略」³⁹をもって、自ら朝鮮遣使となることで彼らの目を外に向けさせ、その不満をそらそうと図ったのである⁴⁰。

当時、台湾征討論も同様に起こっていた。1871（明治4）年7月、台湾の原住民が琉球の漂流民を多数殺害した事件を皮切りに、台湾では日本の漂流民がしばしば害を被っていた。1873（明治6）年6月21日、日清修好条規批准のため清国にあった柳原前光は、台湾での被害に関して問責した。しかし清国側は、台湾原住民は「化外」の者たちで清国の法が及ばないとして、これを罰しようとしなかったため、日本が直接台湾を征討すべし、との声が起こったのである⁴¹。

岩倉使節団副使の一人だった木戸孝允は、岩倉具視一行より一足早く帰国していた（1873<明治6>年7月23日）。帰国後間もない8月3日、三条実美太政大臣の「台湾朝鮮の云々御下問」に対し、木戸は「口を極め御直諫申し」⁴²、外征不可を訴えた。さらに「国を治むるに義務あ

³⁷ 「板垣退助への書」『大西郷全集』第2巻、754-755頁。

³⁸ 『日本外交文書』第6巻、316頁。

³⁹ 「板垣退助への書」『大西郷全集』第2巻、755頁。

⁴⁰ 西郷が積極的に征韓を考えていたのか、遣使として平和的解決を図ろうとしていたのかについては、西郷隆盛は征韓論者ではなかったという説〔毛利敏彦『明治六年政変の研究』（有斐閣、1978）、『明治六年政変』（中央公論、1879）など〕を田村貞雄が批判し論争となった。

⁴¹ 『大日本外交文書』第6巻、178-179頁。

⁴² 「大隈重信に与う書」日本史籍協会編『木戸孝允遺文集』（東京大学出版会、1982）116頁。

り、民を撫するより急なるはなし、兵を用うるに方略あり、力を養うより先なるはなし。(中略)内国は本なり、外属は末なり、本をすて末に投ずるは果してその策の長ずるものにあらず⁴³と、内政優先を主張する「征韓征台速行の反対意見書」(8月)を提出した。しかし、病もあって引きこもり、西郷隆盛の遣使が決まった8月17日の朝議にも顔を出していなかった。

同じく副使の一人だった大久保利通も、5月に帰国していたが、参議ではなかったため朝議に出る立場になく、論議を避けるように朝議前日の16日に休暇を取って旅行に出掛けている。

8月19日、三条は西郷の朝鮮派遣を早速奏上するが、天皇が岩倉具視の帰国を待ち熟慮の上奏上するよう述べたため、派遣は一時保留となった。

明治初年以來、征韓を唱え、国威宣揚の意見を抱いていた木戸だったが、版籍奉還、廃藩置県等の大変革実施後は、国内の混乱を収めることを急務と考えていた。殊に岩倉欧米使節団に参加して先進の文物制度にふれ、日本が欧米諸国に大きく遅れていることを痛感したことで、内政充実が第一、外征云々は国力が伴ってからの思いを強くしていたのである。

岩倉使節団帰国組の論理 1871(明治4)年11月に欧米視察に旅立った右大臣岩倉具視特命全権大使は、1873(明治6)年9月13日、伊藤博文、山口尚芳(1839-94)両副使と共に欧米視察から戻った。使節団の目的は「和親聘問」と「条約改正準備」だった。日米修好通商条約(1858<安政5>年)に始まる、幕末欧米と結んだ不平等条約が、翌1872(明治5)年5月に改訂期を迎えていたのである。工部大輔^{だいふ}だった伊藤は、4人の副使の一人として使節団に加わっていた⁴⁴。

伊藤は、最初の視察地米国サンフランシスコでの歓迎会の席上、得意の英語で「我国旗の中央に点ぜる赤き丸形は、最早帝国を封ぜし封蠟の如くに見ゆることなく、将来は事実上その本来の意匠たる、昇る朝日の尊き徽章となり、世界における文明諸国の間に伍して前方にかつ上方に動かん」と⁴⁵と日本の将来への洋々たる希望を述べた。いわゆる「日の丸演説」である。

幕末の英国密航留学(1863-64)と上海での汽船買い付け(1866)、米国での財政調査(1870-71)という過去の海外経験は、伊藤の使節団での重要度を大いに高めており、「この演説は当時米国の大評判となって各地の新聞が大々的に書き立てた」⁴⁶というから、日の丸演説で伊藤の得意も絶頂にあったことだろう。

伊藤は、首都ワシントンDCに向かう直前に提出した使節団大使の任務に関する意見書でも、「我が帝国をして開明諸国の社中に入らしめ、万国公法を遵奉する者と同等並肩の交際をなさ

⁴³ 日本史籍協会編『木戸孝允文書』八(東京大学出版会、1971)129頁。

⁴⁴ 不平等条約の内容は、外国に領事裁判権を認めたこと、日本に關稅自主權がないこと、最惠国待遇承認がその主なもの。伊藤は外国通を見込まれ使節団副使に選ばれた。伊藤以外の副使は、参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通という中央政府の重鎮と、外交主管の外務少輔山口尚芳だった。

⁴⁵ 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上(統正社、1940)628頁。

⁴⁶ 平塚篤編『伊藤博文秘録』(原書房、1982)333頁。

しめ、独立不羈^{ふき}の公権を全く受用することを得せしめん⁴⁷と、欧米列強と同列に並ぶ日本の姿を思い描く。使節団副使として、使節団の中でも外国通として、伊藤は任務に対し少々前のめりになっていた。

伊藤は一方で、同時期、日本にいる盟友の大蔵大輔井上馨、陸軍大輔山県有朋（1838-1922）に宛てて、大陸政策について書き送っている。

朝鮮一条の関係を窃^{ひそか}に探索するに、この国の政府敢て再び之を討伐するの論なし。必竟未だ交誼の国ならずして、且つ自国の人民貿易通輸の為に要用ならざるをもってなるべき乎。（中略）
唐太島^{からふと}の事に付き魯国^{ろこく}との関係を速に処分し、両国の境界を判然各国に知らしむる事、実に今日の急務と臆想せり。
（『伊藤博文伝』上、632頁。『伊藤博文秘録』、331頁）

朝鮮の事情を調査した結果征韓の理由はこれと違ってなく、未だに外交関係もないので日本にとって重要な問題ではなく、ロシアとの関係からむしろ樺太の国境問題を急ぐべき、とする。伊藤はそれまで明治政府内で朝鮮政策には直接関わっていない。井上、山県宛の書簡文面を見る限り、朝鮮に対する特別な意識は持たずに冷静な判断をしているように思われる。

使節団一行は、1872（明治5）年1月25日にワシントンDCでグラント大統領に謁見した際、米国側から条約改正に前向きな返事を得た。米国に駐在していた少弁務使森有礼（1847-89）は、この機会に条約改正の談判を試みるべきことを力説し、伊藤がこれに同調する。一行は協議の上、条約改正交渉開始の希望を米国国務省のフィッシュ長官に告げるが、その時、日本側には交渉に必要な全権委任状がないことが判明したのである。

米国側の談判記録によれば、1872（明治5）年2月3日の第1回日米会談で、岩倉大使が5月に来る条約改正の期限を準備が整わないことを理由に延長してほしい旨述べたところ、フィッシュ国務長官に「貴国皇帝よりの書翰（国書）中には、その権を与うることなし」と言われ、条約について協議は可能だが調印はできないことを指摘されたという。使節団一行自身は条約の期限延長や改正条約草案決定の権限を当然持っていると感じていたのだが、国書にはそれが記載されていなかった。列強間では周知の外交ルールを日本は了解していなかったのである。やり取りの間、米国側から発言がある度に使節達は日本語で話し合うこと7度に及びながら、条約調印の全権委任を受ける必要をようやく理解し、第1回会議は終わったという⁴⁸。

談判開始の勅許を仰ぎ全権委任状を受けるため、副使のうち大久保と伊藤が急ぎ帰国した。2人の報告を受けた外務卿副島種臣と外務大輔寺島宗則（1832-93）は、使節の条約改正交渉をそ

⁴⁷ 『伊藤博文伝』上、636-637頁。

⁴⁸ 宮永孝「アメリカにおける岩倉使節団」『社会労働研究』第38巻第2号（法政大学、1992）68頁。

の役割を越えたものとして反対し、その他改正内容に意義を唱える者もあった。しかし、ようやく国書と全権委任状を受け、5月14日、2人は再び米国に向かった。

一方ワシントン DC では、大使一行が米国国務長官と条約改正に係る交渉を続けていたが、大久保と伊藤が出発して間もない時期から、木戸は伊藤と森の外国通に任せ天皇の勅旨を守らなかったことを悔いていた⁴⁹。

5月21日には、駐日ドイツ大使のフォン・ブラント、英国代理公使オッティウエル・アダムズが、共に岩倉大使を訪ねてきた。実は、2人は使節団の対米条約改正交渉を聞き、これを止めさせるため、帰国途中にワシントンに立寄ったのである。アダムズは、使節団の米国滞在延長が欧州各国に礼を欠くことなどを述べ、ブラントは、日本が米国と条約を結んだ場合ドイツは最恵国条項により日本が米国に与えた全ての譲歩を請求し米国が日本に与える譲歩は与えないと、片務的最恵国条項を振りかざして交渉中止を要求した。日米間条約が先に結ばれることで、米国が他列強の指導的立場になるのを回避しようとしたのである。「最恵国条項」なる言葉を聞くのも初めての岩倉らは愕然としたという⁵⁰。

大久保、伊藤がワシントン DC に帰着した6月17日、直ちに会議が持たれた。国務長官との交渉経過や対等条約締結の見込みなどを協議した結果、米国における個別での条約改正談判の中止が決定され、その日のうちに岩倉大使は木戸、山口と共に米国務省を訪れ談判中止を申し込んで承認された。

大久保、伊藤の帰りを待ちながら米国国務省との談判を続けるうちに、米国滞在は8カ月に及んでいた。「二氏わざわざ帰朝、種々議論を尽くし、五千里の山陸を往来せしことも、皆水泡に属せり」⁵¹。木戸の日記には、空しさと悔恨と共に大久保と伊藤に対する恨めしさが滲む。

条約改正不成功の一件を含めた欧米での経験により、使節団一行は日本の文明の立ち後れを認識させられた。物質的な後進性のみならず、欧米型の万国公法（国際法）による外交ルールや法制などを自らのものとする必要性を思い知らされたのである。伊藤は気負って積極的に動いただけに強く反省し、その後は熱心に日本の文明化、すなわち近代化に取り組んでいくことになる。そして条約改正は伊藤にとって生涯の課題ともなった。関税自主権が完全回復されて日本の不平等条約改正が完成するのは、伊藤の死後、明治も末の1911（明治44）年のことである。

岩倉使節団一行の帰国により、滞っていた政府内懸案への対処がようやく始まる。9月15日、岩倉右大臣は三条太政大臣と、留守中に生じた検討事項について協議した。三条は「大久保木

⁴⁹ 『木戸孝允日記』二、148-149頁。『伊藤博文伝』上、658-659頁。

⁵⁰ 宮永前掲論文、86-87頁。

⁵¹ 『木戸孝允日記』二、201-202頁。

戸の両氏、政府に出勤の運びに相成らず候ては、百事治り申さず候」⁵²と、大久保大蔵卿を兼参議に任じ、引きこもっている木戸の政府復帰なしには、「百事」すなわちさまざまな懸案事項の收拾がつくまいという。前述のように、留守政府で征韓問題が生じて以来、大久保、木戸は政府を避けていた。

9月15日、三条太政大臣は、木戸に政府に留まることを請うとともに西郷の朝鮮使節一件を知らせ、「朝鮮使節の義は、緩急順序はこれあるべく候えども、到底使節差し遣わさず候ては相済まぬ事と見込み候」⁵³と書簡を送る。西郷の強い意志表明を受けていた三条は、いずれ西郷の使節派遣は避けられないと考えていたのだ。

しかし岩倉右大臣の考えは異なった。岩倉は19日、駐フランス弁理公使宛に、滞在中の礼とともに当時政府が抱えた懸案事項を書き送っている。その中で岩倉は、外交に関しては、台湾、朝鮮問題は「台湾始末、紛転御評議も候えども多分即今着手には至る間敷と存じ候。朝鮮征伐、御互いにかねて承知の通り、真に御評議これ有り候えども是をもって即時の事にてはこれ無き哉と存じ候」と、いずれも緊急の事項とは認識しておらず、むしろ樺太問題を「樺太魯国住民追々暴動の件これ有り。右は捨て置きがたき次第にて専ら御評議中に御座候。是は屹度談判も相始り必ず始末遊ばされ候事と推察致し候」と、即談判して決すべきものとした。また内政の懸案事項としては、大久保大蔵卿が欧米視察で不在の間財政を仕切っていた大蔵大輔井上馨、大蔵少輔渋沢栄一らが留守政府内に軋轢を生み辞職したこと、同年4月に旧藩士250人を同行して上京し政府に建言した薩摩の島津久光(1817-87)の処遇について挙げている⁵⁴。

9月21日、旅行から戻った大久保に、岩倉は懸案事項收拾のため入閣を請うが、大久保はこれを固辞する。

大久保、木戸の朝議参加が必要とされたのは、朝鮮遣使問題のためといわれる⁵⁵。しかし遣使問題は岩倉らの帰朝当初は百事の一つであり、外交問題の中でも樺太問題に遅れ台湾問題に並ぶ問題の一つだった。しかし、これを争点としてその後政府が分裂する政変に発展したため、後年征韓論がより強調されることとなったのである。実際に巷に征韓論が盛り上がるのは、むしろ日朝間で戦闘が起こった江華島事件(1875<明治8>年)の時である。

岩倉使節一行帰国当時の伊藤の考えは、9月25日付けの木戸宛の書簡で窺うことができる。伊藤はまず「全体之施設方法」、すなわち政規、憲法の制定に関し木戸に大久保との熟議を請う

⁵² 毛利敏彦『明治六年政変の研究』(有斐閣、1978)、158-163頁。

⁵³ 木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』4(東京大学出版会、2009)165頁。

⁵⁴ 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五(東京大学出版会、1969)321-322頁。

フランス弁理公使鮫島尚信(1845-80)宛。

⁵⁵ 「朝鮮国遣使に付閣議分裂の事」多田好問編『岩倉公実記』下巻(皇后宮職、1906)1099頁。

た⁵⁶。次に政府の体制に関し、当時の参議は、引きこもっている木戸孝允（長州）、病気の西郷隆盛（薩摩）、大隈重信（薩摩）以外は、土佐（板垣退助、後藤象二郎）、肥前（江藤新平、大木喬任）で占められ、中には「右手に商業を扱い左手に政柄を執るような者」⁵⁷もいることから、木戸が復帰し大久保（薩摩）が入閣すれば西郷の慰めにもなろう、との意見を述べる。つまり欧米視察中に、それまで政府の中心だった薩長の力が弱まり土肥勢力が勢いを増してざわついている閣内を、再び大久保、木戸という重鎮の復帰で落ち着かせようというのである。なお、木戸が大久保と共に伊藤を参議に推している「私身上の儀」については、これを固辞している⁵⁸。

さらに27日、伊藤は岩倉宛の書簡で、「両公および両氏の合力ならでは、何事も前途の方向は^{あらかじ}予め定めがたく候」と、二公（三条、岩倉）、二氏（大久保、木戸）体制により切迫した数々の重大事件に臨まなくてはならないと述べる。伊藤が憂えているのは、「政体制度」そのものや薩長の勢力が弱まった政府体制より、使節団帰国後、大久保、木戸を欠いた政府の現況にあり、最も重視したのは「大久保拝命の儀、第一着」だった⁵⁹。

ところで、視察団帰国当初は百事の一つだった朝鮮遣使問題も、9月28日に西郷が三条を訪ね「朝鮮事件、西郷^{すこぶ}頗る切迫」⁶⁰して決定を迫ったため、結論を先延ばしにできない状況になった。30日には、岩倉も西郷から朝鮮遣使の件が切迫していることを説かれ、大久保に参議就任を再び強く依頼する。大久保は、三条、岩倉に加え両公の意を受けた伊藤、大隈からの度重なる入閣依頼を固辞し続けていたが、同日ついに木戸の政府復帰を条件に参議就任を承諾した。

木戸の復帰、大久保入閣の承諾を取り付けた岩倉は、10月2日、初めて参議達に時局に関する意見を求めた。その日の夕方岩倉邸を訪れた伊藤は、帰りがけに玄関で大隈に出会い、「是非新参を廃し、大久保を出し候方向然り」⁶¹と見込みを述べて大隈の同意を得、三条、岩倉にこれを持ちかけることを申し合わせた。大久保、木戸が復帰することとなった今、目指すは岩倉使節団以前の薩長中心の政府復活だった。大久保を前面に押し立て、露骨に新参、すなわち使節団不在の間に参議となった江藤、後藤、大木ら土肥勢力の排除を図ろうとしたのである。

参議就任を了承した大久保は、岩倉、三条と懸案事項の見込みや新体制の勢力関係について打ち合わせた。伊藤は、大久保と同時に参議になることを打診されたが、この時も辞退している。土肥出身の新参を廃そうとしている時であり、長州出身の新参となる自らの入閣はまだ時機ではない、と考えたのだろう。

⁵⁶ 欧米視察から戻った7月、木戸は憲法制定に関し建言書を提出していた。（『木戸孝允文書』八、118-127頁）

⁵⁷ 江藤のことか。

⁵⁸ 木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』1（東京大学出版会、2005）247頁。

⁵⁹ 『岩倉具視関係文書』五、327-328頁。『伊藤公全集』一、12-13頁。

⁶⁰ 「岩倉具視宛三条実美書翰」『伊藤博文伝』上、744頁。

⁶¹ 『木戸孝允関係文書』1、248頁。

10月12日、三条は岩倉に、西郷の朝鮮遣使案は認めるものの海軍軍備が整っていないことを理由に延期すべき、とする遣使延期策を示している⁶²。岩倉らの意見に引き寄せられながらも、西郷との先の約束もあって、三条の立場も辛いものがあった。

同12日、大久保利通、翌13日には外務卿副島種臣が、それぞれ参議に任じられた。木戸は相変わらず病で外出も叶わないため、代わりに工部大輔である伊藤が、岩倉、大久保との協議に加わる。入閣はしていないものの、この時伊藤は実質的に政府の中核にあった。

同じ10月に、大久保は岩倉に、朝鮮遣使に係る朝議順序に関する「覚書」⁶³を示している。この覚書では、「朝鮮を開化に誘導する旨趣、朝鮮を我が有に属し^{どんぜい}呑噬[攻略し奪うこと]する旨趣、朝鮮は和好を破り交際を断つたものと見なすか、朝鮮は和好交際未だ接続するものと見なすか、使節の談判を要し問罪の師を差し向けられるはこの目的を定めるに在り」と、朝鮮との関係が未だ不分明ななか、それを見定め「開化に誘導」するのか「我が有に属し^{どんぜい}呑噬」するのかといった朝鮮への対応を決めるため使節を送るのだとする。

しかし一方で大久保は同じ10月に、遣使派遣についての「征韓論に関する意見書」⁶⁴を、おそらく14日の朝議前に三条、岩倉に提出している。ここでは朝鮮遣使をにわかには送るべきでないとして主張し、その理由として、①政府の基礎が未確立 ②国庫赤字 ③富国が優先 ④戦争になると国内が疲弊し貿易赤字が増える ⑤外国との関係では脅威はロシア ⑥不慮の禍難で英国に（属国化など）つけこまれぬよう富強を図るのが急務 ⑦欧米各国と結んだ不平等条約の改正により独立国の体裁を整えるが急務、との理由を挙げる。

同じ月に示された覚書と意見書の内容を合わせ考えると、朝鮮は開化に導くか併呑する対象であり、使節派遣の時機は今ではないがいずれ当然派遣する、というのが大久保の考えである。

14日の朝議で、遣使即派遣にこだわる西郷に対し、岩倉らは譲歩策として、三条の考えや大久保の意見書をふまえた遣使延期策を主張するが、西郷は譲らず、朝議は決しなかった。翌15日、大久保以外は西郷の主張に従い、特に副島、板垣は積極的に支持した。最終決定すべき太政大臣三条実美も、西郷が辞職までのめかしたことに動揺し、結局即時遣使を決断してしまう。事前打ち合わせに反して自身の主張を否決された大久保が今度は辞職の構えとなり、17日に辞職願を提出。病気で朝議を欠席していた木戸も、同日辞職願を提出する。進退窮まった三条は、18日、人事不省となって寝込んでしまった。

辞職願を出したとはいえ、大久保は諦めたわけではなく、19日、同郷の黒田清隆と「一の秘策」⁶⁵により状況の挽回を図ることを相談していた。その秘策とは天皇の裁可により朝議の決

⁶² 『岩倉公実記』下巻、1104頁。

⁶³ 日本史籍協会編『大久保利通文書』五（東京大学出版会、1968）51-53頁。

⁶⁴ 同上、53-64頁。

⁶⁵ 日本史籍協会編『大久保利通日記』二（東京大学出版会、1969）205頁。

定を覆そうというもので、これに黒田の同意を得、やはり同郷の宮内少輔吉井友実に示談を頼んだのである。

病の三条に代わって太政官代理となった右大臣岩倉具視は、一の秘策により、朝議の決定（即時使節派遣）経緯と共に自らの遣使反対の意見をもって天皇に上奏する（10月23日）。翌24日には勅裁により岩倉の意見が容れられ、即時遣使は中止されたのだった。

一旦朝議で決したものを覆され、これを不服とした西郷、板垣、江藤、副島らは、辞表を提出して一斉に下野した。明治6年政変（征韓論政変）である。西郷の下野によって「近衛兵隊混雑切迫」⁶⁶したため、これをなだめる天皇の勅諭まで出されたが（10月28日）、結局西郷の部下である近衛兵ら薩摩出身の多くが辞職し、鹿児島に帰国した。

明治6年政変は、朝鮮遣使を争点としながら、実際には政府内勢力争いだった。欧米視察組としては、留守政府組が外交に関わる重要事項を勝手に決めようとしたことは許しがたいことだった⁶⁷。長州藩出身の木戸らとしては、陸軍卿だった山県有朋が汚職事件で退いていた上、欧米視察中に大蔵大輔として力を奮っていた井上馨が司法卿の江藤新平と対立して下野し、政府に長州色が失われていたことも面白からぬことだった。新参を廃し再び薩長中心の政府を目指す伊藤、自分中心の政府を目指す大久保、それぞれの思惑が政変に影響を与えた。

政変で西郷隆盛（薩摩）に付いて後藤象二郎（土佐）、板垣退助（土佐）、江藤新平（肥前）、副島種臣（肥前）といった多くの参議が下野したことを機に、10月25日、新たな政府内人事として、伊藤（長州）が参議兼工部卿に、参議大隈重信（薩摩）が兼大蔵卿に、参議大木喬任（肥前）が兼司法卿に、寺島宗則（薩摩）が参議兼外務卿に、海軍大輔勝安芳（海舟。旧幕臣）が参議兼海軍卿に任じられた。また大久保が提出していた辞表は却下された。

11月には内務省が創設され、初代内務卿に大久保利通が就任する。大久保は政変後の新たな政体整備を新しく参議となった伊藤博文、寺島宗則に行わせることとし、参考のため「君民共治」に基づく国法制定を唱えた意見書を自ら伊藤に提出した⁶⁸。政争の結果、大久保を中心とした新政府が始動することとなったのである。

樺太問題と台湾出兵 明治6年政変で征韓より切迫するとされた樺太問題とは、ロシアとの国境に関する紛議だった。日露間の国境は、1855（安政元）年の日露和親条約で千島列島の択捉

⁶⁶ 『大久保利通日記』二、208頁。

⁶⁷ 使節派遣前に交わされた「大臣参議及各省卿大輔約定書」第4条で、「内地の事務は大使帰国後に改正する」とされていた。国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A04017149000。

⁶⁸ 「明治六年大久保参議起草政体ニ関スル意見書」『伊藤博文関係文書（その1）書簡の部503』、国立国会図書館デジタルコレクション。

国により政体である君主民主に違いはあっても、土地風俗人情時勢に従って自然にこれは成立するものであるから、日本は日本の風土、伝統に適した「君民共治」によって我国の政体を立てるべき、とする。

島と得撫島（ウルップ島）の間と定められたが、樺太では国境を定めることができず、日露混住の地とされていた幕末から明治初年にかけて、樺太では日露住民による紛争が絶えなかったのである。1872（明治5）年にはロシア側から樺太と千島の交換が提案されていたが、当時の外務卿副島が北緯50度以北の樺太買収を主張したため協議は物別れに終わっていた。

10月24日の政変後間もない29日に、早速樺太問題について評議が行われ、一方政変後初めて朝鮮云々の評議があったのは、その1週間後の11月4日のことだった。樺太問題が優先され、朝鮮問題はこれを理由に延期されたのである⁶⁹。

樺太全島領有または島の南北住み分けを主張していた副島種臣が政変で下野したため、政府は開拓次官黒田清隆が主張していた樺太・千島交換論を容れ、樺太問題は解決に向かう。

1874（明治7）年1月、陸軍中将榎本武揚（1836-1908）が特命全権公使に任命され、三条太政大臣は、樺太事件の調書および榎本への委任状の草案作成を、新たに参議になった寺島宗則と伊藤に委ねた。千島・樺太交換条約は1875（明治8）年5月7日に締結され、日本は樺太と交換に得撫島以北の千島列島を得た。

1874（明治7）年1月、岩倉具視の暗殺未遂事件が起こった。高知県や鹿児島県の士族らが、征韓と一旦決まった朝議を岩倉が阻んだことを恨み、岩倉の暗殺を図ったものである⁷⁰。同年2月には前年の明治6年政変で下野した江藤新平を中心に征韓論を叫ぶ佐賀の乱が起こり、国内不満のはけ口としての外征論が再び唱えられていた。

台湾征討論は、1873（明治6）年に台湾の所属をめぐって清国ともめた際にも起こっていた。朝鮮遣使問題が急となり収まっていたが、ここで再度浮上してきたのである。台湾蕃地問題および朝鮮問題に関する調査を命じられた大久保内務卿と大隈大蔵卿は、1874（明治7）年2月6日、連名で「台湾蕃地処分要略」⁷¹を提出する。要略は、「我藩属」である琉球人民殺害に対する報復のため台湾への人員派遣を唱え、同時に清国に「琉球は古来我が帝国の所属」を主張するという、将来の琉球処分を見据えたものだった。

これに対して木戸孝允は、再び内政優先の理由で「外征反対の意見書」⁷²を提出した。大久保政権は植民兵を含む台湾への出兵計画を4月2日に決定するが、木戸はこれに反対して一人征台奏議書に署名しなかった。台湾問題について沈黙していた伊藤も、西郷従道が台湾事務都督に任ぜられると、同月5日、右大臣岩倉宛に「均しく征韓も台湾もその別緩急あるのみ」と

⁶⁹ 『大久保利通日記』二、208-214頁。

⁷⁰ 『岩倉具視関係文書』五、448・449頁。

⁷¹ 『大久保利通文書』五、343-346頁。

⁷² 『木戸孝允文書』八、147頁。

して台湾出兵を不可とする意見書を提出した⁷³。木戸は当時文部卿と内務卿を兼務していたが、同月 18 日、征台不可と昨年来の病を理由に辞職願を提出するに至る。

木戸や伊藤の論は、内政優先を理由に台湾征討や征韓に反対を唱える。しかしそれは早いか遅いかだけで、「国威を海外に張り版図を異域にひらく」適当な時期が到来すれば、軍力により海外に進出することを否定するものではなかった⁷⁴。

木戸が台湾出兵に反対して下野した後、一旦征台は中止された。しかし、西郷従道は独断で出兵してしまい、さらに 5 月 2 日に主力部隊が戦艦で出動すると、政府はこれを追認する。台湾出兵は、明治日本初の外征であると同時に、軍の先走った行動も成果があれば政府が認める、という悪しき前例をつくったのだった。

出兵は、清国への通告も清国に権益を持つ列強への根回しも無しに行われたため、清国からは抗議を受け英国からの反発も強かった。清国との交渉のため柳原前光が公使として派遣されたが、なかなか談判は進まず、9 月、大久保は自ら全権弁理大臣として北京に乗り込む。大久保は、台湾の「生蕃」の地は統治が及ばないとする清国に対し、「公法上において政權及ぼざる地は版図と認めずと言えり」と万国公法を盾に出兵の正当性を主張した⁷⁵。清国は、台湾が清国の封土であるのは自明の理で日本が日清修好条規の相互不可侵条項に反したと主張し、交渉は難航した。

双方戦闘だけは避けたいとの意や、駐清英国公使ウェード、駐日英国公使パークス等の仲介もあって、1874（明治 7）年 10 月 31 日、日清間に互換條款が結ばれ、日本の出兵は「日本国属民」である琉球民に害を加えた台湾生蕃に責を問うた「保民義挙」の行為と認められた。また同日結ばれた互換憑章により、清国は撫恤銀 10 万両と日本軍が台湾に設置した施設の使用費 40 万両^{テール}を日本に支払い、代わりに日本は同年 12 月 20 日までに全軍撤退することになった⁷⁶。この條款で清国が琉球民は日本に属すると認めたことが、後の琉球処分の際に琉球の日本帰属が対外的に認知される根拠になる。

台湾出兵事件により、一貫して武力征討に反対していた木戸と、内務卿としてこれを事後承認し事件処理の全権弁理大臣にまでなった大久保は不仲となり、それぞれ薩長派閥のトップだった 2 人の関係は政府内の薩長間にも亀裂を引き起こした。元々木戸の下で働いてきた伊藤は、木戸を尊敬し長州派として政策方針も同じくするところが多かったが、米国で条約改正活動の

⁷³ 「征討を不可とする意見」『伊藤公全集』第一巻、171-172 頁。

⁷⁴ 『木戸孝允文書』八、153-154 頁。

⁷⁵ 『大日本外交文書』第 7 巻、230 頁。この時清国は大久保の弁を受けて、「万国公法なるものは近來西洋各国において編成せしものにして、殊に我が清国の事は載する事無し。之に因りて論ずるを用いず、正理をもって熟く商談すべし」と述べるが、大久保は引かなかった。

⁷⁶ 同上、316-318 頁。

ため行動を共にしたことで大久保の信頼も得ていた。帰国後木戸が病気もあって引きこもりがちになる一方、大久保が明治6年政変後の政府を牽引する中心となり、伊藤は若手閣僚として大久保の下で働く機会が増えていたが、不平士族の不穏な動きや自由民権運動など今後対処すべき問題が山積する政府に木戸は欠かせないと考えていた⁷⁷。

伊藤は当時政界を去っていた井上馨と共に、大久保、木戸の間を取り持つため、故郷山口県に帰っていた木戸を大阪に呼ぶ。1875（明治8）年2月11日、下野していた板垣退助を含め、大久保、木戸、板垣3人によって今後の政府方針についての話し合いが持たれた（大阪会議）。周旋家伊藤の本領発揮の時だった⁷⁸。

⁷⁷ 「木戸起用に就き大久保参議来訪の記」『伊藤公全集』第一巻、172頁。

⁷⁸ 「久坂玄瑞宛」山口県教育会『吉田松陰全集』第8巻（大和書房、1972）64頁。
吉田松陰は伊藤を「中々周旋家になりそうな」と評した。

第2節 江華島条約への関与

江華島事件 朝鮮では、1863年に幼少で即位した国王高宗（1852-1919）に代わり、父親の大院君（1820-98）が政権を握った。当時朝鮮近海にも西洋の船舶が訪れ開国や通商を求めていたが、大院君は強硬な攘夷政策により、これらを斥けていた（衛正斥邪）⁷⁹。

1873年、朝鮮では内政を批判する崔益鉉（1834-1907）⁸⁰の上疏を機に政変が起き、大院君が下野して高宗の親政が始まる。親政開始後間もなく、政権は高宗の王妃閔氏の一族が掌握するところとなり、大院君の衛正斥邪とは異なり対外開放を唱える者も現れた。

1874年6月、閔氏政権は清国から日本が西洋諸国と通交していることを聞き及び、万一の異変に備えて辺境防備を固め軍備を整える指示を出す⁸¹。しかし、8月には、これも清国から日本の台湾出兵の報と朝鮮への出兵の可能性を示唆されて動揺し、右議政朴珪寿（1807-77）の日朝国交復活の意見もあって開国に傾いていた。

1875（明治8）年に入って、日本は停滞していた朝鮮との国交交渉を再開するため、森山茂を外務少丞理事官、広津弘信をその副官に任命して朝鮮に差遣した。広津は4月に帰国して、「大院君が去り清国の同治帝（在位1861-75）の死亡（1月）や日本の使節対応で朝鮮が混乱する今が、軍艦によって威圧し朝鮮との交渉を進展させる好機」との建議書を政府に提出した（4月23日か）。これに対して寺島宗則外務卿は、先方から交渉延期の要望があれば応じ使節により談判すべき、と冷静な対処を求める指令案を提出し、三条実美太政大臣も寺島の指令案を承認して軍艦発遣には批判的だった⁸²。

しかしその時既に、海軍大輔川村純義（1836-1904）から朝鮮近海を軍艦により探索する軍艦発遣北海西海測量伺書が提出されており、「測量」を目的とした軍艦発遣が決定する。実は、広津に同行し帰国していた奥義制書記官から川村海軍大輔に、事前に軍艦発遣の申し入れがされていたのである⁸³。

1875（明治8）年5月10日、軍艦雲揚号は品川沖を出航し、25日、朝鮮の釜山港に入港した。この間朝鮮では引き続き森山が国交交渉を続けていたが、書契の「大日本」の呼称や清国年号の使用について朝鮮側から申し出があり、さらに接見の際の新礼服用に朝鮮側は難色を示すなど、交渉は遅々として進んでいなかった。森山、広津は5月21日、連名で「将来見込書」を

⁷⁹ 米商船シャーマン号を平壤で焼き払ったシャーマン号事件、江華島に上陸したフランス艦隊の撃退（いずれも1866年、丙寅洋擾）、江華島に上陸した米艦隊撃退（1871年、辛未洋擾）。

⁸⁰ 儒者・義兵将。1873年、大院君を批判したことにより一時済州島に流配される。1906年、抗日義兵蜂起し、捕らえられて対馬に送られ、食を拒んで餓死した。

⁸¹ 「高宗実録1874年6月25日記事」『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

⁸² 『日本外交文書』第8巻、72-73頁。

⁸³ 『朝鮮理事誌』、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03030132600。

寺島外務卿に提出し、朝鮮交渉がうまくいかない場合は「彼が罪（中略）を数え告げて、理事一行この地を引き揚げるべき」⁸⁴と、使節引き揚げ論を主張した。

日本軍艦の釜山入港は、それ自体、朝鮮側に少なからぬ恐れを抱かせていたが、雲揚号は6月1日には練兵と称して空砲を50発鳴らした。さらに同月12日には軍艦第二丁卯艦も入港した。朝鮮側から軍艦の来意を問われた森山は、交渉が進まないことに対する自分への督促であると言いつつ、当然これは軍艦で朝鮮を威圧して交渉進展を促すためだった⁸⁵。しかし、これら示威活動によっても交渉は一向に進まず、雲揚・第二丁卯の2艦は名目上の発遣目的だった「測量」のため釜山を離れる。うち雲揚艦は、朝鮮半島東海岸の咸鏡道永興や慶尚道迎日湾に現れつつ朝鮮近海を測量した後、一旦長崎に入った。

釜山では、6月24日に朝鮮側から新礼服着用による接見を不可とする通知を受けた森山が、7月、ついに朝鮮との交渉使節団引き揚げ上申のため広津を帰国させた。帰国した広津は、森山理事官の進退について、退去する退去しないそれぞれの場合の注意点を挙げた上で、いずれにせよこれを清国に照会し朝清関係の程度の見極めが必要、との意見を付して伺書を提出した。さらに広津、森山連名で早急に朝鮮交渉方針の朝議決定を求めた⁸⁶。

朝鮮現地の森山らや寺島外務卿から、朝鮮に対する態度決定を督促されるなか、三条実美太政大臣は、8月18日の木戸宛書簡で森山の進退問題を「機密に」決議したいとの考えを述べる⁸⁷。当時政府には、大阪会議後参議に復帰した板垣退助がおり、左大臣として島津久光がいた。参議全員で協議すれば、これら明治6年政変で征韓論派だった者、不平士族に近い者達との間で意見が割れ、政府内外に混乱が起きるのは必定だった。三条は彼らを除くいわば内治優先派で事を決めようとしたのである。

同じ書簡で三条は、「伊藤参議の見込、内々承り候処、至極適宜の論」と述べるが、この伊藤参議の見込とはどのようなものだったのだろうか。高橋秀直は、森山、広津が将来見込書（5月21日付）で、相手の罪を数え上げ使節を引き揚げるとした強硬通告論に対し、7月の広津帰国後に「先ず平和に彼地を引き揚げ、よく後図を謀りて之が処置をなす」⁸⁸べき、との平和的引き揚げ論を示した意見書（作者不明）が、あるいは伊藤のものではないか、とする。もともとこの意見書も「後図は他日の事機を見、着手して可ならん」として、森山交渉挫折後の朝鮮問題解決に方策を持っていないのは政府と同様だったとも指摘している⁸⁹。

⁸⁴ 「将来見込書」『日本外交文書』第8巻、83頁。

⁸⁵ 『朝鮮理事誌』、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03030132700。

⁸⁶ 『日本外交文書』第8巻、107・114頁。

⁸⁷ 「三条実美書簡」『木戸孝允関係文書』4、189頁。

⁸⁸ 憲政資料室資料『三条家文書』第61冊書類35-12。

⁸⁹ 高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策-大久保政権を中心に-」、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』（吉川弘文館、1996）79-81頁。

木戸孝允は8月17日の日記に、朝鮮関連の文書が三条から回って来、大久保へ送ったことを記すが、これが内治優先派で森山の進退に関し合意を取る回覧文書だったと思われる。これと同時期、木戸の日記には広津と共に帰国していた奥義制書記官が木戸の元をしばしば訪れていたことも記されており、森山の召還等に関し朝鮮の事情を木戸に説明していた模様である⁹⁰。

釜山の森山は9月9日、長崎県令経由で本省から2つの通知を受けた。8月25日付の寺島外務卿からの退去決定の報、そして8月27日付の広津からの「置手紙は見合せよ。極^{ごく}穏やかに満珠の到るを待て」⁹¹との連絡だった。政府内治優先派の意向どおり、置手紙、すなわち相手の非を数え上げる通告などはせず静かに退去準備をせよ、との通知である。森山の帰朝指令が出た実際の日付は9月3日だが、その1週間以上前に内治優先派の主導で退去が決定され、それを広津も了解していたのである。9月21日、ついに森山は釜山を発った。

森山が退去する前日の1875(明治8)年9月20日、雲揚艦は朝鮮の江華島近くに投錨していた。上陸探索の目的で端艇を江華島に向け進めたところ朝鮮側からの砲撃を受け、日本側端艇はこれに応戦した。翌21日、報復のため「戦争を起こす」つもりで江華湾内に入った雲揚本艦は、先に発砲して第3、第2砲台を砲撃し戦闘となった。22日には第1砲台を砲撃して激戦の末占拠し、大砲等の戦利品を得て砲台を焼き払った。この戦闘で日本側1名、朝鮮側35名の死者を出す。24日に飲み水を積み込んだ雲揚艦は江華島を離れ、28日、長崎に戻った。以上の事件の概略は、雲揚艦艦長海軍少佐井上良馨(1845-1929)の「9月29日報告書」の内容による⁹²。

森山は同月29日、長崎に着いて間もなく、この事件を聞いて驚き、直ちに釜山に戻るべきか否かを寺島外務卿に問い合わせた。翌30日に「韓地へ渡り、人民保護の処分を為し、雲揚艦の件に付き朝鮮政府より東萊府使をもって問い来たる事あらば、その儀は私の委任の事にあらず、本国朝廷へ奏聞の上、返辞あるべしと答え置け」との指令があった。森山は、釜山を出発後10日も経たず再び戻るようになったこと、江華島事件の日付と自分の出立の日が暗に符合することなどを訝りつつ、既に朝鮮側も事件を承知しているであろうことを悩ましく思いながら、10月3日には再び朝鮮に渡った⁹³。

長崎に到着した雲揚艦艦長井上良馨は、9月28日午前11時25分、江華島事件について川村純義海軍大輔宛に第1報の電信記録(海軍省用紙)を送る。それには、「端舟を^{おろ}卸し測量せし処へ、彼より大砲小銃を暴発したり」とあった。しかし、これは後に「本文測量せしとあるは、

⁹⁰ 『木戸孝允日記』三、224・228-229頁。

⁹¹ 『朝鮮理事日表(副本)14』国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03030133200。

満珠は、帰国のための軍艦。

⁹² 鈴木淳「『雲揚』艦長井上良馨の明治8年9月29日付け江華島事件報告書」『史学雑誌』第111-12号(史学舎、2002)、66頁。

⁹³ 『日本外交文書』第8巻、119-121頁。

今般井上少佐帰京事実上陳の書に探水とこれ有るに付き、測量の文字は全く電信暗号の誤解に候事」との付箋により訂正されている⁹⁴。

政府は、9月28日に井上海軍少佐の事件第一報を聞き、翌29日、朝議を開いて日本人住民保護の名目で軍艦1隻を派遣することを決定した。

10月3日付で外務卿から各国駐劄公使に送られた報知には、江華島に近づいた理由を「我が雲揚艦、朝鮮国江華と申す辺りへ航行。小艇を下し測量致し候処」と「測量」と明記していた。しかし、雲揚艦艦長井上良馨少佐の「10月8日付報告書」では、「西海岸より牛莊に到らんとする途上、艦中の畜水を胸算するに牛莊着港の日まで艦裏に給与し難き故に、艦を港湾に寄せ良水を蓄積せんと欲すといえども、(中略)既刊の海図を展覧研究するに特に江花島の辺、京畿道サリー河口のみ概略の深淺を記載する便を得、針路を同方向に転じた」と、目的は「給水」で、水を求めに湾に入る細かい経緯まで述べる。また9日の寺島宗則外務卿と英国公使ハークスの対話でも、「我が雲揚艦、牛莊辺へ通航の砌、九月廿日、朝鮮江華島の近傍に碇泊し、飲料を得んが為端船を卸し、海峡に入る」と給水目的を強調して説明している⁹⁵。

以上の、9月28日から10月3日までの報告と10月8日の報告とを比較すると、雲揚艦が江華湾に侵入した理由が、10月3日から8日の間に、万国公法に抵触する可能性がある「測量」ではなく、認められている「給水」のためと変更されたことが分かる。第1報の電信記録も、8日報告書に合わせ訂正されたものと考えられる。

10月9日には、10月8日付報告書の内容により、川村海軍大輔、井上海軍少佐が直接大臣参議の前で事件の経緯報告を行い、「一同承知」⁹⁶した。報告を受けた政府は、あるいは9月29日付報告書の存在を知らなかったかもしれない。しかし、9月28日の第1報で江華湾侵入が測量目的だったことは既知のことであり、10月9日の『郵便報知新聞』には9月29日付報告書にある事件の概要が掲載されていたことから、事件の実際の経緯も概ね把握されていたと思われる⁹⁷。しかし9日の報告では、日本側の正当性を強調した10月8日付報告書を公式のものとし、対朝鮮、対諸外国、対日本国内向けにこれを使用して行くことを、一同承知したのである。

10月8日付報告書は、『日本外交文書』にも掲載されている公式報告書である。鈴木淳は、これに先立つ9月29日付報告書が、当時海軍少将で中艦隊司令官であった伊東祐磨(1832-1906)の旧蔵だったこと、伊東海軍少将が井上艦長の10月8日付報告書を翌9日に川村海軍大輔に提出していること、また伊東海軍少将が当時唯一の艦隊司令官であり、報告書の改訂や井上への

⁹⁴ 「雲揚艦ヨリ朝鮮事件電信ノ儀上申」 国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A01100106700。

⁹⁵ 『日本外交文書』第8巻、121・126・130頁。

⁹⁶ 『木戸孝允日記』三、243頁。

⁹⁷ 鈴木前掲論文、70頁。ただし『郵便報知新聞』には、雲揚本艦と第3砲台との交戦で、朝鮮側が先に発砲したことになっている。

朝鮮航路探求命令自体に関わっていたことを指摘する⁹⁸。

江華島事件に先立つ 1875（明治 8）年 6 月末の朝鮮との交渉決裂の際、雲揚艦長井上良馨は、「この如き失礼の国をその儘差置くときは、我が国威あらず。国威あらざれば他の侮謾を受けるや無論なり。故に是非これを討たざるを得ず。（中略）この度は之を攻むるの名義充分あり。実に好機会なり」⁹⁹と報告していた征韓論者であり、機会あらば実行に及ぼうとするであろうことは予想がついた。それを承知の上で、伊東海軍少将は井上に朝鮮西海岸の航路探求を命じたのである。受けた命令の裏に、井上艦長は、対朝鮮交渉打破のためなら何らかの行為が許され、あるいは期待されていることを感じていたと思われる。

では江華島事件は、雲揚艦井上艦長が裏に軍事行動の意図を含んだ伊東海軍少将の命令によって起こした、海軍のみの責任だろうか。森山、広津の見込書と森山帰国に関する政府内の秘密裏の動き、奥義制書記官の海軍への軍艦差遣依頼、時期が相前後した森山帰国と実際の事件の状況等を考えると、現場外務省官員らの焦りや、いずれは朝鮮に着手をとという政府の意向を海軍が汲み取って伊東海軍少将の命令となり、それに井上艦長が積極的に反応した結果が江華島事件となったのではないかと筆者は考える。海軍にしてみれば朝鮮東海岸調査の後に西海岸も調査するのは自然な流れである。その中で朝鮮側を挑発し、いずれは対朝鮮政策打開をとという政府の意向に叶う機会が作られたのである。

なお、キム・フンスの研究では、江華島事件は「大久保政権が主導し、中でも伊藤博文が計画の立案過程に深く関与した」¹⁰⁰（筆者訳）との説を立てている。木戸孝允宛三条実美の書簡にある「伊藤参議の見込内々承り候処、至極適宜の論」¹⁰¹を、森山の進退に関するのではなく「伊藤参議による雲揚号事件の企画」¹⁰²（筆者訳）とするのである。その間接的・情況的証拠として、伊藤が工部卿でありながら江華島事件後の朝鮮使節派遣に関する外務省所管の起案を行っていること等を挙げ、伊藤に助言を行った司法省法律顧問ボアソナードの、朝鮮および清国使節への訓条起草に関する 9 月 11 日付覚書¹⁰³を、この計画のマスタープランだとする。

⁹⁸ 「同伴同艦長井上少佐ヨリ上陳ニ付上申」JACAR(アジア歴史資料センター)、Ref.A01100106800。鈴木前掲論文、67-69 頁。

⁹⁹ 「9 月 29 日報告書」と同じく伊東祐磨旧蔵書類。鈴木前掲論文、71 頁。

¹⁰⁰ 김홍수 (キム・フンス) 『한일관계의 근대적 개편 과정 (韓日関係の近代的改編過程)』(ソウル大学出版文化院、2009)、393 頁。

¹⁰¹ 『木戸孝允関係文書』4、189 頁。

¹⁰² キム・フンス前掲書、403 頁。

¹⁰³ 『伊藤博文文書』第一巻、281-290 頁。市川正明編『日韓外交史料』1（原書房、1979）4-8 頁。「一に朝鮮に遣すべき使節に付し、二に支那政府に通告する為に北京在留公使に付すべき訓条を何様に起草すべきの顧問を受けたるに就き」作成されたボアソナードのこの意見は、『伊藤博文文書』では「9 月 11 日」付となっているが、市川正明は『日韓外交史料』で「9 月 31 日」付としている。その内容や 11 月 1 日に朝鮮使節、清国への人員派遣が決定し（『大久保利通日記』二、447 頁）、11 月 10 日に清国駐劄公使が任じられ、11 月 20 日付で特命全権大臣の朝鮮国派遣趣旨を清国政府に報知すべきとの訓条が出ていること（『日本外交文書』第 8 巻、139 頁）等から、筆者は 11 月上旬に作成されたものとする。

伊藤も朝鮮問題を打開したいと考えていた大久保利通政権の一員であり、朝鮮問題に対する木戸の思い入れも承知していただろうが、伊藤を江華島事件の企画者とするこの説は証拠不足として否定しておきたい。参議でもある伊藤は、若手閣僚として政体改編の起案や千島・樺太交換条約締結に際しての樺太事件の調書および全権大使委任状の草案に関わった実績もあって、朝鮮および清国への使節派遣に関する文書の起案を命じられていたのである。またキム・フンスが計画のマスタープランだとするボアソナードの朝鮮および清国使節への訓条起草に関する覚書は、江華島事件（9月20-22日）発生後の使節派遣に関するもので、具体的な「雲揚艦の報償」に関する記述もあり、9月11日の日付は明らかに誤りである。さらに、江華島事件が森山の朝鮮出発とあまりに期を一にして起こったことや、事件後の場当たりの対応からも、政府内あるいは政府の一部で江華島事件が企図されたものとは考えにくい。

その後の江華島事件の善後処理交渉に際して、日朝両国は事件を偶発的なものとして扱った。9月29日報告書の内容から、事件が日本側の挑発に朝鮮側が反応したことから起こったのは確かである。しかし朝鮮側が先に発砲したのは明らかであり、それを日本側が自らの測量目的の入湾を秘して非難しても、事実関係を確認する術が朝鮮側にはなかったのである。こうして朝鮮は、事件後に日朝修好条規を締結して開国に向かうことになる。

木戸孝允は9月29日と翌30日、大久保と伊藤に対し江華島事件の善後処理に関する自らの意見を切々と述べた。29日には伊藤宛に書簡も出して、木戸が江華島事件に関する派遣使節に就任できるよう伊藤の尽力を熱心に頼んでいる¹⁰⁴。去る1869（明治2）年12月、木戸には一度は清国朝鮮使節に任命されながら、その後天津教案¹⁰⁵が発生したため差遣が取り止めとなったことがあり、使節就任への思い入れがあった。伊藤は木戸への返書で、この機会に朝鮮問題解決を図るべく大久保との熟議を促した¹⁰⁶。

木戸は、10月4日に三条太政大臣宛に意見書を提出し¹⁰⁷、翌5日付の建議書では「征韓の論起るに至りて、臣深く内治の未だ^{あまね}洽からざるを憂い、内を先にし外を後にするの論を主張せり。且つ朝鮮また未だ明らかに征すべきの罪あらざるなり。今すなわち暴撃を我が軍艦に加え明らかに我に敵せり」¹⁰⁸と、かつて征韓論の際に朝鮮にはそれほどの罪はなかったが今回の雲揚艦

当該文書のフランス語原文は残っていないが、当時ボアソナードは明治政府に書き送った意見の日付の月を、しばしば短縮形で表記（7^{bre}, 8^{bre}, 9^{bre}, 10^{bre} or X^{bre}。それぞれ 7^{bre}=Septembre<9月>、8^{bre}=Octobre<10月>、9^{bre}=Novembre<11月>、10^{bre} or X^{bre}=Décembre<12月>。※参照『ボアソナード答問集』<法政大学出版局、1978>）しており、筆者はフランス語原文から翻訳の際「9^{bre}」すなわち「11月」を「9月」と誤訳した可能性が高いと考える。とすると当該覚書の日付は「11月11日」であり、その他文書や事実関係と整合する。

¹⁰⁴ 『木戸孝允日記』三、239-240頁。『伊藤博文関係文書』四、271頁。

¹⁰⁵ 1870年春、天津で、キリスト教会の特権に民衆が反発し、フランスの駐天津領事や中国人信者が殺害された事件。

¹⁰⁶ 『木戸孝允関係文書』1、286頁。

¹⁰⁷ 『木戸孝允文書』八、155-159頁。

¹⁰⁸ 『日本外交文書』第8巻、125頁。

砲撃は明らかな罪であり、それを問うため自ら朝鮮への使節を希望することを述べたのである。

江華島事件の発生により、日本で征韓論が再び起こっていた。1873（明治6）年の征韓論は政変に終わったが、今回は飲料水を求めて接近した（と皆信じていた）日本の船をいきなり砲撃した朝鮮の暴挙に対し、国中に征韓論が沸騰したのである。雲揚艦による挑発の意図ある行為が朝鮮側の砲撃を引き起こしたなどとは、当時の、一般の日本国民には考えも及ばなかった。

江華島事件によって日朝関係の新たな展開を想定した日本政府は、邦人保護のため再度朝鮮に渡っていた理事官森山茂を10月13日付指令で急遽帰国させ、草梁館には館長代理として書記を配属し、従前の事務を執らせるのみとした¹⁰⁹。

使節への訓条、内諭作成 1875（明治8）年のこの時期、内政では、大阪会議後の政体再編（4月）により、権力の集中を避けるため参議と省卿の分離（参院分離論）が一応内定したところだった。このタイミングで江華島事件が起きたのである。

太政大臣三条実美は、「参議分離の事既に略決するといえども、今当に韓事あり」¹¹⁰と述べ、江華島事件という大事に対処するため、参院分離を一旦見合わせる説を唱える。大久保、伊藤、木戸は「不日尚また困難相起り候事は必定にて、どうせ一度は逃れ難き事に付き、朝鮮一条をもって断然分離御拒絶相成り候方然るべし」¹¹¹と、参院分離は困難でいずれ一度は行き詰まるものと思われ、江華島事件への対処のため見合わせも当然、として三条に同意した。しかし参院分離論の主唱者だった板垣退助が反対し、これに左大臣島津久光も同調する¹¹²。

江華島事件で征韓論が高まりを見せるなか、島津左大臣主導で、政府に対する不平分子をその主義を問わずまとめようとする不穏な動きもみられていた¹¹³。結局、島津左大臣、板垣参議は辞表を提出し、10月27日に辞職するに至る。大阪会議後の新体制はわずか半年で崩壊することになったのである。

島津左大臣、板垣参議の辞職問題で政府内も慌ただしかったが、1875（明治8）年10月27日、ようやく江華島事件についての評議がもたれ、「雲揚艦へ暴挙の義、不問に置くや否の御評議有り、不問に置く可からずとの論に相決し」た。11月1日には、「大臣参議集会、朝鮮使節支那へ人員派遣の御評議、^{ほぼ}粗決定」された¹¹⁴。伊藤が「ボアソナード、井上毅と共に雲揚艦砲撃事

¹⁰⁹ 『日本外交文書』第8巻、132頁。

¹¹⁰ 『岩倉具視関係文書』六、407頁。

¹¹¹ 1875年10月6日付「伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、287頁。

¹¹² 『木戸孝允日記』三、244-245頁。

¹¹³ 同上、251頁。「左大臣昨日来の事情同意のもの相合し、征韓党法県党民権党不平の徒を総して煽動し、密封書等も直に世上へ流布せしむ。其党類たる皆性質氷炭の別ありと雖も、其合するものは皆不平より生ず。（中略）板垣退助河野敏謙等は皆民権家にして封建家と合せり」。

¹¹⁴ 『大久保利通日記』二、445・447頁。

件に対する調査研究の命を受け」¹¹⁵、朝鮮および清国への使節派遣に当たっての訓条起案を命じられたのは、この11月1日のことだろう。江華島事件の善後策については、朝鮮のみならず清国への対応と併せて考えられたのである。

伊藤は11月6日付の木戸孝允宛書簡で、「朝鮮一条に付き仏人へ問題をもって及び質問置き候ところ、明晩拙寓へ来訪、意見書面に認め持参仕り候筈に御座候。」と、江華島事件に関して司法省のフランス人法律顧問ボアソナードに質問し、翌夕意見を受けることを報告している。伊藤は前日の5日朝、ボアソナードに面会して「段々討議または質問等仕り見候処、^{さすが}流石法律家だけ、妙案も御坐候様、相覚え申し候」との感触を得ていた。翌7日夕方、再度伊藤邸で面会する予定に、「着手の議については廟議決定前篤と順序相立て置き候儀肝要に付き、御直聴相成候方可然奉存候に付、御繰合相成儀に御座候えば大幸不過之奉存候」と木戸に同席を請うた¹¹⁶。

7日にボアソナードから質問に対する意見書を受け取る際には、木戸孝允のほか大久保利通、山県有朋も同席して、「朝鮮一条に付き云々」¹¹⁷し、「朝鮮事件に付き質問」¹¹⁸した。

江華島事件に関する書類をまとめた『伊藤博文文書 第一巻』¹¹⁹には、ボアソナードの記名文書が4件ある。①「朝鮮の事件につき覚書」（11月11日付<11月5日作成>、工部省用紙）¹²⁰、②「朝鮮事件につき第二の覚書」（11月9日付、太政官用紙）¹²¹、③「覚」（東京に於いて、9月11日付<11月11日付か>、太政官用紙・工部省用紙の同内容2種存在）¹²²、④「朝鮮の事につき第三の覚書」（11月29日付、太政官用紙）¹²³である。

①「朝鮮の事件につき覚書」（11月11日付<11月5日作成>）は、冒頭に「今朝参議殿 [伊藤] と示談」¹²⁴とあり、伊藤の11月6日付の木戸宛書簡¹²⁵の内容に照らし、実際には5日に書かれたものとされる。その内容から、7日夕方の協議の際に提出されたものと推察される。ボアソナードは、まず日本の政体変更を朝鮮が認めようとしめないことに関する国際法の原則を「実に

¹¹⁵ 『伊藤博文演説集』、383頁。

¹¹⁶ 「伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、287-288頁。

¹¹⁷ 『木戸孝允日記』三、257頁。

¹¹⁸ 『大久保利通日記』二、449頁。

¹¹⁹ 伊藤博文文書研究会編『伊藤博文文書』（ゆまに書房、2007）は、伊藤博文が残した書類やメモを秘書に分類させた「秘書類纂」の影印版である。

¹²⁰ 『伊藤博文文書』第一巻、241-248頁。市川正明『日韓外交史料』1、および『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、90-94頁では、当該文書の日付を「11月5日」としている。確かに内容は②「朝鮮事件につき第二の覚書」（11月9日付）以前のものである。

¹²¹ 『伊藤博文文書』第一巻、249-258頁。

¹²² 同上、281-290頁。「9月11日」の日付は誤りで、正しくは「11月11日」か。

同内容の2種類が存在するのは、政府に提出され翻訳されたボアソナードの意見（太政官用紙）を、工部卿であった伊藤が自ら写したか部下に書き写させたもの（工部省用紙）と考えられる。

¹²³ 同上、265-275頁。

¹²⁴ 同上、241頁。

¹²⁵ 「伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、288頁。

国際法において他国の政府を認むることをもって一国の義務とせず。認めて肯ぜざることは礼節を失することに過ぎずして、その肯ぜざること政府の変更により利益を妨害することに根拠せざるときは、殊に礼節を失することをもって一介の恥辱とせず。或る国においてその隣国政府の変更を認むるを肯ぜざるとき、単一要用なる結果は和親の交際を絶つことのみ。」¹²⁶と述べ、政体変更を受け入れないこと自体は、礼節に反しても責めるべきことではないとする。次に、江華島事件発生により日朝間の問題が一変したことを述べ、「自今その軍艦の受けし暴挙の説明また事宜に因りてはその補償を要求する要す。しかしてこのことにつき充分の満足を得し上にあらざれば、最前の談判に再び着手なし得ざるべし。」¹²⁷と、事件の賠償が済まないかぎり隣交回復交渉はあり得ないと述べる。

さらに、質問を受けていた朝清関係に関わる諸件、(1)清国に報告することなく朝鮮に賠償を求めても大丈夫か、(2)朝鮮の君主国として清国に賠償を求めるべきか、(3)朝鮮の反応に不満がある場合、清国との交際を妨げることなく朝鮮と交戦できるか、(4)清国と葛藤することなく日本が朝鮮の一部を所有できるか、について、「朝鮮政府の真実なる性質を確知するにあらざれば決答し難し」¹²⁸と述べる。これら諸件は、従前伊藤が「朝鮮一条に付き仏人へ問題をもつて及び質問置き候」¹²⁹した内容と考えられる。つまり伊藤は、朝鮮に関する問題のすべては朝清関係に基づくものと考えており、場合によっては朝鮮と戦闘に及ぶこと、朝鮮の領地の一部を奪うことをも想定していた、ということである。

②「朝鮮事件につき第二の覚書」（11月9日付）で、ボアソナードは、①「朝鮮の事件につき覚書」で問題にされた朝清の関係について、まず「朝鮮は支那に対し全く臣属の国にあらず、また全く独立の国にあらず、一個中間の位置にあること明瞭なりと見ゆ。」¹³⁰とし、清国に賠償を求めることは不可とした。そして朝鮮への補償要求に際しては、完全に交際上の手段による（つまり決して落着しない）方法でも、直に兵力に訴える（戦争に発展しかねない）方法でもない、2つの方法を提示する。

第1は、朝鮮に使節を送る際、使節擁護の目的で征討使（兵力）を付けるが、発遣直前に清国に申告し日清両国の和親を保証する方法。第2は、第1の方法とほぼ同様だが、朝鮮への使節派遣を清国に前もって報知する方法である。ボアソナードは第2の方法の便益として、「支那の応答の都合に因り征討使の力を増減し得る事」、「現今若しくは将来のため朝鮮の事につき

¹²⁶ 『伊藤博文文書』第一巻、242頁。

¹²⁷ 同上、243頁。

¹²⁸ 同上、245頁。

¹²⁹ 「伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、287頁。

¹³⁰ 『伊藤博文文書』第一巻、249頁。

支那政府の挙動を知るに足るべき所の返答を得べき事」の2点を挙げる¹³¹。

③「覚」（9月11日付<11月11日付か>）は、朝鮮に派遣する使節、清国に朝鮮への使節派遣を通告する公使それぞれに与える訓条について留意点を説明する。朝鮮に派遣する使節について、ボアソナードは、「朝鮮に向かわんとする使節は2個の職任を負う。曰く朝鮮より行うたる凌辱の償補を求むる事。宗氏以来の旧交を継ぎ、或いは之を継がんと図る事。この2個の要求を彼に披露するの順序は更に論ずるを待たず。すなわち初めに償補を得ること。次に将来の交際を整うる事。然るにこの兩個の要求を同時に彼に知らしむるは併せて兩個の成功を得る為の一個の方便なるべしと思わる。」¹³²と、賠償、和親を同時に行うことが両方を成功させる方策であると強調した。

また通告方法について、清国への通告は西洋においてと同様、使節に交付した指令を相手国外務担当大臣に読ませた後、写しを交付する方法で行うのを良しとするが、朝鮮に対しては直接の交際が始まるまで従来の方法でも可、とした。

なお、この工部省用紙の「覚」に続き、「内諭」¹³³と同内容の文書（工部省用紙、記名・日付なし）¹³⁴がある。従来の研究では、これを「覚」に付随するボアソナードの案とし、「内諭」はボアソナードのこの案をそのまま容れたとするものがある¹³⁵。しかし、影印本である『伊藤博文文書 第一巻』から当該文書は「覚」とは別葉であることが分かり、「覚」に付随するものとは断定できない。また、内容に「一昨年東萊府使朴より森山に向かつて外務卿の書を接すべきの約を為したるは支那の許可を経たる歟」と具体的な担当者名を挙げている点などから、ボアソナードによる文書とは考えにくい。筆者は、ボアソナードの意見を参考に、最終的に伊藤がまとめた内諭案であると考える。

1875（明治8）年11月10日、まず清国への特命全権公使に森有礼（1847-89）が任ぜられ、同月20日には森に朝鮮への使節派遣を清国に報知する旨指令が出された¹³⁶。ボアソナードが②「朝鮮事件につき第二の覚書」で示した第2の方法により、前もって報知することで、清国の反応と朝清関係を探ろうとしたのである。

江華島事件に関するボアソナード記名の最後の文書である④「朝鮮の事につき第三の覚書」（11月29日付）は、「顕然敵対の所為に出会する場合において、日本使節の進退行為は如何せん乎」¹³⁷について、質問に答え意見を述べたもの。内容は、『伊藤博文文書 第一巻』に収録さ

¹³¹ 『伊藤博文文書』第一巻、254-255頁。

¹³² 同上、281-282頁。

¹³³ 本論文43-44頁参照。

¹³⁴ 『伊藤博文文書』第一巻、291-294頁。

¹³⁵ 吉野誠『明治維新と征韓論』（明石書店、2002）、201頁。キム・フンス前掲書、400頁。

¹³⁶ 『日本外交文書』第8巻、139-140頁。

¹³⁷ 『伊藤博文文書』第一巻、265頁。

れる伊藤手書きの覚書「一、彼より暴挙に及び戦端を開くに至る時は、全権使節は本国に退く事を必要する乎。一、開戦につき種々の場合に依り使節の進退。①彼始めより使節を認めざるの場合。②彼使節を認むるの後使節を接せざるの場合。③彼使節を接するの後商議叶和せざるの場合。」¹³⁸に対応しており、伊藤の質問に回答したものと思われる。

伊藤は、11月30日の木戸宛書簡で、「使節人選の義も相定まり、(中略)彼地派遣の上和戦両議判決の間は、実に髪容れず甚だ困難の事にて、則ち禍福の機を相定め候場合に御座候故、成る丈細に取り極置度、^{きめおきたく}両三日来専ら意取掛り罷り在り候」¹³⁹と述べた。11月の末には、ひと月掛けて取り組んだ訓条、内諭等の完成に心を注いでいたのである。この度の使節派遣が「禍福の機」となるかどうか掛かった起案だった。

朝鮮遣使の人選については、自ら希望していた木戸孝允が11月13日に左足が麻痺して歩行不能となり、念願だった朝鮮行きが叶わなくなっていた¹⁴⁰。代わって、陸軍中将兼参議で開拓長官の黒田清隆(1840-1900)が、12月9日に特命全権弁理大臣に任じられる。やはり自ら朝鮮行きを願い出た黒田を、大久保や伊藤が後押ししたのである。ただし黒田は酒癖など日頃の態度に不安もあり、補佐として井上馨の同行が望まれ、12月27日、井上が元老院議官と同時に特命副全権弁理大臣に任じられる。1863(明治6)年春に留守政府内で対立して下野していた井上馨の、政府への復帰だった。当初井上は、先に木戸の朝鮮遣使を引き止めた経緯から自らが副使となるのを渋ったが、伊藤の説得もあってこれを引き受けたのである¹⁴¹。

黒田が弁理大臣に任じられた翌日の12月10日、大久保は伊藤に、黒田の朝鮮使節拜命に関する地方官への内諭書草案作成も依頼する¹⁴²。3日後の13日には、伊藤起案の、黒田使節派遣の趣旨を周知するとともに使節派遣決定により人民を刺激し騒乱などを生じないように注意を促す、地方官への内達が出された¹⁴³。

伊藤が起案した黒田弁理大臣への訓条(12月付)は、次のとおり7款の箇条書きから成る。

一我が政府は専ら朝鮮国と旧交を續き和親を厚くせん事を望むをもって主旨とせるが為に、朝鮮の我が書を斥け我が理事官を接せざるに関わらず、なお平和をもって良好なる結局を得んことを期したるに何ぞ料らん俄に雲揚艦砲撃の事あるに遭えり。右の暴害は当時相当なる防戦を為したりと云えども、然れども我が国旗の受けたる汚辱は応に相当なる賠償を求むべし。

¹³⁸ 『伊藤博文文書』第一巻、260-263頁。

¹³⁹ 「木戸孝允宛伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、288頁。

¹⁴⁰ 『木戸孝允日記』三、270頁。

¹⁴¹ 「伊藤博文宛書翰」『大久保利通文書』六、533頁。

¹⁴² 同上、529-530頁。

¹⁴³ 「特命全権弁理大臣朝鮮国へ發遣ノ趣意ヲ各地方官ニ令ス」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023624300。『伊藤博文文書』第一巻、63頁。

一然れども朝鮮政府は未だ顛わに相絶つの言を吐かず。しかして我が人民の釜山に至る者を待遇する事旧事に異なる事なし。またその砲撃は果たして彼の政府の命若しくは意に出たる歟、或いは地方官弁の擅与に出たる歟も未だ知るべからざるをもって、我が政府は敢えて親交全く絶えたりと看做さず。

一故に我が主意の注ぐ所は交を続けるに在るをもって、今全権使節たる者は和約を結ぶ事を主とし、彼能く我が和交を修め貿易を広むるの求めに順うときは、即これをもって雲揚艦の賠償と看做し承諾する事、使臣の委任にあり。

一右兩個の成効は必ず相連貫して結局すべし。しかして鈴印^{けんいん}は両案同時においてすと云えども、和約条款の文案を求めて叶議に至る事は必ず雲揚艦の事結案承諾の前に在るべし。

一雲揚艦の砲撃は果たして朝鮮政府の意若しくは命に出たる歟、我が要求は尤も大にして且つ急なるべし。或いはその地方官弁の擅与に出たる歟、朝鮮政府またその責に任せざる事を得ざるべし。

一雲揚艦の事に付き若し朝鮮政府その責に任じ我と旧交を続けるの誠意を評せず、却って再び我が政府の栄威を汚さんとするに至りては、臨機の処分に出る事使臣の委任にあり。要するに朝鮮人慣用する所の依違遷延の手段の為に誤らることなかれ。

一和交果して成るに至っては、徳川氏の旧例に拘る事なく更に一步を進め、左の条件を完結すべし。

一我が日本国と朝鮮国と永久の親睦を盟約し、彼我对等の礼をもって交接すべし。

一両国臣民は両政府の定めたる場所において貿易することを得べし。

一朝鮮国政府は釜山において、彼我人民自由に商業を営ましむべし。且つ江華府又は都府近方において運輸便宜の場所を選び、日本臣民居住貿易の地と為すべし。

一都府と釜山又は他の日本臣民貿易場との間に日本人往来の自由を許し、朝鮮政府相当の扶助を加うべし。

一日本軍艦又は商売船をもって朝鮮海何れの所にも航海測量する事を得べし。

一彼我の漂民を扶助護還する方法を設くべし。

一彼我の親睦を保存する為に両国の都府に互いに使臣を在留せしめ、その使臣は礼曹判書と対等の礼を執るべし。

一彼我人民の紛争を防ぐ為に、貿易の地に領事官を置き貿易の臣民を管理す。

以上諸款の内事宜に応じ即今必要ならざる件を省略する事を得べし。

(『日本外交文書』第8巻、145-147頁)

第1款冒頭で、朝鮮国と旧交を続き和親を厚くすることを主旨として日本が王政和親を求め

たが朝鮮はこれを拒否してきたこと、日本が平和的解決を図ったにもかかわらず江華島で日本の軍艦が砲撃されことに対し「賠償」を要求すべし、とする。

第3款では、日本の主意が「和親」にあると述べ、賠償、和親の2つの案件のうち「和親」を主とし、朝鮮が貿易に応じるのであればこれを江華島事件の賠償と見なしてよい、との朝鮮交渉の大方針を示す。また第4款では、和親と賠償を同時に行うが、和親条文が江華島事件の補償に優先することを念押しする。これらの方針は、ボアソナード文書③「覚」（9月11日付<11月11日付か>）¹⁴⁴の、朝鮮遣使は江華島事件の補償および国交を開くことを同時に要求すべしとした内容を容れながら、ボアソナードが賠償を優先としたのとは逆に、和親を優先させた。

第5款では、江華島事件での砲撃命令が朝鮮政府によるものであれば地方官によるものであれば、朝鮮政府の責任は免れないとする。そして第6款で、朝鮮政府追及について使節の「臨機の処分」を認める。臨機の処分の内容は、訓条に併せ使節に与えられた内諭に示された。

第7款は、実際に和親条約を結ぶ事になった際の条件案である。日本と朝鮮の関係に関しては「彼我对等の体をもって交接すべし」とのみ記される。後に実際結ばれた条約では、朝鮮が「自主の邦」¹⁴⁵であることが強調されるが、伊藤が訓条を作成した時点では、日本政府は朝鮮と清国との関係を計りかねていたのである。

同じく伊藤が作成した内諭（12月付）は、朝鮮政府の対応に対する使節の臨機の処分を示す。

一朝鮮人我が要求に応ずるの接待を為す事を除くの外は左の3つの所作に出るに過ぎざるべし。

第1 使節に対し凌辱を加え、或いは使節を認めずして暴挙を行う。

第2 使節を接せず、また暴挙を行わず、書を投ずれども答えず。

第3 新約を求めば支那の命を受けざれば答え難しと云うに托し、又は他の辞柄を設け巧みに遷延の計を為す。

一右第1の所為に出るときは、相当の防禦をなし、一旦対馬まで引揚げ速やかに使船をもって実地の情状を奏報し再命を待つべし。第2の所為に出る時は、我が隣誼を重んじ和平を主とするの好意を認めざるの罪を責め、我が政府別に処分あるべしの旨趣をもって彼に一書を投じ、速やかにその旨を奏報し後命を待つべし。第3の場合においては、左の旨趣をもって詰責すべし。

一両国の旧交は未だかつて支那の仲介に由らず。

一昨年東萊府使朴より森山に向かって外務卿の書を接すべきの約を為したるは、支那の許可を経たるか。今年また前約を違えたるも、支那の許可を経たる歟。江華島の事はまた支那

¹⁴⁴ 『伊藤博文文書』第一巻、287-288頁。

¹⁴⁵ 『日本外交文書』第9巻、115頁。

の許可を経たるか。以上諸件已に支那の意に出るに非ざるときは江華暴挙の弁償と将来の新約とは俄に支那に經由するの理なし。我が日本は必ず直ちに之を朝鮮政府に向かって要求すべし。

一若し朝鮮政府は必ず支那に問うて後に我が求めに応ぜんとならば、その往復の時間は我が兵隊を京城に駐屯せしめ、しかして彼の餉給を要し、また江華城を偵有して公法の所謂強償¹⁴⁶の方法を行うべしとの難題を發すべし。

一以上諸件は予画する所と云えども、実地の景況によりては臨機取捨するは使臣の権内にあるべし。

一我が朝鮮政府に求むる所の件々に付きその必要ならざる部分は両国の幸福なる和好を重んずるが為には臨機酌宜して我が意を降し、彼の言を申ぶる事を得べしと云えども、左の数項は必ず我が初議を執るを要すべし。

一釜山の外江華港口貿易の地を定む

一朝鮮海航行の自由

一江華事件の謝辞

一彼その説を主張し若しくは虚飾して到底我が必要なる求望に応ぜざるに至るときは、縦令顕わなる暴挙と凌辱とを行わずといえども、使節は両国和好の望みを已に断え、我が政府は別に処分あるべしとの旨趣をもって決絶の一書を投じ、速やかに帰航して後命を待ち、もって使節の体面を全うすべし。

(『日本外交文書』第8巻、147-148頁)

内論は、朝鮮側が使節を拒否するケースとして、①使節に暴挙を行う、②暴挙は行わないが応接を拒否する、③清国の命を受けていないとして引き延ばす、の3パターンを挙げ、③の際の対策として、朝鮮が清国に照会するならその間日本軍を駐屯させ朝鮮を威圧せよ、とする。そして最低限朝鮮政府に受け入れさせる具体的内容として、①釜山の他江華港の開港 ②朝鮮国領海の自由航行 ③江華島事件の謝罪、の3点を挙げる。

日本政府が今もってはっきりつかめない朝清関係に関しては、在上海総領事から、「もし日本より朝鮮に出兵すれば、必ず清国は兵を出して朝鮮を助けるだろう」と清国官吏が漏らした、との報告(12月14日付)ももたらされていた¹⁴⁷。

¹⁴⁶ 「強償」について、恵頓『万国公法蠡管』(国立国会図書館デジタルコレクション、[info:ndljp/pid/798346](http://info.ndljp/pid/798346))の「第四卷論交戦条規 第二節強償之例」では、「用力自行伸冤而不至交戦(力を用いて自ら伸冤を行い、交戦に至らないこと)」と説明される。示威活動により、実際の戦闘には及ばないとの意か。「同卷第三節強償之用」では、「倘負罪之國不願抵償則在我師出有名(もし罪を負う国が抵償を望まなければ、我において兵を出す名目がある)」とする。

¹⁴⁷ 『日本外交文書』第8巻、149頁。

使節派遣に先立つ 12 月 9 日から 25 日にかけて、寺島外務卿は外務大輔と手分けして、露米仏独伊英の各国公使らに江華島事件の報告および朝鮮に弁理大臣を「平和の主意にて条約を結ぶが為」派遣することについて説明して回った。その中で朝清関係についても話題となる。

米国公使ビンハムの「公法によれば、他国の境内に無沙汰に軍艦を乗り入れるのは不条理である。今般派出の使節は軍艦で渡航するのか」との懸念を、寺島は「例えば貴国提督ペリーが下田に来たのと同様の処置である」とかわした。ビンハムは他に条約締結後の朝鮮との貿易に強く関心を示し、朝鮮の鉱山の有無やその種類まで聞き出している¹⁴⁸。

フランス公使からは、清国、ロシアとの相談の有無、朝清の関係を問われ、寺島外務卿は「維新後 8 年、支那および露国とは朝鮮の儀を相談せし事なし。露と韓と約ある事をも聞き及ばず候」「韓より清へ貢物は差し出すとも、内政等かつて関係せし事なしと。(中略)韓にて支那へ相談の上ならでは我へ回答相成らずと申せし事なし」と答えた。またフランス公使からの「貴政府は韓国を独立と見做さるるか、また何れかの属国と見做れ候哉」との問いには、「支那封冊は受け候えども国政に関係なきゆえ、敢えて属国とも見做されず候」と答えた¹⁴⁹。

日本の朝鮮への着手に関しては、欧米列強も朝鮮の隣国であるロシアと清国の動向に注目していた。また清国と朝鮮の関係が実際にどういうものなのかは、列強各国も計りかねていた。万国公法に基づく列強各国の考えによる「国」とは、「独立国」か他国の支配を受ける「属国」のどちらかなのだ。しかし朝鮮と清国との関係はいずれとも少し違うようだと、列強各国も日本も感じていた。ただ日本の朝鮮への着手は、貿易面などで明らかに欧米列強にとっての関心事だった。

日朝修好条規（江華島条約）の締結 1876（明治 9）年 1 月 6 日、黒田清隆全権弁理大臣は、海軍の軍艦 2 隻（日進艦、孟春艦）、運輸船 1 隻（高雄丸）、開拓使の運輸船 3 隻の随行により品川を出発した¹⁵⁰。一行は、対馬を経て、同月 15 日に釜山に入港する。日本公使館長代理の書記官から、弁理大臣一行が江華府に向かう旨東萊府訓導宛に口陳書が送られ、東萊府から直ちに朝鮮政府に伝達された。

黒田大臣一行は、釜山に到着した後、江華島付近を除いて朝鮮沿岸は測量も不十分であること、過去にフランス、米国、日本からと 3 度の攻撃を受けている江華湾は警戒が厳しいこと等朝鮮の情報を聞く。大いに不安にかられた黒田大臣は、翌 16 日、2 大隊の出兵を要請することにし、打電のため満珠丸を深夜下関に送った。同 16 日付で、井上馨副使も伊藤博文宛に私信を

¹⁴⁸ 『日本外交文書』第 8 巻、153 頁。

¹⁴⁹ 同上、158-161 頁。

¹⁵⁰ 『日本外交文書』第 9 巻、2 頁。高雄丸艦長は、江華島事件を起こした井上良馨だった。海軍の随行の名目は弁理大臣警衛のほか、視察、儀仗兵としてであり、警衛の人員は砲兵 1 小隊 81 人、歩兵 1 中隊 167 人。

出して、「この義は必ず至急お運び方祈り奉り候。決して黒田並びに生[自分]も粗暴の挙は仕らず候間、必ず御安心下さるべく候」¹⁵¹と、出兵を聞き入れてくれるよう書き送った。

1月18日に電報を受けた大久保利通内務卿は、伊藤、山県有朋陸軍卿と派兵について協議するが、「断然前意を貫き候方、然るべし。故に先ず兵隊差し出し候義は見合わす旨趣、齟齬致さぬ為一人差し立て候方然るべく一決」¹⁵²した。

『伊藤博文文書』第一巻に、この協議についての記録（無記名）があるが、筆跡から伊藤の手書きと考えられる。

昨夜満珠丸馬関よりの電信到来。恙無く釜山着之後承知致し、一同欣賀の至りに御座候。偕彼の国最早穩便の談判ならざる見切り付きたるにより、断然2大隊差し越しの儀、且つ我より暴挙せざるは兼ねて約束の通りに懸念致すまじく云々申し越し候段承知致し、右に付き遂に詮議の処・・・専ら平和を主とするの趣意は已に支那並びに各国公使へ公然通知屹度これあり。縦令儀仗兵といえども今に至り俄に多数の兵員を繰り出しては一応彼と応接せず候と、已に初議を廢するの形を著し、内外に不都合少なからず。因りては彼国の事情如何に拘らず、主一に初議を貫徹する様致さるべく候。（中略）猶實際に就いても2大隊を繰り出す事は5・7日間には翳し難く、右時日遅延の為釜山において滞留致し候ては江承着の時日先般の期限と相違生じ候て、彼の国に対しても不都合にこれあり候に、右等の事宜により先ず兵隊を差し越す事は見合わせいたし候は猶電信文の外に何等の情事これあり候とも計り難く候。且つ当方事情通知の為・・・を差し遣わし候に付き書外は同人より承知これあり候極言の中一同別して保護これありたく候也。

（『伊藤博文文書』第一巻、229-233頁。工部省用紙）

大久保が断然貫くとした「前意」とは、この記録でいう「初議」つまり「専ら平和を主とするの趣意」と見て良いだろう。当初訓条で示されたとおりの「和親」を主旨とし「平和をもって良好なる結局を得」¹⁵³るため出兵を見合わせたのである。翌19日には黒田大臣宛に出兵見合わせとの回答を電信で送るとともに、外務少丞野村靖(1842-1909)を説明のため朝鮮に派遣した。

一方で政府は、山県陸軍卿を下関に送り、万一に備え陸軍部隊出動の準備をさせている。山県は朝鮮征討師団首脳人事案(1月16日付)を三条実美太政大臣に上申し¹⁵⁴、朝鮮征討軍首長将官への委任草案¹⁵⁵等、戦時に必要となる書類を作成した。また、朝鮮への派兵規模や期間を1

¹⁵¹ 『伊藤博文関係文書』一、144頁。

¹⁵² 『大久保利通日記』二、467頁。

¹⁵³ 『日本外交文書』第8巻、145頁。

¹⁵⁴ 『伊藤博文文書』第一巻、145-146頁。朝鮮征討師団司令長官は空白で、同参謀長を陸軍少将大山巖としていた。

師団1年とみなして兵糧の手配も行った¹⁵⁶。万一の場合には広島・熊本鎮台からの出兵が予定され、兵員の海上輸送も三菱会社から徴用する準備をし、山県は江華島事件にかかる問題が解決する3月まで下関で待機した¹⁵⁷。

日本側も朝鮮の出方が分からず攻撃の可能性をも想定していたが、朝鮮側も再開された交渉の行方に恐々としていた。同月30日、釜山で東萊訓導の玄昔運は、大臣随行員の浦瀬裕外務書記生に、「貴国御書契皇上を聖上と御改め下され、勅の字御省き相成りにおいては、大日本の大字は勿論、御国文書契および新服制とも総て異議これ無し」と、日本からの国書の書契や接見の際の新服制についての譲歩を示したのである。しかし浦瀬は、「なおも皇勅等の事を申され、笑止の至りに候。(中略)今日に至りては遺憾の事に候。是も貴国より自ら求められし義ゆえ止むを得ぬ次第」とあっさり退けた¹⁵⁸。日本政府は、明治初年来、書契問題を中心に展開してきた朝鮮との交渉方針を、江華島事件を機に大転換させ、欧米の近代国際秩序である万国公法による条約締結を進める気で乗り込んだのである。

黒田大臣一行は、軍艦2隻(日進艦、孟春艦)、運送船4隻を率いて北上し、1876(明治9)年2月10日、漢江口に上陸し、交渉の場となる江華府に到着した。

翌11日に始まった談判で、日本側が今回の使節の目的が国交回復にあることを確認した後、江華島事件の非を責めると、朝鮮側からは日本の軍艦と認識していなかったとの弁解があった。

翌12日、日本側は書契問題に対する先年来の日本国内での征韓論の高まりをちらつかせながら、今後両国の交際が疎遠になったり紛争が起こったりすることを避けるためには条約を整えるべき、として修好条規案を提示し、期限を付けて回答を求めた。その際、井上副使は、朝鮮も「自主の邦」として、日本と対等の立場で「万国交際普通の例」すなわち万国公法により協議することを強調した¹⁵⁹。

日本側が示した条規案について、朝鮮側からは用語に関して、「大日本国」に対し「朝鮮国」、「大日本国皇帝陛下」に対し「朝鮮国王殿下」という対等を欠く表現に対し異議があり、それぞれ「大日本国」に対し「大朝鮮国」、皇帝や国王の呼称を避けた「日本国政府」「朝鮮国政府」に変更された。内容に関しては、開港地候補に挙げられた永興府には朝鮮王朝開祖の廟があるため外すこと、朝鮮には他外国と修好通商条約を結ぶ予定がないため最恵国待遇条項を削ることのほか大きな修正要求はなく、領事裁判権を含め日本側の案がほぼそのまま認められた。

¹⁵⁵ 『伊藤博文文書』第一巻、125-144頁。

¹⁵⁶ 「朝鮮事件ニ付糧米受渡ノ順序予テ大蔵省へ御達ノ儀上申」『公文録・明治9年・第27巻・明治9年・陸軍省伺』国立公文書館、A01100143200。

¹⁵⁷ 安岡昭男『明治前期大陸政策史の研究』(法政大学出版局、1998)82-83頁。

¹⁵⁸ 『日本外交文書』第9巻、40頁。

¹⁵⁹ 同上、89頁。

しかし条約批准書への調印の段になって朝鮮側は国王の署名を拒否し、国王名が刻まれない「朝鮮国王御寶」押印により行うことを主張する。これに対し使節一行は、一旦絶交状を突きつけての帰国まで想定するが、結局は漢城からもたらされた「朝鮮国主上」と書かれた条約批准書を受け入れ、1876（明治9）年2月27日、日朝修好条規（江華島条約）が締結された¹⁶⁰。

その第1款で、「朝鮮国は自主の邦にして日本国と平等の権を保有せり」と、まず朝鮮が自主の邦であること、両国対等の条約であることが強調された。日本は朝清の冊封・朝貢関係を意識し、日朝関係が近代国際秩序である万国公法による関係であることを強調したのである。

その他の主な内容は、15カ月以内の公使派遣（第2款）、釜山に加え新たに2港の開港（第4・5款）、日本の朝鮮近海測量承認（第7款）、自由貿易に関すること（第9款）、日本の領事裁判権を認めること（第10款）である。また、6カ月以内に日朝通商章程および修好条規細則を商議することも決められた（第11款）。

日本は、日朝修好条規案の提示段階から朝鮮を自主の邦として交渉しているが、この間一方で森有礼清国駐劄公使を通じて朝鮮交渉に関する清国の意向を探っていた。木戸孝允が、江華島事件後に朝鮮使節を希望した建議書の中で主張したとおり¹⁶¹、まずは清国と朝鮮の関係を明らかにするため、政府は朝鮮使節より先に清国に使節を派遣していたのである。

1876（明治9）年1月4日、北京に到着した森公使は、早速同月10日に清国総理衙門諸大臣と面談した。沈桂芬大臣が「朝鮮国は我国の属管、総理衙門に隸する所」と述べたのに対し、森公使が属管との関係を尋ねると、「内政外交共にその国の自由」との答えだった。さらに沈大臣は「いわゆる属国とは我が所有の地ではなく、その国が時に進貢し、我が冊封を受け頒曆を用いる。もしその国が我が疆域内にないのなら、その国事を管理することはない」と言う。やり取りの中で、清国は日朝の通商関係も知らないことが分かった¹⁶²。

総理衙門との対話の結果、森公使は、清国にとって朝鮮は属国とはいえ内政外交共に関与しておらず、外国が朝鮮を占拠することに対しては即答がなかった旨を寺島外務卿に報告した（1月13日）。しかし同月18日になって総理衙門から、朝鮮は日清修好条規にいうところの「所属邦土」なのでこれを侵すは条約違反である、との回答が届く。森はこれを、属国といっても空名につき条約には関係なし、として退けた。朝清の冊封・朝貢関係、属国でありながら内政外交も自主という朝鮮の立場は、万国公法で考えようとする森には理解困難だったのである¹⁶³。

同月24・25日には、森公使はかねて希望していた直隸総督李鴻章との面談を果たし、朝鮮が日本の交渉に応じるよう口添えを依頼する。しかし、李鴻章との協議後に清国から寄せられた

¹⁶⁰ 『日本外交文書』第9巻、114-119頁。

¹⁶¹ 『日本外交文書』第8巻、124-125頁。

¹⁶² 『日本外交文書』第9巻、145-148頁。

¹⁶³ 同上、143・150、166-167頁。

返答（同月 29 日）も、やはり朝鮮国が清国の属国であることは空名ではなく日清修好条規に関わる、との繰り返しだった。森は、朝鮮の行ったことに対し責任を取らないのは朝鮮が清国の属国ではないからであり、日朝交渉は日清修好条規に関係しないのではないかと清国に再度照会する（2 月 1 日）。

2 月 12 日の清国総理衙門からの返事は、三たび朝鮮が属邦であることを述べた上で、朝鮮に困難や争い、安全への問題があれば清国がその安定を図るという、いわば朝鮮に冊封を授けた国としての責任を示す内容だった。しかし李鴻章の口添えによってか、総理衙門は朝鮮に対し日本との交渉に応じるよう伝えており、総理衙門の返事の中に「その難を和らげその紛を解きその安全を期することは、朝鮮における中国の自任のこと」、「清国に仮になすべきことがあれば、自ら本王大臣が早々に図り酌弁して彼此相安ずるを期す」とあったため、森は「本大臣の隣国へ希望するところと正に相符合する」として、独断で清国との交渉を打ち切った¹⁶⁴。

1876（明治 9）年 2 月 14 日、森有礼公使から談判の経緯を電信で受け取った伊藤博文は、その内容を、木戸孝允に伝えるとともに、朝鮮江華府にある黒田清隆全権大使に送った¹⁶⁵。伊藤は清国の情報を朝鮮で交渉する使節に中継する役も担っていたのである。

伊藤は自分が訓条、内論を作成した日朝修好条規締結の経過に注目しており、朝鮮からの「一報の到来のみを一日三秋の心地」で待ちながら、清国における森公使の交渉状況を山県有朋宛に書き送っている。

総理衙門にての談判書および照会文書の上にては随分的確査問に及び候様相見ゆ。彼政府の返答ぶり、属国の権利については甚だ曖昧の論多く、又その責任の上に上り候時は、早晚逃避して更に朝鮮国に対し小指一本の威力もこれ無き事のみを相唱え、到底その概意を推す時は、支那政府において朝鮮の事に関与する事なきとの点に全論帰着候様相見え候えども、兎角無実の虚名（属国ということ）を惜しむより、判然たる公論を主唱する能わぬ心底と推察され申し候¹⁶⁶

森公使の的確な査問に対し、清国政府の属国についての説明は曖昧であり、清国は朝鮮に対しては何の威力もなく関与することはない、という。これははっきりした公論を述べることができないからではないかと伊藤は訝るのである。森公使同様、万国公法によって国の関係を考える伊藤には、朝清の冊封・朝貢関係は、やはり理解困難なものだった。

¹⁶⁴ 『日本外交文書』第 9 巻、183-185 頁。

¹⁶⁵ 「伊藤博文書簡」『木戸孝允関係文書』1、291 頁。

¹⁶⁶ 1876 年 2 月 22 日付「伊藤博文書簡」尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会『山県有朋関係文書』1（山川出版社、2005）98 頁。

日朝修好条規の第1款で、日本が朝鮮を「独立」の邦ではなく「自主」の邦とした理由は、研究者の間でも意見が分かれる。高橋秀直は、清国の（およびおそらく朝鮮の）理解である属邦自主論によれば、朝鮮は属国にして自主国であり、この両義的意味をもつ曖昧な自主の語を利用して朝鮮および清国の反発をやわらげようとした、とする¹⁶⁷。これに対し岡本隆司は、自主という語が客観的に両義性を持たざるを得なかったのは事実にしても、日本がそれを認識して用いた訳ではない、とする¹⁶⁸。いずれにせよ、朝鮮は清国の何らかの影響下にあり、完全な独立国とは断定できないことを日本が感じていたのは確かだった。

日朝修好条規付録・貿易規則の締結 1876（明治9）年2月に締結された日朝修好条規は、いわば日本におけるペリーの黒船来航による日米和親条約（1854<安政元>年）だった。同年8月には日朝修好条規付録・貿易規則が締結（布告は10月）されるが、これがいわば日本におけるハリスによる日米修好通商条約（1858<安政5>年）である。日本には開国から通商条約締結まで4年の猶予があったが、朝鮮は開国からわずか半年で通商条約を締結することになるのである。

日本にとって、2月に締結した日朝修好条規は、朝鮮を自ら外交決定権を持つ自主の邦と規定する点が最も重要であり、その他実質的な内容は付録・貿易規則に委ねられていた。

1876（明治9）年6月7日、政府は外務大丞宮本小一を理事官として朝鮮への差遣を命じた。修好条規の批准手続き、および通商開始にかかる条約締結のためである。宮本は、7月31日に朝鮮国礼曹判書と面会して修好条規批准書を渡し、翌8月1日には国王高宗への謁見を許された。謁見の礼は、頭を地に付けて四拝するのが朝鮮の通例であることを朝鮮側から示されたが、宮本は同年5月に来日した修信使¹⁶⁹が、明治天皇に自国朝鮮の礼によって拝謁したことを挙げ、謁見時の礼を「この礼はただ日本皇帝へ謁見する時の礼のみならず、日本使臣が各国皇帝へ謁見の時もこの礼式を用う万国普通の礼である」¹⁷⁰と述べて了承された。

朝鮮側は、多忙かつ病弱の礼曹判書に代わり、講修官に任じられた趙寅熙が修好条規細目の商議に当たることになった。商議の始まった8月5日午後、宮本は趙寅熙講修官に修好条規付録と貿易章程の草案を示し、ひととおりその内容を説明した。趙講修官は独断での意見開陳を避け、政府へ報告後回答する旨述べた。

8月7日、第2回商議で朝鮮側の修正対案が示された。特に問題とされたのは、公使の首都

¹⁶⁷ 高橋前掲論文、86頁。

¹⁶⁸ 岡本隆司『属国と自主のあいだ』（名古屋大学出版会、2004）393頁（註42）。

¹⁶⁹ 1876（明治9）年5月、朝鮮国王は日本の国情視察のため金綺秀を修信使として派遣した（第1次修信使）。日本国全権来訪への答礼を表向きの理由としたので修信使と称する。約1カ月の日本滞在中、施設見学や軍隊視察などを行った。一行は基本的に近代文明に興味を示さなかったが、医員が順天堂で種痘法を習ったのは成果だった。工部卿伊藤博文は、修信使が工学寮や製作所視察の後、夕食に招待している。

¹⁷⁰ 『日本外交文書』第9巻、226頁。

駐劔およびその特権にかかる第1・2各款、開港場の遊歩規定にかかる第5款である。公使駐劔について、朝鮮側は修好条規第1・2款にいう「使臣」を、在留公使ではなく今回の宮本理事官のように特命を受けた一時的な使節と考えていた。「古より清国人さえ常駐していないものを日本の使臣がするのは迷惑である。後日何か事が起った後に後悔することになる。この件は是非断りたい」との朝鮮側の懸念も、これまでの朝鮮の外交関係を考えるとともっともだった¹⁷¹。

2日後の8月9日、使臣の駐劔、遊歩規定を主な議題として第3回商議が行われたが、両者意見対立のまま進展を見ない。10日、趙講修官は第1・2・5款の朝鮮政府の対案として「公使官不可留住京城事（公使の首都駐劔不可）」「開港処行進程限、一依草梁館事（開港地の遊歩規定は草梁館に限る）」「各処行商不可許施事（各開港地での行商不許可）」とする3条の覚書を提出したが、宮本は全く日本側の論と容れず承服できないとして返却した¹⁷²。

翌11日は貿易章程に関し協議する予定だったが、まずは公使駐劔他の問題が片付かなければ他に着手できないとして、宮本は判断を下せる立場にある大官、工曹判書らとの会見を希望する。その日の商議は、宮本の「条約一たび間違えば不測の大事をも生ずべし。万国の公法に条約は国を固むるの具なり。しかれども之に違えば戦を起すの原と為るものなりという諺あり」、「近日用事ありて我が海軍の者多人数入京致すべきかも計り難きに付き、館舎の用意を請け度也」と、「万国公法」は世界の時流でこれに違えば戦争になりかねないことや海軍人員の入京をちらつかせる、脅しや圧力とも受け取れる言葉によって終わった¹⁷³。

8月13日、朝鮮側から判中樞府事、工曹判書が理事官宿所を訪れ、非公式の会議が持たれた。朝鮮側は「条約面に設館の文字なければ、今更条約外の事を我政府において承諾する事は相成り難し」と、条約には公使駐劔のための施設建設について記載がないことを述べ、「今般の如く細目議定の為使臣御入京、或いは哀慶の為使臣御派出の節は拒絶致すべき様もこれ無し。しかしながら平日別段用向きなくして使臣駐留の事は、条約書にもこれ無ければ、御断り申すべし」と、使節を条約規則等の協議、または慶弔の際に限り、公使の首都常駐を否定した¹⁷⁴。

日本側が、国交が開かれれば当然と考えていた万国公法による駐在公使の相互派遣など、この時の朝鮮には考えが及ぶべくもなかった。このままでは他の事項の協議も危ぶまれると考えた宮本は、「使臣入京は十五カ月後の事なれば、尚十カ月ばかりの間あり。すなわち今強いて議せずとも差支えはこれ無きに付き、今般の条約面にこの件は相省くべし」と、公使駐劔問題を今回の条約付録協議から自ら外した¹⁷⁵。

¹⁷¹ 『日本外交文書』第9巻、238頁。

¹⁷² 田保橋前掲書、600-601頁。

¹⁷³ 『日本外交文書』第9巻、255頁。

¹⁷⁴ 同上、256-257頁。

¹⁷⁵ 同上、258頁。

1876（明治9）年8月16日には貿易章程について決着した。管理官の内地通行、遊歩規定では少々もめたが、8月23日にはすべての事項で意見の一致を見、24日、修好条規付録・貿易章程が締結された。公使の駐筭と遊歩規定にはこだわり続けた朝鮮政府だったが、貿易章程に関しては日本側の案をほぼそのまま受け入れている。日本の領事裁判権が定められ、朝鮮の関税自主権は否定されしかも無税とされた。さらに日本は日本貨幣の朝鮮における流通権も得た。そして米穀貿易の自由、既に開港している釜山の他に2港の開港、開港場から4キロ以内の内地通交権、朝鮮沿岸の測量権等も得たのである。当時朝鮮は、日本以外とは条約を結ぶ意思を持っていないと明言しており、日本とは旧交を復したという意識であったため、締結当初は不平等条約を結んだとの意識もなかったと思われる¹⁷⁶。

1877（明治10）年9月10日、外務大書記官花房義質が代理公使に任命され、日朝修好条規附録第3款に基づく開港業務に携わるため朝鮮に派遣された。花房代理公使は朝鮮の港を調査の上、12月以降、朝鮮側と開港地につき協議するとともに、第1・2款にかかる公使入京駐留についても話をする。しかし、開港場所は決定に至らず、朝鮮側は特に「公使入京は聘交事件のみに致し度」と再度公使の駐留を拒否した¹⁷⁷。

翌1878（明治11）年9月下旬、朝鮮が日朝修好条規に反して釜山豆毛鎮に税関を設置し、朝鮮国内の輸入業者から関税を徴収しはじめた。日本との貿易が盛んになるにしたがい、朝鮮側もさすがに関税の重要性を認識してのことだった。これを知った日本から、代理公使の花房が軍艦で釜山に入り税関の撤去を要求し、12月4日には2小隊上陸および艦上大砲射的の示威活動を行う。結局朝鮮政府はこの抗議を受け入れ、豆毛鎮の税関は正式に撤去された。

1879（明治12）年3月、再び朝鮮に派遣された花房代理公使は、翌年5月の元山港開港を朝鮮政府に約束させた。

1880（明治13）年3月には仁川開港交渉等のため花房代理公使の3度目の朝鮮差遣が決まったが、4月になって花房は弁理公使に任じられ、漢城在勤になった。それに先立つ同年1月、花房は朝鮮政府に銃器または軍艦を贈って「その歓心を得」、「貿易上の一步を進める」手立てとすることを井上馨外務卿に上申ししていた。政府は、今回朝鮮への公使を軍艦で送り込むに当たり銃器や軍艦を贈るのは、「恩威並行」の意に適い「談判の進歩を贊助」するとして上申を採用し、その旨公使訓条案に盛り込む¹⁷⁸。近代的な武器や軍艦を贈ることで、威圧する一方、朝鮮の近代化を進め日本に対する恩を売り、開港や使節駐筭交渉に有利とみたのである。

¹⁷⁶ 『日本外交文書』第9巻、99頁。1876年2月19日、日朝修好通商条約案につき内議した際、朝鮮側は「朝鮮は西洋各国と多くは警敵なり。決して条約を結ぶを為さず。假令い条約を結ぶに至るも必ず先ず日本と謀り、総て日本の周旋に頼らざるを得ず」と述べている。

¹⁷⁷ 『日本外交文書』第10巻、264頁。

¹⁷⁸ 『日本外交文書』第13巻、418-419頁。

公使派遣は、8月から9月にかけての朝鮮修信使の来日もあって先延ばしになっていたが、10月ようやく決定し、花房は12月17日、天城艦で朝鮮に到着、入京した。与えられた改正訓条には、銃器贈答について「今度我が政府より贈る所の銃器は新器の精良を示し、彼国軍制改革を促すの意なり。若し彼政府にて講求の意あらば、我政府は何時にても調制する」とされた。軍艦の寄贈は見合わせられ、3月の改正前訓条で強調されていた「恩威併行」の意が消え、「軍政改革」および「貿易」重視に変わった。軍事的威圧が控えられたのは、修信使来日により、朝鮮で親日化および近代化の兆しが見えたことに日本が期待したためである¹⁷⁹。

朝鮮政府は漢城への日本公使館開設を了承したわけではなかったが、日本が公使館を設置し、公使が長期にわたり駐在したため、朝鮮側はこれを黙認する形になった。仁川開港問題は、仁川が首都漢城に近いことからその後も朝鮮側は拒否し、日本公使が強硬に要求するという交渉が続いた。その後壬午事変（1882<明治15>年）が起こったこともあって、結局仁川が開港に至るのは1883（明治16）年のことである。

琉球処分 琉球は一個の王国でありながら、明の時代から冊封を受けつつ、徳川時代初期からは薩摩藩にも従属するという、日清両属の状態にあった。廃藩置県翌年の1872（明治5）年、明治政府は琉球を藩にして鹿児島県の管轄とし、条約、交際事務などを外務省に移した。日本は当時の琉球王尚泰を華族に列して東京に邸宅を与え、琉球の日本所属化を進めていた。

翌1875（明治8）年3月、大久保内務卿は琉球藩の処分を漸次進めることを上申する。まず急務の件に着手するとして、日本の年号使用や年中儀礼を一般化すること、刑法等の司法制度施行、内地からの官吏配置などを挙げていた¹⁸⁰。

同年5月、前年に琉球の貢使が清国に入ったとの知らせがもたらされると、明治政府は琉球処分案を定め、琉球から清国への朝貢、琉球が清国から冊封を受けることなどを禁じ、琉球が行う外交はすべて日本の外務省で処理することを決定する¹⁸¹。

6月、政府はこれを琉球に通達し、7月には内務大丞松田道之を送って受け入れの説得に当たらせた。しかし、日清両国に属しながらも数百年一国を立ててきた琉球は、清国との関係を謝絶することは受け入れなかった。先に、当時の外務卿副島種臣から国体政体は従来どおりで変更しないとの約束も得ていたのである¹⁸²。

1876（明治9）年1月、朝鮮への使節派遣を前に清国入りした森有礼公使は、清国に朝鮮との

¹⁷⁹ 『日本外交文書』第13巻、425-428頁。

¹⁸⁰ 「琉球藩処分着手ノ儀再上申」、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A01100109300。1874（明治7）年の台湾出兵後、大久保利通内務卿は自ら全権となって清国と談判し、琉球人は日本人と認めさせていた。

¹⁸¹ 『日本外交文書』第8巻、319頁。

¹⁸² 同上、336-338頁。

関係を問うたが詳細を得ず、結局2月12日の総理衙門からの回答を最後に朝清関係に関する交渉を打ち切っていた。同月15日、森は、先の総理衙門との談判(1月10日)の中で「清国の属国は、朝鮮の外、すなわち琉球、安南等なり」との発言があったことを取り上げ、琉球の日本所属を清国に認めさせるべきではないかと寺島宗則外務卿に訴えていた。この時寺島は、朝清両国の関係を絶たせることが優先で、琉球のことは「成るべく議論を避け候方、略々御注意これ有べし」と議論を避けるよう指示していた¹⁸³。

日朝修好条規が締結され(2月27日)、朝鮮との関係が一区切りついた後の1876(明治9)年5月、明治政府は琉球藩の裁判、警察事務を内務省の管轄とする。しかし琉球はこれを拒否し、清国に密書を送って事情を訴えた。

1878(明治11)年9月3日、駐日清国公使の何如璋(1838-91)が寺島外務卿を訪れ、近年日本が琉球を自国の版図として扱っていることに抗議する。10月7日には、何公使から寺島外務卿に、琉球は清国の藩属自治の国であり日本が琉球の清国への進貢を禁止するのは日清修好条規に違反するのではないか、との質問状が送られた。寺島は、琉球は歴史的、地理的に日本に属すことを説き、先の清国からの質問状にあった「日本は堂堂たる大国、諒るに背て隣交に背き弱国を欺きここに不信不義無情無理の事を為さざる」「琉球を欺凌しほしいまま擅に旧章を改むる」「条約を破棄し小邦を圧制する」などの内容を、「仮想の暴言」として「貴国政府は以後両国和好を保つことを望まないようだ」と断じ、その後の清国の照会にも応じなかった¹⁸⁴。明治政府はあくまで、1875(明治8)3月の大久保利通の琉球処分案に基づいて、漸次琉球に対する措置を行う方針だったのである。

1878(明治11)年5月に大久保が暗殺され、伊藤博文は参議兼内務卿に任じられた。前年1877(明治10年)に木戸孝允は病死し、同年の西南戦争で西郷隆盛は自決して、いわゆる不平士族の反乱も終息していた。大久保、木戸、西郷という維新の三傑の死は一時代の終焉を告げるものであり、その後誕生した新たな政府で、伊藤は間違いなくその中枢の一員となっていた。

12月4日、琉球問題に関し、伊藤は琉球藩の廃藩置県を上奏して勅裁を受けた。

該藩[琉球藩]の処分たるや、専ら内治自主の権に属すといえども、その条理は国権上より出で、その事由は世界の論題ともなるべき事件につき、假令彼は微力の孤島といえども、之に加うるに不条理をもってすべからず。しかれども元是非常の変革なり、平時をもって論ずべきものにあらざれば、徒らにいたす条理のみに拘泥して、変通の活法を用いざるときは、処置の宜を誤まるのみならず、却って条理を失うべし。故に政府適当なりとする所の目的を達する為に、一時厳酷

¹⁸³ 『日本外交文書』第9巻、471頁。

¹⁸⁴ 『日本外交文書』第11巻、272頁。

の処分に出るも、その大体の条理に背かざる以上は、断じて之を行うべきの理あるなり。

(『伊藤博文伝』中、126頁)

伊藤は琉球の内地自主は認め、それを併呑することの不条理は理解しているのである。不条理は許されないが、しかし平時ではなく非常の変革の際には、政府が適当と決めた目的のためならばそれは条理となり「厳酷の処分」も許される、との言い分である。琉球処分方法は亡き大久保が決めたものであることも処分推進の後押しとなったことだろう。

伊藤はさらに続けて、「琉球藩は隷属半主の国ではなく、純然たる日本が治める一藩地である。最近の琉球藩の体制、我が国体に適しないものは、これを改革するに何の憚る所があろうか」と、琉球の改革に強気の態度を見せる。そして琉球が清国への朝貢、清国からの冊封を受けること等を禁じる命令(1875<明治8>年)を未だに了承しないこと、琉球藩裁判事務引き渡しの決定(1876<明治9>年)も未だなされないことの2点を「適当の条理」として挙げ、「これらの事件をもって変革を行う条理名義として、断然廃藩置県、藩主東京住居等の処分ある事を要す」と断じた¹⁸⁵。

日本政府は、清国からあった再三の琉球案件協商の申し出をはねつけた後、1879(明治12)年3月、琉球処分官松田道之に警部巡查160人、熊本鎮台歩兵大隊を付けて琉球へ送り、琉球藩を廃し沖縄県を置くこと、藩王尚泰は上京させることを伝達させた。4月4日には、琉球藩廃止、沖縄県設置を布告する¹⁸⁶。

これに対し清国は、琉球は日清両国に属するものの一国を為しており、これを日本が沖縄県とするのは日清修好条規に抵触するものであると抗議し、撤回を求めた。

この時、世界周遊中の米国前大統領グラントが清国に滞在後訪日していた。グラントは清国滞在中に琉球問題の調停を依頼されており、時機をみて政府にその趣旨を伝達したいと申し出る。琉球処分に関わった経緯から伊藤がグラントとの交渉に当たることになり、7月末、避暑のため日光に滞在中のグラントを訪ねた。グラントが東洋における完全な独立国といえる日清両国も、欧州列強が属国化、植民地化を図る対象となり得る現在、両国が琉球問題で争うことに懸念を示すと、伊藤は琉球が数百年来日本の保護、管理下にあり、日本は公正であることを説明した。グラントは両国の紛議が円満に解決することを期待し、必要なら清国への忠言も行う用意があると述べる。伊藤は避暑から帰京したグラントと再度会談し、日清両国の全権委員による談判の提案と、グラントから清国に勧告するとの約束を得た。

伊藤は、清国駐劄公使^{たまき}磯(1829-1901)に私信を送り、グラントとの協議内容を報じた。

¹⁸⁵ 『伊藤博文伝』中、126-127頁。

¹⁸⁶ 『日本外交文書』第12巻、177頁。

恭親王、李鴻章兩人の意底は、充分グラントより聞き取り申し候。決して容易に戦端を開く等の事は之有る間敷く、終には双方より熟談の時機も相生ずるべく候やに愚考仕り候。(中略) グラントは充分我が政府の是なるを認め僕に明言したり。琉球は日本の領地にして、その人民は日本人なり。しかし同人の見込にて、即今清国と戦端を興すは両帝国の利にあらず。

(『日本外交文書』第12巻、185頁)

日清双方とも琉球問題で戦端を開く気はなく、伊藤は双方の協議による決着を見越していた。もともと日本としては、グラントのお墨付きを得たことや、台湾出兵後の互換条款で清国が琉球人を日本人と認めた一件により、談判も有利に運ぶ自信があったと思われる。

翌1880(明治13)年4月になって、清国もグラントの勧告を受け入れる。日本は6月に宍戸公使を全権とし、清国は8月に欽命総理事務王大臣¹⁸⁷に全権が委任され、琉球についての談判が行われることになった。その結果、10月21日、①琉球を分割して沖縄島以北を日本領、宮古、八重山2島を清国領とする、②日本は清国が欧米列強に付与した特別の利益と同等の利益を得る、との内容で談判は終了し、10日後の条約調印を約した¹⁸⁸。

しかし、これに勅令総督兼北洋大臣李鴻章、両江総督兼南洋大臣劉坤一(1830-1902)が異議を唱える。清国全権は調印を延期し、11月17日になって、琉球一件は南北洋大臣で審議の上改めて決定する旨を通告してきた。清国の外交事務は総理衙門が所管だが、実際に軍事、経済力を掌握している南北洋大臣の意向に総理衙門は逆らうことができなかったのである¹⁸⁹。

1881(明治14)年1月、宍戸全権は、再三の督促にも関わらず一向に審議結果を伝えて来ない清国への不信を表明して交渉を打ち切り、北京を発った¹⁹⁰。よって琉球に関する清国との条約は成立せず、その後も清国総理衙門からこの問題に言及することがなかったため、琉球は日本の処分どおりとなるに至る。しかし李鴻章は、一件は未解決として、1885(明治18)年の天津条約締結の頃まで琉球問題にこだわりをみせた¹⁹¹。

187 恭親王以下10名。総理衙門首脳部は親王、数名の大臣らで構成され、合議によって事案を決定した。

188 『日本外交文書』第13巻、376-379頁。

189 同上、379-380頁。

190 『日本外交文書』第14巻、283-284頁。

191 同上、284-290頁。

第3節 天津条約の締結

壬午事変と済物浦条約 1880（明治13）年夏、朝鮮から第2次修信使として礼曹参議金弘集（1842-96）らが日本に派遣され、官庁視察や諸制度調査など日本の現状視察を行った。この時金弘集は日本駐在清国公使の何如璋とも会談し、『朝鮮策略』¹⁹²を贈られる。この本には、ロシアの脅威、それに対応するために朝鮮のなすべきこととして、中国との関係強化、日本、米国との連繫、それらによる朝鮮の自強を勧める内容が書かれていた。朝鮮の国王高宗および閔氏政権は、『朝鮮策略』に著された朝鮮の近代化の勧めを実践すべく、開国・開化政策を進めていく。

1881（明治14）年1月、朝鮮政府は外交や軍事を担当する統理機務衙門を設置し、軍政改革として洋式軍隊を組織した。洋式軍隊組織に当たって、5月に日本公使館付きの堀本礼造陸軍少尉が教官となる。長年にわたり朝鮮との交渉を行ってきた花房義質弁理公使は、「真正改革の初歩」ではあるが「交際上数年勧誘の一結果」と、喜びを込めて井上馨外務卿に報告している¹⁹³。同年10月には塚本少尉が訓練した洋式軍隊の国王高宗上覧も行われた。

また朝鮮政府は、開化政策の一環として日本に視察団、清国に留学生を派遣した。同年5月から8月にかけて来日した朝士視察団（紳士遊覧団）は、過去2度の修信使とは異なり、実務的に日本の官庁や地方を視察し、政治、産業、軍事、文化等多方面について調査し、政府高官や著名人士にも面会を行った。一行の中には、視察団の帰国後もそのまま慶応義塾や同人社に留学した者もいた。朝士視察団による日本の制度文物の調査研究は、後の甲申政変後の改革に生かされることになる。

洋式軍隊組織や視察団派遣など、朝鮮の近代化に向けた改革が進むにつれ、朝鮮に対する日本の影響力も増しているかにみえた。しかし、閔氏政権の改革や『朝鮮策略』の流布に反発する衛正斥邪派からは、「嶺南万人疏」をはじめとする上疏が次々となされていた。国王高宗は「斥邪論音」を発してこれをなだめたが、決死の上疏は止まなかったため、閔氏政権はこれを厳しく断罪する¹⁹⁴。

衛正斥邪派の動きに力を得た大院君は、同年10月、自身の庶子李載先（?-1881）を国王に立てるクーデターを計画したが、密告により計画は失敗に終わる¹⁹⁵。

1882（明治15）年5月22日、仁川済物浦で朝米修好通商条約が締結された。朝鮮政府は西洋

¹⁹² 『日本外交文書』第13巻、389-394頁。清国公使館書記官の黄遵憲著。

¹⁹³ 『日本外交文書』第14巻、365-369頁。

¹⁹⁴ 同上、371-369頁。1881年5月14日（新暦6月10日）「下斥邪論音于八道四都」『日省録』、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院。

¹⁹⁵ 1881年9月7日（新暦10月29日）「持平 宋祥淳陳疏請韓啓源治罪李載先刑鞫賜批」同上。

諸国との条約改正には乗り気でなかったが、朝鮮への日本の影響力が強まるのを懸念した清国が西洋列強の力によりこれを押さえようと考え、朝鮮に強く条約締結を勧めたのである。

条約の締結は、高宗の依頼で清国の李鴻章が仲介して行われた。条文の作成に当たり李鴻章は、朝鮮が清国の「属国」であることの明記にこだわった。かつて日本が日朝修好条規で朝鮮を自主の邦と謳って国際法上の独立国であることを明らかにしようとしたことに、李鴻章は危機感を感じており、米国との条約締結に当たっては朝清の冊封・朝貢関係の明文化を図ったのである。しかし属国規定は米国側に反対され、結局、日朝修好条規と同様、朝鮮は自主の国であると明文化されることになった。そこで清国の意を受けた高宗は、条約とは別に朝鮮国王から米国大統領宛に朝鮮は清国の属国であると明記した書簡を送り、これに代えたのである。

朝米修好通商条約締結の後、朝鮮は清国の干渉の下、英国、ドイツ、イタリア、ロシア、フランスとも次々に同様の条約を結んだ。

閔氏政権は、開化政策の一環で日本の援助による洋式軍隊を組織していたが、1882（明治15）年7月23日、これに反発した旧式軍隊の兵士達が反乱を起こした。壬午事変である¹⁹⁶。

発端は、軍隊への直接給与（米穀）の遅配および管理人による横領に対し、兵士らが怒って騒ぎとなったことにある。反乱には下層民も加わり、閔氏政権要人の家を襲撃した。さらに暴徒は、引退していた大院君の指示を仰ぎ、日本公使館を襲撃して朝鮮政府の洋式軍隊教官になっていた堀本礼造陸軍少尉を殺害した。反乱の背景には、閔氏政権の開化政策や日本の影響力の拡大に対する朝鮮社会の不満があったのである。

日本公使館では防戦に努める一方朝鮮政府に救援の軍隊を要請したが、援軍は一向に来る様子はなく、花房公使一行は一旦王宮に向かうも入城はできなかった。翌24日、一行は漢城を脱出して仁川に至るが、そこでまた襲撃を受け6名が死亡する。25日、済物浦から船に乗り、通りがかった英国の測量船フライングフィッシュ号に救われて、ようやく長崎に辿り着いた¹⁹⁷。

暴徒は閔氏政権要人らを殺害し、昌徳宮の王妃閔氏をも殺害しようとしたが、王妃は宮女の振りをして難を逃れた。25日、高宗は大院君を政権に復帰させる王命を下すことになる。

この時朝鮮からの領選使としてたまたま天津にいた金允植、魚允中は、8月になって清国に要請し、清国は朝鮮に馬建忠（1849-1939）¹⁹⁸率いる軍隊を派遣した。

日本も一旦帰国した花房義資公使を全権委員として、軍艦5隻、陸軍1個大隊を付けて朝鮮に派遣した。居留民保護とともに、軍乱による被害の賠償要求とこの機に通商規定の改訂をも

¹⁹⁶ 『日本外交文書』第15巻、215-221頁。

¹⁹⁷ 「水野大尉筆記朝鮮事変ノ概況」、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023634400。

¹⁹⁸ 馬建忠は直隸総督北洋大臣李鴻章わいぐんの幕僚で、朝米修好通商条約締結にも立ち会った人物である。なお馬建忠が率いる軍隊は、李鴻章下郷勇の淮軍である。

図ろうとしたのである。

この間、清国は日本に対し、事変に馬建忠軍を派遣し調停することを通知し、さらには自らの「属邦」朝鮮にある日本公使館の保護を申し出ている。これに対し日本は、法律顧問ボアソナードの意見に従い、朝鮮を「自主」国として条約に基づき対処することを通知するとともに、「公使館などは各国各自が守るのは当然のこと」として「貴国より兵員等派遣されては、かえって葛藤を生むのでは」と清国側に懸念を示した¹⁹⁹。

その後も清国はことあるごとに朝鮮が自らの属邦であることを主張し、後に壬午事変への対応の経緯を在清各国公使館に知らせた文書（9月30日付）でも、「朝鮮は我が大清の属国」とわざわざ記したのである²⁰⁰。

8月16日に漢城入りした花房公使は、朝鮮政府に国王高宗への謁見と賠償請求等を求め、その回答を、期限を付けて迫った。しかし大院君政権は回答を引き延ばす策に出たため、花房は交渉決裂もほのめかし、一旦済物浦に引き揚げた。

清国の馬建忠は、花房公使に日朝間の調停まで提案していたが、花房が済物浦に引き揚げると間もなく漢城入りする。8月26日には大院君を拉致し、率いてきた軍隊によって朝鮮の旧軍による事変を鎮圧すると、閔氏政権を復活させた。大院君は清国に連行され、李鴻章の諮問を受けた後、3年にわたり軟禁されることになる。

1882（明治15）年8月30日、日本は復活した閔氏政権との間に済物浦条約を結んだ。条約により、日本は公使館焼き打ちおよび公使一行襲撃の賠償金などを得たほか、公使館警備のための兵員配置を認めさせ、謝罪使の派遣を約束させた。また同時に、居留地の拡大などを認めさせる日鮮修好条規続約（追加条項）を締結した²⁰¹。

伊藤博文は、同年3月から憲法調査のため欧州にあった。外務卿井上馨から8月2日付で壬午事変の発生とその対処に関し報告を受けた伊藤は、8月14日、ウィーンから「ロシアまたは清国のいずれが朝鮮の事件に手出ししたか」を知らせるよう電報を送っている。軍乱に関するボアソナードの意見も欧州の伊藤博文に送信された。伊藤は不在中も重要事件に関して電信で報告を受け、それに対する指示も行っていたのである²⁰²。

1870年代後半にトルコとの戦争に敗れたロシアは、バルカン半島への南下を諦め、中央アジア、東アジアへと目を移しつつあった。朝鮮での事件を機にロシアが東アジアに進出することを伊藤は懸念したのである。外務省でも8月早々に「今般の朝鮮国変動についてはロシア政府

199 『日本外交文書』第15巻、163-165頁。

200 同上、168-169頁。

201 同上、195-208頁。

202 『伊藤博文関係文書』一、172-173頁。「伊藤参議ヨリ朝鮮事変ニ露清関係ノ事情ヲ維納公使館ニ報知スヘキ旨電報」、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023639500。

の挙動は最も注意すべき」と考え、職員を派遣してロシアの状況を探させ、その際には欧州にいる伊藤の協力を得るよう手配されていた²⁰³。

ボアソナードは、1882（明治15）年8月9日に参事院議官井上毅（1844-95）と行った問答の中で、ロシアの東アジア南下に対する脅威を述べ、「今もし日本において政治家の大家が出て、よく日本、清国、朝鮮三国の同盟を結ぶに至ったなら、いわゆる鬼に金棒であり、ロシアに対しても決して恐るるに足らないだろう」と、ロシアへの対抗策としての東アジア3国の同盟論構想の可能性を示していた²⁰⁴。

後日、井上毅は「ボアソナード氏にも丁度同様の意見」として、ボアソナードの意見書と共に自身の「朝鮮政略」（9月17日付）を欧州の伊藤博文に送る。

朝鮮の事、将来東洋交際政略の一大問題となりて、二三大国の間にあるいはこの国のために戦争を開くに至るべし。朝鮮の實際を察するに、政府の人の庸弱なると人民の愚昧なる、今数十年間は一個の独立国となるは難しかるべし。しかしてその軍民の外国人を敵視してこれに無礼を加うるは、これまた数年間は止む時なかるべし。然るときは、この節新たに条約を結べる英米等の国々またはその他の国より名義を借り機会を投じてその要地を占領し、またはその内政に干渉し安南、緬甸ビルマの類となさんとするは必然なり（多分露国なるべし）。この時にあたり支那は猶その属国の名義をもってこれに干渉し、一々朝鮮の為に謝罪の処分を行わしめもって外国に機会と名義を貸さざらんとする歟、また十分の保護を加えもってその応援たらんとする歟、いずれも覚束なき事なり。（中略）

若し欧州の一国朝鮮に占拠して安南または印度の例に倣わんには、我国は頭上に刃を懸けたるが如し。若し不幸にして露国の為に朝鮮を奪われんには、東洋の大勢は全く為すすべからざるに致らんとす。故に東洋の為に均勢を保つには、支那と我国は力を極めて朝鮮の独立を保護し、露国の南侵を禦がざるを得ず。これボアソナード氏日韓清三国同盟の説ある所以にして、東洋の為に数年の後を顧みるものは必ずこの意を抱かざるものなかるべし。

惜しい哉、朝鮮の實況を目撃するも亦も同盟合力すべきの国にあらず。また支那もまたともに諮るに足らず。故に三国同盟の説は一つの夢想たるに過ぎざるなり。然しながらここに一策あり、如左。

²⁰³ 「朝鮮事変ニ付熾仁親王隨員西徳二郎ヲシテ露国形況ヲ探知セシム」、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023637300。『伊藤博文関係文書』一、173頁。

²⁰⁴ 『日本外交文書』第15巻、169-173頁。欧州では1882年5月にドイツ、オーストリア、イタリアによる三国同盟が結ばれロシアの勢力は押さえられていた。ボアソナードはさらに1882（明治15）年10月29日付、「恒守局外中立新論」（『伊藤博文文書』第六巻、257-271頁）で、日本、清国、ロシアによる朝鮮の局外中立国化の可能性を論じている。

一、日、清、米、英、独の5国互いに相会同して朝鮮の事を議し、朝鮮をもって一つの中立国となし、すなわち^{ベルギー}白耳義、^{スイス}瑞西の例に依り他を犯さずまた他より犯されざるの国となし、5国共に之を保護す。

一、5国中若しこの約を破る者あれば、他の国々より罪を問うべし。

一、若し5国の外より朝鮮を侵略する事あるときは、5国は同盟して之を防禦すべし。

一、清は朝鮮に対し上国たり、朝鮮は清に対し貢国たりといえども属国の関係ある事なく、朝鮮は一-独-立-国たる事を妨げざるべし。しかして清国は他の4国と共に保-護-国たるをもって4国の叶同を得ずして独り朝鮮の内政に干渉する事なかるべし。

この策若し果たして行われなば、東洋の政略において稍安全の道を得るものとす。独り我国の利益のみならず、朝鮮の為にはその永久中立の位地を得且つ支那の範疇を脱し、また支那の為にはその朝貢国の名義を全くして虚-名、実-力^{おお}相掩わざるの患なかるべし。(後略)

(「井上毅書簡」『伊藤博文関係文書』一、334-335頁)

井上毅は、ロシア南進の脅威への対策としてボアソナードの東アジア3国同盟論を評価しつつも朝鮮、清国の実情からこれを夢想とし、日清米英独5カ国による朝鮮の保護中立国化を図る案を提示した。清国を朝鮮の上国と認め、朝鮮の実力が未だ伴わないながらも朝鮮が独立国であることは妨げられない、よって5カ国での朝鮮中立化によって朝鮮と清国の旧来の冊封・朝貢関係も名目上保たれ、他国との関係から清国の朝鮮への内政干渉が避けられるのではないかと、とする。

井上馨外務卿も、1882(明治15)年11月17日付書簡で、欧州の伊藤博文に今後の対朝鮮問題に関する意見を寄せた。

朝鮮国に対する将来我が政府の政略は、該国政府をして内はもって実力を養成せしめん為に隠密にこれを補助し、外はもって外国をしてその自主独立を認めしむるの方略に出んか、または右の如く補助を与うることなく、清政府の干渉を箝制せず、よくその所為に任じ、日清間および東洋の平和を保持せんかの2問題に関し、当時内閣において専ら商議中に付き、貴君の御所見如何充分御開示を請う旨、去る1日発電に及びたるに、12日別紙の通り答電に接したり。右電文によれば、該国を独立と為すは緊要なるをもって、その^{きぼう}冀望に随いこれに補助を与え、且つ彼政府をして公然その独立たる事を宣告せしめ、^{さき}曩に国王より米国等に贈致せし書翰を撤せしめ²⁰⁵、特使を欧米洲に派遣し、相当の条約を締結せしむる方然るべしとの御見込みの趣領志

²⁰⁵ 朝米修好通商条約(1882<明治15>年5月)を始め列強と結ばれた条約で、朝鮮は自主の国と明文化されたが、朝鮮国王は清国の意を受けて、各国に朝鮮は清国の属国であるとの文書を送っていた。

致し候。然るに今般来航の朝鮮使節が最初に申し出たる処によれば、^{ひたすら}只管我が国によりその独立に冀望するとの言に付き、その後屢々面接の上その実を推究せしに、近日に至り始めてその実情を吐露せり。その言によれば僅かにその国王とその他二三の朝士のみ^の意中に出^て²⁰⁶、最初我において想像せし程の氣勢無し。故に我においても単に国王その他二三士の意をもって直ちに該政府の意向なりと推測してこれに出力するは^{はなはだ}太早計たるを免れず。これに加えて従来朝鮮国と清国との関係たるや、朝貢奉正朔等の事あり、また近時陳情表を清帝に呈し、大院君放還を乞うの事あり、これ等の情勢より観察するときは該政府をしてその独立を公然宣言せしむるが如きは萬行わるべからざる事と存じ候。畢竟今般使節より吐露せし冀望とは京城変乱の後、清政府の内政に關与する事甚だしく、彼の大院君を拘引し兵隊を京城に屯駐せしむるが如き压制を厭忌し、純然その附庸たらん事を恐れ、なるべく従前の如くその自主に任せられんことを欲し申し出たるものにて、その衷情は清国の羈絆を脱し独立を宣言するの決意これ有り候えども、これを決行するの気力は更に無きの故に、貴君御勸告の如く国書を撤回せしめ、および独立を公言せしむる等のことは彼に取り最も措弁するに苦しむ所と存じ候。

(「対韓問題に關し外務卿井上馨より參議伊藤博文への意見開陳の件」『伊藤博文文書』第二卷、363-365頁)

井上馨外務卿から今後日本が朝鮮の独立のため関わっていくか、清国の干渉に任せ静観するかに關し意見を求められ、伊藤は、朝鮮を独立国とするのは緊要であり、その希望に随って補助を与え、かつ朝鮮政府に公然とその独立国であることを宣告させ朝鮮の独立を積極的に進めるよう回答していた。しかし井上外務卿のみるところ、朝鮮国内で独立を強く願っているのは国王とその他政府内の2・3人のみで朝鮮政府全体の意向とは言いがたく、清国との今までの冊封・朝貢関係や、連れ去られた大院君返還の陳情が行われたことなどを考えると、とても独立云々を唱える状況ではなかった。朝鮮政府の願いは、大院君の拉致や軍隊駐留などの清国の内政干渉が解消され、ともかくも従前のように自主に任されることが第一だったのである。

井上外務卿はさらに、「我が内政の情態を諦観するに我が海軍の実力果たしてこの非常の挙に充つるに走るべきや、我が大蔵の資用果たしてこの目的を支持するに足るべきやの諸点に至って、太だ苦慮する所少なからず、假令政府現に銳意これが準備を為し、挙国これが為に奮起する所あるも、実に危殆の至りと存ず。また東洋全局の平和を保持するの点よりこれを視るも、この際我において強いてその独立を成就せしめんとするは、決して得策にあらざるべしと思考す。」²⁰⁷と、軍事力や財政といった日本の内政の上からも、東洋平和の点からも、朝鮮独立へ

²⁰⁶ 同時期の伊藤宛書簡で、井上は「金(玉均)の説に、現今朝鮮において真に該国の独立を企図し十分この精神を有する者は只国王と朴泳孝および金玉均の3人のみ、その他は概ね清国に依て安全を計る者」(『伊藤博文関係文書』一、180頁)と言う。

²⁰⁷ 『伊藤博文文書』第二卷、366-367頁。

の加担は得策でないとした。

日本は朝鮮を独立国と認めその積極的補助を行なって来たが、井上毅が「朝鮮政略」で清国を朝鮮の上国と述べるように、朝清の冊封・朝貢関係を完全には否定できなかった。宗主国として清国が朝鮮への干渉を強めるのに対し、日本は対朝鮮政策を米国その他各国が朝鮮を独立国として条約を締結するのに同調して情勢を静観する、との消極姿勢に変えざるを得なかった。ボアソナードの東アジア3国同盟論や井上毅の5カ国による朝鮮保護中立国化論は、とても具体的に考慮できる状況ではなく、井上毅の「将来東洋交際政略の一大問題となりて、二三大国の間にあるいはこの国のために戦争を開くに至るべし」との予言が、残念ながら後に現実のものとなるのである。

清国は壬午事変鎮圧後も朝鮮に軍隊を駐屯させた。それまで清国は、朝鮮に清国の曆を使用させ、朝貢を受け、国王の就任を承認してきたが、その内政外交には直接関わってこなかった。しかし、日朝修好条規（1876<明治9>年2月）、朝米修好通商条約（1882<明治15>年5月）で、朝鮮の自主を強調され、朝鮮が清国の属国であることは否定された。そこで壬午事変を機会に、従来の冊封・朝貢関係を超える朝鮮への干渉強化を図ったのである。

李鴻章は朝鮮駐屯軍の袁世凱（1859-1916）に朝鮮軍改編を命じ、朝鮮政府に顧問として馬建常、ドイツ人のメレンドルフを派遣して、内政外交に干渉した。そして1882年10月に締結された朝鮮中国商民水陸貿易章程には、朝鮮が諸外国と結んだ条約とは異なり、朝鮮が中国の属邦であることを明記し、清国の朝鮮に対する独占的優位を認めさせた²⁰⁸。清国は旧来の冊封・朝貢関係を超え、朝鮮に宗主国として積極干渉することを明らかにしたのである。

甲申政変と漢城条約 朝鮮では、閔氏政権の開化政策の下、いわゆる開化派が形成されていた。開化派は、自主的開国を唱えた政治家朴珪寿の門下で学び、開国後は外交使節や留学生として海外渡航経験を持つ者たちが中心だった。

1881（明治14）年6月に来日した朝士視察団は、朝鮮の開化派が日本の援助により国内の保守勢力に対抗しようとし、日本は開化派を取り込むことで朝鮮での立場強化を図ろうとして計画されたものだった。福沢諭吉（1835-1901）は、朝士視察団から慶応義塾に2人の朝鮮人留学生を受け入れ、それを縁に多くの来日朝鮮人が福沢宅を訪れるようになっていた²⁰⁹。

開化派の金玉均（1851-94）も1882（明治15）年2月から7月まで日本に遊学し、その際福沢諭吉の支援を受けて慶応義塾等で学んだ。同年10月、壬午事変の謝罪および済物浦条約（日鮮修

²⁰⁸ 「中国朝鮮商民水陸貿易章程」『伊藤博文文書』第二巻、305-315頁・国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03030401300。

²⁰⁹ 「小泉信吉宛書翰」慶応義塾編『福沢諭吉全集』第17巻（岩波書店、1960）、454頁。

好条規続約)の批准のための使節朴泳孝(1861-1939)と共に、金玉均は再び来日し、その後もしばしば日本を訪れ福沢宅にも出入りした。

福沢は、金玉均遊学中の1882(明治15)年3月11日、主宰する『時事新報』に「日本は既に文明に進みて朝鮮は尚未開なり。(中略)彼の国勢果して未開ならば、これを誘ってこれを導くべし」²¹⁰と朝鮮の近代化援助を勧める記事を書いている。日本国内でも開化の兆しがみられる朝鮮との関係発展への期待が持たれつつあった。

しかし壬午事変(1882<明治15>年7月)で日本公使館が襲撃されたことにより、国内に再び征韓論が沸き起こる。事変を機に清国は朝鮮への干渉を強め、一方日本も済物浦条約の締結等で朝鮮への影響力を強めようとするなか、朝鮮の開化派は、清国の積極干渉の下で実務を担う金弘集、金允植、魚允中ら穏健開化派と、清国の干渉に反発し日本との関係を強めて閔氏政権打倒を目指す朴泳孝、金玉均、洪英植(1855-84)ら急進開化派とに分裂し、その相克が鮮明になっていく。魚允中と洪英植は、1881(明治14)年に朝士視察団として共に訪日し、朝鮮の開化を目指した間柄だったが、両者はその方向性を異にすることになったのである。

壬午事変後、日本は済物浦条約で認められた公使館守備隊を一個中隊に減らし、賠償金50万円のうち40万円を還付するなど、朝鮮政府を懐柔する方針をとっていた。朝鮮の急進開化派は、しばしば日本を訪れては日本との関係を強め、朝鮮政府に改革について意見を進言していた。しかし、大院君の拉致後、清国勢力の影響下にある閔氏政権および穏健開化派は、日本の影響下にある急進派を斥けようとしていた。

1884(明治17)年12月4日、急進開化派を排除する動きを察した朴泳孝、金玉均らは、日本公使館と結んでクーデターを起こす。甲申政変である。

4日夜、京城郵便局開庁を祝う宴会に多くの内外高官が集まったところ、急進開化派は近隣に火を放ち、混乱に乗じて議政閔泳翊以下数名を殺傷。さらに閔氏政権の大臣6名を殺害した。この時、朴泳孝、金玉均らは日本の弁理公使竹添進一郎(1842-1917)に「日使来衛」を求める国王の親書を送って、公使館守備隊が王宮に入る手引きをし、守備隊は朝鮮政府軍の一部と共に王宮を押さえたのである。

翌朝、新政府樹立が宣言された。新政府は、清国との冊封・朝貢関係の解消、門閥によらない人材登用、政府機構改編などの政策方針を発表した。しかし12月6日午後閔氏政権の要請で清国袁世凱の軍隊が出動した結果、国王は清国軍の保護するところとなり、竹添公使率いる

²¹⁰ 「朝鮮の交際を論ず」『福澤論吉全集』第8巻(岩波書店、1960)、28-29頁。1880年12月、福澤論吉は伊藤博文、大隈重信、井上馨から、国会開設準備の公報のため新聞を出すよう依頼を受ける。しかし翌年の明治14年政変で国会開設が延期され話が立ち消えになったため、福沢は自ら新聞発行することを決意し、1882年3月1日、『時事新報』を創刊した。

守備隊は公使館に撤退する。具体的な政策を何ら実施する間もなく新政府は樹立3日で倒れ、洪英植ら数名は殺害され、かろうじて難を逃れた朴泳孝、金玉均らは日本に亡命した。

翌7日朝、日本公使館は暴徒に取り囲まれ危険となったため、竹添公使は公使官員や公使館に逃げ込んだ居留民らと共に仁川に逃れ、仁川領事館から本国に事件の顛末を報告した²¹¹。

急進開化派にクーデターの計画があることは、実は11月4日には日本側に知らされていた。クーデターの方法も、①落成した公使館に国王の行幸を願い、穏健開化派の随員を襲う、②夜半に刺客を主要人物3人の自宅に送り込む、③郵便局の開館式に招待し一時に切り捨てる、という3パターンまでが示され、公使館守備隊の応援を依頼されたが、日本側は聞くに止め返答は避けていたのである²¹²。

竹添公使はクーデター計画に関し、11月12日付で伊藤、井上両参議宛に「対韓策甲乙二案」を送っている。竹添は、朝鮮では大院君帰国の噂があるなか国王はじめ政府は動揺しており、在韓清国武官を後ろ盾に政府を牛耳る穏健改革派が急進改革派の排除を企て、切羽詰まった急進改革派がクーデターを計画した、と説明する。竹添が示した2案のうち甲案は、清国とは政治路線も異なるため、朝鮮国王の依頼を受けたとして清国と一戦を交わし撃退する、というものの、乙案は、東洋の平和保持を旨とし、清国とは事を起こさず朝鮮は自然の運びにまかせる、というものだった。ただし仮に乙案に決定したとしても、竹添は、穏健開化派に強硬な態度を示して牽制すべきとした²¹³。

竹添が示した2案に対して伊藤参議、外務卿代理の吉田清成外務大輔は、11月28日付で「甲案の趣旨は穏当でなく、乙案を可とする。もっとも我が政府は朝鮮政党の一方を助け、あるいは公にこれに干渉する方針は取らない。目下日本党（穏健開化派）と称する者に努めて穏和の手段によってその国の開明に尽力させるのが我が国に利がありとする。この辺深く御注意あるべし」²¹⁴と、朝鮮の政党への干渉は避け、冷静な態度を求める指令を打電する。しかし、この指令が竹添公使の元に届く前に12月4日のクーデターが実行され、竹添公使は甲案によりこれに加わったのだった。

甲申政変が失敗に終わった後の12月10日、統理衙門は朝鮮政府の事件の処理方針として、次の7項目を示した。

- ①日本国公使の公使館守備兵出兵は、事前の統理衙門への照会を怠った。
- ②国王の保護要請は奸臣が勝手に行ったもので、国璽がなく無効。

²¹¹ 『日本外交文書』第17巻、321-328頁。

²¹² 『伊藤博文文書』第三巻、37-46頁。

²¹³ 同上、29-36頁。

²¹⁴ 同上、95頁。

- ③日本国公使は兵力で国王を監視、外部との連絡を遮断し、奸臣の凶行を助けた。
- ④朝鮮の軍民が日本公使館を襲撃し居留民に害を加えたのは、日本公使が凶党を助けたことへの憤激の結果で、朝鮮政府に責任はない。
- ⑤日本公使館の焼失は自焼であり放火ではない。
- ⑥漢城城門の閉鎖は凶党の逃亡防止を目的とし公使の退去を妨害したものではない。
- ⑦仁川で日本の保護下にある凶徒金玉均らを逮捕、引き渡されたい。

(田保橋前掲書、992-998 頁)

朝鮮政府は、甲申政変を無効とし、その間の国王の公約も否定するため、クーデターは急進開化派が日本公使と共謀して実行したものであると主張したのである。これに対する竹添公使の反駁は十分なものではなかった。

日本政府は同月 12 日に事件の第一報を受けた。その時井上馨外務卿は所用で在京していなかったため、吉田外務大輔は伊藤博文参議らと協議し、竹添公使宛に「先月 28 日付けの電信で指令したとおり、朝鮮に対する日本政府の政略は平和と内地の政略および政党に関与しないことにある。しかしとにかく日本兵と清兵間の行き違いは我が方に多分の面倒を生ずるので、これを避ける事に努めること。この目的を達するために、日本兵は国王あるいは政府より公然たる請求がある場合のみ国王警護の事を承諾すること」と、みだりに兵を出さないよう釘を刺す電報を打った²¹⁵。伊藤は、外務省書記官栗野慎一郎（1851-1937）を急ぎ仁川領事館に送って竹添公使に事件の事情を聴取させるとともに、井上毅参事院議官を朝鮮に送って対処させた。さらに、甲申政変が日朝のみならず清国にも関係し善後処理が複雑化することを予想し、特使の派遣を閣議に掛けることにした。

井上馨外務卿の帰京を待って 12 月 19 日に閣議が持たれ、特派大使として井上外務卿の派遣が決まる。使節人選に関して、黒田清隆内閣顧問は、外務卿自ら出掛けるほどの内容にあらずとして黒田自身が使節を希望する意見書を提出したが、伊藤は事件を重大とみて、三条実美太政大臣に井上外務卿派遣の天皇裁可を得るよう働きかけた²¹⁶。12 月 21 日、井上外務卿は全権大臣の勅命を受け、甲申政変にかかる朝鮮政府および清国使節との善後処理交渉を委任された。

この間、竹添公使は政変について数回にわたり外務省に報告している。最初の報告（12 月 6 日付）によれば、王宮への公使館守備隊派兵は国王高宗からの「来衛の命」によるもので、国王は駆けつけた竹添公使を迎え、その手を握って満足を述べた、とする²¹⁷。

²¹⁵ 『日本外交文書』第 17 巻、328-329 頁。

²¹⁶ 『伊藤博文関係文書』第四巻、386 頁。

²¹⁷ 『日本外交文書』第 17 巻、324-326 頁。

しかし事件前の報告から、竹添公使がクーデター計画の存在を事前に知っていたことは明らかであり、竹添が日本政府の指示を待たずにこれに加担したのは事実だった。

また天津の李鴻章から在日本清国公使館にもたらされた電報（12月23日付）によれば、朝鮮国王から清国政府宛に送られた書簡には、①国王は政変について何も知らなかったが、竹添公使が兵を率いて王宮に入り保護を申し出た。②竹添公使が6大臣を殺すよう言ったので、これを命じた。③清国兵が来て王宮保護を申し出たが日本兵が許さず戦闘となった。④この乱は金玉均が全て企てたものとする、などと記されていた²¹⁸。

竹添公使がクーデターに加担した事実の下、クーデターの失敗で、日本寄りだった急進開化派が崩壊して朝鮮への日本勢力伸張の足掛かりも失ったなかで、日本は事件に関する朝鮮、清国との交渉方針を決めなければならなかった。

井上全権大使一行は、1884（明治17）年12月22日に東京を出発し、24日、下関に到着した。日清両使節は兵を帯びずに交渉に向かうこととされていたが、この時天津の原敬領事から清国使節が500名の兵を伴うとの通知がもたらされる。日本政府も「今回の事変収拾に続き清国と兵端を開くことに陥るのは努めて避けたい」としながらも、2大隊を一行に付けることを決定する。そして「朝鮮の独立不独立」の方針については、12月26日の内閣会議の結果、清国との戦闘は避けながら朝鮮「独立」を主張し、清国が「属国」を主張し兵を引かない場合は日本も駐留を続けることを決定して、井上大使に通知した²¹⁹。

出発後も、井上全権大使には事件をどう処理すればよいかが見えていなかった。竹添公使が初めから金玉均らのクーデターに干渉していたのか、単純に国王の依頼によって王宮に入ったのが判然としなかったためである。しかし、下関で栗野書記官から事件当時の事情聴取の結果を聞き、竹添は始終朝鮮の乱党とは連繋しておらず単に国王の召命に応えたもので、その行動が公法に背かないことを確信する。また王宮における公使館守備隊と清国兵との争闘の責任については、国王の召命により護衛をしていた守備隊120名に対し10倍の数の清国兵がこれを排除しようとした位置関係を考え、清国にその責任があったとした²²⁰。

事前に朝鮮入りして事情探索していた井上毅も、竹添の守備兵王宮入りの手抜きや他局内干渉の可能性も認めながら、王命による入衛でその王命には証憑があったこと、竹添は政変に最初から干渉していないことは明らかであると報告した²²¹。それらの報告を受けて、ようやく井上全権大使は事件処理方針を決定したのである。

218 『日本外交文書』第17巻、343-344頁。外務卿代理だった外務大輔吉田清成の文書による。

219 『伊藤博文文書』第三巻、313-319頁。

220 同上、113-129頁。

221 『伊藤博文関係文書』一、350-352頁。

1885（明治18）年1月3日に漢城に入った井上全権大使は、6日に国王に謁見し、7日から朝鮮政府との交渉に入る。朝鮮側の全権大臣は左議政の金弘集だった。1月7日の協議で、金弘集全権から、談判の前に事件の顛末を確認すべきとの提案があったが、井上全権大使は「変乱中の手続きを貴官等の想像疑惑により話すならば、私にも疑惑の点が多数あり。しかし想像疑惑によって談判しようとするれば決して妥議に至ることはない」としてこれを否定し、早急に談判に入るべきとした。朝鮮側は翌日の談判の時間も引き延ばそうとする態度を見せたため、井上は、この談判の結果によっては両国が干戈に及ぶかも分からないこと、外務卿の自分が全権となった以上今回の談判が決裂すれば後はないことを厳しく述べ、早急の決着を促した²²²。

翌8日の協議は順調に進行し、9日には甲申政変の善後策を約した漢城条約が締結された。条約の内容は、①朝鮮から日本に国書により謝意を表明すること、②被害を受けた日本人および物品の填補として11万円を支給すること、③暴徒によって殺された礮林大尉殺害犯人を逮捕・処罰すること、④日本公使館新規建築について朝鮮が工費を負担すること、などである。また金弘集全権大臣から甲申政変の首謀者で日本に亡命した金玉均らを引き渡すよう要求があったが、井上大使は、金玉均らは政治犯であるため、としてこれを拒否した²²³。

なお、8日の協議中に清国使節の呉大徴欽差大臣が突然現れ、日韓の談判に加わろうとしたことがあった。井上大使はこれを拒否し、呉使節が持参した委任状に全権の字もなかったことから、呉との協議を益なしとした。また呉使節が金弘集全権大臣に持参した書に、乱党の責任を問うべし、との内容があったため、井上は「朝鮮は清国の属国か」と金全権を問いつめ、金全権は清国の干渉は受けないことを誓って談判が継続された²²⁴。

条約締結後、井上全権大使は早々に漢城を去り（1月11日）、19日に帰朝した。

同年3月16日、福沢諭吉が主宰する『時事新報』に、社説「脱亜論」が掲載された²²⁵。

爰に不幸なるは近隣に国あり、一を支那と云い、一を朝鮮と云う。

（中略）我輩をもって此二国を視れば、今の文明東漸の風潮に際し、^{とて}逆もその独立を維持するの道あるべからず。幸にしてその国中に志士の出現して、先づ政治を改めて共に人心を一新するが如き大挙を企て、先づ政治を改めて共に人心を一新するが如き活動あらば格別なれども、若しも然らざるにおいては、今より数年を出でずして亡国と為り、その国土は世界文明諸国の

²²² 『日本外交文書』第18巻、341頁。

²²³ 同上、349-350頁。

²²⁴ 同上、343-344頁。「対韓政策関係雑纂/日韓交渉略史」、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03030189600。

²²⁵ 「脱亜論」は無記名の記事だが、内容は主催者福沢の考えと趣旨を大きく異にするものではないだろう。

分割に帰すべきこと一点の疑あることなし。(中略)

我が国は隣国の開明を待って共に亜細亜を興すの猶予あるべからず、寧ろその伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、その支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に従って処分すべきのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かるべからず。我は心において亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。

(「脱亜論」『福澤論吉全集』(岩波書店、1960)第10巻、238-240頁)

金玉均ら急進開化派を支援していた福沢は、甲申政変が失敗するや、朝鮮や清国での改革を待つ余裕なしと見限り、日本はもはや西洋列強側に立つべきことを主張したのである²²⁶。

伊藤博文、全権大使となる 甲申政変の善後処理は、朝鮮と結んだ漢城条約によって終了したわけではなかった。清国から派遣された呉大徴使節が全権委任されていなかったため、厄介な清国との協議は先送りされていたのである。

井上馨全権大使派遣の前に朝鮮入りした井上毅参事院議官からの報告に、「支那人大いばりにて朝鮮をもって彼のいばり場となすの勢いに候。鬼神の如き顔したるものが日本の全権大員の来たりしとて俄に鼠の如くなるも出来ぬ事情にこれあるべく候。故に所詮朝鮮にて支那人を押え謝罪せしむる事は難しく察され候」²²⁷とあるように、そもそも清国との協議を朝鮮で行なうのは困難と予想されていた。

漢城条約の締結に当たり朝鮮政府は、日本政府が竹添慎一郎公使を更迭処分することで竹添公使の責任を問わない、との寛大な処置をみせていた。しかし日本国内では、「朝鮮の変乱その罪全く清国朝鮮にありて、且つ支那に最も重しと曲信せしむるの新聞社説の教唆」等により、条約の内容が朝鮮に寛大過ぎ、特に清国に対する態度が軟弱として政府を批判する世論が起こっていた²²⁸。甲申政変では日本公使館側にも非があることを認めていた伊藤は、井上外務卿に、政変に対する誤解や疑惑のため騒乱が起こらぬよう事実関係と政府の処分概略を世間に知らしめ、政府に対する非難を予防するよう注意を促している²²⁹。

²²⁶ 甲申政変(12月4日)後、慶應義塾出身の政治家、ジャーナリストら6名(藤田茂吉、箕浦勝人、犬養毅、尾崎行雄、森田文蔵、枝元長辰、矢埜貞雄)は、連名で「朝鮮略略に関する意見の私書」(1884<明治17>年12月24日付)(憲政資料室資料『井上馨関係文書』第54冊672-9)を伊藤博文参議宛てに提出した。内容は、日本と朝鮮とは本来合同して外艦に備えるべき位置にあるが、朝鮮は国王も開化派も脆弱で完全に独立することは望めないため、「今回の変に乗じ、彼の我に加えたる無礼と損害とを責め、彼の内事に干渉し、もつて之を併略することを務むべし」との強硬政策を主張するもの。近代化を遂げられず軍事連携できない朝鮮は、否定される対象となった。

²²⁷ 『伊藤博文関係文書』一、349頁。

²²⁸ 憲政資料室資料『伊藤博文関係文書』(その1)書類の部358「竹添之行為云々」。

²²⁹ 『伊藤博文伝』中、399頁。

甲申政変に関する清国との交渉方針は、1884（明治17）年12月26日の内閣会議で一旦決定していた。戦闘は避け双方共引揚げることを協議しつつ朝鮮の「独立」を主張し、清国が朝鮮は「属国」であることを主張し兵を引かない場合は日本も駐留を続ける、との方針である。しかし朝鮮で清国との協議はなされなかったため、再度方針を見直す必要があった。

1885（明治18）年1月28日、日本政府は、伊藤博文宮内卿（長州）、井上馨外務卿（長州）、西郷従道農商務卿（薩摩）、山県有朋内務卿（長州）、大山巖陸軍卿（薩摩）、川村純義海軍卿（薩摩）ら参議が一同に会して対清国の談判方針が協議されたが、伊藤が平和的解決方針を主張するのに対し強硬態度をもってすべしとの意見もあり、方針決定はみなかった。

伊藤の考えていた清国との談判方針とは、次のようなものである。

朝鮮事変の関係より清国に向かって開談すべきは撤兵の一事に止まり、清国これを肯諾すれば日清両国の禍端を防止するに足るべくも、彼もしこれを拒絶せば我においてはその目的を達せざるをもって、幾分か我が国の荣誉を損ずるの関係なきと謂うべからず。然れども、之を公法に照らし清国に対し尚宣戦の地位を得る能わず。然る時は今日激昂の人心を鎮圧するにおいては多少政府の困難を増加するの恐れなき能わず。是により之を観る時は駐劄公使に任じ談判せしむるを得策とする。（『伊藤参議清国に対する談判意見』『伊藤博文文書』第四卷、20-25頁）

「撤兵の一事」の合意が、清国との談判における第一義であり、それに対する国内の反発もあろうが、駐劄公使派遣により談判を決するのが得策と言う。さらに、撤兵の一事の重要さを了解させ早急に決定させるためにも特使の派遣が必要だ、と続けて述べている。

伊藤は一方、清国との談判における日本の主張を根拠付けるため、甲申政変で竹添公使の行動が国際法上どのように解釈されるかを井上外務卿と共に研究していた。「この論理果して確実なるや否を証明する」必要があると伊藤は考え、米国人外交顧問のスチーブンスやドイツ人公法顧問ロエスエルなどの意見も得て、「公法上外交上において充分の理論を極め置」き、清国との談判の論拠にするとともに、積極論を唱える海軍省官を説得する根拠としたのである²³⁰。

1885（明治18）年2月7日、政府は甲申政変に係る清国との談判方針を申し合わせた。その方針とは、①竹添公使が朝鮮国王の依頼によりその保護のため王宮に入ったのは国際法に則つとる。それを攻撃した清国兵の指揮官の処罰を要求する。②今後の両国の平和を維持し衝突を避けるため両軍撤退する、というものである²³¹。

ただし、これを清国側が受け入れるかが問題だった。天津領事館の原敬領事は、呉大徴、李

²³⁰ 憲政資料室資料『伊藤博文関係文書』（その1）書類の部 358「竹添之行為云々」。

²³¹ 『日本外交文書』第18巻、192-193頁。

鴻章との対話から、清仏戦争の最中に起こった甲申政変に清国は強硬な態度をとる余裕はなく、早急の解決を望んでいると考えていた。しかし清国駐劄榎本武揚公使は、清国は撤兵を受け入れまいと見込んでおり、日本の朝鮮における兵力をむしろ増強すべきとの強硬意見を持っていた。清国との交渉の筆頭にある榎本公使が、撤兵の談判を積極的に働きかけることは見込めなかったのである²³²。

清国との交渉の困難を予想した井上外務卿は、西郷従道、山県有朋両参議と協議の上、伊藤に全権大使の任を託すことにした²³³。

1885（明治18）年2月24日、宮内卿伊藤博文が特命全権大使として清国に差遣されることが決定した。これに農商務卿西郷従道が同行し、参事院議官井上毅、太政官大書記官伊東巳代治らが随行することになった。伊藤は、自らのブレーンで法制の専門家でもある井上毅、伊東巳代治を伴い、条約締結に万全を期して臨もうとしたのである。西郷従道農商務卿を同行させたのは、国内向けには、薩長のバランスを考慮し、また清国への強硬論を唱える者を押さえる意図があり、清国向けには、台湾出兵の実行者である軍人西郷の同行により談判の結果如何では干戈を交える可能性を示唆する威嚇の意があったものと思われる。

2月25日、井上外務卿は伊藤全権大使に訓令および委任状を交付した。事前の申し合わせどおり訓令には、清国に要求するところは次の2点として、①12月6日の変に兵隊を指揮した将官を責罰すること、②漢城駐在の兵を撤すること、が挙げられた。

同日伊藤は、清国との談判について駐清英国公使パークスに仲介を頼むことを井上外務卿に囑った。パークスは、かつて長く駐日公使を務めており、伊藤、井上とも懇意の間柄だったのである。パークスはこれに応じ、清国政府が談判を受け入れることを確認した²³⁴。

伊藤博文全権大使の清国派遣は、清国駐劄榎本公使を通じて早速清国総理衙門に伝えられた。榎本公使は、清国の全権を李鴻章とし、談判を首都北京で行うべきことを主張した。本来は北京にある清国総理衙門が外交に関する職務を担っているのだが、天津にあつて経済、軍事の実験を握る李鴻章が外交についても実質的に決定権を持っていたからである。

総理衙門は、全権を李鴻章とすることは了承したが、直隸総督の李を天津から離れさせることはできないという。この頃清国では前年勃発した清仏戦争が続いており、実際、李鴻章は直隸総督北洋大臣として任地天津を離れるわけにはいかなかった。榎本公使は天津に向かい、伊

²³² 『伊藤博文文書』第四巻、26-33、513-516頁。

²³³ 井上馨公伝記編纂委員会編『世外井上公伝』第三巻（内外書籍、1933）531-532頁。

²³⁴ 「[井上馨関係文書]所収伊藤博文書翰翻刻-明治15年3月から明治26年4月まで-」『参考書誌研究・第56号』（国立国会図書館、2002）、10頁。『世外井上公伝』第三巻、532頁。

パークスは病を押して清国との調整を図り、翌3月末に死亡した。

藤全権大使を迎えて談判の打ち合わせを行うことにした²³⁵。

李鴻章との交渉 伊藤博文全権大使一行は、1885（明治18）年2月28日東京を出発、3月7日に長崎を出港して、同月14日、天津に到着した。長崎に至るまでの間、終盤に差し掛かった清仏戦争におけるフランス海軍と清国海軍の戦闘の状況が、航路事情を知らせるのを兼ねて逐一伊藤大使にもたらされた²³⁶。

天津で清国側から、李鴻章が全権大臣、吳大澂が副大臣となったこと、談判は天津で行いたいことが伝えられた。伊藤は、清国側の言うとおりに天津で直ちに談判に入るのは、外交儀礼上、全権大使である自分の立場から受け入れがたいとし、井上外務卿に内閣の決議を求めた。

李鴻章側でも、榎本武揚公使の本来談判は北京で行なうべきとの意見を聞き、伊藤全権大使がそのまま北京に上るのではないかとの懸念を持っていた。そこで榎本公使は一策を講じ、3月16日、在天津日本領事館の晩餐会に李鴻章を招いて伊藤に引き合わせたのである。初めて面会した2人は親しく打ち解けて談話した。伊藤は外交儀礼として北京で国書奉呈を行なった後に談判に入るべきことを述べ、李もこれを了解して、双方互いの事情を理解し疑念を解いたのである。こうして、伊藤は井上外務卿からの回答を待つことなく、一旦北京に上って総理衙門で正式に李鴻章の全権大臣委任と天津で談判を行うことにつき伝達を受けた後、再び天津に戻るという手順を踏んだのだった²³⁷。

いよいよ、伊藤博文と李鴻章という、日本、清国のそれぞれ最高実力者といえる両者が、天津条約談判の場で対峙することになった。

< 第1回談判 >（4月3日、天津直隸總督衙門）

伊藤は、今回の談判の目的を両国間の和平を確実にすることとして、案件を将来、過去の2問題に分け、3つの要求を提示した。まず将来の問題として、①甲申政変で両国軍の衝突が生じたことについて清国軍の撤兵を要求した。李鴻章は、日本軍も確実に撤兵することを条件に、これを受け入れた。

次に過去の問題として、②甲申政変で日本公使が王宮にいることを知りながら王宮突入を指揮した清国将官の処罰、③政変の騒乱の中、清国兵が日本人居留民を殺害、財産の略奪したことなどへの損害賠償を要求した。しかし李は両国の衝突および朝鮮居留日本人の被害の件は「頗る錯綜」した事実であり「徒に瑣末の点に涉りて論ずるを欲せず」とし、清国将官への処罰

²³⁵ 『日本外交文書』第18巻、204-205頁。

²³⁶ 『伊藤博文文書』第四巻、39-49頁。

²³⁷ 『日本外交文書』第18巻、211-212頁。

要求に関しては、竹添公使の非を挙げて伊藤大使と論争になった。また居留民被害に関しては、「貴国には貴国の報告あらん。我方には我方の報告あり。孰れにも協議を遂げて余り瑣末に涉りて論争せざらん事を望む」と、双方異なる見解があるので余り細かいことに拘泥しないことを期待する意見があつて、最初の談判は終わった²³⁸。

< 第 2 回談判 > (4 月 5 日、天津日本国領事館)

前回に続き問題となったのは、竹添公使の王宮入りに関してである。伊藤の、朝鮮国王の親書による依頼があつて王宮に派兵したとの主張に対し、李は、親書は乱党金玉均らが書いた偽物だったとして、1885 年 1 月 6 日 (光緒 10 年 11 月 21 日) 付の朝鮮国王高宗が清国欽差に送った公文を証拠として示した²³⁹。

伊藤は、竹添公使への朝鮮国王親書も証拠として提出し得るとし、「時勢全く一変したる後において国王の言いたる事、または書き送らる等の事柄は本案件を商議する上において更に何等の効力あるものと認むる事を得ず」と、これに反駁した。李は、双方後日の報告により顛末を知ったことでもあり、「成るべく協議を遂げて葛藤を避け、しかして双方意見の異なる所を纏束し[まとめ束ね]て妥協を得ん」と提案し、伊藤もこれに同意した。

続いて日清軍の衝突に関し、伊藤は王宮凶面により日本兵と清国兵の守備・攻撃の位置関係を説明し、清国兵の王宮攻撃に当たつての日本公使への通告の時間等について討議したが、双方受けた報告に相反する点があり結論は出せなかった。さらに日本人居留民の被害に関し、伊藤は被害民の口述書を示したが、清国側は清国兵による暴行でないと聞いており、それ以上の議論にはならなかった²⁴⁰。

< 第 3 回談判 > (4 月 7 日、天津出師營務処)

伊藤は、前回李鴻章が主張したところを整理、論駁した後、清国兵の日本人居留民への暴行について厳しく問責したところ、実は李は今回談判に至り初めて居留民被害が日清間の問題となっていると知ることが判明した。日本からは甲申政変後間もなく井上外務卿から総理衙門宛に通知しており、伊藤が北京の総理衙門に赴いた時にもこれに言及していたのだが、李はその報告を受けておらず、この談判の場でそれに対し結論することはできないと述べた。李が総理衙門から受けた公文によると、伊藤大使の要求は、①「撤兵」の件、②将官「処罰」の件の

²³⁸ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件 (1)」『日本外交文書』第 18 卷、229-237 頁。

²³⁹ 同上、238-239 頁。「朝鮮国王欽差咨文」には、「乱党金玉均・朴泳孝等、講召日兵恐動備至、本国王堅執不許、玉均等、竟乃自書四字、非本国王之所知也」等、甲申政変は乱党によるもので国王の意志ではないと内容が書かれていた。

²⁴⁰ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件 (2)」同上、237-246 頁。

2点だったという。伊藤は、③居留民暴行の「補償」を加えた3点であると主張し、その日の談判は終わった²⁴¹。

翌8日、榎本武揚公使は、李鴻章の真意を聞き談判の妥協点を探るべく天津直隸総督衙門を訪ねた。李は、従前の井上外務卿と駐日徐公使との話では撤兵の1案件のみが問題とされ、総理衙門はそれさえ拒んでいたが、撤兵の件は自分の裁量で決定したのだと言う。榎本公使は「今次の談判をして撤兵一事の承諾に止まらしめば、大使の使命は不調となるべし」と伊藤大使の立場を述べると、李は「撤兵を承諾するは中国貴国と保和を重んずるの厚意に出ず。然るに大使において不満足なりと見做し帰国せらるるにおいては是非なき次第なり。我は戦争の用意に取り掛かる外手段なし」と戦争をちらつかせて談話を打ち切った²⁴²。談判の決着は付くのか、全く先の見えない状況となった。

榎本公使の報告を受けた伊藤は、4月9日、井上外務卿宛に、3回の談判の結果清国は撤兵には同意の見込みだが処罰と賠償の受け入れはなおも要求する必要がある、翌日の談判で李鴻章がこれを拒絶する時は談判を中止し天津を去る旨打電した。撤兵は談判で決するべき最低限の条件であり、従前から合意が見込まれていた案件である。榎本公使が李に述べたとおり、伊藤が全権大使として天津まで来た以上、撤兵に加えて何らかの収穫がなくては政府の弱腰や清国を批判する国内の声に対し大使としての面目が立たなかったのである²⁴³。

電報を受けた井上外務卿は即座に、談判に向かう前の伊藤の平和の持論と訓令の趣旨からすれば将官処罰と賠償は強いて求める理由なしとし、談判決裂が決して無いよう釘を刺す電報を返した²⁴⁴。

< 第4回談判 > (4月10日、直隸総督衙門)

撤兵問題に関して李鴻章から両軍撤兵の提案がされ、伊藤は同意する。しかし伊藤の全軍撤兵の提案に対して、李は朝鮮国王からの依頼による朝鮮軍訓練を理由に数十名の清国兵を残留させることを主張した。伊藤は、これに対抗し日本軍の中から朝鮮を支援しようとする者も現れ朝鮮の党派争いを煽ることになるとして断固これを拒否した。結局、日清両国とも朝鮮軍に教官を送ることを断念し、条約調印から4カ月以内に撤兵することを合意した²⁴⁵。

第4回会議の協議事項を双方の合意事項である撤兵問題に限ったことで、談判決裂は取りあ

²⁴¹ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件 (3)」『日本外交文書』第18巻、247-258頁。

²⁴² 「榎本公使李鴻章天津談話の件」同上、259-262頁。

²⁴³ 「清国は撤兵を承諾すべし併し処罰と賠償は更に決着を促すべき旨通知の件」同上、262頁。

²⁴⁴ 「処罰及賠償問題の爲め談判破裂に至らざる様勉められたき件」同上、262-263頁。

²⁴⁵ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件 (4)」同上、263-275頁。

えず回避された。日清両軍が朝鮮に駐屯する限り再び衝突し戦争に発展する可能性は否定できず、撤兵は双方望むところだった。長期駐屯の費用負担も馬鹿にならないが、特に李は朝鮮に自らの郷勇（地方軍）である淮軍わいぐんを送っていたため、駐留の長期化は避けたかったのである。

< 第 5 回 談判 >（4 月 12 日、天津日本国領事館）

撤兵問題に関し、清国が提示した条約案と対案として日本が出した条約案について論議された。清国は条例案第 4 条で、「朝鮮有事の際、朝鮮国王から清国に要請があれば日本との相談なしに出兵し、事が収まれば即刻撤兵する」と謳い、朝鮮の宗主国として日本とは立場が異なることを誇示しようとしていた。前回第 4 回の談判で全軍撤兵に応じた清国だが、それは有事の際には再び派兵するという一時的撤兵だったのだ。甲申政変で朝鮮政府は完全に清国勢力下に置かれ、実際有事に派兵を要請するのは冊封・朝貢関係がある清国に間違いない。これに対し伊藤は、「朝鮮で内乱等が生じた際には日清両国が対等に対処する」との条文を提案した。

李鴻章は日朝修好条規に朝鮮は自主の邦と謳われて以来、清国と朝鮮の冊封・朝貢関係をことあるごとに誇示しようとしており、今回の条約でも同様だった。李と伊藤の議論は、条文に関する事以外に朝鮮併呑の意思の有無、他国が朝鮮を侵した際の対処、属国論など、清国と朝鮮の冊封・朝貢関係をめぐる内容に終始して、協議は一向に進まず、談判の雲行きは再び怪しいものとなった²⁴⁶。

< 第 6 回 談判 >（4 月 15 日、天津出師營務処）

前回問題となった撤兵に関する両者の条文案はこれを調整し、清国提案の「朝鮮有事の際」の出兵については、両国均等に「両国とも朝鮮への出兵の必要がある際には、事前に通告する」との内容にすることに決した。

李鴻章としては、朝鮮に対し清国は宗主国で日本より優位であるとの内容を盛り込みたかったのだが、両国均等を主張する伊藤の抵抗にあい、条約成立のため譲歩した形である。伊藤は、当初から意図した双方全面撤兵が合意され、この点では満足だった。李鴻章には撤兵以外に問題とするところはなかったが、伊藤は引き続き居留民被害に問題を移し、執拗に清国兵の処罰と補償を求めた。李は、日本における伊藤の立場を考慮し、「事件を調査し、もし清国兵内に加害者があった場合は処罰する」ことを約した。また王宮にいた公使館守備兵への攻撃を指揮した将官の処罰は、竹添公使にも非があることや両者の報告の相違から詳細を問わないことに決した。こうして 6 回にわたる長い談判もようやく終了した²⁴⁷。

²⁴⁶ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件（5）」『日本外交文書』第 18 卷、276-289 頁。

²⁴⁷ 「伊藤大使李鴻章天津談判の件（6）」『日本外交文書』同上、290-305 頁。

1885（明治18）年4月18日、ついに日本の伊藤博文と清国李鴻章の間で、朝鮮における甲申政変の善後策を決めた天津条約が結ばれた。条文は簡潔に3条にまとめられた。その要旨は次のとおりである。

第1条 両国軍が撤兵し、撤兵期限は条約締結後4カ月以内とすること。撤兵場所を清国兵は馬山、日本兵は仁川とすること

第2条 両国とも、朝鮮国王が治安を守るため兵を育て、外国人の武官を雇用することを認める。日中両国とも、朝鮮に人を送り教練することはしないこと

第3条 将来朝鮮で変乱や重大事件があり、日中両国あるいはいずれか一国が派兵する時は、前もって互いに通知すること。事態が収まった時はすぐに撤兵し駐留しないこと

（『日本外交文書』第18巻、276-289頁）

伊藤にとって撤兵問題は満足のいく結果だった。壬午事変以来駐留していた清国兵を引き揚げさせることができたからである。さらに第3条で、将来の朝鮮への派兵について優位に立とうとする清国を抑え同等の権利を得たことは大きな成果だった。しかし、訓令で撤兵以外に目指していた清国将官処罰については全く成果がなかった。また国内の清国批判をなだめるため追加要求していた居留民被害の賠償も、何とか李鴻章に調査を了解させることができただけだったのである。

天津条約は日本と清国の2国間で交わされ、条約締結の原因となった甲申政変の舞台であり派兵・撤兵の対象国である朝鮮には、何の相談もなく何ら意思を問われることもなく締結された。条約締結の翌19日朝、伊藤は早速朝鮮駐劄近藤眞鋤臨時代理公使に条約の締結を知らせ、撤兵の準備を行なうとともに、撤兵まで事件を起こさず清国側の動きに注意、報告するよう機密電報を送った。朝鮮では、天津条約の談判が行われている間、日清が戦争に至るとの噂もあって日清両国兵の緊張が高まっており、条約が無事成立したことを聞いて政府、人民共に大いに安堵した。

伊藤は4月28日に帰朝し復命した。5月、両国で天津条約の批准が済み、日本公使館守備隊は7月20日に漢城を出発、翌21日、仁川済物浦を発って撤兵した。清国軍も7月22日、馬山浦を出発して旅順に向かい、朝鮮からの両国軍の撤兵は完了した。

朝鮮の共同保護構想 1882（明治15）年の壬午事変後、朝鮮をめぐる、ボアソナードの日清清による東アジア3国同盟論や日清露3カ国による朝鮮局外中立化論、井上毅の日清米英独5カ国による朝鮮の保護中立国化論があったことは先に述べたとおりである。

甲申政変後にも、朝鮮の共同保護構想が生じた。天津条約が締結された直後の 1885 (明治 18) 年 5 月 6 日、清国駐劄榎本武揚公使が、朝鮮を日清両国により合同保護し、「終古中立不羈国」とする意見を井上外務卿に提案したのである。

朝鮮をもって日清両国合同保護の下に置かんとすの儀については、閣下御不同意の旨かつて御申し越しこれ有り候えども、詰まる処相約せずして合同保護の姿に成り行き申す可きかと存され候。その故は、第一、日清両国の兵朝鮮を去るの後、必ず同国内内乱の起こらざるを保つべからず。その節朝鮮の兵力能く自らその乱を鎮圧するに足らずして、騒乱底止するの期を見定めがたき時は、その勢い日清両国相議して出兵に及び、もってその乱を治めざるを得ざるに至るべし。第二、向後外国武弁を備って憲兵五六百を編制するのみにても、朝鮮の貧乏なるその費用に耐えざるの憂あり。況や朝鮮をして内乱外寇に備うる為には追々^{いやしく}も一万以上の精兵を編制せざるべからず。これ等の費用は固より朝鮮の自弁し得べきにあらざれば、その勢い日清政府より貸与せざるを得ざるべし。(「朝鮮を日清合同保護の件」『日本外交文書』第 18 卷、317 頁)

日清両国兵が撤退した後に必ず起こるであろう内乱は朝鮮国の兵力では鎮圧できず、結局日清から出兵することになり、朝鮮は自ら軍備を整えようにもその費用を持たないので日清政府が貸すことになる、というのである。続けて榎本公使は、朝鮮から兵を引いて日清両国の干渉が無くなった後には、他国つまりロシアの干渉を招き「不測の害を後來に遺す」²⁴⁸に至るだろうと憂慮し、よって朝鮮が自立するまでは日清両国による合同保護下に置くべき、と主張する。当時、ロシアを牽制しようとする英国により巨文島事件(1885<明治 18>年 4 月)も起こっていた。

榎本公使の意見を受け、同年 6 月、井上馨外務卿は「朝鮮弁法八カ条」を立案し、榎本に清国天津の李鴻章との会談で示させた。その提案内容の主なもの、①朝鮮の外交に係る政務を李鴻章と井上外務卿で監督し、李鴻章が施行する。②朝鮮国王に内監との協議をさせず、宮中と府中を分離する。③大臣には最も忠信の者を選び、国王はこれらの任免を李鴻章と協議し、李は更に井上外務卿に諮る、などである²⁴⁹。

ここには、もはや壬午事変後にあった朝鮮の独立を守るための多国間による朝鮮の保護中立化構想など検討される余地はなかった。「朝鮮弁法」は、朝鮮を自主の国と扱うことを転換し、王権の専制を改め両国がコントロールしやすい政府によって国内改革を行わせようとする提案だった。李鴻章は最初この提案に賛成したものの、後日、井上外務卿と大臣選任を協議するには東京天津と遠隔であり実際上困難、そもそも朝鮮の人事を強制するのは属国への内政介入に

²⁴⁸ 『日本外交文書』第 18 卷、317 頁。

²⁴⁹ 『日本外交文書』明治年間追補第 1 冊、380-383 頁。

なるとして不同意を示した。結局井上外務卿は談判を取り消し、榎本を引き揚げさせる。井上は「李氏においては全体の利害に暗く瑣々たる体裁曲折に拘泥し、本官が主眼とする亜細亜全州の平和を保持せんと欲する誠意を了解せざるものの如し」²⁵⁰と李鴻章の無理解を批判した。しかしアジア全州の平和を云々しながら、朝鮮の内政に介入しようとしたことについては何の言及もなかったのである。

日本は江華島事件を機に日朝修好条規（1876<明治9>年、江華島条約）を結んで朝鮮を開国させたが、伊藤博文はその交渉方針である使節への訓条、内諭の作成に携った。伊藤が朝鮮政策に深く関わった最初である。日朝修好条規は、朝鮮が自主の邦であること、両国対等の条約であることが強調された。日本は、朝鮮と清国との間の冊封・朝貢関係を図りかねながらも、朝鮮との条約を西洋列強間の国際法である万国公法に基づき締結したのである。

日本の朝鮮進出に伴い、清国は壬午事変（1882<明治15>年）を機に朝鮮に対し旧来の冊封・朝貢関係以上の干渉を強めていく。朝鮮を巡る日清の対立は、甲申政変の際についに武力衝突を引き起こす。政変後の処理について、伊藤は全権大使として清国の李鴻章と交渉して天津条約（1885<明治18>年）を結び、朝鮮への出兵に関し清国と同等の権利を得るに至った。

²⁵⁰ 『日本外交文書』明治年間追補第1冊、383頁。

第2章 伊藤内閣の朝鮮政策

1885（明治18）年12月、内閣制度が創設され、伊藤は初代内閣総理大臣に就任した。憲法発布に向けて、翌1886（明治19）年には各省官制を制定し（2月）、将来の官僚を育成するための帝国大学を創設する（3月）。

1888（明治21）年、総理大臣を辞任し、創設された枢密院²⁵¹議長に就任すると、伊藤は井上毅らと共にまとめた憲法草案を自ら枢密院議長として審議する。翌1889（明治22）年2月、大日本帝国憲法が発布された。1890（明治23）年、伊藤は貴族院議員に選出され、第1回帝国議会初代貴族院議長に就任する。それまで調査研究してきた近代制度を、初代内閣総理大臣になって以降、伊藤は次々と実現させていったのである。

1892（明治25）年8月、伊藤は再び内閣総理大臣（第5代）に就任した。

1894（明治27）年、朝鮮で起こった甲午農民戦争鎮圧のため、天津条約の規定を根拠に日清両国が出兵したことから日清戦争に発展する。日清戦争開戦の詔勅では「朝鮮の独立」「東洋の平和」が謳われた。伊藤は、朝鮮の内政に介入し改革に積極的である一方、農民軍の殲滅に関与した。

日清戦争勝利後の下関条約で、伊藤は再び全権大使として李鴻章と講和交渉し、清国に朝鮮が完全無欠なる独立自主の国であることを認めさせる。しかし日清戦争の結果、清国の敗北と領土の割譲は露独仏列強3国の干渉を呼び、西洋近代勢力の清国への進出を促すことになった。

第1節 清国との相克

朝鮮のロシア接近と日本の軍備増強 甲申政変（1884<明治17>年12月）後、朝鮮国王高宗は日本と清国を牽制するため、ロシアに接近した。ドイツ人顧問のメレンドルフを通じ、ロシアの軍事顧問派遣を取り付けたのである（第1次朝露密約）。朝鮮をめぐるのは、それまで日本と清国の間で勢力争いが繰り広げられていたが、2国にとって最大の脅威と考えられていたロシアが実際にその勢力争いに加わった形である。しかし、高宗が結んだこの秘密協定は、1885（明治18）年6月には発覚するところとなり、親清政権の金允植が無効にする。

李鴻章はメレンドルフを解任させ、高宗や閔氏と対立する大院君を帰国させて、高宗らを牽制した。さらに李は、甲申政変で清国兵を指揮して王宮に入った袁世凱を、事務官である駐劄朝鮮総領事交渉通商事宜に任命して漢城に駐在させ、朝鮮の内政に干渉させた。袁世凱はこの後、

²⁵¹ 枢密院は天皇の諮問機関であり、国務の諮詢を行う機関でもあった。

日清戦争直前まで朝鮮に駐在することになる。

ちょうどその頃、英国艦隊が朝鮮南部の小島巨文島を占領する事件が起こった（1885年4月15日、巨文島事件）。英国は、ロシアがウラジオストクから朝鮮半島を窺うのに対抗しようとしたのであるが、朝鮮政府への通告なしに巨文島上陸を行っていた。日本からの通知でこれを知った朝鮮政府は英国に抗議したが、実際に英国と交渉を行ったのは清国の李鴻章だった。この時期、英国は朝鮮をまだ独立国として扱っていなかったのである。英国がようやく巨文島から撤退するのは1887（明治20）年のことだった。

1886（明治19）年8月、李鴻章下の清国北洋艦隊は朝鮮に接近するロシアを牽制するべく朝鮮元山を訪れ、その後、燃料の補給および船体修理の名目で長崎に寄港した。上陸した清国水兵が泥酔して暴れ、それを日本の憲兵が制止したのをきっかけに衝突が起こり、双方数十名の死傷者を出すに至る（長崎事件）。

伊藤博文は前年の1885（明治18）年12月、初代内閣総理大臣に就任していた。長崎事件発生当時、出張中の井上馨外務大臣に代わり外務事務も執っていた伊藤は、清国公使徐承祖と協議し、双方外国人法律家を派遣して事後処理を検討させることにした。協議の結果、両国がそれぞれの事件関係者の処分、被害者の補償を行い、互いに賠償は行なわないことで合意する²⁵²。

北洋艦隊の長崎寄港は、燃料補給等を名目としながらも実際は日本への示威活動だった。長崎事件で日本人に死傷者が出たにもかかわらず日本が賠償を請求しなかったのは、北洋艦隊相手に戦闘になることを恐れたためだった。当時は、清国に加え、英国の巨文島占領、ロシア艦隊の朝鮮近海への出沒など、列強の動きも日本にとって脅威になっていたのである。

伊藤総理は、1886（明治19）年12月、陸軍大臣大山巖、司法大臣山田顕義とともに九州を視察する。九州近海から対馬にかけて各地の砲台等を視察の上、朝鮮釜山を經由して帰国した。海防の必要性を痛感した伊藤は、軍艦建造、砲台整備等の費用を捻出するため、緊縮財政を進めていた大蔵大臣松方正義と協議して、翌1887（明治20）年、新たに所得税法を設け海防費用に充てることにした²⁵³。

さらに伊藤は明治天皇に、イタリアが対オーストリアの国防のため皇帝から下賜金を受け国民の愛国心を喚起した例を披瀝し、250万円の皇室費から海防費として30万円支出する申し出を引き出した。内閣総理大臣になる直前まで宮内卿を務め、明治天皇の信頼も厚かった伊藤のなせる術である。1887（明治20）年3月、天皇の海防費30万円下賜の勅諭が出て地方長官らに

²⁵² 「長崎事件局ヲ結フ」『公文類聚』第11編・明治20年・第48巻、国立公文書館デジタルアーカイブ。

²⁵³ 『伊藤博文伝』中、511-512頁。「対州并下関及東京湾砲台建築費ヲ海防費献金及所得税等ヨリ支出ス」『公文類聚』第11編・明治20年・第23巻、国立公文書館デジタルアーカイブ。

伝えられると、全国の有志から次々と海防費献納の申し出があり、同年9月末までに200万円を超える献金が集まった²⁵⁴。

同年11月、伊藤は大山巖陸軍大臣、海軍参謀次長らと共に、軍艦5隻を従え、今度は沖縄、鹿児島、長崎、広島の巡視に出掛け、沿岸防備の状況を観察研究した。

伊藤は翌1888(明治21)年4月に内閣総理大臣を辞任し、創設された枢密院の議長となる。同年8月には、伊藤は西郷従道海軍大臣らと、やはり軍艦5隻を従え、朝鮮の釜山、元山およびロシアのウラジオストクを視察した。

朝鮮では、1885年6月に第1次朝露秘密協定が破棄された後も、高宗はなおも清国との冊封・朝貢関係からの脱却を図ろうとしていた。1886年8月には、初代駐朝鮮ロシア公使であるヴェーベルとの間に密約を交わす(第2次朝露秘密協定)。その内容は、ロシアは朝鮮が独立国であることを認め、有事の際には朝鮮に軍隊を派遣するというものだった。これを知った朝鮮駐在の袁世凱は朝鮮政府を問いつめ、再び密約を破棄させた。

しかし、高宗は、清国との協調路線をとる金允植を廃し、独立国として諸外国への公使派遣を決定し、なおも清国を牽制しようとした。さらに日本に弁理公使を派遣し、駐米全権公使、駐欧州全権公使の派遣も決定したのである。李鴻章は朝鮮の諸外国公使派遣に反対であり、駐米全権公使として朴定陽(1841-1904)の赴任が決まると、袁世凱に圧力を掛けさせ朴の出発を延期させた。結局李鴻章は、赴任国の外務省には清国公使館を通して挨拶に行くこと、朝鮮公使は清国公使より格下の扱いとすることという条件で朝鮮の駐米全権公使の派遣を了承する。

しかし、1887年末に実際に米国に赴任した朴定陽は、これを無視して中国公使館を通すことなく米国大統領クリーヴランドに会い信任状を呈上した。李鴻章は袁世凱に朝鮮政府を責めさせ、結局朴定陽は赴任から約1年後の1889年に帰国させられることになる。

1880年代、日本は朝鮮をめぐる清国との対立の進展や列強の動きに備え、軍備増強を図っていたが、朝鮮には実際に手を出すことなく状況を見守っていた。朝鮮における勢力争いは、元は日本と清国がその中心だったが、天津条約により日清両国の派兵が抑えられたことで列強もこれに加わることとなり、朝鮮はしばし多国間の微妙な力の均衡の下に置かれていたのである。

1890(明治23)年3月、前年内閣総理大臣に就任していた陸軍出身の山県有朋(1838-1922)は、建議書「軍事意見書」および「外交政略論」を提出する。

「軍事意見書」は軍事的観点から外交問題に及ぶ内容である。この中で山県は、アジアにおける英国とロシアの利権争いが最も切迫した東洋事情とする。今後シベリア鉄道が竣工してロシアが朝鮮に侵攻を開始し英露間で戦争となった場合、日本は局外中立を図るとして、それが

²⁵⁴ 「海防費補助トシテ宮禁儲余三十万円支出ノ詔」『勅語類・明治詔勅』自明治元年同29年12月、国立公文書館デジタルアーカイブ。『伊藤博文伝』中、512-516頁。

できなければ英露いずれかと同盟するか、両国と敵対することになる。いずれを選択するにせよ軍事力の担保あってこそなので、沿岸防備、陸海軍の兵備を完整しておくことが必要と述べる。そして、それは「我が邦兵備完整は^{ただ}国家の防護に必要なのみならず、またもって東洋の平和を維持するに緊要なる基本」と、「東洋の平和」のためでもあるのだ、と説く²⁵⁵。

「外交政略論」では、国家独立自衛の道として主権線、利益線の概念を示す。主権線とは国の疆域で、これを守り他の侵害を防ぐこと、利益線とは隣接する国で、これを守り自国の形勝を失わないこと、とそれぞれ規定し、外交と兵備の要訣はこの2線が基本であると述べる。そして日本の利益線は朝鮮であり、これを防護し独立を守るための兵備、教育が必要であると主張した²⁵⁶。

1890（明治23）年11月29日、第1回帝国議会在開会した²⁵⁷。山県有朋総理大臣は、衆議院で行った所信表明演説のほとんどを、予算の大部分を占める軍事予算の説明に費やす。そこで山県は自身の主権線、利益線論を披露し、「列国の間に介立して一国の独立を維持するには、独り主権線を守禦するのみにては決して十分とは申されませぬ。必ず亦利益線を保護致さなくてはならぬことと存じます。（中略）すなわち予算に掲げたるように、巨大の金額を割いて陸海軍の経費に充つるも、亦この趣意に外ならぬことと存じます。まことに是は止むを得ざる必要の経費である」と主張した²⁵⁸。

予算案は、自由民権派議員の反対によって全体的には1割近い政費節減を余儀なくされ、主に俸給などの経常経費が削減されたが、山県総理の演説が奏功したか軍事費に関しては経費削減が控えられた。過年度に生じた余剰金を当てた臨時費により、5カ年計画の軍艦製造費予算も通った。議員らも、軍事費に関しては特に反対もなく認めたのである²⁵⁹。

防穀令事件への対応 朝鮮が開国して以来、不作と日本人穀物商による米、大豆の買い占めにより、朝鮮の農村はしばしば食料危機に陥っていた。1889（明治22）年10月、咸鏡道觀察使

²⁵⁵ 大山梓編『山県有朋意見書』（原書房、1966）、174-185頁。日付は1888（明治21）年1月だが、1890（明治23）年3月に「外交政略論」と同時に提出され、山県内閣の閣僚に回覧された。

²⁵⁶ 同上、196-201頁。

²⁵⁷ 1890（明治23）年7月、憲法に定められた衆議院総選挙が初めて行なわれ、同年11月、第1回帝国議会在開催された。自由民権運動を推進してきた立憲自由党、立憲改進黨などのいわば反政府系政党が議席の多くを占めた。

²⁵⁸ 1890年12月6日「総理大臣ノ演説」『衆議院第1回通常会議事速記録第4号』、国立国会図書館帝国議会在會議録検索システム。第1回帝国議会在では、利益線について「主権線の安危に密着の関係ある区域」と説明する。

²⁵⁹ 明治財政史編纂会編『明治財政史』第三卷（丸善、1904）、454-507頁。1890（明治23）年度の軍事費は2583万円（国家予算に占める割合31.5%）で、1891（明治24）年度は2381万7000円（同28.5%）。明治10年代前半に国家予算の20%程度だった軍事費は、明治10年代後半には25%前後、明治20年代に入ってから30%前後を占めた。日清戦争期の1894・95（明治27・28）年度には国家予算の70%近くを占めることになる。

が穀物の輸出禁止令である防穀令を発布したが、これに対し日本が「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」（1883<明治16>年）に反ずるとして抗議した。防穀令自体は必要に応じ認められた制度である。ただし通商規則の第37款では防穀令施行の1カ月前までに日本側に通告することになっており、今回その手続きを踏まずに実施されたことに対する抗議だった²⁶⁰。

抗議を受けて翌1890（明治23）年に防穀令は撤回されたが、その間の日本人穀物商らの損害は大きかった。1891（明治24）年11月に事件に関する交渉が始まり、日本側の14万7千円の損害賠償請求に対し朝鮮側は6万円という大幅な減額要求を行い、双方譲らなかつたため、交渉は長期に渡ることになった。被害者である穀物商らは、外務省に向け陳情活動を活発化させるとともに政党にも働きかけ、1892（明治25）年12月、問題は議会で取り上げられる。

外務大臣の陸奥宗光（1844-97）は、防穀令後の賠償問題に関する自由党議員の質問に対し、防穀令事件は政治上解決していること、賠償金額交渉が長期化するのはやむを得ないことを答弁するが、納得は得られなかつた²⁶¹。

伊藤博文は、初代内閣総理大臣を辞任後、初代枢密院議長（在任1888.4-89.10）²⁶²や初代貴族院議長（在任1890.10-91.7）を経て、1892（明治25）年8月、再び内閣総理大臣に就任していた。議会の了解なしに政策を進めることは困難とみた伊藤は、陸奥外務大臣と協議の上、1892（明治25）年12月16日、急遽自由党議員の大石正巳（1855-1935）を朝鮮駐劄弁理公使に任じ朝鮮に送り込んだ。

大石正巳公使は、1893（明治26）年1月以降繰り返し朝鮮政府との交渉を行ったが、朝鮮側が、日本側が示した回答期限を何度も遅延することに不快感を示していた。最終期限に朝鮮統理衙門から提出された照会書が賠償額のさらなる減額を求めるものだったため、大石公使は怒ってこれを送り返し、双方で文書の受け取り拒否が行なわれる始末となった。朝鮮側の態度硬化の背後には、強硬派の大石公使を排除しようとしていた朝鮮駐在の清国事務官袁世凱の関与があった。

若く外交経験のない一議員だった大石公使は、外交手法に不案内で朝鮮政府幹部との人脈もなく、事態は收拾できない状態に陥った。4月4日、大石公使は日本政府宛に状況を報告するとともに、朝鮮政府に最後通牒を送り、先方が承知しなければ武力行使も辞すべきでないとの意見を打電する。これを受けた陸奥外務大臣は、即日、大石公使宛に次の指示までいかなる行

²⁶⁰ 「朝鮮国に於て日本国人民貿易規則及税目設立の顛末外務卿復命の件」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023613900。

²⁶¹ 「井上角五郎君の質問に対する陸奥外務大臣の答弁」『第4回帝国議会衆議院議事速記録第8号』、国立国会図書館帝国議会会議録検索システム。

²⁶² 枢密院議長を辞任後の1898年11月、伊藤は黒田清隆と共に元勳待遇（後に元老）となる。

動も取らないよう返電した²⁶³。

陸奥外務大臣は伊藤総理と協議し、大石公使に清国事務官の袁世凱と妥協して朝鮮政府との紛糾した事態收拾の周旋を依頼し、談判の見込みによっては賠償金減額にも応じるよう訓令する（4月12日）。同時にこれを、伊藤総理から清国の李鴻章北洋大臣に、陸奥外務大臣から李経方（1855-1934）²⁶⁴に連絡し、調整することを伝えた。大石、袁世凱の双方を上から押さえようとしたのである。

訓令に従った大石は袁世凱に調停を依頼し、袁は日朝の仲介に入るが、朝鮮政府は賠償金額6万円までの条件を譲らず調停は奏功しなかった。大石は、朝鮮政府に最後通牒を突きつけ相手がこれを飲まない場合公使は退去し、先に具申した武力行使を実行すべき、との意見を政府に提出する（4月29日）。これを受けて日本政府は、5月2日、最後通牒申し入れを朝鮮政府が拒否した場合公使は任地を去ることを閣議決定する。ただし「反報手段は将来の事情を詳らかにしたる後、さらに閣議を尽くすべき事」²⁶⁵と、武力行使は否定した。5月4日、日本政府の申し入れは2週間の期限を付けて朝鮮政府に送られた。

朝鮮政府の説得を依頼する伊藤の手紙が李鴻章の元に届けられたのも、同じ5月4日だった。手紙は英文で私信の形を取り、署名には「Your good friend」と付されていた²⁶⁶。李は同月7日に電信で伊藤宛に回答を送り、引き続き袁世凱から朝鮮政府に日本の請求受け入れを勧告するものの、賠償受け入れ自体朝鮮政府がその責を認めることになるので金額は譲歩するよう提案してきた。日本政府は、伊藤の手紙により李が圧力を掛け朝鮮側が賠償金額を折り合ってくるものと期待していたが、李は、政治決着はしている防毅令事件の賠償問題を、さほど重要視していなかったのである。

日本政府は、1893（明治26）年5月11日、「大石公使が2週間の期限で朝鮮政府に最後通牒を提出し、5月17日がその期日である」旨を再度李鴻章に通知し、「最終調整が可能か」問い合わせ、李は「袁世凱を通して朝鮮政府の最終回答を得る」との意向を示していた。しかし、5月15日になって李は、「朝鮮政府は交渉の場を東京に移す意向で、自分はこれ以上の調整はできない」と日本側に伝えてきたのである²⁶⁷。

朝鮮政府が談判場所を移動しようと考えたのは、問題紛糾の原因である大石公使を外すため、および朝鮮国内で発生していた東学党の動きに対する懸念のためと考えられる。しかし日本

²⁶³ 「朝鮮国威鏡道ニ於テ施行サレタル防毅令ノ為メニ我商樞山新介外四十名並大塚栄四郎等ノ蒙リタル損害要償談判一件」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B11091009600。

²⁶⁴ 李鴻章の義子。1892年10月まで駐日公使を務め、日清合同での朝鮮管理を唱えていた。

²⁶⁵ 『日本外交文書』第26巻、341頁。

²⁶⁶ 同上、342-344頁。

²⁶⁷ 同上、375-378頁。

政府は、談判場所の移動提案が大石公使や日本政府の面子に関わると考えたか、李鴻章の「これ以上の調整不可」との回答に動揺したか、強硬手段に出た。最後通牒回答期限の5月17日、伊藤総理は陸奥外務大臣、西郷海軍大臣らと協議の上、朝鮮に対し「兵艦に命じ臨機適当の処置を為すべき」²⁶⁸こととし、それを清国駐劄公使大鳥圭介（1833-1911）から清国総理衙門に通知させたのである。伊藤は大石が提案していた武力行使は否定しておきながら、清国の調停を促すために武力をちらつかせたのである。

日本の強硬姿勢への転換を知った李鴻章は、急遽朝鮮政府への交渉妥結勧告に動いた。日本政府も大石公使の更迭を条件に平和的解決を約し、李鴻章に調停を了解させた。李鴻章の勧告により朝鮮との交渉は一気に解決に向かう。5月19日、朝鮮政府は賠償金額を11万円まで引き上げることに合意し、その償還方法も決定して、防毅令事件はようやく決着したのである。

8月31日、李鴻章との約束どおり大石正巳弁理公使は解任され、後任として清国駐劄公使だった大鳥圭介が朝鮮駐劄特命全権公使に任命された。

防毅令事件は、そもそも日本人穀物商らへの賠償金額の折り合いが付けば済む問題だった。しかし賠償金額増額に関する日本国内の盛り上がりを受け、政略として強硬派議員の大石正巳を朝鮮に公使として派遣したのは、他ならぬ伊藤内閣だった。朝鮮に派遣された大石公使は、朝鮮政府の信頼を得られず、清国事務官の袁世凱には介入され、交渉は進まない上最後は日本の武力行使直前にまで発展した。その過程で日本政府が大石公使に朝鮮政府との妥協を命令できなかったのは、議員であり政府の人間ではない大石に気を使い、朝鮮に対する日本の面子もあつてのことである。その結果、清国に頼らざるを得なくなった。

事件が決着したのはひとえに清国の李鴻章の調停のおかげである。李鴻章が調停に入ったのは旧知の伊藤博文の依頼に応えたためだったが、李は必要上の介入は避けようとした。すると伊藤は、自らが回避しようとしていた武力行使をちらつかせて、強引に李の調停を促したのである。防毅令事件は、結局朝鮮における清国の影響力に日本が頼んだのであり、朝鮮に対する清国の優位を日本自らが認める結果となった。

第1次甲午農民戦争と朝鮮出兵 1894（明治27）年2月、朝鮮全羅道古阜郡で、郡守の横領事件をきっかけに東学の異端派である全瑋準（1854-95）を指導者とした農民の反乱が起こった。古阜民乱である。

東学は、1860年、崔済愚（1824-64）により西学（キリスト教）に対抗して儒教、仏教、道教に民間信仰を混合して創建された新興宗教である。政府の弾圧を受けながらも、第2代教祖崔時

²⁶⁸ 「防毅令事件派艦ノ件ニ付清国駐在大鳥公使ヘ訓令案ノ件」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A03023061200。

亨（1827-98）が教義を整え、勢いを増していた。古阜民乱が起こった当時、自然災害や疫病、税制混乱、開国後の経済変動などにより不安定となった社会情勢を背景に、農民らの反乱が頻発していた。全琿準はさらに農民軍を組織して閔氏政権を倒すため蜂起し、首都漢城に向かった（第1次甲午農民戦争）。

農民軍鎮圧に苦心していた朝鮮政府は、1894（明治27）年5月半ば以降清国への派兵要請を検討していたが、政府内には反対も多く決断をためらっていた。しかし農民軍の手にその本拠地である全州が落ちると、6月2日に清国事務官の袁世凱に閔泳駿（1852-1935）から口頭で鎮圧要請がされ、6月3日、文書によって正式に清国に派兵が要請された。袁世凱から連絡を受けた李鴻章は直ちに巡洋艦隊を派遣し（5日仁川到着）、陸軍部隊も上陸させる（8日以降牙山上陸）。しかし6月10日には農民軍と朝鮮政府の間に早くも和約が結ばれ、事態は鎮静化したのだった。

ところが、天津条約（1885<明治18>年）の、朝鮮派兵の際の日清相互通知を約した条項を根拠に、日本も朝鮮へ混成一個旅団を派遣し、6月10日に漢城に入城したのである。

実は、朝鮮政府軍が農民軍になす術なく破られている状況は、5月20日過ぎには日本政府も把握しており、「今後の模様により、あるいは軍艦派出の必要之有る可し」²⁶⁹と派兵を想定し、準備に入っていた。また5月末時点では派兵は既に確実と考えられており、派遣目的を①派兵後朝鮮政府の要請に応じ干渉するか、②居留民保護に撤するか、また清国への照会文の形式を①文書通知のみ認めるか、②電信通知でも可かなど、手続きに関する細部が検討されている段階だった²⁷⁰。

日本のすばやい対応は次のような次第で行なわれた。休暇中で不在だった朝鮮駐劄大鳥圭介公使に代わって公使館を預かっていた一等書記官杉村^{ふかし}濬が、6月1日、朝鮮政府から清国への出兵要請を察知して日本政府に打電する。翌6月2日、衆議院解散を奏請するための臨時閣議を開いていた伊藤総理は、杉村からの電報を受けて直ちに朝鮮への派兵を閣議に掛け了承される。同日、衆議院解散および朝鮮への派兵が天皇に裁可され決定したのである²⁷¹。

6月4日、休暇帰国中だった大鳥公使に対し措置訓令が与えられ、①朝鮮国内の変乱により公使館および居留民に危険を及ぼすとき、または②清国から朝鮮への派兵が確実になったときは日本から直ちに派兵する、とされた。①は濟物浦条約第5款による公使館および居留民保護を理由とし、②は天津条約第3条により朝鮮出兵の日清相互通告を理由とする²⁷²。

日本政府は、6月5日、初めての戦時大本営を参謀本部内に設置した。朝鮮における事変発

269 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、292頁。

270 「伊藤博文宛井上毅書簡」『伊藤博文関係文書』一、462頁。

271 『伊藤博文伝』下、54-55頁。

272 『日本外交文書』第27巻第2冊、160-162頁。

生に伴い、戦時に入ったとみなしたのである²⁷³。

6月4日の訓令では公使館および居留民保護を理由に出兵も可としたものの、実際の出兵は清国の動向を待って決定された。清国が朝鮮政府からの依頼の有無にかかわらず派兵するのは確実であり、「我が政府外交上において常に被動者の地位を執らん」²⁷⁴としたためである。日本は朝鮮の開国以来ずっとその自主独立を主張して清国の属国であることを否定し、天津条約では朝鮮への出兵に清国と同等の権利を得ていたものの、実際は朝清の冊封・朝貢関係から清国の優位は明らかであり、朝鮮政府が日本に派兵を依頼してくることはあり得なかった。日本は、派兵の準備を整えつつ、清国の動きに直ちに対処するため日夜清国の挙動を窺っていた。

果たして、天津条約に基づく清国からの朝鮮出兵の通告は1894(明治27)年6月7日午後に届き、同日日本からも出兵が通告される。通告の中で清国は、出兵理由を「属邦を保護する旧例による」としてきたため、日本政府は直ちにこれを否定し、「朝鮮国を清国の属邦とは認めない」旨を回答した²⁷⁵。

同7日、出兵通知に併せて李鴻章は、日本軍の出兵に関し、①清国兵は漢城に入らないため日本軍は仁川から先に進軍しないこと、②日清両軍の衝突を避けること、③朝鮮国王、人民を驚かさないう日本兵はなるべく少数とすること、④清国軍は直接農民軍の拠点である全州に向かうこと等を伝えてきた²⁷⁶。

6月10日夜、護衛の海兵420名を伴って漢城に戻った大鳥圭介公使は、市内が予想に反し騒乱もなく落ち着いた状況であることに驚く。大鳥公使は、「京城は平穩なり。暴徒に関する事情は異なし」²⁷⁷と陸奥外務大臣に知らせるとともに、朝鮮国内の動揺を憂慮し、日本兵の入京を見合わせ仁川に留まらせることを数度にわたって申し入れた。9日、既に広島を出発していた混成旅団は、12日に仁川に上陸した²⁷⁸。

陸奥外務大臣は、6月13日、長く仁川に留まれば漢城に入る機会を失い、一度出兵したものを空しく帰国させることになれば、「甚だ不体裁なるのみならず、また政策の得たるものにあらず」²⁷⁹として、漢城入城が得策であることを大鳥に打電する。さらに同日夕刻、清国が牙山に留まり進軍しない場合は日本兵による暴徒鎮定を朝鮮政府に申し入れて良いと指示し、日本政府は朝鮮国に対する将来の政策について「強硬の処置」をとるに至るだろうが、これは伊藤

²⁷³ 「明治2789年 上裁及御聞置摘要 大本営副官部 庶」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.C06061820600。

²⁷⁴ 陸奥宗光『蹇蹇録』(岩波書店、1938)、28頁。

²⁷⁵ 『日本外交文書』第27巻第2冊、167-169頁。

²⁷⁶ 同上、170-171頁。

²⁷⁷ 同上、183頁。

²⁷⁸ 「自明治27年6月～至明治27年12月 日記(1)」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.C08040626900。

²⁷⁹ 『日本外交文書』第27巻第2冊、193頁。

総理大臣と協議中である旨大島公使に打電した。

後に『蹇蹇録』に記すところによると、陸奥は、大島公使からの、多数の日本兵入京は朝鮮政府、人民、特に外国人に疑念を抱かせる恐れがあり外交上得策でない、との指摘を理解していた。しかし、「翻って我が国の内情を視れば、最早騎虎の勢い既に成り、中途にして既定の兵数を変更する能わざるのみならず、従来清国政府の外交を察すればこの間如何なる謠詐權変の計策を逞しくし最後に我を欺くやも知るべからず。また近頃天津および北京よりの電報に拠れば清国はなお多数の軍隊を朝鮮に送らんため、すこぶる出師の準備を急ぎおれりとの事も聞こゆ」²⁸⁰と、大部隊の派兵に国内では対外強硬論が高まっており、今さら既に出兵した兵数を減らすことはできず、清国から兵の増派の報もあった。よって、「ともかくも当初の廟算に予定したる混成旅団は速やかに朝鮮に派出し置くを万全なりとし、余は同公使に向かいて、仮令外交上の紛議あるも大島少将の率いる本隊（すなわち混成旅団）をして「^{ことごと}く京城に滞陣せしめ、なお朝鮮政府に対し速やかにその内乱を鎮圧するの得策なるを説き、これが為には我が兵を仮し援助すべしと申し込むべしと訓令」²⁸¹した、という。一度出兵した兵数は減らされることなく、強硬論に応えた陸奥外務大臣の主導により、漢城入京までもが指示されたのである。

先に述べたように、農民軍は朝鮮政府との間で6月10日に和約が成立していた。しかし日清は朝鮮政府の撤兵要求も受け入れず駐屯を続け、天津条約が謳った事態沈静後の撤兵と駐留不可を双方無視していた。天津条約は既に破られ、朝鮮で保たれていた微妙な均衡は、わずか9年で崩れることになったのである。

²⁸⁰ 陸奥宗光『蹇蹇録』、32-33頁。

²⁸¹ 同上、33頁。

第2節 朝鮮内政への干渉

朝鮮内政改革案 陸奥宗光外務大臣が伊藤博文内閣総理大臣と協議した「強硬の処置」²⁸²とは、「日清合同による朝鮮事変鎮圧および朝鮮政府内政改革案」の実施だった。甲午農民戦争鎮圧を名目に朝鮮に出兵した日清両軍が、その鎮静後も駐屯を続けるという膠着状態を打開するために図られた方策である。

伊藤総理は、方案を自ら起草し、1894（明治27）年6月13日午前の臨時閣議で諮った²⁸³。伊藤はその前文で「朝鮮政府の現状より予測するときは、将来何等の事変をより何等の顕象を生ずべきか、到底永く国家の秩序平和を維持し得べからざるは殆ど疑いを容れず。果たして然るときは、また復た今回の如く清国において出兵すれば我が国もまたこれに応じて出兵し、もって均勢を保たざるを得ざるの場合を現出すべきは必至の数に係り、延びて竟に日清韓の葛藤を生じ東洋大局の擾乱を引き起こすの虞なきを保せず。今に当たりて宜しく日清韓の間において将来執るべき政策を^{ちゅうかく}籌画し、もって永く東洋大局の平和を維持するの道を講ずるは、実に急務中の急務と確信ず」²⁸⁴として、次の2条を清国に提案することについて意見を求めたのである。

- 第1 朝鮮事変に付いては速やかにその乱民を鎮圧する事。但し我が政府はなるべく支那政府と戮力^{りくりよく}して鎮圧に従事する事
- 第2 乱民平定の上は、朝鮮国内政を改良せしむる為、日清政府より常設委員若干名を朝鮮に置き、先ず大略左の事項を目的としてその取り調べに従事せしむる事
 - 一 財政を調査する事
 - 一 中央政府および地方官吏を淘汰する事
 - 一 必要なる警備兵を設置せしめ、国内の安寧を保持せしむる事
 - 一 歳入より歳出を省略せしめ、剰余をもって利子と為し、出来得る丈国債を募集せしめ、その金額をもって国益上の利便を与うるに足るものの為に支用せしむる事

（『日本外交文書』第27巻第2冊、206頁）

第1条は、今回の出兵の名目である事変の鎮圧を清国と協力して行うことを述べる。

第2条は、前文でいずれ東洋大局の擾乱を引き起こしかねないと述べる朝鮮政府の現状を改良するため、日清政府から委員を出して内政改革を行う、とする条項である。

²⁸² 『日本外交文書』第27巻第2冊、193頁。

²⁸³ 『伊藤博文伝』下、57頁、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下巻、343頁、藤村道生『日清戦争-東アジア近代史の転換点-』（岩波新書、1973）63頁では14日開催としているが、13日開催が正しい。

²⁸⁴ 『日本外交文書』第27巻第2冊、206頁。

それまで日本は、朝鮮の改革に関して、朝鮮政府内の改革派を援助することで日本の影響力を増す方針をとってきた²⁸⁵。朝鮮の内政に直接干渉する政策としては、1885（明治18）年に、井上外務卿が清国を主とする日清両国で朝鮮政府を監督する朝鮮弁法の提案があったが、実現することなく取り消されたことは前章で述べた。しかし今回の伊藤の方案は、朝鮮の改革を、その内政に干渉し直接行う政策として閣議に上げたものであり、日本の対朝鮮政策の大きな転換といえよう²⁸⁶。

この方案の主眼は、朝鮮の内政改革を直接行おうとしたこと、そして農民戦争の鎮圧、朝鮮の内政改革共に、清国と協力合同を前提としたことである。

閣僚らは概ね伊藤の方案に同意したが、陸奥外務大臣は、「第一にこの一事は我が外交の位置を一時被動者より主動者に変ぜしめざるの結果を生ずべしと思ひ、また今日の時勢においては、清国政府はなお容易に我が提議に同意すべくもあらずと思ひ、しかしてもし同政府がこれに同意せざるときに臨み、我が将来の外交政略を如何に継続進行すべきやと考へ、且つ伊藤総理が閣議の席にては公然言明せざれども、同総理がこの提案を起草せしには別に胸裏に深く決する所あるべきを察し」²⁸⁷、決定に1日の猶予を請うた。

朝鮮における日清の立場は、天津条約（1885<明治18>年）で朝鮮出兵の際の相互通告を得たとはいえ、その後防穀令事件（1889<明治22>年）で思い知らされたように清国優位は明らかだった。日本より優位にある清国が、伊藤が提案する「日清両国が平等の権力を朝鮮国内に有する結果生ずべき案件」²⁸⁸を受け入れる可能性は低く、日本が外交主導したにもかかわらず清国から拒否された場合面目が立たない、というのが陸奥の考えだった。

15日の閣議で陸奥は、伊藤の原案に加え、以下の説明文と新たな2項目を提案する。

然るにこの政策を実行するには固より帝国政府と清国政府と協心同力の行動をなすをもって最も平和にして且つ適當なる順序とす。幸い去る13日、伊藤総理大臣と清国公使汪鳳藻との面談の節において既に日清両国相提挈^{ていけつ}してもって朝鮮を保護する事必要なりとの点に関し互いに幾分かの意見を交換せし事あれば、この機会を失わず、茲に本大臣は先ず汪公使に談判し、その政府の意向を聞かしめ、もって漸く商議の端緒を開くに至らん事を期す。

然りしかして今若しこの政策を發行する事に一決し、一度清国政府に向かつて發言せし上は、その商議の結果如何を問はず左の2件を執行する事必要と信ずるをもって、これまた予め廟議

²⁸⁵ 開化派の閔氏政権での軍制改革（1880<明治13>年）、甲申政変（1884<明治17>年）など。

²⁸⁶ 高橋秀直『日清戦争へ道』（東京創元社、1995）252-257頁。1894（明治27）年に入ると伊藤は朝鮮内政改革のための日清合同干渉を構想していたが、実行に移す前に甲午農民戦争が勃発した。

²⁸⁷ 陸奥宗光『蹇蹇録』、35-36頁。

²⁸⁸ 同上、40頁。

を決定し置かれん事を望む。

- 一 清国政府と商議を開きたる後は、その結局をみるまでは目下韓地に派遣の兵を撤回せざる事
- 一 若し清国政府において我が意見に賛同せざる時は、帝国政府の独力をもって朝鮮政府をして前述の政治の改革を為さしむる事を努むる事(『日本外交文書』第27巻第2冊、207頁)

追加提案の前半で説明されるように、13日の閣議後、伊藤は清国の汪鳳藻公使と会談し、日清合同による朝鮮保護の必要性について話し合っていた。その具体的な内容について日本での記録は見つかっていないが、高橋秀直は、汪鳳藻公使の13日発李鴻章宛電報「遵電面詢伊藤、据称、恐韓乱亟、道遠接応難、故派兵稍多、然連軍需止十艘云。言外有留兵代議善後意、經力阻、始允俟乱定彼此撤兵、隨後当与鈞妥商弁法、囑到意（李の電訓に従い伊藤と交渉した。伊藤は朝鮮の乱が切迫した場合、遠い日本からそれに応じるのは難しいため、今回^{いさ}か多い派兵をしたが、軍需は10隻に止めたと言う。その言外に留兵のまま善後策を議そうとの意があった。自分はその阻止に努めたところ、伊藤は、乱が収まって撤兵した後に李と協議することを了承し、その意を李に伝えるよう託した。）」（『李鴻章全集 二』、701頁）をその清国側史料とする²⁸⁹。

この電報が意味する「伊藤はこれ以上の増派は行わないと述べるとともに、留兵のまま善後策すなわち日清合同での朝鮮改革を提議したが、汪の反対にあつて、撤兵後にこれを協議することに変更した」との内容から、高橋は、13日の会談の第一の議題は内政改革で、ここに朝鮮の内政改革問題が日清間で公然と登場した、とする。そして第二の議題は派兵部隊の処理問題であり、伊藤は初め留兵を望んだが汪の反対で撤兵に合意した、とする²⁹⁰。

この電報について、陸奥外務大臣は、14日の伊藤宛に出した書簡の中でもふれている。陸奥は「昨日内閣にて御示しの対韓善後の策にも至急廟議決定仕り置きたく候間、明朝にても御官邸にて閣議御開きくだされ間敷哉。清公使昨日閣下に御面会后李に発したる電文中、遵電試伊藤云々、倭留兵議善後云々等の文あり。未だ解釈全備せざれども、昨日閣下の御一話にて彼多少の思案これ有るべし、しかして彼が何等の決定（すなわち朝鮮へ出兵の決定）等これ無き以前に我より少しく端緒を開き置き候義は、仮令成功に至らずも彼をして十分の敵気を生ぜしむるの機会を避け申すべく候。傍もって明日の閣議はもつとも必要と存され候。」²⁹¹と述べ、清国側が兵を動かすなどの具体的決定をする前に日本側から何らかの提案をすることが、仮に失敗し

²⁸⁹ 高橋前掲書、346-347頁。

²⁹⁰ 同上、347-348頁。

²⁹¹ 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、293頁。戦時体制となった6月初め以来、清国公使館と本国（主に天津の李鴻章）との往来電報を日本は傍受し、暗号電文も解読されて日本政府にもたらされていた。

たとしても相手への牽制になる、としている。この時点で陸奥は、伊藤の方案によって清国と交渉することを受け入れているように見える。

しかし陸奥は、15日の追加提案で、①清国との協議が結局するまで撤兵はしない。②日清合同の朝鮮内政改革提案を清国が拒否した場合、日本が単独で改革に取り組む、との強硬な意見を示したのである。これは清国との関係は協力合同を前提としていた伊藤の原案とは、全く対立する内容である。伊藤の原案は確かに朝鮮で優位の立場にある清国から拒否される可能性が高かったが、その場合を想定した陸奥の追加提案は、いずれ日清間の衝突を生みかねない内容だった。

陸奥自身は「固より朝鮮内政の改革をもって政治的必要の外、何らの意味なきもの」²⁹²と内政改革には関心が薄く、日清両国の衝突も「この決心や、最初帝国政府が朝鮮に軍隊を派出せし時において業に已に定めたる所なれば、今に及びて毫も躊躇するの謂れなし。」²⁹³と当初から好戦的な考えを持っていた。しかし、清国の汪公使と撤兵を合意していたはずの伊藤も、陸奥の提案を了解し、伊藤総理原案、陸奥外務大臣加筆の「日清合同による朝鮮事変鎮圧および朝鮮政府内政改革案」は、6月15日に閣議決定されるのである²⁹⁴。

明治天皇はこの案を裁可する前に、追加された項目について陸奥外務大臣に「御懸念」を示した。陸奥は強い決意で臨むほかなしと説明し、伊藤にも天皇への奏上を依頼する。伊藤は陸奥に、ともかく清国公使への提案を急ぎ、「とても支那も容易に承知すべく仕らず候故、兩三回の往復を重ね候上、その意底を察知する事を得るに到るべし」と、清国との調整に努めるよう促した²⁹⁵。

伊藤は、なぜ一旦は受け入れた清国の撤兵案を否定し、協議が結局するまで撤兵しないとす陸奥の強硬案を了承して、日清の協力合同を諦めたのだろうか。高橋秀直は、やはり国内の対外強硬論をその理由とする。閣議の翌16日、陸奥外務大臣は清国の汪鳳藻公使と談話し、「未だ俄に撤兵せざるつもり」²⁹⁶を通告する。高橋は、陸奥の談話を受けた汪公使が李鴻章宛に打った電報「日志在留兵脅議善後、経与力争、伊藤始允如約（天津条約第3款の撤兵規定）、然大弘衆意。昨外務至、斥為徇私、意凶翻議（日本の意図は留兵で脅迫しながら善後措置を協議する事であった。自分はこれに強く反対し、伊藤もはじめは天津条約に従い撤兵を了承したが、これは衆意に全く反するものだった。昨日外務大臣が来て、前議を翻そうとした。）」（『李鴻章全集 二』、705頁）との内容から、汪公使も撤兵が日本国内の衆意に反するとみるほど、日本国内の強硬論が高まっていた点を指

²⁹² 陸奥宗光『蹇蹇録』、57頁。

²⁹³ 同上、37頁。

²⁹⁴ 『日本外交文書』第27巻第2冊、206-207頁。

²⁹⁵ 『伊藤博文伝』下、57-60頁。

²⁹⁶ 『日本外交文書』第27巻第2冊、212頁。

摘する。そのため伊藤は、日清の協力合同すなわち撤兵よりも、国内の批判回避すなわち留兵を選択した、というのである²⁹⁷。

実際、混成旅団の大部隊が出兵後、国内の対外強硬論は「騎虎の勢い」²⁹⁸で高まりをみせており、新聞各紙は政府の弱腰を批判し、「大本營を設置しての最初の大出兵を、<何事もなさず>して中止し、撤兵することは、軍との関係においても議会との関係においても政府がよくなしうるところではなかった」²⁹⁹のである。

閣議決定された「日清合同による朝鮮事変鎮圧および朝鮮政府内政改革案」の内容は、6月17日に清国政府に正式に提案された。同17日、陸奥は伊藤に、参謀本部が朝鮮釜山-仁川間の定期航路を開設したこと、朝鮮政府に漢城までの電線修復要請をしたことなど、日清間の戦争を想定したインフラ整備指示について報告している。さらに「大隊派出は、今少し猶予して清国政府の回答を待ち候上、寛猛の処置に及ぶべく候」³⁰⁰と、清国の出方によってすぐに大隊派兵できる準備を整えていた。

日本から日清合同での農民戦争鎮圧および内政改革提案を受けて以来、清国では李鴻章を中心に日清合同撤兵が協議されていた。しかし、6月21日、陸奥が朝鮮の大鳥公使宛に「廟議は至急撤兵の談には到底同意せざるつもり候、(中略)最早清国政府の意の在るところを察するに余りあれば、今となりては到底両国の衝突は免れざる所なるべし」³⁰¹と報じたように、両国の合意はもはや困難と思われており、果たして、22日に清国公使からもたらされた正式回答は、次のとおりだった。

- 一 朝鮮の変乱は已に鎮圧したれば、最早清国兵の、代わって之を討伐するを煩わさず。ついでには両国にて会同して鎮圧すべしとの説は、議するの必要なかるべし
 - 一 善後の方法はその意美なりといえども、朝鮮自ら改革を行うべきこととす。清国なおその内政に關与せず。日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば、なおさらその内政に關与するの權なかるべし
 - 一 変乱平定後兵を撤することは乙酉の年兩國にて定めし条約に具在すれば、今ここにまた議すべきことなかるべし
- (『日本外交文書』第27卷第2冊、234-235頁)

同22日、陸奥は、日本兵は将来朝鮮の治安を維持し善政を保障する方法として撤兵しないの

²⁹⁷ 高橋前掲書、353-355頁。

²⁹⁸ 陸奥宗光『蹇蹇録』、32頁。

²⁹⁹ 藤村道生『日清戦争』、62頁。

³⁰⁰ 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、294頁。

³⁰¹ 『日本外交文書』第27卷第2冊、229頁。

であり、天津条約違反には当たらないと清国政府に通告する。陸奥が『蹇蹇録』にいう清国政府に対する日本政府の「第1次絶交書」である³⁰²。

清国からの回答は、その立場からして至極もつともな内容である。清国側からすれば、日清が合同撤兵すれば朝鮮に対する従来からの清国有利の状況を保つことができるが、日本の提案を受け入れれば、「日清両国が平等の権力を朝鮮国内に有する結果」³⁰³を生ずることにもなるからである。しかし日本側からすれば、撤兵すればせっかく作った朝鮮への足掛かりを失い、新たな朝鮮政策である内政改革も叶わなくなるのである。

日本政府は6月20日頃から、日清合同による朝鮮内政改革案が不調に終わることを想定して、日本単独での朝鮮内政改革案を作成し始めていた。6月末にはロシア、英国の干渉も始まり、あせりも生じていた。

6月26日、陸奥は、朝鮮駐劄の大鳥公使から清国兵撤兵の最後の手段として、清国が朝鮮を属邦として扱っていることを問題とする提案（同月17日付）を受け³⁰⁴。大鳥は「今回の挙は、朝鮮において日清両国の勝敗を決し独立藩属の問題を定むべき緊要の時期」³⁰⁵と考えたのである。撤兵せずともよく、さらには清国側と衝突する、何らかの口実を必要としていた陸奥は、27日夜、伊藤宛に「この際如何様なる名をもってなり清兵と一衝突を起し、兎も角も一勝を獲たる上、更に剛柔宜しきを得べき外交上の牽引も之有るべし、(中略)他の強国の干渉を招き、或いは進退不自由なる地位に陥るやも計りがたし。傍もって大鳥が申し越したる属邦論の争いにて、またはその他何等の問題にて一衝突を為試みては如何。到底不可避衝突なれば、我が勝利あるべき日に衝突するに如かず、優柔不断悔を他日に残すが如きは実に邦家の不幸」³⁰⁶と、大鳥の提案に対して伊藤の一考を促した。列強からの干渉が入りつつある今、属邦論を理由にしてでも、とにかく清国との戦端を開くべきではないか、との強硬論である。

しかし、6月27日に閣議決定され、28日に陸奥外務大臣から大鳥公使に出された訓令の内容は、朝鮮内政改革に関して朝鮮政府に勧告せよとするのみで、属邦論にはふれられていなかった。これは伊藤が属邦論を理由に清国を責め衝突をするのは強引にすぎると考え、大鳥の提案を退けたものだろう。天津条約締結（1885<明治18>）の際李鴻章と属邦論を談判した伊藤が、今さらそれを清国に持ち出せるものではなかった。

このとき訓令に示された日本単独での朝鮮内政への勧告内容は、次のとおりである。

³⁰² 陸奥宗光『蹇蹇録』、42頁。

³⁰³ 同上、40頁。

³⁰⁴ 『日本外交文書』第27巻第2冊、215-217頁。

³⁰⁵ 『日本外交文書』第27巻第1冊、568頁。

³⁰⁶ 『伊藤博文伝』下、64頁。

曩さきに我が帝国が貴国との旧交を継ぎ隣交を修むるや、深く東洋大局の顧念する所ありたるをも
って独り自ら率先して条約を締結して、平等の権利を確実ならしめ章程を設立して通商の便益
を皇張せしめ、因りてもって貴国の一独立国たることを万国に彰表せり。(中略)然るに貴国
徒に旧章を墨守し宿弊未だ除かず。これをもって擾乱相継ぎ民心乖離びらんし、国家の秩序を紊乱びらんし
邦土の安寧を危殆あやうならしめ屢々累を隣邦に及ぼす。(中略)故に我が政府はこの際貴国政府に
向かって独立自主の実を挙げ、王室の尊榮を永遠に維持する長計を求むるの外、更に左の列載
するところの事項を勧告し、もって貴国内治の改良を促さんとす。

- 一 官司の職守を明らかにし、地方官吏の情弊を矯正する事
- 一 外国交渉の事宜を重んじ職守その人を選ぶ事
- 一 裁判を公正にする事
- 一 会計出納を厳正にする事
- 一 兵制を改良しおよび警察の制を設ける事
- 一 幣制を改定する事
- 一 交通の便を起こす事

(『日本外交文書』第27巻第1冊、578-580頁)

訓令は、京城に派遣される栗野慎一郎政務局長に託された。しかしこれが届く前に、大鳥圭
介公使は、朝鮮政府に対して(甲)甲「独立属邦」と(乙)「内政改革」を問う、という新た
な問題解決方策を立て、陸奥大臣宛に送っていたのである(6月27日付、7月4日接受)。

その方策とは、(甲)「独立属邦」については、①朝鮮が清国の属邦か否かを問い、②属邦
でなければ朝鮮の独立侵害として清国軍を退去させ、属邦と認めたら朝鮮の日朝修好条規第1
条違反を責め謝罪させる。(乙)「内政改革」については、①国王に改革を奏上し、②改革案
を政府に勧告して受け入れの如何を回答させ、③勧告に応じない場合、条理の許す限り恐嚇手
段を執って実行を促す、というものだった³⁰⁷。

陸奥は大鳥公使からの提案を受け取る以前に、29日未明に李鴻章から駐日清国公使に宛てら
れた電報を傍受して、大鳥が朝鮮政府に属邦如何を期限付きで問うたことを知っていた³⁰⁸。実
は大鳥は、6月26日に朝鮮国王に内政改革については韓国皇帝に上奏済みで、さらに28日に
は朝鮮政府宛に属邦如何に関し公文を送付しており、それが李鴻章に既に報告されていたのだ。

李鴻章から駐日清国公使宛の電報を見た伊藤は、同29日、「大鳥強手段一着手と察され候。
この両三日間の挙動に依り、あるいは将来をぼく卜するに足るかと存じ奉り候」と述べ、大鳥が強
硬手段に出たことを歓迎し、将来の状況打開につながることを期待し、陸奥もこの強硬手段に

307 『日本外交文書』第27巻第1冊、573-577頁。

308 『伊藤博文文書』第七巻、355頁。

賛同した³⁰⁹。伊藤は建前として属邦論を否定しながら、実際にそれを問うた大鳥の方策が事態を動かすと、一転これを認めたのである。

ところが、6月30日になって駐日ロシア公使ヒロトヴォからの撤兵要求（日本は拒否）、駐清英国公使の調停も入って、日本の行動は押さえられる。陸奥大臣は同日、大鳥公使宛に強硬手段をとる前に訓令を待てと打電するが、大鳥は同日、朝鮮政府から属邦ではなく日朝修好条規第1条を確証する旨通知があったこと、既に強硬手段をとりつつあることを報告した³¹⁰

7月3日、大鳥公使は自らの方策に従い、朝鮮政府外務督辦宛の内政改革案（中央および地方制度、財政、法律、兵備、教育にかかる綱領5条）を、回答期限を設けて提出した。朝鮮政府からは「公然照会せられては迷惑の廉少なからずにつき、何卒撤回する様」依頼があったが、大鳥公使はさらに回答例まで作成して改革案を押し付けたのである³¹¹。

大鳥公使が激しく迫ったため、7月11日、朝鮮政府は内政改革案を止むを得ず受け取り、改革委員3名も任命した。しかし強硬な内政干渉に対し朝鮮政府が素直に従ったわけではない。同月16日になって、朝鮮政府の外務督辦からは「留兵を撤退すれば改革に着手する」、改革委員3名からは「留兵を撤退し提案を撤回すれば改革に着手する」と回答してきた³¹²。朝鮮政府は、まずは撤兵を前提とし改革への着手そのものを否定したわけではないが、つまりは大鳥公使が提出した内政改革案を拒絶したのである。

改革案拒絶の報を受けた陸奥は、7月19日、大鳥公使に電報で、「この時に当たり閣下は自ら正当と認むる手段を執らるべし」と対応を現場に任せる旨指示する一方で、他外国とは衝突を起こさないよう十分注意するよう釘を刺した。その上で、「李鴻章は十七營の清兵を朝鮮に派遣する事に決したるが如し。しかして、その中六營は七月十九日あるいは二十日に大沽より発するならん」と、今日明日にも清国兵が朝鮮に向けて出発するかもしれないとの情報を知らせ、「右派兵の報果たして事実にして、清兵將に朝鮮に入るにおいては、清国は兵力をもって我（日本）に敵対するものと認定するの外これなく、従って我はこれに対する手段を執るの外なかるべし」と、いよいよ清国との戦争に入る構えとなったことも伝えたのである³¹³。朝鮮への対応は、強硬手段も含め現場に任せ、清国との衝突は、先に清国が行動を起こすまで不用意に動かないよう注意を促したのである。

陸奥の指示を受けた大鳥公使は、同19日、朝鮮政府に、日本兵の兵營設置を要求し、属邦保護を理由とする清国兵の駐屯は朝鮮の独立を侵害するため駆逐すべきことを、3日の期限を付

³⁰⁹ 『伊藤博文関係文書』七、294頁。

³¹⁰ 『日本外交文書』第27巻第1冊、583-584頁。

³¹¹ 同上、586-591頁。

³¹² 同上、605-610頁。

³¹³ 同上、612頁。

けて要求した。これに満足いく回答が得られるはずもなく、朝鮮政府の回答を不満として、大鳥公使は、7月23日、ついに朝鮮王宮を武力占領するという実力行使に出たのである。

大鳥公使は、翌24日には、国王高宗から大院君に国政および改革を任せるとの王命を下させ、閔氏政権を倒し、金弘集を領議政とする開化派内閣を作らせた。もともと、甲申政変によって強力な日本派は不在になっており、新内閣は金弘集ら穏健開化派、兪吉濬ら新進の開化派、欧米留学経験者、大院君派などで構成された。

同月27日には改革推進のための機関である軍国機務処が設置され、政府機構の再編、租税の金納化、財政改革、科挙の廃止、奴婢の廃止、拷問の廃止等の近代的改革が急進的に行われていった（甲午改革）。

日清開戦 1894（明治27）年6月4日、甲午農民戦争に関し朝鮮駐劄大鳥圭介公使に出された措置訓令には、日清兵が「彼此衝突を引き起こさざる様、十分意を用いらるべき事」³¹⁴とされており、当初の派兵名目はあくまで「居留民保護および朝鮮政府からの依頼による農民兵鎮圧」だった。しかし出兵後に農民戦争は一旦終息してしまい、何の成果もなしに撤兵するには収まりが付かない状況の下、6月15日の閣議決定で、目的が「日清合同による農民兵鎮圧および朝鮮内政改革」（伊藤総理原案）に転換され、派兵は継続された。予想されたことながら清国はこれに同意しない。そこで6月28日、目的は「日清合同による朝鮮内政改革」から「日本単独による朝鮮内政改革」に変更された。

「日本単独による朝鮮内政改革」の実行には、清国勢力の排除が不可欠である。よって朝鮮の独立を守り内政改革を行なうため、属邦保護を理由に駐屯する清国兵を排除する強硬手段をとることにする（6月29日）。これが清国との戦争を起こすに至った日本の論理だろうが、戦争を引き起こす理由としてはあまりに弱すぎる論理に思える。

しかし、明治初めからの朝鮮、清国と日本との関係を考えると、日本は清国、というより、朝中の冊封・朝貢体制に、いずれは正面から対峙しなければならなかったのだ。欧米型国際法である万国公法に則り歩んできた明治日本は、朝鮮、清国と交際するに当たって、朝中の冊封・朝貢関係にずっと悩まされてきた。日本にとって清国との正面きっての勝負はいつか必要だったが、それが今まさにやってきたのである。

伊藤が「日清合同による農民兵鎮圧および朝鮮内政改革」の方案を出したとき、陸奥外務大臣は「伊藤総理が閣議の席にては公然言明せざれども、同総理がこの提案を起草せしには別に胸裏に深く決する所あるべきを察し」³¹⁵て、清国が拒否した場合の留兵維持、日本単独での内

³¹⁴ 『日本外交文書』第27巻第2冊、161頁。

³¹⁵ 陸奥宗光『蹇蹇録』、35-36頁。

政改革を提案した。伊藤が戦争の可能性のある陸奥の案を了承したのは、陸奥が言う伊藤の胸裏に深く決する所が、伊藤の方案の主眼と思われた「日清の協力合同」ではなく、「朝鮮における清国優位の状況の打開」にあったためと見るべきだろう。戦争になれば留兵は維持され、勝利すれば朝鮮における清国と対等どころか一気に優位に立てる。伊藤の方案のもう一つの主眼だった内政改革も、日本単独で行う方が望ましかった。

1880年代、日本は清国を含む対外衝突を念頭に軍備を増強していた。当時日本国内では、議会で伊藤内閣の朝鮮、清国に対する姿勢を弱腰外交として強硬な態度を求められ、世論にも清国との開戦を求める声が高まっていたことが、日本が清国との戦争に向かうのを後押しした。

それでも6月末から7月半ばにかけて、ロシアや英国など列強の干渉のため、即座に開戦には到らなかった。7月9日、駐清国臨時代理公使の小村寿太郎(1855-1911)は清国の慶親王らと面談した結果、駐清英国公使の調停申し出を清国側が意に介さず、ひたすら両軍撤兵を主張していることを陸奥外務大臣に報告する。陸奥は小村宛の7月14日の電報で、合同での朝鮮内政改革や英国の調停に応じようとする清国を断然非難し、「今後因りてもって不測の変を生ずることあるも、我が政府はその責に任せず」とする「第2次絶交書」³¹⁶を清国政府に送らせた³¹⁷。7月16日には、長年の懸案だった不平等条約改正の一步となる日英通商航海条約が調印され、日本に開戦を躊躇させていた一つの要因がなくなっていた。

事態は7月19日に転回をみせる。この日、駐日英国代理公使が仲介して、清国側からの朝鮮問題処理のための覚書を持参したのである。覚書は、①変乱の鎮定、②内政改革は朝鮮政府に採用を勧告し強制はしない、③日清共同して朝鮮国土を保全する、④朝鮮における日清同一の通商上権利を有する、ただし「政事(治)上」の文字は記入しない。そして撤兵について最初に取り決め、属邦論は持ち出さない、との内容だった。

同19日、日本は、清国が覚書の内容を、②改革については今まで日本が単独で行った改革を認め、④朝鮮における権利に「政事(治)上」の文字を入れる、の2点を修正して5日以内に提出することを求め、提出がなければ日本は覚書を受け入れず、かつ清国が増兵するなら威嚇の処置とみなし対処する、と返事した³¹⁸。

清国が提出した覚書は、日本が6月17日当初清国に示した「日清合同による朝鮮変乱鎮圧および内政改革案」を、英国と清国李鴻章が協議して修正したものだった。これに対する日本の返事は、日本の改革を認めさせるほか、何より「政事(治)上」清国と同等の権利を求めたのであり、これを清国が受け入れるはずもなかった。日本は事実上調停を拒否したのである。

³¹⁶ 陸奥宗光『蹇蹇録』、68頁。

³¹⁷ 「7 明治27年7月28日から明治27年8月1日」国立公文書館アジア歴史資料センター、B03030206700。

³¹⁸ 『日本外交文書』第27巻第2冊、260-262頁。

陸奥は、「先月（7月）廿日頃より清国の挙動は一々我に敵対し来り、実際その時より開戦と相成候」³¹⁹と、清国側も調停決裂を受け、ついに日本との戦争を覚悟したものとみていた。しかし少なくとも清国の李鴻章は、まだ日清の戦闘回避に向けて努力していた。7月22日に日本の在天津領事を李鴻章の秘書が訪れ、李が秘書を東京に送り伊藤総理と朝鮮問題に関し会談させるので、それまで日本軍の攻撃はしないでほしい、との申し出があったのである³²⁰。

陸奥は24日にこの密談申し出を知らせる電報を受けると、即座に伊藤宛書簡に電文を添えて一読を願い、「李が窮策ここに至り候義は如何にも気の毒」としながらも、「先頃日本から清国に公然の会談を提案して英国政府の延期調停を断ったばかりであり、陸海軍はいつ戦端を開くかも分からない今日、今さら会談でもない。清国には密使でなく公然たる全権委員でなければ会談の余地なしと通告したい」旨述べた³²¹。

しかし李の密談申し出に対する陸奥の返電は、実際には「朝鮮において日清の衝突はまさに始まろうとしており、これを抑える約束はできないが、密使派遣は妨げない」³²²という内容だった。24日の陸奥の書簡に対する伊藤の返事は不明だが、清国への返電内容が、陸奥の強硬な案から伊藤の意向で変更されたものと考えられる。伊藤としては、李鴻章が自分を名指しで頼ってきたことに、可能なら応えたいと考えたのだろう。陸奥と異なり、伊藤の関心は、朝鮮における清国優位の状況の打開および朝鮮内政改革にあり、清国と干戈を交えることではないからである。

伊藤は李鴻章の申し出に「牙山攻撃見合わせ候様、大鳥へ電訓云々」を指示する。しかし陸奥は、大鳥が乙案により既に強硬手段に出て王宮を占拠しており、清国兵が駐屯する牙山への出兵を断行しているかもしれない今となつては、到底攻撃見合わせはできないと反駁した³²³。

伊藤は李鴻章から提案された密談に応じるつもりで、一旦は出兵見合わせも検討したものの、事態は既に動き始めていた。7月23日、既に朝鮮で、清国勢力排除を目的に日本軍が王宮を占拠するという軍事行動が行なわれていた。そして2日後の25日には、朝鮮半島西岸の豊島沖で日本軍が清国艦隊を攻撃して、清国との戦闘が始まったのである。

8月1日には日中両方で宣戦が布告され、ついに日清戦争が始まった。宣戦の詔勅では、これまでの朝鮮をめぐる日本と清国との相克を述べつつ、清国との戦争の理由を「朝鮮の独立」、そして「東洋の平和」維持のためと謳う。8月5日、大本営は皇居に移され、第1軍の朝鮮派

319 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、299頁。

320 『日本外交文書』第27巻第2冊、263頁。

321 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、295-296頁。

322 『日本外交文書』第27巻第2冊、263-264頁。

323 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、297頁。

遣が決まった。

8日、天皇は山県有朋を第1軍司令官に内命した。元々軍人で明治陸軍を創設した山県は、枢密院議長の職にありながら自ら前線の司令官を希望したのである。翌日伊藤を訪ねる約束をした山県に、伊藤は「この節の大事は御互いに国家のため寸忠に尽くすの秋に候えば、万事胸襟を開き御相談仕りたく候」³²⁴と返事した。

日清戦争を前に初めて設置された大本営は、統帥権を持つ天皇、陸軍参謀本部および海軍軍令部で構成され、本来行政機関はそのメンバーではない。しかし明治天皇から伊藤内閣総理大臣と陸奥宗光外務大臣に大本営会議出席の内命があり、2人は外交上の観点から日清戦争の軍事に関わることとなった。

明治天皇に上げた建白書で伊藤は、「日清両国の和戦に最も利害の関係を有する英露両の如きは（中略）名を調停に借り、言を勧告に託して均しく干渉を試み（中略）この末なお交戦の継続するにおいては（中略）必ず再び来て干渉を試みる事あるべし」と、戦争が長引けば必ず列強の武力干渉があるであろうと予想した。そのため、「目下の急務は（中略）速やかに清国に向かつて一大勝利を博し、何時にても敵国に対して我が要求を提出するの地歩を占めざるべからず」と早々に清国に大勝利を得ること、さらに「内に在りては文武相応じてもって之に当り、又閣外に在りては善く廟謨に依遵し、もって苟も軍国の大計を誤ることなきを期せずんばあるべからず」と、軍事と外交の連繋の必要性を強調した³²⁵。

8月30日、天皇は伊藤の建白趣旨を容れ、第1軍司令部には「文武相応」「局外与国の干渉を免かるべからざるをもって外交の操縦と軍事の方略と相待ち齟齬することなく終局の大計に注意すること最も肝要」と軍事は外交と連繋して行うよう上諭が下されたのである³²⁶。

朝鮮では7月30日、大鳥圭介公使が、早くも朝鮮政府に事変後の将来の日朝両国関係に関する仮条約案を示していた。その内容は、①日本政府からの内政改革の実行保証 ②日本による鉄道敷設 ③既設電信の維持 ④日本政府からの政治顧問招聘 ⑤同様に軍事教師の招聘 ⑥全羅道における1港追加開港 ⑦7月23日の王宮付近における両国兵衝突の罪は双方不問とする ⑧朝鮮国の独立保護に関しては両国委員により商議決定する、等である³²⁷。

この仮条約（暫定合同條款）は、8月20日に締結されるが、その際、④⑤の顧問等の招聘は、清国と同様の密約があったため朝鮮側が条約への記載を拒んで削除された。また、⑧は、日本

³²⁴ 『山県有朋関係文書』1、121頁。『伊藤博文伝』下、80-81頁。

³²⁵ 『伊藤博文伝』下、82-85頁。

³²⁶ 同上、85-86頁。

³²⁷ 『日本外交文書』第27巻第1冊、633-634頁。

政府の朝鮮政策方針閣議決定（8月17日）を受けて「保護」の文字は「鞏固」に変更された³²⁸。

開戦間もなく日本は、事変を理由に朝鮮軍隊の兵器を取り上げ、警察権を制限して「事実上一国の独立権を侵犯せし」事態となっていた。そこで陸奥は、他国特にロシアの猜疑や容喙を避けるべく、兵器を返還し、陸軍、警察制度を指導することで、日本が公認している朝鮮独立の体面を保ち同盟の実を上げることが閣議で決定されていた（8月7日上申、8日決定）³²⁹。

しかし、戦争が進行するにつれ朝鮮が戦場またはそのための通路となり、並行して行われている内政改革もその強引さに朝鮮国内で反発が高まるなか、陸奥は、朝鮮の独立、清国との戦争、他国との関係等を勘案して、外交、軍事両面から今後の朝鮮との関係を決定する必要があると考えるようになっていた。8月17日の閣議で、陸奥は「今日外交上の操縦においても又軍事上の行動においても頗る緊要の関係あり」として朝鮮政策方針の決定を求め、次の4案を提出した。

甲、日本が独立国と認めた以上、清国との戦争で日本が勝利した後も独立国としてその自主自治に任せ、日本の干渉も他国の干渉も許さず朝鮮にその運命を任せる。

乙、朝鮮を名義上独立国と公認するが日本が間接直接にその独立保翼扶持し他国から防禦する。

丙、朝鮮は自力で独立を維持できないため、かつて英国が勧告したように日清両国で朝鮮領土の安全を担保する。

丁、日本から欧米諸国および清国に働きかけ、朝鮮をベルギー・スイスのような世界の中立国とする。

（『日本外交文書』第27巻第1冊、646-649頁）

陸奥は、4案それぞれ一長一短ありとしつつ、甲案は、朝鮮は多少の改革を加えても永久に独立を保つことは不可能として否定し、丙案は、清国は属邦論を唱えまた利害も対立するため否定した。丁案は、日清戦争の結果により得られる利益と名誉を日清以外の欧州各国と分け合うことになり、「帝国政府は大兵を出し巨額の軍費を費やしたるの結果、何の得る所もなしとせば、到底世論の攻撃を免れざるべき」としてこれも否定した。残る乙案は、朝鮮が独立国であることは従来日本が各国政府に公言してきたことから他外国の非難と猜忌を招き葛藤を生ずる可能性があり、朝鮮に利害のある清国、ロシアなどが侵略してきた時には日本独力でこれを防禦できるかの懸念があったとした。

閣議は、「乙案の大意を目的となし置き、他日さらに廟議を確定する」ことに決する。ここに、朝鮮の独立は「名義上」のものであり、目的を日本が朝鮮を「間接直接に保翼扶持」する

³²⁸ 『日本外交文書』第27巻第1冊、652-656頁。

³²⁹ 同上、640-641頁。

ことが決定したのである。

陸奥の4案からみても、日本は独立国と公認はしたものの未だに朝鮮の自主自立は困難と考えていた。丙、丁案のように他国と共同して朝鮮を保護なり管理なりする選択肢も持っていたが、これは放棄した。結局、朝鮮の保護国化を志向した乙案を選択するが、甲、乙の折衷案で、朝鮮の独立は守り、必要に応じ日本が補助するという選択肢はなかったのだろうか。残念ながら、朝鮮政府は日本の改革案を喜んで受け入れていたわけでもなく、朝鮮での利権をめぐる清国とは争いの最中であり、欧米列強の干渉も懸念されるなか、そのような理想主義的な案は検討されなかった。当時日本は、欧米諸国にアジアの中では文明国と認められはじめていたが、国際的にまだそれほど力は持っていなかったのだ。

清国との戦争を進めるに当たって日本は、8月26日、さらに朝鮮政府と「清兵を朝鮮国の境外に撤退せしめ、朝鮮国の独立自主を鞏固にし、日朝両国の利益を増進する（第1条）」ことを目的と謳う「大日本大朝鮮両国盟約」を結び、「朝鮮国は日兵の進退およびその糧食準備の為及ぶだけ便宜を与うべし（第2条）」との条項により軍需徴発を行った³³⁰。

一方で、大島公使の進言により、朝鮮皇室の慰問大使として西園寺公望侯爵が朝鮮を訪問し、8月31日、朝鮮国王、王妃、世子に謁見した。

戦局の進行により、大本営は9月13日、広島に移る。15日には指揮官である明治天皇も移転した。伊藤も18日に広島に入り、議会会期の際などには東京と広島を往復することになる。大本営の広島移転は、軍事指令の送受信には有利で、天皇が率先して戦局を指揮する姿を国民に示すことにもなったが、各国外交官が駐在する東京を離れたことで外交上の活動には不自由だった。

開戦間もない時期と思われる頃、伊藤は今後の戦争の展望について「日清の交戦累月の久しきに涉り接戦その端を啓き雌雄を決するの大戦は前途甚だ遼遠にして、かつその場所その兵略も彼我共に茫漠として未だ窺知すべからず。内外の人民恐らくその緩慢に厭却し、終に我為す所なきを公認するに至らん」³³¹との感想を残している。伊藤は日清の戦争がなかなか終結をみず長期にわたり、世論からの批判を受けるだろうと予想していた。

しかし伊藤の不安をよそに日本軍は清国軍に連勝した。陸軍は、1894（明治27）年9月中旬の平壤の戦いの後、鴨緑江を越え、11月には第2軍司令部が北洋艦隊の本拠地旅順を占領した。また海戦では、9月の黄海海戦で勝利して北洋艦隊を追いつめ、翌1895（明治28）年2月、北洋艦隊は降伏する。

³³⁰ 『日本外交文書』第27巻第2冊、337頁。

³³¹ 平塚篤編『続伊藤博文秘録』（原書房、1982）、101頁。

しかし陸軍の旅順占領により新たな問題も起こっていた。旅順陥落後、日本軍による非戦闘員の虐殺があったことを欧米の各新聞社が見聞き、米国の新聞『ワールド』が報道したのである。米国やロシアの公使から懸念を示された陸奥外務大臣は、事件の善後処理が当時進行中だった日米条約の改正問題に影響する可能性もあることから、広島大本營の伊藤総理に相談した。これに対し伊藤は、「取り糺すことは危険多くして不得策なれば、このまま不問に付し専ら弁護の方便を執るの外なきが如し」と指示したのである³³²。

虐殺事件の調査や処分が軍の反発を生み、清国との戦争の進展を妨げるとの判断だったが、責任者の処分などを行わず事件を不問に付した前例は、その後も同様の事件を生むことにつながったといえよう。

井上公使の朝鮮赴任 1894（明治27）年8月、大鳥公使の朝鮮内政改革の実が上がらないことに対し、陸奥外務大臣は法制局長官の末松謙澄を慰問大使の西園寺公望一行に同行させ、朝鮮の実情を視察させていた³³³。

大鳥公使は、朝鮮の内政改革がなかなか進行しないこと、朝鮮政府内の大院君と改革の中心機関である軍国機務処および王妃との軋轢等をしばしば政府に報告していた。それに対し陸奥外務大臣は、朝鮮の内政外交への適度の干渉が必要であり、大鳥公使に一層の努力を求めるとの訓令を9月18日付で出していた。しかし、その直後の22日に末松法制局長官が広島に帰着し朝鮮内政改革の難航を報告すると、にわか大鳥公使の交代が具体化されることになった³³⁴。

9月24日、伊藤は井上馨内務大臣宛書簡で、閣内人事を相談するとともに、「朝鮮より末松も帰り候処、改革の事甚だ難事、到底何も出来候事覚束なく候処、清国と開戦に至るも畢竟朝鮮改革に起因する訳に付き、幾分かの成績これ無くては、啓戦端の口実に致し候様の形跡を表示するは、国家の威信に関し甚だ不安ごと存じ奉り候。就いては大鳥の後任を選抜するにも、その人を得る事頗る困難と存じ奉り候。略々内外の事情にも通曉し、小故きゆうきゆうに汲々たらざる果敢の人を得たきものと存じ奉り候」と、日清戦争の口実とした朝鮮内政改革が進まないことが国の威信に関わるとして、大鳥の後任の朝鮮駐劄公使人事について相談した³³⁵。

ちょうど戦局は、陸は平壤の戦闘、海は黄海海戦で日本が勝利したところだった。伊藤は、清国との開戦の口実である朝鮮内政改革の実を上げる必要に迫られ、大院君と渡り合える改革推進者として役不足と見なされた大鳥公使の召還を図ったのである。

³³² 『日本外交文書』第27巻第2冊、606-610頁。

³³³ 「1.日清戦役ノ際西園寺慰問使派遣」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B07091014300。末松謙澄は伊藤の女婿（次女生子の夫）で、法制局長官への登用も伊藤の引き立てによる。

³³⁴ 『日本外交文書』第27巻第1冊、667-668頁。『伊藤博文文書』第10巻、81-86頁。

³³⁵ 『伊藤博文伝』下、93-95頁。

井上は伊藤への27日の返事で、朝鮮内政改革の重要性に同感し、大鳥の後任に関しては「小官事この任に当たり候ては如何にこれ有るべく候哉、老後の一椀も試したく」³³⁶と自ら朝鮮に赴くことを希望する。朝鮮の事情に詳しく財政に強く気脈も通じた井上は、その改革を実行するに適役だった。井上の朝鮮駐筭公使希望は、陸奥外務大臣をはじめ閣僚にも容れられる。

1894（明治27）年10月15日、大鳥圭介に代わって井上馨が朝鮮駐筭特命全権公使に任命され、同月26日に漢城入りした。井上公使は28日、着任後初めて国王に謁見し、日本寄りでない大臣らを退出させた上で国王に朝鮮の内政改革や組織について熱心に説いた。井上は、障子扉の向うには王妃閔氏が潜んでそのやり取りを聞いているのを察し、ことさらに王妃や王太子の名を出して、日本に対する疑惑を払拭するよう努めた³³⁷。改革の実行には、まず宮中の安全を保障し信頼を得ることが必要との考えからだった。

井上公使は、11月20・21日には、朝鮮国王高宗に「清国に属隸するの心を断ち今後朝鮮国の独立を鞏固ならしむる事を図るに於て緊急の条項」として「内政改革要項」20カ条を上げ、特に宮中と政治の分離をはっきりさせ、財政改革を推進することを勧めた。また、同年7月の日本軍王宮占拠に際して行った大院君への国政委任を解かせ、「若し政局より彼を除かば、一の怪物を生じ始終その害を隠然加うるは必然」³³⁸と大院君が野に下った際の危険を懸念しながらも、政権から排除した³³⁹。

そして12月17日には、内閣総理大臣に金弘集、外務大臣に金允植、度支大臣に魚允中をそれぞれ再任する新内閣を組織させ、そこに甲申政変後日本に亡命していた朴泳孝を帰国させて内務大臣とし、朝鮮政府への日本の影響力を強めたのである³⁴⁰。

大院君を排斥し政府の日本色を強めたとはいえ、改革を進める上での第一の問題は財政だった。朝鮮政府の財政状況は、内政改革にかかる費用どころか官吏への俸給が3カ月滞っている有様だった。井上は12月13日の伊藤宛書簡で、対朝鮮政策を「英のエジプトにおける政策を

³³⁶ 『伊藤博文関係文書』一、268頁。

³³⁷ 同上、269-270頁。

³³⁸ 同上、270頁。

³³⁹ 『日本外交文書』第27巻第2冊、111-115頁。20カ条の内容は、①政権は総て一の源流より出ること、②大君主は政務を親裁するの権あると同時に法令を守るの義務ある事、③王室の事務を国政事務より分離すること、④王室の組織を定むる事、⑤議政府并各衙門の組織及職務権限を定むる事、⑥租税は度支衙門の統一に帰せしめ、人民に課する租税は一定の率をもってするの外何等の名義方法に係らず之を徴収すべからざる事、⑦歳入歳出を計て財政の基礎を定め、王室并各衙門に要する費用の額を予定する事、⑧軍制を定むる事、⑨百事虚飾を去り誇大の弊を矯むべき事、⑩刑律を制定する事、⑪警察権をして一途に出でしむる事、⑫官吏の服務規律を立て之を厳行すべき事、⑬地方官の権力を限制して之を中央政府に収攬する事、⑭官吏登用并免黜の規則を設け私意をもって之を進退すべからざる事、⑮勢力の争奪又は猜疑離間の悪弊は断じて之を止め政治上に復讐的觀念を抱くべからざる事、⑯工務衙門は未だ必要を認めざる事、⑰軍国機務處の組織権限を改むる事、⑱事務の必要に応じ各衙門の事務に熟練したる顧問官を聘用する事、⑲留学生を日本に派遣する事、⑳独立の基礎を鞏固にする為め右内政改良に関する必要なる事項国是を一定し宜しく宗廟に誓い之を臣民に宣布する事。

³⁴⁰ 同上、121-122頁。

取る、これ現今並びに将来良策と決意罷り在り候。もつとも資金は政府よりするは不得策に之有るべく候間、日本銀行または正金銀行より貸与致し候方、上策と考案仕り居り候」³⁴¹と、日本は朝鮮に対し英国がエジプトの財政破綻に乗じて管理したのと同様の政策を採ることとし、そのための資金は日本銀行などから調達することを訴えた。

井上は、就任当初の予定どおり国王王妃にしばしば謁見して、大院君や閔氏一族を政治から遠ざける説得を行い、金弘集政権と親密になって信用を得、改革を進める準備を整えていった。残るは、やはり改革にかかる費用で、12月25日の伊藤宛書簡で、朝鮮の内政改革や英国のエジプトにおけるような従属国政策を図るにも、資金なしには自分が朝鮮でできることは何もないと、辞任までちらつかせて再度訴えた³⁴²。

翌1895(明治28)年1月7日、朝鮮政府は、井上公使が先に提示した内政改革要項20カ条に基づき次の内容の洪範14条を制定する。これで内政改革の形式は整えられた。

- ①清国への依存を断ち、自主独立の基礎を建てる。
- ②王室典範を制定し、王位の継承および外戚の分義を明らかにする。
- ③国王は正殿で、政務を各大臣に諮り裁決する。王后、妃嬪、王族、外戚は関与させない。
- ④王室事務と国家事務とを分け、混合しない。
- ⑤議政府、各衙門の職務権限を制定し明らかにする。
- ⑥税の課徴はすべて法令により、みだりに名目を設け徴収を行なわない。
- ⑦税の課徴および経費の支出は、すべて度支衙門の管轄とする。
- ⑧王室の費用は率先して節減し、各衙門、地方官の模範とする。
- ⑨王室費および各官府の費用は、予算を立て財政の基礎を確立する。
- ⑩地方官制の改定を速やかに行ない、その職権を軽減する。
- ⑪全国の優秀な子弟を外国に派遣し、學術技術を伝習させる。
- ⑫将官を教育し、徴兵法を用い、軍制の基礎を確定する。
- ⑬民法、刑法を制定し、みだりに監禁懲罰を行なわないことで、人民の生命財産を保全する。
- ⑭人材は家柄に拘らず広く朝野に求めて登用する。

(『日本外交文書』第28巻第1冊、377-378頁)

しかし、改革実行の資金として当てにしていた日本の民間銀行からの借款は厳しい貸与条件を付けられて頓挫し、井上公使は日本の国庫からの支出を訴える。伊藤は、日本政府からの支

³⁴¹ 『伊藤博文関係文書』一、271-272頁。

³⁴² 同上、272-273頁。

出は列強からの容喙を生むことを理由に一旦拒否するが、結局井上の希望した 500 万円を 300 万円に減額して国庫から支出し日本銀行の名義で朝鮮政府に貸し付けることにした。朝鮮への借款 300 万円が追加予算として第 8 議会で可決されたのは、2 月 22 日のことである³⁴³。

さらに日本政府は、貸し付けの 300 万円を朝鮮で流通のない日本銀行兌換券で行なおうとした。朝鮮の事情を考慮しないこの条件に対し、井上は全額銀貨によることを求める。交渉の結果、半分は銀貨、半分は日本銀行兌換券によるという条件で日本からの借款が下りたのは 3 月末だった³⁴⁴。

当初の思惑からは 2 カ月遅れ、しかも大きく減額されたものの、何とか内政改革の資金を得たが、この頃既に日清戦争は講和に向かいつつあった。4 月 8 日、井上公使は、元々朝鮮の独立問題が日清開戦の原因であったことから、日清が講和した後、日本が「朝鮮の独立権利の保全」と「内政改革のための干渉」との兼ね合いをどのように取るべきか対朝鮮方針を定めるべきとの内申を提出した。特に、朝鮮の独立権を損傷しかねない①日本軍守備兵の留兵、②鉄道電信の日本による架設管理、③内政改革への日本の干渉、の 3 点について日本政府の方針決定を求めた³⁴⁵。

しかし、4 月 17 日に下関条約が締結され、その講和条件に対し同月 23 日には三国干渉が行なわれる。朝鮮は再び政情不安となって、井上公使の朝鮮内政改革も実を結ぶ前に頓挫することになるのである。

第 2 次甲午農民戦争 1894 (明治 27) 年 8 月の開戦以来日本軍は連勝し、日清の戦いの場は朝鮮国内から清国へと移りつつあった。日清両軍が出兵して以降、農民軍は慶尚道や忠清道で日本軍の兵站施設を襲撃するなどのゲリラ活動を行っていたが、日本の勝利が見えてきた同年 10 月、全羅道で全瑋準は日本軍と開化派政権に対し再び蜂起して北上を始め、活動は全国に広がった (第 2 次甲午農民戦争)。

当時の朝鮮駐劄大鳥啓介公使から依頼を受け、農民軍の北上がロシアを刺激することを危惧した陸奥宗光外務大臣は、「朝鮮内乱鎮圧」のための 2 小隊派遣を広島大本営の児玉源太郎陸軍次官に要請した。しかし度々の要請にも陸軍は応じなかったため、陸奥は、やはり大本営にある伊藤博文総理大臣に口添えをもらい (10 月 13 日)、17 日に漢城守備隊の一部の派遣を受けたのだった³⁴⁶。

³⁴³ 『日本外交文書』第 28 巻第 1 冊、343 頁。

³⁴⁴ 同上、351-352 頁。

³⁴⁵ 同上、396-398 頁。

³⁴⁶ 「韓国東学党蜂起一件(5-3-2-0-5)(外務省外交史料館)」国立公文書館アジア歴史資料センター。

Ref.B08090159100。外交上の観点から伊藤総理が大本営に参加したことが奏功したのだが、同時に伊藤は自

戦争に関わる装備を調達し整える兵站は、日清戦争初期以来、釜山から首都漢城までのルートが整えられていた。10月初めには仁川に大本営直轄の南部兵站監部が置かれ、大同江以南仁川から釜山までの兵站線を管轄することになった。農民軍の度々の襲撃に苦慮していた南部兵站監部は、さらに2中隊の派遣を大本営に依頼する(10月22日)。広島大本営の参謀次長兼兵站総監川上操六(1848-99)は、これを了承したもの(23日)、近々漢城に派遣予定の守備隊3中隊では不足かと問い合わせた。南部兵站監部は「東学党撲滅の兵は別に派遣せらるる事、目下の急なりと信ず」と、漢城の守備兵とは別に派兵を依頼したが(24日)、川上総監は25日に返信した電報でも農民軍鎮圧のためのさらなる派兵を渋っていた³⁴⁷。朝鮮の兵站現場と大本営の川上兵站総監との間には、派兵について温度差があったのである。

しかし、10月25・26日に忠清道で大規模な抗日蜂起が起き、一斉に兵站部が襲われ、施設の焼失や電線の不通があちこちで起こる状況となった。10月24日に朝鮮国王高宗は農民軍の討伐を布告しており³⁴⁸、25日午後には朝鮮政府の金允植外務大臣から応援依頼を受けたとする杉村濬^{ふかし}代理公使の派兵要請があった。これを受けて直ちに仁川守備隊から半小隊が派兵されたが、その内訓では、「東学党を処分する事については彼朝鮮官吏および兵隊の処分に任せ、応援の主趣を守るべし。時機乗ずべきあれば進んで酷烈の処置を実施し、敢えて仮借する所なかるべし」³⁴⁹とされ、朝鮮政府からの依頼を派兵の名分としながらも、状況によっては容赦ない鎮圧の実施を了承する。

25日夜、大鳥に代わって着任したばかりの井上馨公使が、仁川に到着した。南部兵站監部は直ちに状況を井上に報告し、「各地の東学党一刀両断の処置、頗る同意」を得た。井上は仁川に1泊後、翌26日に漢城の公使館に入ると、翌27日付け伊藤総理大臣宛の長文電報で、農民軍の一斉蜂起の状況を報告するとともに「東学党を討ち平らげる」部隊の派兵を要請した。井上は、首都漢城の守備兵などを農民軍鎮圧に回した場合、その間に在朝鮮英国総領事が漢城に英国兵を呼び寄せる企てもあるとして、大本営の緊急会議開催を求めた³⁵⁰。

すると同27日午後9時30分には、大本営の川上総監から「東学党に対する処置は厳烈なるを要す、向後悉く殺戮すべし」³⁵¹との電報が届いた。井上の依頼どおり大本営で会議が持たれ、農民軍の北上を押さえ南方に追いつめて殲滅する作戦が立てられたのである。農民軍鎮圧は、

らが起草に携わった大日本帝国憲法に謳う天皇統帥権を早くも崩してしまったことになる。そもそも軍事を外交や内政から独立させること自体に無理があったと考えられる。

³⁴⁷ 「陣中日誌 南部兵站監部 第3号」(防衛省防衛研究所)国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.C06062204300。

³⁴⁸ 「高宗実録」1894年9月26日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

³⁴⁹ 「陣中日誌 南部兵站監部 第3号」(防衛省防衛研究所)国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.C06062204300。

³⁵⁰ 「戦史編纂準備書類 東学党ノ状況」(防衛省防衛研究所)同上、Ref.C08040591500。

³⁵¹ 「陣中日誌 南部兵站監部 第3号」(防衛省防衛研究所)同上、Ref.C06062204300。

名目上朝鮮政府軍の応援を主趣としていた。しかし、朝鮮政府への事前相談もなく、大本営会議は農民軍の殲滅作戦を決定したのである。

翌 28 日午後、東京にいた陸奥宗光外務大臣は、27 日に井上から伊藤へ送られた電報文を入手し、直ちに伊藤に次のとおり問い合わせた。

京城守衛兵の必要は先刻申し上げたる如くこれまで度々拙者より陸軍大臣へ照会したる次第にして、井上伯の請求はもつともことと存ず。清国に対する軍事にのみ注意し、朝鮮の紛乱をすべて省みざることは決して得策にあらず。かつ他の強国をして朝鮮の内政に干渉せしむるの口実を与うることは甚だ恐るべき訳なれば、閣下より大本営へ御懸け合い速やかに兵隊派出の都合にお取り計らいありたし。井上へ回答の都合もあれば、およそ何時頃派兵到来すべきやご一報を乞う。

（『伊藤博文文書』第一六巻、123-124 頁）

同 28 日午後 9 時 25 分には、井上公使から南部兵站監部宛の電報で、「3 中隊は来る 30 日出帆の船にて京城に派遣し、猶また 3 中隊を便船次第派遣のはずなりと。総理大臣並びに参謀総長より電報ありたり」³⁵²として伝えられた。川上兵站総監が当初あまり乗り気でなかった農民軍鎮圧のための派兵は、10 月 25 日から 28 日の短期間に、朝鮮の井上公使、広島大本営の伊藤総理、東京の陸奥外務大臣のすばやい連繋により、大本営会議に掛けられ、しかも要請した 2 中隊を 3 中隊に増員されて実施されることになったのである。

11 月初旬に日本から派兵された 3 中隊が到着すると、仁川兵站司令官は漢城以南の「暴徒の掃討」を西路・中路・東路の三路から進める作戦を立て、農民軍は、南下する日本軍と朝鮮政府軍にしだいに追いつめられていく。12 月初めに全琿準率いる農民軍が公州で大敗を喫し、全は同月末に逮捕される。各地の農民軍も次々と敗退し、翌 1895（明治 28）年 1 月にはほぼ鎮圧された。しかし、投入された日本の部隊は当初の 3 中隊にさらに他部隊が追加され、当初 1 カ月と見込まれた予定を大きく超え、鎮圧までに 4 カ月を要したのだった。

趙景達は、第 2 次甲午農民戦争に参加した農民らの数は全国で数十万人に及び、戦死者は 3 万人を超えると分析している³⁵³。一方日本軍は、農民軍鎮圧に総員約 4000 名を投じた。朝鮮政府軍と日本軍を合わせた鎮圧軍の人的被害の統計は見当たらないが、南部兵站監部の記録を見る限り戦死者は極めて少ない。日清戦争全体での日本軍の戦傷死者は 1417 名、病死者数等を

³⁵² 「陣中日誌 南部兵站監部 第 3 号」（防衛省防衛研究所）国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.C06062204300。

³⁵³ 趙景達『異端の民衆反乱-東学と甲午農民戦争』（岩波書店、1998）、316-317 頁。

合わせた死亡者は1万3488名だった³⁵⁴。その数値に比べても、農民軍の被害がいかに甚大だったかが分かる。

井上勝生は、「南部兵站監部陣中日誌」にある、農民軍の大規模な蜂起に対する電信交信記録により日本軍の農民軍包囲殲滅作戦がどのように立てられたかを検証し、伊藤総理が主導したのであれば緊急会議開催はできなかったはずで、「東学農民軍に対する三路包囲殲滅作戦は、朝鮮現地の外交部や軍部が立案したものではなく、広島大本営で伊藤博文総理、有栖川宮参謀総長、川上操六参謀次長兼兵站總監以下の政軍の最高指導者たちが共同して、東京の陸奥宗光外相も参画の上、立案・決定され、朝鮮現地へ命令された作戦」³⁵⁵と結論付ける。

日本の朝鮮出兵の名目は、当初、農民戦争に際しての居留民保護と朝鮮政府の依頼に基づく農民軍鎮圧だった。一旦出兵した後は、駐屯を続けるため、伊藤は名目を日清合同による農民軍鎮圧と朝鮮内政改革に変化させる。清国にこれを拒否されると、目的を日本単独による朝鮮内政改革とし、朝鮮の独立と日本による改革を妨げる清国を排除するという名目で戦争に突入した。農民軍鎮圧は、当初からの出兵の名目だった。しかし第2次甲午農民戦争における農民軍は、日本軍と日本主導の急進的改革を進める開化派政権への反発から蜂起したものであり、日本の朝鮮内政への介入自体がその蜂起を引き起こしたのである。

清国と戦争をする日本の真の目的は、朝鮮から清国の影響を排除し、朝鮮における日本の権益を確固たるものにすることだった。清国に勝利する見込みが大となり、朝鮮における優位奪取を目前に、それを朝鮮国内の暴徒に邪魔されるわけにはいかなかった。清国との戦争の兵站基地を守る必要に加え、外交的には他列強の介入の口実となる朝鮮国内の紛乱を抑え、朝鮮内政改革を日本の思うように進めるためにも、これに反対する勢力は排除しておかなくてはならない。そして、農民軍の苛酷な殲滅作戦は決定、実行された。

伊藤は、基本的に清国との戦争は回避したいと考えていた。しかし、日清合同による朝鮮内政改革の提案を清国が受け入れなければ、朝鮮への清国の影響力を除くための戦争は辞さず、朝鮮国内で改革の障害となる農民軍の活動を排除することには躊躇しなかったのである。

第2次甲午農民戦争は『日本外交文書』には記事がなく、『日清戦史』でも兵站を脅かす暴徒の掃討に対する派兵と鎮圧の状況が数頁に淡々と述べられるのみである³⁵⁶。

354 『明治二十七八年日清戦史 第8巻』、附録第120。

355 井上勝生「東学農民軍包囲殲滅作戦と日本政府・大本営」（『思想』、2001年1月号）、40-41頁。

356 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻（東京印刷、1904）、29-32頁。

第3節 下関条約の締結

伊藤、再び全権となる 日本の圧倒的優勢によって日清間の戦争の大勢が決した1894（明治27）年10月初めから、列強による日清間の講和調停の提案や意見が次々となされていた。まず10月8日、英国から日清間の調停が持ちかけられたが日本はこれを拒絶する。その後もイタリアから調停の申し出、ロシア、ドイツから意見等が寄せられ、欧州列強間の牽制や協調もみられるなか、11月6日には駐日米国公使から清国の希望を受けた調停の申し出があった。

米国を通して清国が申し出た講和条件は、「朝鮮の独立」と「軍費の賠償」の2条件だった。陸奥宗光外務大臣はこの調停に対する米国公使への回答（11月17日）で、斡旋の労には感謝しつつも「日本国が今日に至る迄の連戦連勝扱れば、戦争を終了する為友邦の協力を求むるの必要なものの如し」と断った。その上で「日本国は交戦より生ずるところの正当なる結果」すなわち提示された以上の条件を「我に担保すべき程度」欲している、との含みを伝えた³⁵⁷。そして、今後清国から日本に講和会談を開く希望があれば米国経由で申し込むことを望むが、日本が直に清国に勧告することはないこと、もっとも実際に会談する際には直接清国と交渉することを申し渡した。

11月22日、駐清米国公使を通じて示された清国の講和条件も、相変わらず「朝鮮の独立」と「軍費の賠償」であり、これに対し陸奥は「清国の申し出た条件は承諾できず、戦勝に属する正当なる結果を求める」内容の回答案を広島伊藤総理に送った（24日）。伊藤は「現今の状況にては清国政府は満足なる講和の基礎を提出せんと欲するが如き心情ありとも思われず」と、条件にはふれずに「清国が下手に出るなら講和に応じる」との内容に修正し、東京の陸奥に返事を送った（25日）。

この時ちょうどもたらされたのが22日の旅順陥落の報だった。陸奥が思惑していた「戦勝に属する正当なる結果」を求める時が訪れたのである。陸奥は26日、伊藤宛の書簡で「この半島占領の挙は到底多少諸強国の容喙^{ようかい}少なくとも猜疑は免れざる儀に之有るべし。（中略）之を占領する論拠すなわち口実の最も公明なるものは、将来朝鮮の独立を維持し清国の干渉若しくは侵凌を防ぐと云うをもって第一の好辞柄とす」と「朝鮮独立の維持」を半島占拠に対する列強の批判をかわす口実とし、陸における「相当の防禦線」として「鴨緑江左岸安東県近郊より斜線して、渤海湾に至るの間沿岸地方および群島」を日本の占有すべき境界と定めるべきとした。すなわち遼東半島と澎湖諸島の割譲提案である。また「一回清国と講和の端緒を開き候上は恰も今日迄外交上の運動が海陸軍の運動に伴いたる如く、海陸軍の運動が将来の外交上の運動に

³⁵⁷ 『日本外交文書』第27巻第2冊、502-503頁。

相伴い候儀肝要に之あり、就いては今日旅順口陥落の勢に乗じ米国公使に回答を為すは、最もその機会を得たるものと相考え候」と、軍事と外交の連動を強調した³⁵⁸。

同 26 日、米国公使への回答では、「若し清国政府が真実に和議を願望せば」会談を行うとした上で、講和条件は両国全権委員がそろった会談の場で提示する意向を示した³⁵⁹。

その翌 27 日、前日神戸に到着した天津税関勤務のドイツ人デットリングなる人物が、李鴻章から伊藤宛に手紙を預かってきたとの報がもたらされる。陸奥は、デットリングの身分も定かでない正式な使節とは認められないため手紙の受け取りを拒絶すべきとした。しかし連絡を受けた広島伊藤は、清国に李鴻章以外政府を維持する者がなく、李は天津を離れ談判に出掛けることはできないであろう事情を考慮し、デットリングの来訪も「条件を提出するより只我に逢いソメイ（底意か）を聴かんとするが如し」と考え、一旦は陸奥と協議しようとした³⁶⁰。

結局、デットリングには使節としての権限なしとして伊藤は面会を拒否するが、李鴻章の手紙は伊藤に伝達されることが約束される。デットリングは恭親王からの電信により日本政府が米政府の仲裁を受け入れたことを知り、自分の役目は終了したとして帰国した。伊藤に届けられた李鴻章の手紙は 11 月 18 日付で、米国の調停が不調に終わることを危惧して伊藤に何らかの手立てはないかと模索する内容だった。日清間交渉の行き詰まりの打開を、李鴻章はまたも伊藤個人の力量に掛けてきたのだった。

再び米国公使を通じ清国政府から講和談判の提議があったのは、12 月 13 日のことである。全権委員の会談場所を、清国が上海を提案したのに対し、日本は必ず日本国内で行うと通告し、清国側が上海近郊の長崎を提案すると、日本側が大本營の置かれた広島を指定して、ようやく決定した。清国側の全権氏名は、日本の要求により 12 月 20 日には日本側に通知されたが、日本側全権氏名は、清国の要求にも関わらず清国全権到着後に発表するとされた。

1895（明治 28）年 1 月 27 日、清国全権の来日直前に、広島大本營で御前会議が開かれた。その場で陸奥が述べた講和条件の要旨は、①朝鮮独立の確認、②遼東半島および台湾の割譲、軍費の賠償、③最恵国待遇ほか新開港場設置等だった。

引き続き伊藤が講和に対する政府方針について演説した。

博文は該使節と会見するに先立ち、外務大臣と協議し、別冊講和条約案を草し、之を閣臣の議に附し、その協同一致を経たり。（中略）

この講和条約の款項は、今回日清両国が交戦するに至りし主因たる朝鮮独立の件、土地譲与の

358 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、311-312 頁。『伊藤博文伝』下、150-151 頁。

359 『日本外交文書』第 27 卷第 2 冊、523-525 頁。

360 同上、526-530 頁。

件、軍費賠償の件および将来帝国臣民が清国において享有すべき通商航海の便益に関する件等をもってその主眼とし、他は重要な度右数件に次ぐものを合せ、総て十箇条をもってせり。もつとも、今回来朝の清国講和使との会合に就いては十中八九は妥当の終結を見ること覚束なしと信ずれども、彼において苟も斯かる場合における万国普通の慣例に従って来朝する以上は、我においても亦国際法の常規に依り之に応ずべきは、義まさに然らざるを得ざる所なり。しかして今仮に清国の為に計るに、この上尚連戦連敗を重ねてついに城下の盟を為すの地に陥らんよりは、寧ろ今において、多少予期以上の譲歩をなすとも、この難局を収むるを得策とすれど、博文の清国を知る所をもって察すれば、彼にかかる決心あるべしとは信ぜられず、果たして然りとせば、今回双方の全権委員相会合するも成議を見るに至らずして終わるの虞あり。(中略) 清国講和使との談判の成否を論せず、若し一旦講和の条件を明言するにおいては、因つてもつて第三国の容喙^{ようかい}干渉を招致することなきを保せず、否殆ど免るべからざるの数なりとす。(中略) 要之、今日この局を収結せんとするには、文武両臣各その心を一にし成算を確守して、深くその秘密を保ち、外間をして毫も之を窺知せしめず、終始一轍に之を貫行することを要す。

(『伊藤公全集』第一巻、205-206頁。『日本外交文書』第28巻第2冊、228-231頁)

清国との談判が国際法上の規則に則り成立するか分からない状況で講和条件を明らかにすると列強の干渉を受けることは必至なので、一同固く情報を洩らさないように、との内容である。

日本側全権を伊藤総理大臣、陸奥外務大臣とすることは1月初めには決定し、委任状などの必要書類は同月9日には準備されていた³⁶¹。しかし全権の氏名は清国使節到着まで明かさず、講和条件に至っては実際に有効な会談が開かれるまで明らかにしないことにしたのだ。清国が以前から提示していた「朝鮮の独立」と「戦費の賠償」以上の要求が日本からなされることは、列強各国は当然想定している。列強同士これまで互いに牽制し、清国における利権には本格的に手を付けていなかったが、日本が進出するとなるとこれに介入しないはずがなかった。日本は列強の干渉を避けるため、講和の直前まで秘密主義を通したのである。

1月31日、日清戦争後の講和のための清国使節として、総理衙門大臣である欽命出使全権大臣張蔭桓らが会談場所となった広島に到着した。その日初めて、翌日の会談の日時、場所と共に伊藤博文総理大臣、陸奥宗光外務大臣という全権大使の氏名が示された。

実は、北京政府は張蔭桓に完全な意味での全権を与えていないことが、事前に清国駐節英米公使から日本政府に伝わっていた。陸奥は、2月1日の最初の講和会談の場でその全権委任状の不備を指摘する³⁶²。

³⁶¹ 「伊藤博文宛陸奥宗光書簡」『伊藤博文関係文書』七、315頁。

³⁶² 『日本外交文書』第28巻第2冊、231-234頁。

翌2月2日の日清両大臣会同の場で、伊藤は委任状の不備を「清国特殊の慣例は国際上の法則に凌駕せられ裁抑（制止）を受けざるべから[ず]」と非難するとともに、「その締結せる条約の実践を担保するに足るべき名望官爵ある者を選んでこの任に当らしむる」よう要求した。清国使節らが退出した後、使節随行員の伍廷芳が、それでは「名望官爵ある者」は例えば誰なのかを問うたところ、伊藤は「恭親王や李鴻章のような」と具体的な名を挙げた³⁶³。

伊藤は、明治初年の米国における岩倉具視使節団の、条約改正交渉で味わった苦い経験を思い出していたことだろう。その時、全権大使委任状の国際法上の法則不備を指摘され、交渉相手としての資格を否定されたのは日本だった。

2月3日には日本側から正式に講和交渉拒絶が通告され、清国使節団は本国政府との暗号電報の往復も禁止されたまま空しく帰国することになった。それまでに日清間で条約は何度も結ばれており、「その形式大清皇帝陛下が条約談判の為全権大臣を他国に派遣せらるる場合において慣例に依り付与せらるる委任状と同一」³⁶⁴の委任状を受け入れることは十分可能なはずだった。しかし日本が今回断固これを否定したのは、この機に清国との関係を完全に国際法上のものにしようとの考えもあったろうが、何より交渉相手として李鴻章を引き出したかったからと考えられる。清国で外交を司る組織は総理衙門だが、実際には諸外国との条約は実質的影響力をもつ北洋大臣李鴻章を相手に結ばれていた。李鴻章でなければ外国側も交渉相手と認めていなかったのである³⁶⁵。

結局、日清両駐米公使の仲介により清国の委任状は改められ、李鴻章を全権大使とした全権委任状案を日本が承諾したのは3月4日のことだった³⁶⁶。

李鴻章の遭難と休戦協定締結 李鴻章は1895（明治28）年3月14日に天津を出発し、19日、新たに会談場所となった下関に到着した。これに先立ち下関入りしていた伊藤ら日本側代表も、19日をもって正式に全権委任された。

翌3月20日、会場の春帆楼で第1回会談が行なわれた。日本側全権伊藤博文内閣総理大臣および陸奥宗光外務大臣、清国側全権李鴻章北洋大臣兼直隸総督の全権委任状が確認、交換された。李鴻章は、講和条約の談判に入る前に休戦について協議すべく覚書を提示した³⁶⁷。

翌21日の第2回会談で、伊藤は休戦の提案に対し、「戦地を隔たること遼遠なるこの地に在りて休戦を約することをもって講和談判の妥局を結ぶに必須の要義と見做すこと能わずといえ

³⁶³ 『日本外交文書』第28巻第2冊、240-253頁。『伊藤公全集』第一巻、207-210頁。

³⁶⁴ 『日本外交文書』第28巻第2冊、257頁。

³⁶⁵ 岡本隆司『李鴻章-東アジアの近代』、157・158頁。

³⁶⁶ 『日本外交文書』第28巻第2冊、279-280頁。

³⁶⁷ 同上、288-289、381-382頁。

ども、若し両国に向かって均等の利便を担保するに足る条件を付するにおいては休戦を肯諾すべし」³⁶⁸として、次の条件を示した。

- ① 日本国軍隊は大沽、天津、山海関並びに該所に在る城堡を占領すること
- ② 前記各所に在る清国軍隊は一切の軍器軍需品を日本国軍隊へ引渡すべきこと
- ③ 日本国軍務官にて天津、山海関間の鉄道を支配すること
- ④ 休戦期限間、清国は日本国の軍事の費用を負担すること

(『日本外交文書』第28巻第2冊、289頁)

この条件を聞いた李鴻章は、一時の休戦条件としては「苛重」に過ぎることを繰り返し訴え、清国はこのような条件にとても耐えられないと再考を請うが、伊藤は今日の戦況から日本には別案の考慮の余地なし、とはねつけた³⁶⁹。清国側がこれを受け入れるか否かを回答する期限は3月24日とされたが、日本側は李鴻章が休戦発議を撤回するものとみて、各国公使にも休戦談判は秘密にされた³⁷⁰。

24日の第3回会談で、李鴻章は予想どおり休戦案を撤回し、翌日の会談で日本側が講和条約案を提示して協議に移ることになった。ところがこの日の会談後、事件が起こる。李鴻章が宿所の引接寺に帰る途中、日本人暴漢³⁷¹に銃撃され負傷したのである。

李鴻章は直ちに宿所で随行の医師による治療を受け、事件を聞いた伊藤と陸奥は早速その夕方見舞いに訪れた³⁷²。天皇から石黒、佐藤了軍医総監が派遣され、皇后からも看護婦を派遣し、御手製の包帯が下賜された。さらに天皇は翌25日には詔勅を出して、このような事件を起こしたことについて「百僚臣庶」を戒めた³⁷³。李鴻章の怪我は、左目の下に当たった銃弾1発が奥に留まっていたが、幸い眼球は傷ついておらず命には別状がないとの診断だった³⁷⁴。

事件は、日本政府の保護下にある講和交渉使節が銃撃されるという大変な不祥事である。日本が各国から非難を浴びることは必至で、談判決裂の可能性も十分に考えられた。在欧米公使宛には事件後直ちに各国政府に対して釈明するよう訓令が出された³⁷⁵。

³⁶⁸ 『日本外交文書』第28巻第2冊、289・386頁。

³⁶⁹ 同上、386-393頁。『伊藤博文伝』下、164-166頁。公式記録である『日本外交文書』では、李鴻章は休戦条件の英訳を通訳に漢訳してもらい説明を受けた後、伊藤と長い談話のなかで「この如き最も苛重なる条件」といった表現を何度も用いている。『伊藤博文伝』では、「李鴻章はこの条件を黙読し、大いに驚きたるものの如く、俄に顔色を変じ、頻りに苛酷々と連呼」したと表現する。

³⁷⁰ 『日本外交文書』第28巻第2冊、292頁。

³⁷¹ 小山豊太郎(1869-1947)。群馬県出身の政治活動家。事件後無期徒刑となるが、後に恩赦によって出獄。

³⁷² 『日本外交文書』第28巻第2冊、292頁。

³⁷³ 同上、298頁。

³⁷⁴ 「朝日新聞 1895年3月29日朝刊(朝日新聞聞蔵Ⅱビジュアルから)」。『伊藤博文伝』下、167-168頁。

³⁷⁵ 『日本外交文書』第28巻第2冊、292-293頁。

伊藤と陸奥は、列強からの非難を和らげるためにも清国側が従来希望していた休戦請求を無条件で受け入れるべきとの考えに達し、広島大本営に意見を求める。しかし大本営からの返事は、現況で戦闘を休止するのは不利益として再考を求めるものだった。伊藤は自ら大本営を説得するため、3月26日朝、下関を発って広島に向かった。

幸い李鴻章の回復は早く、26日には日本側全権宛に事件後の対応について感謝の意を示してきた³⁷⁶。さらに翌27日朝、李鴻章は「この際帰国するの意なきのみならず、是非条約を結了して帰国する決心」を見せたため、陸奥は直ちに行動に移った。まず翻訳官として広島大本営に詰めていた長男陸奥広吉を通じ、伊藤に「会議は何時も李経方を通じて継続することを得べし。(中略)休戦は我より進んで許与する事となれば、台湾を除く敢えて差し支えなかるべし」と譲歩する意見を送る(午前9時10分発電報)³⁷⁷。

その直後、陸奥は再び広島の陸奥翻訳官宛に「休戦の事決したる上は貴大臣(伊藤)のこの地に御帰りを待たず速やかに先方へ通告するの必要あり。(中略)この事は本大臣(陸奥)に御委任下されたし」と伊藤に伝達するよう命じた(午前9時20分発電報)。さらに午後になってからも、「諸強国の議論、一定せざる内に(中略)我が政府より休戦を許与したる事を清国使節に公言し、同時に各強国へ知らすこと最も必要なり」と自らの提案に対する回答を督促した(午後2時40分発電報)³⁷⁸。

この日、各国駐在の公使から李鴻章負傷に関する情報が次々と報告されるなか、陸奥は列強各国の反応に神経を尖らせ非常に焦っていた。伊藤は同日、広島で閣議を開いて休戦条件を決定し、陸奥にその条件内での休戦取り決めを一任することを打電する(午後6時19分発)。陸奥は、談判再開に向け「李鴻章昨今の容体およびその他の事情より推察するに、談判は存外早く開き得べく、又兎も角も早くその結局を告ぐるに至るべき見込あり。故に貴大臣は一日も早く当地にお帰りあらん事を望む」と打電し、談判が思いのほか早く再開できそうなため早々に伊藤が帰任することを促したのだった(午後10時13分)³⁷⁹。

一任を受けた陸奥は、翌28日、早速病床の李鴻章を訪れ無条件休戦を承諾する旨を伝え、李は「頗る満足」の意を表した³⁸⁰。陸奥は条約文を徹夜で仕上げ、3月30日には休戦条約が結ばれた。李が「苛重」と嘆いた日本の休戦条件は、奇しくも李の負傷によって取り下げられることになったのである。休戦の期限は調印から21日間、すなわち4月20日正午とされた³⁸¹。

³⁷⁶ 『日本外交文書』第28巻第2冊、295-296頁。

³⁷⁷ 同上、299-300頁。

³⁷⁸ 同上、300・314頁。

³⁷⁹ 『伊藤博文関係文書』七、319頁。『日本外交文書』第28巻第2冊、315頁。

³⁸⁰ 『日本外交文書』第28巻第2冊、316頁。

³⁸¹ 『日本外交文書』第28巻第2冊、324-325頁。

しかし休戦条約に示された休戦の範囲は「奉天省直隸省山東省地方」に限られていた。休戦条約締結後も、日本は引き続き休戦範囲外である澎湖列島に進出し続け、台湾に迫っていた。期限内に講和が成立しない場合は休戦範囲でも再び開戦あり、という状況の下で、その後の講和談判は進められる。

下関条約の締結 1895（明治28）年3月31日に日本側から李経方への全権委任を清国側に要請し、4月1日、第4回会談が陸奥宗光外務大臣と李経方欽差大臣の間で行なわれた。この日は清国側の提案で日本側から講和条約案の全体が示されることとなり、同日午後には宿所引接寺の李鴻章の元に講和条約草案が届けられた。その内容の要旨は次のとおりである。

- ① 清国は朝鮮の完全無欠なる独立自主の国であることを確認すること
- ② 清国は次の土地を日本に割譲すること
奉天省南部の地。遼東湾東岸および黄海北岸にあって奉天省に属する諸島。台湾全島および附属諸島。澎湖列島
- ③ 清国は賠償金として銀3億テールを5年年賦で日本に払い、利子は年5%とすること
- ④ 以前日清間で定めた条約は消滅し、新たに現在清国と欧州各国間に存在する条約を基礎とする通商航海条約を締結すること。それまで清国は日本に最恵国待遇を与えること。その他次の譲与をなすこと
 - 1) 従来の開市港場に加え、北京他7カ所の市港を日本に開港
 - 2) 日本国汽船の航路拡張
 - 3) 日本人商人の清国内地における非課税等
- ⑤ 清国は講和条約施行の担保として日本軍隊が奉天および威海衛を一時占領することを認め、その駐在費用を支払うこと
（『日本外交文書』第28巻第2冊、331-334頁）

日本側提示の講和条約案を受けて、李鴻章はこの日のうちに本国政府に電報を送ったが、陸奥はこれを電信局から入手、解読して伊藤総理に報告した。

唯今漸く密電解約出来候。その初頭は総て条約文にして末文に李の意見を具す。その大意は償金過重と云う事と奉天省の割地を肯ずべからずと云う事その主眼にして、日本若し大いに償金を減少せず、奉天省南辺活地の望を蜂起せざれば和議必ずなるべからず、両国唯苦戦あるのみとの文字あり。また密かに俄（露国）英（英国）法（フランス）三国公使に告げよとあれども、別に三国政府とは兼ねて密約あるものの如く見えず。（中略）

明日林（董）次官をして英、露、仏、米の四公使に密告せしむる事もっとも必要と存じ候。

（『伊藤博文伝』下、176頁）

李鴻章は償金の減額と遼東半島割譲不可を主張し、露英仏に告げてその干渉を促そうとしていた。日本はそれまで講和条件を事前に漏らさず列強の干渉を回避してきたが、李鴻章の動きを受けて、むしろ先に英露米仏の列強にその内容を明かし、了解を得ようとしたのである。

4月4日、陸奥は伊藤への書簡で林董外務次官のロシアに関する考察を伝え、ロシアは直ちには干渉する様子はないのではないか、との考えを示す。

露国政府は日本が支那大陸を略取することに不同意なるは明らかなり。併し彼は今直に手を下して干渉するを欲せず、自己の希望を達せんと欲するにあらざるか。第一彼は多少脅迫的の声を鳴らし日本を驚かすにあらざるか。露国公使は清国大陸の割与は欧州各国の感情を悪くし干渉の口実を与うべしとも云い、露国の利害を云わず（後略）。

この推測若し是ならば露国は即今ある脅迫的の言語をもって干渉し来たるやは計り難く候えども、直に実力を使用するに至る間敷哉、御一考を希う。（『伊藤博文関係文書』七、321頁）

翌5日、日本の講和条約案に対して清国の李鴻章が提出した長文の対案は、大部分が清国国内の困難な事情を述べて日本側の酌量を求めるものだった。これに対し日本は、6日、講和の場では戦争の結果生じるものを話し国内事情を論及する場ではなく、酌量を希望するなら日本側提示の講和条約案の各項目に対し具体的に提議すべき、との通牒を出した。

これを受けて9日、清国側は次の要旨の修正案を提出した。

- ①朝鮮の独立は日清両国においてこれを確認すること
 - ②割地は奉天省内の安東県、寛甸県、鳳凰県、岫巖州と澎湖列島に限ること
 - ③賠償金は銀1億テールとし、無利息のこと
 - ④通商条約は清国と欧州各国間の条約を基礎とし、新通商条約締結までは日清相互に最恵国待遇を受けること
 - ⑤清国が講和条約を誠実に施行する担保として、日本軍隊は一時威海衛のみを占領すること
 - ⑥将来の日清間に起こる紛議、再戦予防に必要な場合、第三友国に依頼し仲裁者を選定し、裁断を一任するとの条項を加えること
- （『日本外交文書』第28巻第2冊、349-355頁より）

4月10日に行なわれた第5回会談には、傷が回復した李鴻章が出席し、日本側の陸奥がイン

フルエンザによる高熱を理由に欠席した。

伊藤は、既に休戦期間が半ばを過ぎたことから早急に協議に決着をつけるべきとし、清国側から前日に提出された第2の修正案を再修正したものを提示し、この案は清国の困難な地位と最近の事情を十分了察した上で示した条件であり「閣下がこの覚書に対せらるる決答は唯諾もしくは否の一字あるのみ」³⁸²と、これ以上の議論を許さないとの強い態度を見せた。

日本提示の再修正案は、最初日本が提示した原案に、清国からの要望に従って次のとおり若干の修正を加えたものだった。

- ① 朝鮮の独立に関しては日本の原案の字句改変を認めないこと
- ② 土地の割譲に関しては台湾および澎湖列島、遼東湾東岸および黄海北岸にあって奉天省に属する諸島は原案通り。奉天省南部については遼東半島のみ減ずること
- ③ 賠償金は2億テールに減ずること
- ④ 日清通商条約に関しては日本の原案通りとするが、新しい開市港の数は4カ所に減ずること
- ⑤ 将来日清間に起こる条約上の問題を仲裁者に一任するとの新条項は加える必要はないこと

『日本外交文書』第28巻第2冊、355-357頁

李鴻章は第1に、2億テールという莫大な賠償金が清国にとって負担に過ぎると減額を請うが、伊藤は「戦争の結果なれば如何ともすべきなし」と否定した。李は第2に、割譲地として清国の東西貨物の集積地営口を含むのは賠償金という負担を負った上収入源まで奪うことになり酷であること、第3に、日本が未だ占領していない台湾を割譲するのは不当であることを訴えたが、伊藤は再考の必要なしとしてこれらも否定した。さらに伊藤は、一日も早い結局に努めるのが我々の務めであり、「広島においては出征の準備已に成り」と圧力を掛け、李の休戦延長の要望も否定した。13日までに回答を求めた伊藤に対し、李鴻章は電報による本国の北京政府との打ち合わせに5日間の猶予を請い、結局14日午後に回答することが決まってこの日の会談は終わった³⁸³。

11日、伊藤は李鴻章宛に、前日述べた日本の再修正案の趣旨を公文で送り理解を求めた。しかし李は伊藤宛に書簡で、講和条件談判に当っては日本側の案に対して書面による回答を求められたのみで、清国側の意向を十分に述べる機会が与えられなかったことに苦情を述べ、なおも日本に要求条件軽減の再考を求めた(12日)³⁸⁴。

³⁸² 『日本外交文書』第28巻第2冊、407頁。

³⁸³ 同上、405-415頁。

³⁸⁴ 同上、358-361頁。

これに対して伊藤は、13日、半公式意見書を送って、10日に提示したものが最終案であり清国側からのこれ以上の批評や要求は受け付けないことを言い渡したのだった³⁸⁵。

この間、李鴻章は北京政府と電報の往復により会談の状況を連絡調整していたが、日本側では往復電報とも入手しその内容を把握していた。14日、李は回答期限の1日延長を日本側に求めたのち、その日午後の北京政府宛電報で翌日の伊藤との会談が最終となるが日本の要求を受け入れてよいか返事を請うていた。翌15日午前、総理衙門からは、これ以上の改善が望めないなら止むを得ず受け入れるべし、との返事が届いたのである³⁸⁶。

15日の第6回会談も陸奥は病欠し、会談は伊藤と李鴻章とのやり取りに終始した。李鴻章は最後の抗いを試み、「若し幸いに土地の割譲および賠償金につき更に譲歩せらるる所あらば、余は直ちに商議を結了せんことを欲す」と、日本側の譲歩が少しでも引き出せたら自分の面目も立つとして、講和条件の一つ一つに対し日本の譲歩が可能ではないかと引き下がった。伊藤はこれらを逐一否定していったが、結局「賠償金を3年で完済すれば利子を免除すること」「講和条約実施の担保として威海衛に駐屯する日本軍の費用負担を、200万テールから50万テールに減額すること」の2点を受け入れ、李の面目を立てることにしたのである³⁸⁷。

1895（明治28）年4月17日、第7回会談の席で、日本側全権伊藤博文内閣総理大臣、陸奥宗光外務大臣、清国側全権李鴻章北洋大臣兼直隸総督、李経方欽差大臣により、ついに日清戦争後の講和条約である下関条約（日清講和条約）が結ばれた。その要旨は次のとおりである。

- ①清国は朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認すること
- ②清国は遼東半島、台湾、澎湖列島を日本に割譲すること
- ③清国は賠償金として銀2億テールを7年還付で日本に支払うこと。但し3年以内に完済した場合は無利子とする。
- ④以前日清間で定めた条約は消滅し、新たに現在清国と欧州各国間に存在する条約を基礎とする通商航海条約を締結すること。それまで清国は日本に最恵国待遇を与えること。その他次の譲与をなすこと
 - 1) 従来の開市港場に加え、沙市、重慶、蘇州、杭州の4市港を日本に開港
 - 2) 日本国汽船の航路を宜昌-重慶間、上海-蘇州・杭州間まで拡張
 - 3) 日本人商人の清国内地における非課税等の特権付与
- ⑤清国内の日本軍隊は条約批准後3カ月以内に撤退し、清国は条約施行の担保として威海衛を

³⁸⁵ 『日本外交文書』第28巻第2冊、361-362頁。『伊藤博文伝』下、191-192頁・『伊藤公全集』第一巻、210-211頁にも同内容。

³⁸⁶ 『伊藤博文文書』第20巻、423-424、433頁。『伊藤博文伝』下、193頁。

³⁸⁷ 『日本外交文書』第28巻第2冊、415-432頁。

伊藤は、李鴻章と2人が10年前に天津条約を結んだのも今と同季節であったことを奇縁と振り返りつつ、会談を終えた。

下関条約第1条では、朝鮮が「完全無欠なる独立自主の国」であることが謳われた。日本は、清国と朝鮮との冊封・朝貢関係を、ついに完全否定することができたのである。それは、朝鮮における目の上の瘤だった清国の存在を払うことであり、代わりに日本が大きな影響力をもつための条件だった。

李鴻章は、日朝修好条規締結（1876<明治9>年）以来、朝鮮が清国の属邦であることにこだわってきたが、日清戦争で日本に大敗した後の講和条件談判では、もはや属邦問題にふれることはなかった。清国の経済状態が危機的状況にあり、列強による分割の脅威にもさらされている今、李鴻章は72歳の老骨に鞭打ち、日清戦争講和談判では賠償金減額と土地割譲の軽減が多少なりとも叶わないか、時には泣き落としまでかけて粘ったのだった。

条約締結の翌日の4月18日、伊藤は陸奥と共に広島に戻り、講和条約締結について復命した。20日には日本の条約批准手続きが完了し、伊藤はその旨を李鴻章に電報で伝えた。ところが、事態は間もなく列強の介入によって急転する。

三国干渉の衝撃 日清講和条約締結直後の1895（明治28）年4月23日、ロシア、フランス、ドイツが、条約で割譲が決められた遼東半島の返還を日本に求めてきた。三国干渉である。

三国から示された干渉理由は、「遼東半島を日本が所有することは、清国の首都を危険にさらすと同時に朝鮮の独立を有名無実にし、将来的に極東の平和に障害を与えるので、遼東半島領有を放棄せよ」というものである³⁸⁸。ロシアをはじめ列強からの何らかの干渉は予測してはいたものの、ロシア、フランス、ドイツ3国合同での干渉は日本には想定外のことだった。

三国干渉は、南下のための最重要地域である遼東半島の日本割譲を是非阻止したいロシアが主導し、当時露仏同盟を結んでいたフランスがこれに同調し、露仏に対抗し清国の分割に興味を持つドイツがこれに加わった結果だった。英国は、ロシアが南下により東アジアで勢力を拡大することを嫌い日本の遼東半島割譲を認めていたため、干渉には加わず静観していた。

日本は従前から日本駐在の各国公使や各国駐在公使らからの情報によりロシアが清国の割譲に反対であることは了解していた。清国との戦争に入る時にも講和談判に入る時にも、第三国の容喙干渉ようかいを受けたくないよう注意してきた。講和条約の最初の会談で条件が示された4月1日に、

³⁸⁸ 『日本外交文書』第28巻第2冊、14-17頁。

李鴻章がロシア、英国、フランスの干渉を期待して情報を流していたことも日本は了解していたし、談判継続中にもロシア駐劄公使西徳二郎（1847-1912）がロシアのフランスとの連繋や兵力干渉の可能性を報告し、ドイツ駐劄青木周蔵公使は講和条件情報の提供つまり根回しの必要性を要望するなど、各国の動きも政府は報告を受けていた。条約締結直前の4月15日に、伊藤総理が朝鮮の井上馨公使に「露は窃かに仏と海軍力を合併して、澎湖島を占領する事を妨碍せんと企てある旨露都よりの密報に接し申し候。いずれにしても、露は大陸分割には内申不同意なる事明白に察され候えども、別に致し方これ無く候。英は目下の所全く傍観する底意に察され候」³⁸⁹と書き送ったように、ロシアとフランスの妨害の動きも伝えられていた。しかし、これら列強各国の動きを知りながら、伊藤は下関条約で清国の土地割譲を強引に進めたのである。

一方の李鴻章は、実は事前に元駐清ドイツ公使フォン・ブランツから遼東半島割譲に対しては干渉を行なうとの情報を暗号電報で得た上で講和条約に調印していた³⁹⁰。下関条約の条件は元々清国に対し苛酷に過ぎた。連勝していたとはいえ、日本が講和条件として割譲を要求した土地は、遼東半島に関しても占領した範囲をはるかに越えていたし、台湾にはまだ進出さえしていなかった。講和談判中の李鴻章の抗議はもっともであり、苛酷な講和条件をそのまま素直に受け入れる李ではなかった。

陸奥宗光外務大臣は、下関条約の締結後、兵庫県舞子で療養していた。講和条約に対する列強の反応が東京の外務省から続々と報告され、ロシア、ドイツの干渉は免れないことが明らかとなった23日午前、陸奥は広島大本營の伊藤宛に「最初より欧州各大国に対し我が条件を示したればその時出たる干渉が、今日において来りたるものと見るの外なし」と書き送っている。事前に講和条件を公表すれば当然列強はその時干渉をしてきたはずであり、それが分かっていたからこそ日本は講和会議開始まで条件を明かさなかったというのである。陸奥は続けて「併しながら、我が政府は最初騎虎の勢なれば、如何なる危険あるも即今の位置を一步も譲らざる決心を示す外他策なかるべし」と、強気で進めてきた今回の交渉の結果を守り、干渉は拒否するしかないのではないかという自分の考えを示して、伊藤の意見を問うた³⁹¹。

しかし、その日の夕方にロシア、ドイツ、フランスの各駐日公使から遼東半島還付勧告を内容とする覚書が提出されたのである。翌24日朝、伊藤は対応について御前会議を開くことにしたが、舞子の陸奥は強硬案を再度主張するとともに、自ら3国への回答案を作成し提示するまでは廟議決定の見合わせるよう依頼する³⁹²。

24日、結局陸奥の案が届かないまま、広島で御前会議が開かれた。伊藤は今後の3国の出方

³⁸⁹ 『伊藤博文伝』下、196頁。

³⁹⁰ 川島真『近代国家への模索 1894-1925』（岩波新書、2010）、10頁。

³⁹¹ 『伊藤博文文書』第25巻、49-50頁。『日本外交文書』第28巻第2冊、11頁。

³⁹² 『日本外交文書』第28巻第2冊、26頁。

に応じて対応できるよう、自ら三国干渉に対する3方策を起案し会議に掛けた。

露独仏三国の勧告に対し我の執るべき方策は、左の三策の外に出でざるべし。

第一、絶対的に之を拒否する事。但しこの場合においては、三国と兵力をもって雌雄を決するの覚悟なかるべからず。差し向かい目下彼等の有力なる艦隊に対し如何の防御策を立つるか。

第二、金州半島の占領を撤却するは条約を列国会議に提出し決定する事。但しこの場合においては如何なる会議を何れの地に開くべきか。三国公使と談判の上之を定むべし。もっとも会議を開くとせば英国の之に加入を求むること論を俟たず。支那を加うるや否、姑く疑問に属す。

縦し会議に附するも、我に在りては批准交換後をもって得策とする。然れども会縦において批准交換後とするは到底予期すべからず、主権移転の上は我の権利を鞏固なるに至るをもってなり。但し我は金州撤回の報酬を求むることを試むべし。之に加え他の条件を支那政府が完全に実行する迄は担保として占領するに在り。

第三、三国の勧告を全然容れて、我より恩恵的に支那政府に向かって、同政府の他の条件を完全に実行したる上は金州半島を還与する事。 (『伊藤博文文書』第21巻、9-11頁)

御前会議の結果、第1案は軍事力から3国に勝利する見込みがないため却下、第3案のように直ちに勧告を受諾するのは屈辱的であるとして、第2案の列国会議に条約案を掛けることに意見が一致した³⁹³。方策案文の内容や分量からみて伊藤が第2案を押しているのは明らかで、御前会議は伊藤主導で進行したと思われる。

しかし舞子の陸奥は、あくまで一旦干渉を拒否して相手の出方を見るという強硬策を主張し、露独仏3国各公使宛の回答案を外務省顧問のアメリカ人デニソンと作成中だった³⁹⁴。伊藤は御前会議の後広島を発って、25日朝、舞子の陸奥の元を訪ねた。午後には松方正義大蔵大臣、野村靖内務大臣も到着しこれに加わった。伊藤は陸奥の第1案の強硬策採用を無謀として撤回させたが、陸奥は第2案の列国会議も各国の利害が異なるため遼東半島問題のみならず講和条約自体が否定されかねないことを主張し、一同これには賛同した³⁹⁵。

結局今後の方針は、「若し三国との交渉遷延せば、清国はその機に乗じて批准交換を拒否し事態を紛糾せしむるの策を弄するの虞あるをもって、この際干渉事件と条約批准問題とを切り離し、三国に対しては批准交換までの間において条理を尽して干渉の撤回若しくは緩和を求むるの策を講じ、他方において他の二三大国をして三国を牽制せしめ幾分たりとも三国干渉の圧

³⁹³ 陸奥宗光『蹇蹇録』、306-307頁。

³⁹⁴ 『日本外交文書』第28巻第2冊、29頁。

³⁹⁵ 陸奥宗光『蹇蹇録』、308-310頁。

力を滅殺するに努めなば、縦令い不幸にして三国と干戈相見ゆることありとも我が独力をもってするに優ること万々なり。かくの如くあらゆる手段を試みたる上、已むなくんば三国の勧告を容ることとし、これと同時に清国に対しては一步も譲らざる覚悟をもって所期の如く講和条約批准交換を断行すべし³⁹⁶と、「三国干渉への対処」と「講和条約の批准問題」を切り離して対応することに決した。御前会議の決定は覆されたのである。

決定方針に従い、日本は英国、米国、イタリアに3国との斡旋を求めたが、英国は局外中立を決定し、最も協力的だったイタリアも単独で3国との仲介に入ることは見込めなかった。ロシア、フランス、ドイツは干渉の意思を変えるはずもなく回答を求めて来、他列強が静観するなか、日本は三国干渉を受け入れることに決する。

4月27日に大本營が京都に移されたため、伊藤や陸奥も京都入りし、協議の結果、下関条約批准後に追加定約により金州以外の遼東半島を放棄するが、清国が講和条約状の義務を履行するまでは担保として同半島を占領することを決定し、回答通告した(4月30日)³⁹⁷。

しかしロシアでは最初の勧告条件を譲らないとの閣議決定があったことが、西徳二郎駐ロシア公使から報告される(5月3日発、4日受)。ロシアにとって金州に位置する重要港旅順口を日本が所有することは大変な障害だったのだ。伊藤は4日、陸奥の病床に閣僚を集めて3国の勧告受け入れを決定し、勅裁を受ける。翌5月5日には3国に宛て「日本帝国政府は露仏独三国政府の友誼ある忠告に基づき、奉天半島に於ける土地を永久に占領せざることを約す」と回答したのである³⁹⁸。

一方下関条約の批准に関して日本は、講和条約を批准した翌日の4月21日には伊東巳代治内閣書記官長を全権弁理大臣に任命していた。伊東は批准日とされた5月8日に向け、5月2日、批准場所の芝罘に向かったが、同日、清国の批准期限延長提案(5月1日付)が米国を通じてもたらされる。既に三国干渉受け入れを決定していた日本は、同日、駐日米国公使を通じて清国に、露仏独の干渉により条約修正をすることになっても批准交換の後に行なうのが却って容易として、期日どおり批准交換を行うことを通告した。同時に伊藤は李鴻章にもこれと同内容の通告を送り、最後に「是非とも休戦日限前に之(批准)を決行すること両帝国の利益の為最も緊要なりとのことを閣下へ切言すること、拙者の義務と存ず」と付け加えた³⁹⁹。

批准場所の芝罘にロシアの軍艦が集合し示威活動が行なわるなか、清国から、露仏独3国からの要請として再度批准日の延期を希望する通達が届く(7日付)。日本は停戦時期の5日間延期を承諾し、その期間内に批准を行うよう米国公使を通じて通告した。伊藤は李鴻章宛にも同

³⁹⁶ 『伊藤博文伝』下、217-218頁。

³⁹⁷ 『日本外交文書』第28巻第2冊、65-66頁。

³⁹⁸ 同上、78-81頁。

³⁹⁹ 同上、442-443頁。

内容を通告して「至急に批准交換の行わるる事最も緊要」と念押しし、「若し交換出来ざる場合においては已むを得ず由々しき結果を生ずるに至ることあるべきを申達す」と脅しともいえる言葉で締めくくった⁴⁰⁰。すると、8日夕方になって清国側は、急に先の批准日の延期請求を撤回し、当初の期限ぎりぎりである同日午後11時30分に批准書が交換されたのである。

翌日、露独仏の各公使から、3国は批准日延期の要請はしていないことが報告された⁴⁰¹。伊東巳代治全権は、清国の批准日延期要望は偽造ではないかとの考えを示す。批准の直前、伊東全権は清国伍廷芳全権から、清国皇帝の命として遼東半島および台湾の割譲に関し条約改正協議を行う希望を告げられたが拒否した事実があり、皇帝の命と批准日延期要望との関係を疑ったのである⁴⁰²。

5月17日、下関条約の第1条で朝鮮の「独立自主」を認めたことに対し朝鮮国王が謝意を述べたことが、日本側に伝達された⁴⁰³。

三国干渉はなぜ行われたのか。1895（明治28）年4月25・26日、伊藤は舞子で三国干渉への対処を協議するかたわら、その起こった所以を考察し、その結果次のとおりロシアが日本の朝鮮における権力拡大を嫌ったところにあるとする。

朝鮮における今日の情勢は、客年来我国独力をもってその改革に従事するの地位に立ち、各国は傍観坐視して先ず日清交戦の終局に注目し、始めて講和条件の公発するに及び、卒然露独仏三国の干渉を現出したり。

然るに口実とする所遼東半島に在るといへども、畢竟朝鮮の我掌中に墜つるをもって露国の最も嫌忌する所にして、仏独二国の同盟に加わりたるは全く欧州政略の関係より来ること論を待たずといへども、遼東半島、朝鮮疆域の独仏二国の利害に直接間接の痛痒を感ずるなきは明々白々なり。

故に露国が独仏の同盟を得て先ず我が遼東の占領を専らにせしめざるの目的を達し、之に次ぐに、我が朝鮮における権力を削弱せんと欲するは、理のみ易き数なり。彼未だ極東において禍心の萌芽を発露せざるも、その胸中に^{とうぞう}韜蔵する^{なるだけ}成竹は既に定まるものあるは、あらかじめ洞察するに足るべし。

（『伊藤博文秘録』、63-64頁）

列強垂涎の地でありながら、牽制しあってどの国もふれられていなかった清国中心部に新参の日本が進出し、しかも清国との戦いに勝利して遼東半島を奪った。特に隣接するロシアは遼

400 『日本外交文書』第28巻第2冊、446-449頁。

401 同上、457-458頁。

402 同上、458-459頁。

403 同上、463-464頁。

東半島の先に日本の朝鮮占領の画を見た、と伊藤は考えたのである。そしてロシアに今後極東進出の意思があることを感じ取る。将来、ロシアと干戈を交える可能性も想定したことだろう。

5月23日、陸奥は数カ国の外国公使らに面会した様子を伊藤に書き送っている。ロシア公使との話題は遼東半島返還云々や陸奥の病状のみだったが、その他英仏の外交官らはロシアから朝鮮について言及がなかったかを気にし、「朝鮮問題は最早日清両国の問題にあらずして、日露両国の問題なり」との意見だったという。朝鮮の井上公使からの督促もあり、「朝鮮問題は一日も早く取り決め申さずては、実に不安心」の状況というのである⁴⁰⁴。下関条約で朝鮮の独立自主は確認できたものの、開戦の名目だった朝鮮内政改革はまだ何の成果も上げられていない状態だった。そこに、清国に代わりロシアの影がにわかに近づいてきたのである。

遼東半島返還の手続きについては、5月21日に林董外務次官が清国駐劄特命全権公使に任命され、清国政府との交渉に当たった。賠償金額の調整などがあった後、1895（明治28）年11月8日、林董公使と李鴻章との間で次の内容の遼東半島還付条約および議定書が調印された。

- ① 日本は遼東半島を永久に清国に返還すること
- ② 返還の賠償金として、清国は日本に3000万テールを支払うこと
- ③ 賠償金が支払われた後、日本軍は3カ月以内に遼東半島から全て撤退すること

11月17日に同条約は批准、12月3日に公布され、三国干渉問題はようやく終結した。

これに先立つ7月、日清戦争の武官に対する論功行賞が検討されたが、天皇は同時に文官の伊藤にも恩賞を与えようとした。8月5日、第1次論功行賞で伊藤には大勲位菊花大勲章と侯爵を陞叙しょうじょされるとの沙汰があったが、伊藤は三国干渉を引き起こした責任からこれらを辞退し、同時に内閣総理大臣の職も辞任したい旨を再三にわたり上奏した。しかし天皇は「事態容易ならず、馬関条約（下関条約）の条件中未だ終わらざる事多く、遼東還付の事林公使談判を聞くも、模様如何相成るべき哉変動も計りがたく、外交上重大の事件眼前蝟集いしゅう」といった重大な時局に際しこれらを断固許さなかったため、伊藤は辞意を翻し賞典も受けることになった⁴⁰⁵。

日本政府の三国干渉受け入れは、弱腰外交として国内世論の強い非難を受けた。ロシアの朝鮮や満州への執着も明らかとなり、三国干渉は、後に日本がロシアとの戦争へと向かう直接間接の影響を与えることになったのである。

第1次甲午農民戦争の鎮圧のため日清両軍が出兵した。伊藤の発案によって日本は日清合同

404 『伊藤博文伝』下、231-233頁。

405 同上、238-241頁。

での農民軍鎮圧および朝鮮の内政改革を持ちかけたが、清国はこれを断り日清戦争に発展する。日本は単独で朝鮮政府に内政改革を強く働きかけるが、これに反発して朝鮮の全国各地で第2次甲午農民戦争が起こった。

伊藤は、内閣総理大臣として大本営に加わっていた。日本陸軍によって旅順が陥落した際に日本軍による非戦闘員の虐殺事件が起こるが、米国との条約改正への影響を恐れつつも、伊藤の判断で事件の責任を不問にした。また日清戦争末期に、激しさを増した農民軍の諸活動が日本の軍事行動や内政改革の妨げになると、過酷な殲滅作戦に関与した。清国、韓国という隣国の民衆に対し、日本の事情から厳しい態度をとったのである。

日清戦争後結ばれた下関条約（1895<明治28>年）で、伊藤は再び李鴻章と交渉して朝鮮の独立を認めさせ、朝清の冊封・朝貢関係はここに終わりを告げた。

第3章 大韓帝国保護国化と伊藤博文

三国干渉後、日本の朝鮮への影響力が弱まり内政改革も頓挫する。ロシアの朝鮮への影響力が増すなか、1895（明治28）年10月、乙未事変が起こった。ロシアに接近する閔氏一族を排除しようとする勢力が、日本公使館や大院君と結んで朝鮮の王宮景福宮を襲撃し、王妃閔氏を殺害したのである。

翌1896（明治29）年2月には、朝鮮国王高宗がロシア公使館に移り（露館播遷）、日本の朝鮮への影響力はますます薄れる。内政においても日清戦争後は第2次伊藤内閣の求心力は衰え、同年8月、伊藤博文は総理を辞職した。

伊藤は、その後も1898年1月（第3次）、立憲政友会を結成して初代総裁に就任した1900（明治33）年10月（第4次）に内閣総理大臣に就任したが、いずれも短命に終わった。

東アジアで列強各国の微妙な力の均衡が保たれる間に、朝鮮では大韓帝国が成立し（1897<明治30>年10月）、皇帝高宗により独自の改革も行われた。

しかし、清国で起こった義和団の乱（1900<明治33>年）にロシアが派兵し、満州に駐留を続けると、韓国、満州をめぐって日露戦争（1904-05<明治37-38>年）が起こり、韓国は再び戦争に巻き込まれる。

日露戦争開戦の詔勅は「東洋の治安」維持を謳い、「韓国の保全」に言及したが、日清戦争の詔勅にあった「韓国の独立」という語は失っていた。一方、開戦後間もなく結ばれた日韓議定書は、「韓国の独立および領土保全」の保証を謳う。程なく、日本は「対韓方針」「対韓施設綱領」で韓国の保護国化を決定するが、伊藤は元老としてその決定に関わった。日韓議定書に謳った「韓国の独立」とは、名ばかりのものだったのである。

その後も日本は韓国と第1次日韓協約を結び、内政改革を理由に韓国への干渉を進めた。一方で他列強と同盟を結び、朝鮮における日本の権益の保証を得る。日露戦争に勝利すると、日本は韓国保護国化を実行に移す。伊藤は韓国に第2次日韓協約締結を強制する役割を担い、それに躊躇しなかった。

日本は確実に、東アジアの権益を窺う帝国主義列強の一員となっていた。

第1節 朝鮮から大韓帝国へ

対朝鮮政策の転換 1895（明治28）年5月10日、三国干渉を受けて遼東半島返還の詔勅が下った。同月15日、ロシアが日本に朝鮮からの撤兵を求めるとの動きが伝えられ、陸奥宗光外務大臣は、これに対抗するため、先に英国をはじめとする「列国連合して朝鮮独立を維持する」案を伊藤博

文総理大臣に提案した。伊藤は各国連合の朝鮮独立維持が、日本のイニシアチブにより成功するのか、日本がそれを発議する余裕があるのかの2点について検討し、可能ならそれを進めるよう指示する。ロシアから日本の朝鮮内政改革に対して危惧が示されるなか、英国等列強から朝鮮独立の担保を得ることが可能か、駐英加藤高明公使に英国の意向探索が指示された⁴⁰⁶。

当時大本営は京都に移っており、陸奥外務大臣は東京、伊藤総理は京都にあって、これらを電報の往復で連絡を取り合う不便な状態だった。

陸奥は、5月18日、朝鮮での事業についてロシアに説明を為す前に「将来我が政府が朝鮮に対する廟議を確定せざるべからず」と考え、「この事は聖上還幸の上、第一番に御決定あらんこと」を京都の伊藤宛に打電する⁴⁰⁷。

朝鮮駐節の井上馨公使は、同月19日、陸奥に朝鮮の政情不安を報告し、「朝鮮政略の大綱」を確定しなければ他国の容喙を招きかねないとして、将来の政略協議のための一時帰国を希望していた。井上は同月22日にも、再び陸奥宛に朝鮮政情不安と自らの一時帰国を上申して来、伊藤は井上を帰朝させる考えでいた⁴⁰⁸。

しかし陸奥は、対朝鮮政略確定までは井上公使の帰国に否定的だった。同22日、伊藤に、①従来の方針すなわち日本主導での朝鮮内政改革を貫くことが可能なら格別、しかしそれが不可能なら、②列国連合の担保を申し出る、または③講和条約で清国が朝鮮の独立を認めたことを機に日本自ら朝鮮から退く、という自らの案を示した。そして仮に③の自ら退く策を採る場合でも井上公使はなるべく朝鮮に留まり善後策を講じるのが得策、とした⁴⁰⁹。

5月25日、在東京の閣僚らは、「日本国政府は利害の関係ある他の諸国と協力して朝鮮国の事態を改善する」⁴¹⁰、つまり陸奥が提案した政略②の方針を閣議決定する。

しかし翌26日、伊藤が臨席した京都での御前会議は「御還幸の上決定」と、閣議の結果を受け入れず結論を先延ばしにした。そして伊藤は陸奥宛に電報で、「我が対韓政略はひとりその独立を援助するにあり。故に彼の国における目下の助力は畢竟一時のことにして、特に日本は各種の事業に付きその利を壟断ろうだん[独り占め]せんとするものに非ず、等のことは十分御放言相成り苦しからず。これ本大臣責任を取り回答す」と注意し、方針がどうなろうと朝鮮の独立を守ることが第一と述べた⁴¹¹。

政情不安の朝鮮にある井上公使から直接報告を受け、外国公館の反応を気にせざるを得ない東

406 『日本外交文書』第28巻第1冊、412-418頁。

407 同上、418頁。

408 同上、420-423頁。

409 同上、423-424頁。

410 同上、434頁。

411 同上、436-437頁。

京の陸奥と、離れた京都大本營で天皇と共にあった伊藤との間に、対朝鮮問題への温度差や意思の不疎通が生じていたのである。

朝鮮の井上公使が報告していた「朝鮮政情不安」とは、武官の進退に関して朴泳孝内務大臣（急進開化派、親日派）が口をはさんだことに始まる同年2月来の朝鮮内閣の紛争のことだった。紛争は5月末に激しさを増し、井上公使が調停を試みるも奏功せず終わる。結局、金弘集総理大臣（穩健開化派）が辞表を提出して、後任に学部大臣だった朴定陽が就いたが、実権は相変わらず朴泳孝内務大臣が握っていた。井上公使には5月31日に帰国命令が出、杉村 濬^{ふかし}書記官を臨時代理公使として、一旦朝鮮を去ることになった。

先延ばしされた対朝鮮政略は、伊藤が東京に戻った後、6月4日に開かれた閣議で決定された。日清戦争の結果日本は朝鮮の独立を清国に認めさせており、ロシアも日本が朝鮮の独立を名実共に認めることを要求していることから、将来の対朝鮮政略は「なるべく干渉をやめ朝鮮をして自立せしむるの方針を執るべし。故に他動の方針を執るべきこと」⁴¹²と決議された。伊藤の朝鮮の自立を第一とする方針が通ったのである。

朝鮮では三国干渉後、日本の影響力が急速に弱まり、井上公使の朝鮮内政改革も成果を上げられないままだった。新たな対朝鮮政略が決定された後、6月20日に日本に戻った井上は、閣議決定された朝鮮政策には賛成したが、近いうちに朝鮮駐劄公使を辞任する意思を示し、後任として枢密顧問官の三浦梧楼（1847-1926）を推薦した⁴¹³。

井上は帰国中、日本政府に朝鮮政府への300万円の公債とは別に300万円の寄付金支出を申し込んだ。朝鮮内政改革の資金に充てるためである。井上は、朝鮮に帰任した際、国王王妃に謁見して寄付金300万円の土産話を伝えて朝鮮王室の懐柔を図り、朝鮮政府における日本勢力を回復させようとしていたのである⁴¹⁴。

朝鮮政府内では、井上の一時帰国の間も紛争が続いていた。朝鮮王室は日本を牽制するためにロシアに近づき、7月7日には王妃の行動に諫言をした日本派の朴泳孝が陰謀の嫌疑により逮捕される事件が起こる。翌8日、報告を受けた東京の井上公使は漢城の杉村公使代理に、朴泳孝保護のための運動や種々の小細工をせず、王室とロシアとの関係、朴の嫌疑について十分調査するよう指示する。9日にも、杉浦ら公使館員らが朴泳孝保護に動くことを重ねて禁じ、「王妃を窮鼠たらしむるは将来対韓策の目的を達するに非常の害あり」⁴¹⁵と王室を刺激しないよう厳重注意した。日本政府は、朴泳孝不在の朝鮮で閔氏を牽制するため、再び金弘集内閣成

412 『日本外交文書』第28巻第1冊、440-441頁。

413 三浦梧楼は山口県出身。明治初年から木戸孝允邸に出入りし、伊藤博文ともよく見知った間柄である。陸軍軍人だったが、1887年に陸軍中將で除隊後、学習院院長、貴族院議員を経て枢密顧問官になっていた。

414 『日本外交文書』第28巻第1冊、365-368頁。

415 同上、457-458頁。

立に努める方針をとった。

井上公使の懸念にもかかわらず、結局朴泳孝は杉村公使代理らの幫助により日本に亡命した。総理大臣の伊藤が朴の日本行きに「全然賛成」⁴¹⁶であり、陸奥外務大臣からそれに尽力する旨指示が出されたのである。朴泳孝は、日本での亡命生活後、伊藤が韓国統監だった1907（明治40）年に韓国に戻る。

事件後、井上公使は早急の帰任を決め、7月21日には朝鮮に戻った。井上が帰国していた3週間ほどの間に、着手していた宮中と政治の分離はすっかり旧に復していた。日本派の顧問官らが罷免されるなど朝鮮政府における日本色は排除され、親ロシア派の官僚が登用されて、朝鮮政府はすっかり様変わりしていたのである。

8月には朝鮮内閣で再び政変があり、兪吉濬ら新進開化派が失脚して、金弘集が再び総理大臣に返り咲いた。8月17日、井上の後任として朝鮮駐劄全権公使に任命された三浦は、自分は軍人として過ごして来、外交に疎い身ではあるとしながらも、従来日本になかった「確固たる対朝鮮の国是」を示すべし、との対朝鮮政策に関する意見を述べた⁴¹⁷。

9月1日、三浦公使が朝鮮漢城に着任した。同月4日、複数の公使駐劄はありえないとして西園寺公望外務大臣代理から井上公使に急ぎ帰国するよう命令が発せられた。併せて寄付金については、支出の了承を得るはずだった臨時議会在開催されないため確答できない旨通達され、これは伊藤総理と協議の上であると伝えられた⁴¹⁸。

臨時議会在開催されなかったのは、日清戦争後の軍拡等の財源として松方正義大蔵大臣が提出した増税案を、伊藤総理が否定したためだった。内政問題が朝鮮との交渉にも影響を及ぼしたのである。結局朝鮮政府への寄付金話はそのまま立ち消えとなった。井上が構想した朝鮮王室との交渉材料は得られず、朝鮮における日本の影響力は回復の手立てを失った。このような状況の下、井上は失意のまま朝鮮を去ったのである。

乙未事変（王妃殺害） 1895（明治28）年10月8日未明、大院君を担いだ日本守備隊、日朝壮士らが王宮景福宮を襲って王妃閔氏を殺害し、国王高宗に閔氏一族を排斥するよう迫った。乙未事変である。

事件は、朝鮮政府で王妃閔氏の一族がロシアに近づいて勢力を強めるなか、これに反発する勢力が三浦梧楼公使に働きかけ、大院君を担いで実行されたものだった。大院君は高宗に、金弘集を総理大臣とする親日派政府を組織させ、殺害された王妃を廢妃とする勅令を出させた。

⁴¹⁶ 『日本外交文書』第28巻第1冊、463頁。

⁴¹⁷ 同上、482-484頁。『伊藤博文文書』第11巻、77-84頁。

⁴¹⁸ 同上、375頁。

事変への日本人の関与は、当日王宮にいた外国人数名も目撃していて疑いようがなく、10月10日には、小村寿太郎政務局長が事件の実況取り調べのため朝鮮に派遣された。

三浦公使は、事変後数度にわたって西園寺外務大臣代理に状況を報告している。10月14日の西園寺宛電報では、事変の起因を「政府内のロシア派が王妃と通じ、訓練隊を解散し総理大臣以下を殺害しロシア派による政権を立てるという計画を聞き込んでいたが、8日未明、訓練隊から三浦に意見を求められ、かつ守備隊派遣の依頼があったため出動した」と説明し、さらに「該事件は若し一・二日を許せば、訓練隊は解散せられ、総理大臣以下は殺され、宮中政府と共に反党すなわち露党の人をもって充たさるるに至りては、我が国は臍を嚙むに至るにも及ばざるべき」と、事が遅れたならば朝鮮政府はロシア派の影響下に落ちたであろうと事件発生を擁護する⁴¹⁹。

三浦は、同じく14日、伊藤博文総理大臣に宛てた書簡でも乙未事変の起因について報告した後、「今回の事件は当国二十年來の禍根を断ち、政府の基礎を固むべき端緒を開きたることと本官においては確信致し候」「その所為は過激に渉るにもせよ、この先外交上の困難さえ切り抜けたるを得ば、我が対韓政策は之に依りて確立するを得べしと存じ候」と、やはり今後の対朝鮮政策にとって得策だったと事件を評価している。さらに書簡の追伸で、「朝鮮政府にては当日宮内にて暴行し人を殺害したるものは総て朝鮮人の所為と認め追って之を処分する趣にて、日本人は該暴行に加わりしこと認めざる旨公然彼より返答之有り候」と、日本人に罪が及ばないよう朝鮮政府と合意済みであることまで報告した⁴²⁰。

一国の王妃が殺された重大事件である。関与が明らかな三浦公使をそのまま置くことはできず、日本政府は、同月18日、三浦に代えて小村寿太郎を新たに朝鮮駐劄公使に任じた。併せて23日、井上馨を、慰問を名目に朝鮮に派遣して事件の善後処置を図らせた。

11月27日、国王高宗は廢妃されていた閔氏を復位し、王妃殺害に関する調査を行なうことを告げる。翌28日には旧侍衛隊が王宮を襲う事件が発生したが、これは現政府に不満をもつ数名の朝鮮人と在朝鮮外国人との共謀によることが判明した。

三浦をはじめ事件に関与した容疑のある外交官、軍人たち48名は帰朝命令を受け、広島監獄に収監されて検察の尋問を受けた。岡本柳之助軍部顧問、柴四郎議員、国友重章漢城新報社主筆など事件の実行者らは、検事に対し、大院君の依頼で王宮に入ったと陳述するのみで暴行暴殺等に関しては沈黙を守った。また三浦梧楼は、「日本人等大院君を護り入闕の事を予知し、これを黙許せしには相違なし。これが為宸襟を悩まし奉るは恐れ入るも、彼我両国の為この挙の止むを得ざることを信じたり。若し予をして内閣諸公に面陳せしめば大いに論ずる処あらん

419 『日本外交文書』第28巻第1冊、510-511頁。

420 同上、512-514頁。『伊藤博文関係文書』九、153-155頁。

とす」と、西園寺や伊藤にした報告と同様、検察に対しても事件に対する自信を陳述した⁴²¹。

日本で裁判が行なわれる以前に、朝鮮政府による事件処理がなされた。朝鮮の親日政府は、朝鮮側の事件の計画者とされた者らを処刑し、事件を大院君首謀によるものとして日本側に報告した。三浦が伊藤宛書簡で報告したとおり、事件は朝鮮人の所為として処理されたのである。

結局、三浦梧楼、杉村^{ふかし}濬、岡本らをはじめ、帰朝命令を受けて裁判を受けた日本人全員が、事件の首謀と王妃殺害に関し証拠不十分として釈放された。

事件の首謀者や実行経緯は諸説あるものの、大院君と朝鮮訓練隊の一部、三浦公使と日本守備隊、日本公使館警官、日本人壮士らが関わっていたのは確かだった。11月5日付の在朝鮮日本公使館の内田領事による報告に「独り壮士輩のみならず、数多の良民および安寧秩序を維持すべき任務を有する当領事館員および守備隊までを煽動して、歴史上古今未曾有の凶悪を行なうに至りたるは我が帝国の実に残念至極」⁴²²とあるのでも明らかだった。

日本政府の事件への直接関与については否定的な見方がほとんどである。しかし、朝鮮政府の処分を良しとし、事件に関与した三浦らに対し日本政府が何の処分も行わなかったのはいかなものか。日本は前年の1894（明治27）年に日英通商航海条約を結んで、ようやく不平等条約の一部改正にこぎつけ、欧米列強から文明国として認められ始めたところだった。事変の報告を受けた米国内務大臣が「有罪者を相当に処罰し法を正しくさば、日本政府は全く批難を免かるべし」⁴²³と述べたとおり、法治国家日本を標榜する内閣総理大臣伊藤博文は、事件に関して厳正な処分をすべきだったのだ。

俄館播遷と大韓帝国の成立 朝鮮国内では乙未事変を機に、日本および親日の現政府に対する反発の機運が高まっていた。1895（明治28）年12月、朝鮮政府が近代化政策の一環として断髮令を公布すると、それが朝鮮の伝統を傷つけ日本を模倣するものであるとして各地で衛正斥邪派の儒者達により反日反開化派の義兵が起こった（初期義兵）。政府が義兵鎮圧に追われる一方、朝鮮王室はロシアと結び付きを強めていた。

1896（明治29）年2月10日、ロシアの水兵1隊が仁川に上陸して漢城に入り、翌11日未明、国王高宗、世子純宗（1874-1926）を女官用の籠に潜ませ、景福宮からロシア公使館に移した（俄館播遷）。親露・親米派の官僚らがロシアの協力を得て実行したものだ⁴²⁴。前年の乙未事変後、ロシア公使館に逃げ込んだ朝鮮の旧侍衛隊隊長が国王にロシア公使館行幸を勧め、国王も

⁴²¹ 『伊藤博文文書』第15巻、219-220頁。

⁴²² 『日本外交文書』第28巻第1冊、552-562頁。

⁴²³ 同上、522-523頁。

⁴²⁴ 『日本外交文書』第29巻、682頁。

「よろしく頼む」と答えたとの風説が流れたことがあったが⁴²⁵、それが現実となったのである。

高宗はロシア公使館内から勅令を出して王妃殺害事件の再調査を命じるとともに、金弘集内閣の閣員を罷免し新内閣を発足させた。前内閣の総理大臣金弘集、農商工部大臣鄭秉夏は殺害され、内務大臣兪吉濬らは日本に亡命した⁴²⁶。朝鮮政府における日本の勢力はほとんど排除され、甲午改革もここに終わりを告げることになる。

朝鮮では、俄館播遷後、ロシアの勢力がますます強まった。日本とロシアとの関係は緊張し、日露間で紛争が生じる可能性も出てきた。朝鮮の内政改革も日本単独で行うことは最早叶わず、列強合同による管理も見込めなかった。

俄館播遷後の朝鮮に対して、伊藤内閣は、ロシアと協定を結ぶことでせめてロシアと同等の地位を維持しようとする。同年5月に行なわれるロシア皇帝ニコラス2世の戴冠式に当たり皇室から名代が差遣されることになっていたが、この機会にロシア政府との国交に関し調整が図られることになり、特命全権大使として山県有朋が任命された。伊藤は自ら大使となることを希望したが、閣僚らから、総理自らが遠く海外に出ることを止められたのである⁴²⁷。

同年3月5日、伊藤総理は、山県がロシアに赴く前にその大意を聞きたいという駐日ロシア公使ヒトロヴォーと会談した。両者は、朝鮮問題は極東全体の問題と分離できないため、朝鮮に対し利害が一致する日露政府間で朝鮮問題を協議し細目を決定することが必要、という点で合意する⁴²⁸。

ロシアとの調整を指示された朝鮮駐劄小村寿太郎公使は、朝鮮駐劄ロシア公使ウェーバーと交渉の結果、1896(明治29)年5月14日、日露議定書(第1次<小村・ウェーバー協定>)を結んだ。その主な内容は、①日露公使は国王の還宮を斡旋すること、②寛大穏和な人物を閣僚に任命し善政を施すよう日露代表者から国王に勧告すること、③京釜電信線の保護のため日本憲兵200人以内を配置すること、④両国とも居留民保護のため漢城、釜山、元山に衛兵を配置し、国情が安定し次第撤退すること、である。居留民保護の名目で両国軍隊の駐留を認めたのだった⁴²⁹。

さらに同年6月9日にはモスクワで、特命全権大使陸軍大将山県有朋とロシアの外務大臣ロバノフの間で、朝鮮をめぐる議定書(第2次<山県・ロバノフ協定>)が結ばれた。その主な内容は、①日露両国は朝鮮の財政を援助すること、②朝鮮の軍隊、警察には不干渉のこと、③ロシアに漢城から国境までの電信線架設権を与えること、である。これにより朝鮮における日露両国の

425 『日本外交文書』第28巻第1冊、537頁。

426 『日本外交文書』第29巻、683-687頁。

427 『伊藤博文伝』下、282-284頁。

428 『日本外交文書』第29巻、758-767頁。

429 同上、789-792頁。

勢力を均衡にし、朝鮮の内政には両国とも直接干渉しないことになった⁴³⁰。これら日露間の議定書は、当然その中心にある朝鮮には相談なしで進められたのである。

1897（明治30）年2月、朝鮮国王高宗はロシア公使館から徳寿宮に移る。下関条約により清国との冊封・朝貢関係は解消されており、もはや国王号は使うべきでないとの士大夫の進言を容れ、高宗は同年8月には「光武」という独自の元号を定め⁴³¹、10月には自ら皇帝に即位し、国号を「大韓」と改めた⁴³²。清国からの脱却と共に諸外国との対等な立場を表明したのである。

しかし朝鮮から大韓帝国となった後も、諸外国の扱いは変わらなかった。1898（明治31）年4月25日には、東京で、ロシア駐劄公使から外務大臣となった西徳二郎と駐日ロシア公使ローゼンの間で、さらに韓国をめぐる議定書（第3次<西・ローゼン協定>）が結ばれた。その主な内容は、①両国は韓国の主権と独立を尊重し内政干渉をしないこと、②軍事、財政の顧問を派遣するときは事前に相互承認を求めること、③ロシアは韓国の経済発展に対する日本の投資を妨げないこと、である。③によってロシアは韓国における日本の優位を認め、代わりに日本はロシアの満州における優位を暗黙に認めたのである⁴³³。

日露をはじめ列強の勢力が均衡し直接外国の干渉が及ばなかったこの時期、大韓帝国は自主的な内政改革に取り組んだ。皇帝の専制権力により近代的改革を押し進めようとし、土地測量事業、貨幣・金融制度の改革や、鉱山開発、鉄道事業などの殖産政策が行われた（光武改革）。

1899（明治32）年8月、高宗は「国制」を發布する。国制では専制君主制を謳い、皇帝は統帥権、法律の制定権、恩赦権、外交権など強大な権力を有することが定められた⁴³⁴。

高宗は光武改革のためとして税率を引き上げたが、得られた税収の多くが皇室財政に入れられたり軍備増強費に回されたりして、改革を行うには不足した。不足した財源は、結局諸外国からの借款に頼らざるを得なくなるのである。

伊藤博文の清韓漫遊 1898（明治31）年1月、第3次伊藤内閣が成立する。しかし、政党結成の反対にあってわずか5カ月で伊藤は辞職し、6月30日には大隈内閣が成立した。久々に官職を離れた伊藤は、公的使命を帯びない「漫遊」に出掛けた。同年7月、韓国を經由して清国を旅行し、その実情を視察したのである。

清国では1860年代から近代化を図るための洋務運動が行なわれてきたが、日清戦争での敗北によってその限界が見えていた。

430 『日本外交文書』第29巻、815-818頁。

431 「高宗実録」1897年8月14日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

432 同上、1897年10月12・13日記事。

433 『日本外交文書』第31巻、182-185頁。

434 「高宗実録」1899年8月17日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

光緒帝（1875-1908）は、1898年6月、康有為（1858-1927）、梁啓超（1873-1929）ら急進派によって日本の明治維新に倣った改革を図る。科挙に代わる学制、近代的軍隊、制度局等を創設し、議會制導入などが上奏、布告されていった（戊戌の変法）。光緒帝主導の急進的改革に対し、西太后（1835-1908）は守旧派の李鴻章らによってこれを押さえようとしていた。

一方対外的には、日清戦争での敗戦および三国干渉後、清国は日本から負った多額の賠償金を列強諸国からの借款でしのいでおり、その担保として清国領土は列強の勢力分割を受けていた。殊にロシアは、露清密約（1896年6月）を結んで満州に勢力を伸ばしていた。

伊藤が漫遊先に清国を選んだのは、これら清国内の改革と列強勢力の実情を自ら確認したいとの思いがあったと思われる。

伊藤は、同年7月26日、大磯を出発し、関西を経て8月19日に長崎を発し、同月22日に韓国仁川に到着した。同月25日に首都漢城に入った伊藤は、「皇帝および政府人民よりも、思いの外親切なる待遇にて夢の如き心地」⁴³⁵と梅子夫人に書き送るほどの歓待を受けた。

9月8日に船で仁川を出発、翌9日に清国芝罘を経由して11日、天津に到着する。夫人への手紙に「天津に來りて見れば、清国の上下我を歓迎することは中々筆にも書き尽くしがたし。

（中略）当天津滞在中も日夜宴会にて忙しく、多数の支那人参り、支那の為に力を尽してくれろと依頼するもの引きもきらぬ勢いなり」⁴³⁶と記すように、ここでも大変な歓迎だった。

伊藤の日記によると、9月14日、天津から列車で北京に入った伊藤を張蔭桓が訪ねてきた。張蔭桓は日清戦争の講和談判のため広島に使節として訪れた旧知の人物である。翌15日、伊藤は李鴻章を訪ね、清国駐在の各国公使を訪問した。16日午前には李鴻章が、午後には王大臣が伊藤を訪ねて来、17日には張蔭桓から晚餐の招待を受けている。

20日には光緒帝に謁見することができた。光緒帝は「目下我が国勢の改革最も必要に迫って居るに際し、朕の望む所は貴爵の隔意なき意見を聞きたいと思うことである。貴爵宜しくこの意を体し、改革の順序方法について詳細に忌憚なく朕が總理衙門の王大臣等に指導する所あられたい」と述べ、伊藤は皇帝が改革に積極的で、それを日本に頼ろうとするところがあることを喜んだ⁴³⁷。

ところが、伊藤が光緒帝に謁見した翌日の21日、にわかに西太后による政変が起きる。そもそも康有為ら改革派グループの勢力は脆弱であった上、光緒帝の下で進められた改革が急進的に過ぎるとして守旧派の反発が強まっていた。康有為らが西太后の勢力を排除する計画を立てていたのを、袁世凱が知って通報し（20日）、西太后は翌日直ちに行動に出たのだった。光緒

⁴³⁵ 憲政資料室資料『伊藤博文文書』（その1）書類の部 448-1「書簡綴（写）伊藤博文書簡」205頁。

⁴³⁶ 同上、448-1、206・207頁。

⁴³⁷ 同上、448-1、208・209頁。『続伊藤博文秘録』、125-129頁。

帝は幽閉されて閣僚 6 名は処刑された。康有為、梁啓超はこれを逃れ、後に日本に亡命した。うち梁啓超は伊藤の手引きで軍艦に乗り日本に逃げたのである⁴³⁸。光緒帝の下で重用されていた張蔭桓も逮捕され処刑されるどころだったが、伊藤は西太后派の李鴻章に面会して助命を促した⁴³⁹。

伊藤は、明治維新の成功によって近代化を成し遂げた日本を代表する政治家としてみられていた。清国にいた英国人宣教師ティモシー・リチャードは、康有為に伊藤を顧問として迎えることを提案しており、康をはじめ改革派のメンバーが伊藤に盛んに改革への助力を請うたのも、そういう背景があったのである⁴⁴⁰。

改革派の動きに対し、守旧派は西太后に伊藤を重用することを危険視する上申を行ない、それに反応した西太后が頤和園から紫禁城に入り政変に至った、とする最近の研究もある⁴⁴¹。伊藤は今回の視察旅行を終始「漫遊」と称していたが、日本の代表的政治家である以上、それは漫遊や視察では済まず、他国の政治に影響を与えることにもなったのである。

伊藤は、26 日付梅子夫人宛書簡で、「21 日に俄に変動ありて皇太后政治をとらるる事になりたり。これは今の皇帝あまり改革ずきにて、万事日本にならいて衣服等も西洋流に改むるといふほどの下た仕組みのあることが皇太后の耳に入り、大不承知となりたりとの事なり。又一説には皇太后を廃するというを企てた者ありともいう。どれがほんとか支那のことは中々分からず」と書き送る。伊藤も喜んでいた光緒帝の改革が一夜にして潰えたのを目の当たりにして、伊藤は驚愕するとともに「どれがほんとか支那のことは中々分からず」と困惑を隠せなかった⁴⁴²。

日本に亡命した康有為、梁啓超は、その後伊藤の助力に期待するところがあったが、伊藤は康らが西太后を批判する新聞を発行するなどして政変後の清国政府に嫌忌されている関係を考慮し慎重に交際を避けた⁴⁴³。

伊藤は 11 月上旬まで清国に滞在した後、予定を急遽切り上げて帰国する。日本で大隈内閣が倒れ、山県有朋が藩閥による内閣を成立させたとの報が届いたためである。それは伊藤が主導してきた政党内閣が否定されたことを意味していた。

⁴³⁸ 『山県有朋関係文書』1、124 頁。

⁴³⁹ 『日本外交文書』第 31 巻第 1 冊、697 頁。

⁴⁴⁰ Timothy Richard, 'Forty-five years in China', Chapter 12, p263.

⁴⁴¹ 雷家聖「失落的真相」(『中国史研究 61』、2009)。

⁴⁴² 『伊藤博文伝』下、399 頁。

⁴⁴³ 康有為らは政変当時大隈重信外務大臣が引き受け、その後犬飼毅の下に移り外務省機密費で保護されていた。1898 (明治 32) 年 2 月、伊藤は、清国政府との軋轢を避け、康らとの関係を絶つため、外務省から康有為には 7000 円を与えて米国に放逐し、日本に留まる梁啓超には月 250 円与えることで手を絶つよう、山県有朋総理から青木周蔵外務次官に話をつけるよう提案している。(『山県有朋関係文書』1、124-125 頁)

第2節 日露戦争下の韓国政策

日露協商交渉と日英同盟 1900(明治33)年、清国で外国人の駆逐とキリスト教の排斥を標榜した義和団の乱が起こった。5月下旬に勢いは増して外国人の殺害や略奪が発生し、各国公使館が包囲、攻撃され、日本公使館の書記生1名も殺害される。

6月17日、英国、米国、ドイツ、ロシア、フランス、オーストリア、イタリアの7カ国連合軍は太沽砲台を占領し北京に上って公使館の救援に向かうが、途中で義和団に阻まれた。

日本でも清国への出兵が6月15日の閣議で決定する。17日の連合軍の状況も報告され、18日には、第5師団(約8000名)を中心とする混成部隊が出兵することが決定した⁴⁴⁴。

清国の西太后は、6月21日、連合軍に対し宣戦布告する。清国兵が義和団と共に連合軍相手に戦うこととなり、日本でも増派が検討された。元老である伊藤博文も山県有朋総理大臣に請われて増派を検討する閣議に出席し、伊藤の提案で参謀本部次長寺内正毅が各国連合軍指揮官との協議のため天津に派遣されたが(7月12日)、寺内次長の復命(8月11日)の結果、列国の兵力で十分勝算ありとして、この時点での増派は行なわれなかった⁴⁴⁵。

日本軍が到着、合流した後の8月8日、ドイツ皇帝から天皇宛にドイツ元帥を連合軍総司令官に任命する提案があり、日本政府は直ちにこれを受諾する⁴⁴⁶。しかし、これを聞いた伊藤は驚愕し、山県有朋総理大臣、青木周蔵外務大臣を叱責した。ドイツ主導の提案に対しロシアや英国の意向も確かめないまま行った回答であり、何より統率範囲も定めず外国の指揮官に日本の軍隊を委ねるのは天皇の統帥権に関わる問題だったからである⁴⁴⁷。

8月14日には北京に連合軍の援軍が入り、公使館地区で籠城していた各国公使館員や居留民の保護という目的も達した。伊藤は同月22日、山県総理大臣、青木外務大臣に、日本が率先して撤兵することを促す。しかし日本政府が躊躇する間にロシアからの撤兵提議が発せられ、伊藤は「帝国が撤兵提議者たるの地位と名誉を逸し」と憤慨した⁴⁴⁸。

北京陥落後、清国政府が一転義和団を反乱軍として扱おうと(8月20日)、それまで以上の連合軍兵力が投入され、義和団の討伐が行われた。参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史、巻6』によると、連合軍の兵力が最大に達したのは、1900年10月初旬から11月にかけてであり、その最大兵数は戦闘員8万6100名、非戦闘員を含む総人員12万8736名だった。ロシアがこれとは別に満州

⁴⁴⁴ 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 巻6』、215-217頁、国立国会図書館デジタルコレクション。

⁴⁴⁵ 同上、55-69頁。

⁴⁴⁶ 同上、222頁。

⁴⁴⁷ 『伊藤博文伝』下、432-434頁。

⁴⁴⁸ 同上、435-440頁。

において展開した最大兵力は、16万2000名だったという⁴⁴⁹。

清国と連合軍とは、1901（明治34）年9月7日、北京議定書を交わして義和団の乱は一応の終息をみる。連合軍は総額4億5000万テールという多額の賠償金を得たほか、列国は北京や天津への軍隊駐留を認められた。連合軍は同年7月から撤兵を始め、認められた守備兵のみ残して退いたが、ロシアは満州に多数の兵力を留め続けた。

ロシアは、日露戦争後の三国干渉（1895<明治28>年）で日本から清国に遼東半島を返還させた後、露清密約（1896<明治29>年6月3日）によって、日本がロシア極東、清国、朝鮮に侵攻してきたときの相互援助を約し、旅順、大連を租借していた。義和団の変が起こると、東清鉄道保護を理由に満州に大軍を駐留させ、さらに韓国国境方面への進出を窺っていたのである。日本は、ロシアの南下によって韓国における利権が低下することを恐れた。

日本政府内では、この情勢への対処方針として2つの案が考えられていた。ロシアと協商して事態打開を進めその間にロシアに対抗できる国力を付ける案と、いずれロシアとの衝突は避けられないので英国と同盟してロシアに対抗する体制を作る案である。

英国との同盟が検討され始めたのは、1901（明治34）年4月、林董駐英国公使が、駐英ドイツ代理公使が日英独3国の提携を持ちかけて来、英国もその意があると報告してきてからである⁴⁵⁰。4月半ばに、林公使は日英2国間の同盟を模索しはじめ、具体的私案まで作成してきた⁴⁵¹。当時伊藤は4度目の総理大臣の職にあったが、3国間協定に関し英独間に討議があるのか探求するよう加藤高明外務大臣を通じて林公使に命じたところで辞職したため、日英同盟問題は次の桂太郎内閣（同年6月2日成立）に引き継がれることになった。

7月、林駐英公使と英国の最高当局者らとの対話から、英国が日本との同盟を希望するのには日本とロシアの提携への危惧があることが判明する。林公使はこれを日本政府に報告するとともに、「英国の日露協約を憂懼する機に乗ずれば、有利の条件をもって同盟を成立せしめ得べけれ」と意見を述べた⁴⁵²。7月31日の林公使と英国最高当局者ランスダウン侯との対話では、日本は満州からロシアを排除したいこと、英国は朝鮮がロシアの掌中に落ちることは好まず清国には門戸開放と保全を希望し、日英の利害は合致することなど、踏み込んだ内容にまで及んだ。林公使はこれを英国政府の意向表示とみて、日本政府も日英同盟に対する意向を決定し林自らへ訓令を出すよう求めた（8月1日付）⁴⁵³。

林公使の意を受けた桂太郎総理大臣は、8月3日、大磯の別荘に伊藤を訪れ日英同盟について

449 参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史 卷6』、330-333頁、国立国会図書館デジタルコレクション。

450 『日本外交文書』第34巻、4-5頁。

451 同上、9-10頁。

452 同上、20-22頁。

453 同上、25-26頁。

協議した。翌4日は、伊藤が桂を葉山の別邸に訪ね、駐英林公使宛の「英国提議の趣意は日本政府において大体賛成を表する所にして、貴官が今日まで英国外相と談じたる所も亦これを是認す。進みて英国政府の意向を審らかにせよ。今回協商の成否は一に貴官の注意と手腕とに由るべし」と、日英同盟に賛成する内容の電訓案を示した。桂総理は5日に帰京すると、伊藤の意向を元老らにも諮った上で閣議に上げ、日英同盟案を進めることが決定する⁴⁵⁴。

当時桂内閣では、外務大臣を曾禰荒助大蔵大臣が兼任しており、外交問題は桂総理大臣が主導して決定していた。伊藤はこの時他に公職のない一元老だったが、重要問題に大きな発言力を持っていたのである。

桂太郎内閣は日英同盟推進派であり、伊藤や井上馨は韓国での利害関係をロシアとの協商を諮るべきとの考えを持っていた、というのが、日英同盟と日露協商を巡る一般的な理解だろう。しかし伊藤も日英同盟に決して反対の立場ではなかったのである。

8月8日、林駐英国公使に日英同盟推進についての訓令が出された。訓令は伊藤の案のとおり林公使の英国との交渉を是認し、今後英国と談論する際に用いて可とする次の論旨を示した。

韓国をして他邦蚕食政略の結果を被らしめざることは、日本にとりては一の根本主義にして、この主義たる日本政府は万難を排し極力これを固守せざるべからざる所たり。これ該根本主義を維持するは、すなわち日本の安全を期する所以なればなり。

且つまた日本政府の見る所に抛れば、露国にして満州において現存約定をもって取り決めたる範囲に超越してその統治権を拡張するが如きは、これ韓国の独立を危うくするものにして、随って日本にとりては不安の因たるべきなり。（後略）（『日本外交文書』第34巻、27頁）

日英同盟の検討も日本の安全にとって根本である韓国の独立を守るためであり、ロシアの満州における動きを警戒するのも韓国の独立を脅かす危惧からである、と訓令は述べる。そして、林公使の「慎重なる判識と術略」を望み、英国との交渉は「内密」であることを念押しする⁴⁵⁵。この時点で、日本が日英同盟に応じるかは、まだ確定はしていなかったのである。

ちょうどその頃、伊藤は米国のエール大学が創立100周年記念に当たり世界各国の偉人に名誉博士号を贈るその一人に推薦され、翌9月に訪米することになっていた。

日露協商を主唱していた井上馨は、8月26日、桂総理大臣と共に伊藤を訪ね、米国よりむしろロシアに赴き日露で協議を行うべきと説く。閣議で日英同盟を進めることに決したものの、桂総理も同月28日の井上宛書簡で「対魯の意見は他にこれ無く、蓋し御話仕り候通り朝鮮の始末をも

⁴⁵⁴ 『伊藤博文伝』下、520頁。

⁴⁵⁵ 『日本外交文書』第34巻、28頁。

って第一とし、(中略) 将来直接魯と和するか、戦って和するか、英と同盟してしかして魯に談判を開くか、何れにしても朝鮮外一件の始末を付けるに悉皆基因するものにて、(中略) 朝鮮問題を片付けるに我に便なる方法を講ずるにおいては、その方法として魯と何れの道談判を開くの必要ありと相考え申し候」⁴⁵⁶と述べるように、日英同盟にしる日露協商にしる韓国問題に有効な手段は良しとして、ともかく一度はロシアと協議せざるを得まいとの意見だった。

伊藤は、1901(明治34)年9月18日横浜を出発し、10月2日米国に到着した。同月20日にルーズベルト大統領と会見し、23日にはエール大学で名誉法学博士号を受ける。その後、11月に入って欧州に渡り、しばらくフランスのパリに滞在した。

伊藤が米国および欧州を旅行中、外務大臣に小村寿太郎が就任して外交問題を主導するようになっていた。10月8日、小村外務大臣は駐英林董公使に交渉開始を訓令し、ここに日英同盟は公式な方針となったのである⁴⁵⁷。林公使も英国との交渉を積極的に進めた結果、英国から日英同盟の条約案が届いた(11月6日)⁴⁵⁸。一方で伊藤はロシアに向かおうとしていたため、日本政府は伊藤をしばしパリに留め、英国の林公使をパリに送って状況を報告させた⁴⁵⁹。

11月20日、英国外務大臣と会見した林公使は、日英同盟条約案に対する早期回答を求められ、新たな国策である同盟の条件について熟慮する時間が必要なことを説明する。英国政府が、伊藤が同盟交渉中の英国に寄らずロシアに渡ろうとしていることに猜疑を抱いているのは明らかだった。林公使は、伊藤のロシア行きは何ら公式の使命は帯びていないことを弁明しなければならなかった⁴⁶⁰。

伊藤は、桂総理大臣から電報で「閣下において、同盟問題は既に我方において甚だしく国信を毀損せずしては最早本件より退脱する事能わざるの域に進みたるものなる事を念慮に留められん事」⁴⁶¹と、日英同盟交渉の中止はあり得ないことを言い含められ、ロシアに渡った。

伊藤は、11月28日にニコラス2世に謁見して露国最高勲章を授与される。12月初めに外務大臣、大蔵大臣らと会見して日露協商についての意見を求められ、伊藤は覚書を提示した。覚書は伊藤自ら、個人的に作成したものである。その内容は、①韓国独立の相互保証 ②韓国領土を軍事上の目的をもって使用しないことの相互保証 ③朝鮮海峡の自由航行を妨げる軍事設備は一切設けないことの相互保証 ④ロシアは日本の朝鮮における政治上、商工業上の權益を承認する、但しこれは日本との平和的關係を乱す内乱等を鎮圧するに必要な範囲内の軍事的援助を含む、とい

456 「井上馨宛桂太郎書簡」『伊藤博文関係文書』二、360頁。

457 『日本外交文書』第34巻、36-39頁。

458 同上、39頁。

459 同上、47頁。

460 同上、51頁。

461 同上、50頁。

うものだった。

伊藤はロシア政府との会見について、桂総理宛に、「勿論一個人たる資格をもってせしものなるも、何れも予をして先方は日本と一の協調を為すことを衷心希望するものなりとの感覚を抱かしめたり」と報告し、なおも日英同盟締結の決定延期を提案した⁴⁶²。

この頃、日英同盟の交渉は既に最終段階に入っており、日本政府は11月28日の閣議で修正を加えた上で上奏を行うが、天皇は伊藤の修正案への意見を求めたため、修正案は12月5日にベルリンに移った伊藤の元へ送られた。しかし伊藤の返事が届かないうちに、12月7日、元老会議で修正案が承認され、9日には閣議決定して天皇の裁可を得る。日露協商を主唱していた井上馨も、日英同盟交渉の経緯を調査した結果日本が主導した点もあったことを認めて元老会議の決定に従うことにし、これを伊藤に報告した⁴⁶³。

修正案に対する伊藤の意見は8日に届いたが、元老会議は「この際に当たり猶予するの余地なきのみならず、若し彼（伊藤）と談するとするも、彼我が意見を採用せざるときは単に時機を誤るのみか、この間他方（英国）は疑惑を生じ又は他に洩漏し、終に何事も我が損失に終わるは必然」として、「断然（伊）藤侯の意見を採用せざることにより決議」した⁴⁶⁴。つまりロシアとの協商は行わないことを決定したのである。伊藤のロシア行きは、英国への回答の遅れと共に英国からの疑惑を生じさせており、日本政府は伊藤の行動を批判し否定したのである。

12月17日、ロシアから伊藤の覚書に対する対案が届く。伊藤は、なおもこれを基礎に日露で交渉を開くことも可として、この対案を桂総理大臣宛に送るが、桂からは「日英同盟が順調に進捗しつつある今日、ロシアの対案にあるような条件で日露協商交渉に応じることはできない」と、日露交渉をきっぱりと否定する回答が届いた。日英同盟と日露協商の両立はいわゆる二股外交になり成立し得ない。伊藤は、ここによりやく日露協商を断念し交渉を見合わせることにしたのだった。

ロシアを發ち、ドイツ、ベルギーを経由して英国を訪れた伊藤は、ロシア訪問の真意を怪しまれつつも日英同盟交渉が進行する中で大歓迎を受けた。12月27日には英国皇帝エドワード7世に謁見する。英国で、ロシアの新聞「ノウオエ・ウレミヤ」の通信員から日露関係について質問を受けた伊藤は、「残念ながら、ロシア人は日本人を小国民として真面目な談判をする価値なしと考えているようだ。極東で日露が提携することにより両国の利益増進が図れるものと信じていたがロシア政府にその考えはなく、自分は空しくロシアを去った」と答えた⁴⁶⁵。対露交渉を断念した今となっては、ロシアの態度を否定し日英同盟推進に方向を定めたのだった。

⁴⁶² 『日本外交文書』第34巻、63-65頁。

⁴⁶³ 同上、69頁。

⁴⁶⁴ 「山県有朋宛桂太郎書簡」『山県有朋関係文書』1、318-319頁。

⁴⁶⁵ 『伊藤博文伝』下、546頁。

伊藤は決して政府が進める日英同盟論に反対していたわけではなかった。しかし、韓国を巡って利害を同じくする立場のロシアとはなるべく調整を図るべきとの考えを最後まで持ち続け、ロシアに行きついでまで日露提携を模索したと思われる。現政権の人間ではなくとも、政界の重鎮が直接利害関係のある外国を訪問してつながりを持つておくことは外交上重要だが、伊藤は政府の付託を受けていたわけではない。進行中の日英同盟との兼ね合いから列強にも知名度の高い伊藤の行動は政府にとっては危険なものだった。結果的に、伊藤の行動でロシアとの関係を懸念した英国が日本との同盟に積極的に動いたのは、怪我の功名というべきだろう。しかし日露協商への動きによって伊藤の権威が少なからず落ちたのは確かであり、政府内では桂総理大臣、小村外務大臣の主導的立場が明らかになった。

1902(明治35)年1月30日、日本と英国の間で日英同盟が締結された。その内容は、①締結国が、他国の清国・韓国に対する侵略的行動に対し交戦に至った場合、同盟国は中立を守る、②2国以上の他国と交戦に至った場合、同盟国はこれを助けて参戦する、という軍事同盟である⁴⁶⁶。他国とは当然ロシアのことで、日英は合同でロシアに対抗してこれを牽制し、日本は韓国、英国は清国での利権をそれぞれ守ろうとしたのである。

日英同盟が結ばれた結果、ロシアは清国と満州還付条約を結ぶことになり(4月8日)、6カ月ごと3期に分けて満州から撤兵することを約束した。

日露開戦と日韓議定書の締結 満州還付条約による満州からの第2期撤兵期限だった1903(明治36)年4月8日になっても、ロシア軍の撤兵は行われなかった。むしろロシア軍は鴨緑江下流に進出して来、満州や韓国北部でロシアの新たな積極政策が行われる懸念が生じてきた。

4月21日、山県有朋の京都の別荘無鄰庵で、元老山県、元老で政友会総裁の伊藤博文、総理大臣桂太郎、外務大臣小村寿太郎により対露政策が話し合われた。徳富猪一郎の『侯爵山県有朋伝』は、桂の自叙伝を根拠に、桂は小村外務大臣と共に「ロシアの満州における権利は認めても、韓国における日本の権利はロシアに認めさせるため、ロシアとの戦争をも辞さない」との方針を持っており、この会合で伊藤、山県からそれに対する同意を取り付け、次の「対露方針4カ条」に基づきロシアと交渉することに決した、とする⁴⁶⁷。

- ① ロシアが満州還付条約を履行せず満州より撤兵しないときは、日本から進んでロシアに抗議すること

⁴⁶⁶ 『日本外交文書』第35巻、16-24頁。

⁴⁶⁷ 徳富猪一郎『侯爵山県有朋伝』下巻(山県有朋公記念事業会、1933)、539-543頁。

桂がロシアとの交渉について「最早平和的解決の望みなし」と決定するのは、同年12月16日の元老および閣員との会議においてである。

- ② 満州問題を機としてロシアと交渉を開始し、朝鮮問題を解決すること
- ③ 朝鮮問題について、ロシアに日本の優越権を認めさせ、一步も譲歩しないこと
- ④ 満州問題について、日本はロシアの優越権を認め、これを機として朝鮮問題を根本的に解決すること

対露4カ条は伊藤が提唱していた日露協商案を引く、いわゆる満韓交換論であり、伊藤も了解するところだったろうが、この時「ロシアとの戦争をも辞さない」ことに同意したかは不明だ。4月8日の無鄰庵会議の内容は、後年の桂の自叙伝にしか記事がないからである。

6月23日には、ロシアと直接交渉して満韓問題の解決を図ることが御前会議後閣議決定され、「一旦これを提議するからには万難を廃し、飽く迄我が目的を貫徹するの決心を着手すること」とされた⁴⁶⁸。7月には、ロシアとの戦争も想定して桂内閣の改造が行なわれた。

日本政府は満韓問題を解決すべくロシアに交渉を申し入れて同意を得たため、8月12日、ロシア側に日露協約案を提示した。その主な内容は、満韓交換論に基づき、①清韓両国の独立および領土保全を尊重し両国における各国の機会均等主義を保持する、②ロシアは韓国における日本の優勢なる利益を、日本は満州の鉄道経営におけるロシアの特殊なる利益を互いに承認する、というものだった⁴⁶⁹。

しかし、奇しくも同じ8月12日、ロシアは極東に関する施策を担当する組織を改変し、黒竜省、関東省を管轄する極東総督府を旅順に設置する⁴⁷⁰。日露協商に関しても、極東総督府と日本政府による事前協議を東京で行なうよう申し込んできた。日本政府は、外交に関することでありロシアの外務大臣と駐ロシア日本公使によりモスクワで行なうべきと反論したが、ロシア政府は聞き入れず、結局9月、日本側は小村寿太郎外務大臣、ロシア側はローゼン駐日公使が全権委員に任命された。

ローゼン公使は極東総督アレキシェフと協議の結果、10月3日になって対案を出してきた。その主な内容は、①韓国の独立および領土保全を尊重することを相互に約すこと、②ロシアは韓国における日本の優越なる利益を承認すること、③韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用しないこと、および朝鮮海峡の自由航行を迫害し得る兵要工事を韓国沿岸に設けないこと、④韓国領土の北緯39度以北は中立地帯とし、日露両国いずれも軍隊を引き入れないこと、⑤満州およびその沿岸は日本の利益範囲外であることを日本は承認すること、というものだった⁴⁷¹。

協約の対象地域から清国を除き、韓国における日本の利益や軍事上の権利に大きく制限を加

468 『日本外交文書』第36巻、1-2頁。

469 同上、11-14頁。

470 同上、14-15頁。『伊藤博文伝』下、608-609頁。

471 『日本外交文書』第36巻、22-23頁。

え、何より朝鮮半島北部を中立化しようというのである。ロシアは軍事力を背景にこれらの強気の条件を出してきたが、日本にはとても飲めるものではなかった。

10月30日に日本がロシア側に示した修正案は、日本側の原案とこれに対するロシアの対案との折衷案で、その要点は、①清国の主権および領土保全の尊重を協商案に入れること、②日清通商航海条約上の日本の権利は、当然満州にも及ぶものとする、③中立地帯は韓国北部のみならず満州と韓国の境界各50キロの地域とすること、である。

伊藤は、同年7月に政友会総裁を辞任し3度目の枢密院議長に就任していたが、母親の死去により当時しばらく大磯の別邸に留まっており、対案への修正案作成には直接関わっていない。

ロシアは修正案に対する回答を引き延ばしてなかなか示さず、その間に満州への進出や日露開戦を想定して軍備を進めていた。もっともロシアは、アレキシェフ極東総督がニコラス2世に「日本は国狭く兵少なく財また乏しい。その常に虚勢を張るは英米の煽動によるのみである。そして英国は万一の場合日本を助け起こすほどの決心はなく、たとえ決心があったとしてもその実力はない。日本はこの事情を知っているため、断じて最後の手段に訴えることはないだろう。ロシアがあくまで強硬態度を取る限り、日本は必ずロシアの主張に屈服することになるだろう」と奏上したように、日本がまさか「最後の手段」、つまりロシアと本気で戦争する気まではないだろうとの考えがあった⁴⁷²。

一方日本国内では、対外強硬を唱える団体らがロシアに対する政府の軟弱姿勢を批判していた。中でも対露同志会は、10月5日、ロシアへの宣戦布告を上奏する決議を行ない、11月5日には、政府が優柔不断なのは伊藤枢密院議長が政府当局者を妨害しているためであるとして、「国民の公憤を伊藤侯に警告する」との警告書を伊藤に送りつけてきた⁴⁷³。伊藤の側近である金子堅太郎(1853-1942)は、「民間の一部は今日外交の不振遷延をもって全く閣下の行動に基づくものと為し、また政府においても外交の責を閣下に帰し己の責任を免れんと為す等、彼是不容易の形勢」⁴⁷⁴であることを報告し、伊藤が大磯滞在中であることを幸いとして、しばらくの形勢静観を勧めた。

12月10日、開会中の第19議会においても激しい政府批判があり、翌11日、桂太郎総理大臣は議会を解散させるに至る。同日、ようやくロシア公使は小村外務大臣に日露協商案の修正案に対し第2の対案を提出してきたが、これは日本側の修正案を完全に否定し、協約の範囲は

⁴⁷² 『伊藤博文伝』下、617頁。

⁴⁷³ 同上、617-618頁。

⁴⁷⁴ 「伊藤博文宛金子堅太郎書簡」『伊藤博文関係文書』四、87-88頁。書簡に同封の『万朝報』(11月11日付)に、「時局の遷延、伊藤の優柔不断に基づくとせば、先ず彼を打撃して国権発展の犠牲と為すも已むべからざるに非ずや。」という。また11月21・22日付『万朝報』(同、89-91頁)では、「今対露問題に由て国権の沸騰する秋に方って、伊藤氏は宜しく政界を去るべし、いな去らざるべからざる也。」として、日清戦争後の下関条約、三国干渉、義和団の乱後の満州問題等を、伊藤の外交上の失敗として挙げた。

あくまで韓国まで、中立地帯を韓国領土内の北緯 39 度以北とするものだった⁴⁷⁵。

これに対し桂総理大臣は、16 日、元老および閣員を集めて会議を開き日露交渉の経過を報告、協議した結果、「最早平和的解決の望みなきに至れる」とし、ただし陸海軍の準備のため当面ロシアとの交渉を続けることに決したという⁴⁷⁶。

桂総理は同月 21 日、山県有朋に会議後の満韓問題解決の順序を次のように報告し、伊藤にも伝えるよう依頼した。

第1 満州問題は外交の手段をもって成し得るだけ談判を試み、結局この問題にては最後の手段に迄は進行せざること

第2 朝鮮問題においては、我が修正の希望を充分陳述し、彼聞かざるときは最後の手段（すなわち戦争をもつても）を貫くこと

右 2 条の決定をもって進行するときは、到底彼にして我が希望を入れざれば結局戦争は免れがたく候えども、兎に角一度は彼に反省を求むる方しかるべしとの諸公並びに我が外交の意見、其一定仕り候と心得居り申し候。依ってその翌日、小村外相を伊藤候に遣わし（殊に最後と思念に念を入れるの考えにて）栗野（註：慎一郎。駐ロシア公使）への訓令並びにローゼン公使と談判駆け引き順序および列国（独、米、仏）への日本政府の名もつての照会等へ遺漏なく相談を致され、候の気付きを乞い置き申し候。しかしてその翌日閣議を開き内閣の決定をなし（小生の決心を示したり）、その翌日小村外相同伴陛下に拝謁し元老会議の実況並びに閣議の決定をもって御裁可を仰ぎ申し候。（中略）当局者は勿論、軍事、大蔵大臣とも夫々談合仕り居り候。素より充分の訳に参りがたく候。閣下方の御承知あらせられ候ところなれども、今日において他に方法之無きのみ上は、是また止むを得ぬ事と存じ申し候。

（「山県有朋宛桂太郎書簡」『山県有朋関係文書』1、333-334 頁）

小村外務大臣は、12 月 21 日、ローゼン駐日ロシア公使に、ロシアの第 2 対案に対し、①日本の自衛方針のため満州を含む清国の独立と領土保全を尊重することを協商案に入れること ②日本の韓国における優越権を認めたからには、内政改善についても助言のみならず実質的援助を為す権利も承認すること ③ロシアは日本が韓国領土を軍事的に使用することを承認すること ④中立地帯設置の条項自体を削除すること、との日本の主張を伝え、同時に栗野ロシア公使からロシア外務大臣にも通告させた⁴⁷⁷。

⁴⁷⁵ 『日本外交文書』第 36 卷、36 頁。

⁴⁷⁶ 『伊藤博文伝』下、620 頁。

⁴⁷⁷ 『日本外交文書』第 36 卷、36-38 頁。

ロシアからの回答は、翌 1904（明治 37）年 1 月 6 日になって届くが、その内容は、日本の主張を再び全面否定し、日本は満州を利益線の範囲外とすることを承認すること等を求めるものだった。

枢密院議長の伊藤は、同月 9 日の山県宛書簡で、枢密顧問官から強硬な主戦論を枢密院議に掛けるよう要求されたことを伝え、「如何のものに之有るべき乎」と相談するとともに、「露廷より最近の回答に対し、我が内閣は奈何なる手段に出る積もりなるや。（中略）この際は実に深慮熟計、無遺算を期する、廟堂の大責任務に之有るべく候」と桂内閣の判断に注目した⁴⁷⁸。

6 日のロシアの回答から既に談判決裂は見えただものの、日本の海軍配備が未だ整わないなか、桂はさらに交渉引き延ばしを図る。1904（明治 37）年 1 月 11 日に閣議を開催して協商案の最終案を決定し、翌 12 日の御前会議で裁可を得るが、文言こそ修正されたものの、その内容は満韓交換論を繰り返すと同時に中立地帯設定を否定するものだった。この最終案は 16 日にロシアに提出されたが、栗野公使の報告ではロシアが日本の主張を入れる様子は全く見られなかった。

この間、1 月 14 日、軍事参議院が組織され、20 日を期限としていた海軍輸送船の佐世保集中も完了し、26 日には戦時財政計画も定められてロシアとの戦争の下準備が整えられた⁴⁷⁹。

1 月 30 日朝、桂太郎総理大臣は、元老の伊藤と山県有朋、山本権兵衛海軍大臣、小村寿太郎外務大臣を集め会議を開く。その場で伊藤は 4 人に次の意見書を示した。

今や露国と折衝し、その懸案問題となり、既に双方共に海陸の兵力を尽して対峙せり。しかして満州については両国の間問題の解決稍その端を見るに足るものありといえども、ひとり朝鮮問題のみ懸かって目睫の間にあるものに似たり。仮に露の我に譲歩する所、中立地帯設定を我に譲り、朝鮮の邦土を軍略的使用するを得せしむるも、これ露の政略全体より観察すれば、日本に執りては数年間の小康たるものと見るの外なし。然れば到底露と干戈を相見るは早晚免るべからざるものたるは火を見るが如し。然れば我が国力の不足に顧みこの際小康を得るに安んずる乎、国家の運命を懸けて彼の政略を阻礙する的手段に出るか、これ目今一刀兩断の決を為さざるを得ざるの境遇なり。
（『伊藤博文伝秘録』、233-234 頁）

一同、国の命運を掛けロシアと干戈を交えるに異論は無かった。主だった元老、閣僚でロシアとの断交を最終的に決断したのである。

2 月 2 日、閣僚会議は「帝国政府はこの上談判を継続するも妥協に至るの望みなきをもってこれを断絶し、自衛の為並びに帝国の既得権及び正常利益を擁護する為必要と認むる独立の行

⁴⁷⁸ 「山県有朋宛伊藤博文書簡」『山県有朋関係文書』1、137 頁。

⁴⁷⁹ 『伊藤博文伝秘録』、234-235 頁。

動を取るべきことを露国政府へ通告し、併せて軍事行動を取ることを緊要なりと思考す」とする意見を元老会議に諮詢した。4日、元老会議は「深思熟慮の後今日の状勢他に執るべきの途なし」として、内閣上奏意見の裁可を促した⁴⁸⁰。

『伊藤博文伝』によると、伊藤が天皇の意見を伺う前に最終決断をすべきでないとして御前会議の開催を促し、4日に御前会議が開かれることになった。4日の早朝、天皇は伊藤を呼んでその所見を聞いたが、伊藤は「今や決然宸断を下し給うべき時機なり」と考える旨を述べ、午後の御前会議を迎える⁴⁸¹。御前会議で、伊藤が陸海軍の準備状況、財政経済上の用意を質問し、出席の閣僚らが説明した後、天皇の親裁を仰いだ。天皇は「今までの政府間交渉でなくロシア皇帝宛に天皇の親電を送る提案をし、戦争以外の道は開けないか」との考えを示したが、形勢が急迫している事情を聞いて、ついに内閣決議を裁可した⁴⁸²。

枢密院議長で元老筆頭である伊藤は、既に主な元老、閣僚で決定していたロシアとの断交、戦争を、最終的に天皇に裁可させる役割を担ったのである。

6日には、駐露栗野公使からロシア政府に、外交関係断絶およびロシア公使館員引揚げが通告された。

1904（明治37）年2月9日、東郷平八郎海軍中將を司令官とする日本帝国連合艦隊の一部は韓国仁川沖でロシアの軍艦2隻を撃沈し、別の一隊は旅順のロシア艦隊を襲って大きな被害を与えた。2月10日、露国に対する宣戦の詔勅が下され、ついに日露戦争が始まった。

開戦の詔勅は、「文明を平和に求め列国と友誼を篤くして、もって東洋の治安を永遠に維持し、各国の権利利益を損傷せずして永く帝国の安全を将来に保障すべき事態を確立する」ことを「国交の要義」としていたのに、不幸にしてロシアとの戦端を開くに至ったと説明する。欧米列強各国が東洋におけるそれぞれの権利利益を守り争わないことで日本の安全が保たれる、それが国交の要だというのである。まさしく日露戦争が帝国主義の戦争であることを述べているのである。そして日本の国交の相手は、あくまで列国であって東洋ではない。

詔勅はまた、「帝国の重きを韓国の保全に置くや一日の故にあらず。これ両国累世の關係に因るのみならず、韓国の存亡は実に帝国安危の繋がる所たればなり。然るに露国はその清国との盟約および列国に対する累次の宣言に拘らず依然満州に占拠し益々その地歩を鞏固にして終に之を併呑せんとす。若し満州にして露国の領有に帰せん乎、韓国の保全は支持するに由なく極東の平和また素より望むべからず」と告げる。ロシアが満州を併呑せんとするため隣接する「韓

480 『日本外交文書』第37巻第1冊、92-94頁。当時の元老は、伊藤、山県有朋、大山巖、松方正義、井上馨。

481 5人の元老のほか、内閣から桂太郎総理、山本権兵衛海軍大臣、曾禰荒助大蔵大臣、小村寿太郎外務大臣、寺内正毅陸軍大臣が出席。（『日本外交文書』第37巻第1冊、94頁）

482 『伊藤博文伝』下、628-629頁。

国の保全」が重要であり、「韓国の保全」ができなければ「極東の平和」も守れないと言う⁴⁸³。

10年前の日清戦争は、日本が朝鮮と冊封・朝貢関係にある清国と争ったため、開戦の詔勅で盛んに朝鮮の「独立」が唱えられた。しかし日露戦争の開戦の詔勅では、韓国の「保全」が強調され、「独立」の語は失われた。韓国の独立が既に確固たるものだから言及しないのではない。今や東洋は列強が権利利益を分け合う場所であり、日本の権利利益はまさに韓国である。よって韓国の保全が重要だと、宣戦の詔勅は主張するのである。

当時ロシアはフランスと同盟関係にあり、日本は英国と同盟していた。ロシアとの開戦が裁可された2月4日、伊藤は日露の戦争において米国を味方に付けるため、側近金子堅太郎に米国行きを指示する⁴⁸⁴。金子は米国通で、ルーズベルト大統領とはハーバード大学同窓でもあった。3月、米国に渡った金子は、大統領に近づき論文や演説によって米国民に日本への支持を訴え、ロシアの情報を探った⁴⁸⁵。

列強が牽制しあう問題の中心にある韓国自身は、列強間の協商や同盟については当然蚊帳の外だった。しかし、朝鮮半島において列強の勢力バランスが保たれることが自らの独立を守る手立てであることを理解していた。

韓国皇帝高宗は、列強に対し親書伝達するという方法で韓国の中立化を提案した。日露の開戦4カ月前の1903（明治36）年11月23日、高宗は「将来日露戦争が勃発すれば我が国は局外中立を宣言する」と宣言したのである⁴⁸⁶。もっとも日本とロシアはこれを認めていない。

開戦直前の1904（明治37）年1月16日には、「韓国の中立宣言」が盛り込まれた韓国皇帝の親書がイタリア国王に届けられた。また同月21日には、フランス語による「韓国の中立声明」の電報が日本の外務省に届く。韓国内の電信業務を日本が統制していたため、高宗は密使を清国の芝罘に送り、そこからフランス領事の助けを借りて各国に親書を送り電報を打っていたのである⁴⁸⁷。

一方日本は、ロシアとの開戦前から韓国との密約締結に動いていた。1月に入って林権助公使は、韓国政府の李址鎔、閔泳喆、李根澤らに密約締結を勧誘しており、その状況は小村外務大臣に報告されて総理大臣、軍、主要元老にも回覧され、重要事項は天皇にも上げられていた⁴⁸⁸。皇帝高宗が親露派の李容翊の強い反対を容れて、「厳正中立の通知に対する帝国政府の回答を得たる上に調印交換すべし」⁴⁸⁹としたことにより、密約成立は一旦頓挫した（1月25日）⁴⁹⁰。

483 『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊日露戦争I巻、142-145頁。

484 『伊藤博文伝』下、635頁。

485 「日露戦役関係各国輿論啓発ノ為末松、金子両男爵欧米へ派遣一件 第一巻」国立文書館アジア歴史資料センター、Ref.B08090028800。

486 「高宗実録」1903年11月3日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

487 『日本外交文書』第37巻第1冊、310-311、319頁。

488 同上、333-336頁。

489 同上、314頁。

しかし、日露開戦後に、日本が首都漢城を制圧するなかで再び条約締結交渉が行われ、1904（明治37）年2月23日、日本の林権助特命全権公使と韓国の李址鎔外部大臣臨時署理の間で「日韓議定書」が調印される⁴⁹¹。既に日露は開戦して密約である必要はなくなっており、2月27日に公表された。その主な内容は次のとおりである。

第1条 韓国政府は、施政改善に関し日本政府の忠告を容れること

第2条 日本政府は、韓国の皇室を安全康寧ならしめること

第3条 日本政府は、韓国の独立および領土保全を確実に保証すること

第4条 第三国の侵害若しくは内乱のため韓国の皇室の安寧あるいは領土の保全に危険ある場合、日本政府は速やかに臨機必要の措置を取らなければならないが、韓国政府は日本の行動を容易ならしめるため十分便宜を与えること。日本政府は、その目的を達するため、軍略上必要な地点を臨機収用することができること

第5条 日韓両国政府は相互の了承なくして本条約の趣意に反する条約を第三国と結べないこと

（『日本外交文書』第37巻第1冊、345-347頁）

ロシアとの戦争のため韓国領土の軍事収用の必要が急となったことに加え、韓国が中立を宣言する動きに対応して、日韓議定書は作成された。第2条で韓国皇室の安全康寧が、3条で韓国の独立および領土保全が保証されたが、この2つは動揺する皇室や韓国民を押さえるための条項である。一方、第1条は頓挫していた内政改革への道を開き、これにより韓国施政への忠告権が与えられ日本の韓国内政干渉が開始されることになった。第4条では韓国防衛義務を理由に日本は韓国領地を軍事収用できることになった。

日本は、2月10日の露国に対する宣戦の詔勅で、韓国の「保全」が重要だと謳った。しかし、2月23日に韓国と結んだ日韓議定書では、韓国の「独立」を保証するという。日本やおそらく列強向けには、日本の権利利益である韓国を保全すると言い、一方韓国向けには、独立と領土安全は保証すると言う、いわば二枚舌を日本は使ったのである。

日韓議定書公表後、枢密院副議長以下の顧問官らが、「列国交渉の条約および約束は、国家の利害得喪に関する極めて（中略）重要な事項」⁴⁹²であるにも関わらず枢密顧問官らに事前の諮詢なく調印されたことが憲法の趣旨に反する、として上奏した。議定書は、開戦に伴って運用を急ぐあまり、必要な手続きを経ずに締結されていたのである。枢密院議長の伊藤自らは、元老

490 『日本外交文書』第37巻第1冊、336-337頁。

491 同上、339-341頁。

492 同上、346頁。

として議定書の内容は事前に了解していただろうが、枢密院での手続きを省くことを了承したものと考えられる。上奏した顧問官の中には、元朝鮮公使の大鳥圭介、伊藤の懐刀伊東巳代治、同郷の野村靖などがいた。伊藤は彼らを見下し、自ら作成を主導した憲法の精神より、現実の政治を優先したのである。

日韓議定書が調印された2月23日、駐韓林公使は小村外務大臣への報告で、調印直前にも議定書に反対した親露派の李容翊を「今後我が手において韓国内政を改良するに当たり李の存在は甚だしき妨害の基となるをもって、この際日本に漫遊せしむる様勧告し御用船に便乗せしめて最近内地に出発せしむべし」と、排除する方針を示した。また「吉永洙は第2の李容翊として、また李学均、玄尚健は畢竟露国の間諜に等しきをもって、この3人もまた李容翊同様漸次内地に漫遊せしむべし」と、その他の日本に対抗する勢力も同様に排除すべきとした⁴⁹³。

この報告は、天皇、総理大臣、陸海軍大臣、4元老に回覧されているが、4元老に筆頭の伊藤が含まれるのは間違いなく⁴⁹⁴。韓国駐在公使が韓国政府内の日本に対抗する勢力の強硬排除を企て、それを元老伊藤も桂総理大臣も、天皇までもが了解したのである。実際に李容翊は、2月23日、直ちに仁川まで送られ、翌日には職を解かれて日本に「漫遊」させられた⁴⁹⁵。

日韓議定書が公表された2月27日、林公使は小村外務大臣に、韓国の施政改善に関して意見を提出した。その内容は、①改革は漸次に行うこと、②日本人顧問官を認容させることが必要だが少数とし人選には注意を払い、現在雇用中の外国人顧問官の任期中は待遇を変えないこと、というものである。これに対し小村は、改革に関する方策は外務大臣において攻究中であり、人選については「政府自ら選抜」し、韓国や他外国のみならず日本国内の政府以外の機関等の運動も排除することを伝達した⁴⁹⁶。

日清戦争開戦の時から、日本の対韓国政策は駐劄公使が韓国内政改革を勧告することで進められてきたが、日露開戦後間もなく、韓国政府を指導する日本人を直接送り込む案が初めて示されたのである。

韓国皇室慰問 日韓議定書が公表された翌日の1904（明治37）年2月28日、韓国皇室は日の軍需のために皇室費から、皇帝高宗より銀10万円、皇太子より銀5万円、英親王より銀3万円

⁴⁹³ 『日本外交文書』第37巻第1冊、339-340頁。

⁴⁹⁴ 山辺健太郎は4元老を伊藤、井上馨、松方正義および山県有朋とする。〔山辺健太郎『日本の韓国併合』（太平出版社、1966）、278-279頁〕

⁴⁹⁵ 『日本外交文書』第37巻第1冊、341頁。朝鮮政府から日本にとって不都合な人物を日本に送り排除する方策は、1895（明治28）年に、朝鮮駐劄公使だった井上馨が既に提案している。17条目の「朝鮮国施政改革提言」の15条で、王妃姻族である閔泳駿、閔泳翊等を「少なくとも1ヶ年位日本にあって各官省につき事務を見習い必用の取調を為さしめ、帰国の後時機を見計り採用の途を設くべし」（憲政資料室資料『井上馨関係文書』第57冊673-12-イ）と提言するが、実行はされなかった。

⁴⁹⁶ 『日本外交文書』第37巻第1冊、347-348頁。

を内帑金として支出することが日本側に通知された⁴⁹⁷。

1904（明治37）年3月7日、枢密院議長の伊藤は御前に呼ばれ、韓国皇室慰問の特派大使として差遣されるとの勅命を受ける。伊藤は13日に東京を出発し、17日には仁川に到着した。18日漢城に入ると、午後には皇帝高宗に謁見し、「ロシアに対し戦争を宣言したのは東洋恒久の平和のためである」との内容の国書を奉呈した⁴⁹⁸。

同月20日、高宗は喪中のためとして伊藤の答礼には出席しなかったが、午後皇太子と共に内接見を行った⁴⁹⁹。皇帝高宗は、親愛の意を表すとして特派大使伊藤をはじめ随員に勲章を与え、伊藤は韓国最高の大勲位に叙され金尺大綬章を受けた⁵⁰⁰。

その後、高宗は伊藤と1時間あまり対話したが、そのなかで伊藤を「国家の元老として、英国のビクトリア女王、ドイツのビスマルク、清国の李鴻章に並ぶ近世4傑の一人」として持ち上げ、内政改良や軍制の整備等への伊藤の指導を請うた。伊藤は高宗に「天皇は韓国の独立と領土保全に熱心であるので、援助を求められれば応じられることは疑いない。しかし国政改善は漸次遂行するべきで、急激な改革は却って人心を動揺させ秩序を乱しかねない」と助言し、同時に「議定書に定めた事項は、貴国において遵行されなくてはならないと同時に、これに障害となるもの断じてこれを排斥しなくてはならない」と強く申し渡した⁵⁰¹。

翌21日、伊藤は韓国皇室から日本軍需費として寄付を受けた返礼に、天皇から韓国皇室へとして、韓国皇帝に30万円、皇太子、皇太子妃に各5000円、側室嚴妃に1万円の寄贈を申し出、受け入れられた⁵⁰²。

韓国駐節の林権助公使は、先に小村寿太郎外務大臣に提出したのに続き、伊藤が韓国皇室慰問から帰国する際にも「対韓私見概要」を提出した（24日）。その内容は、①最高顧問を別に選任せず、公使を韓国最高顧問の地位に置くこと ②施政改善のうち財政の整理が緊急の課題であること ③鉄道他の陸上交通機関、沿岸および河川交通、漁業権等の権利の獲得は、表面上顕著にならないよう漸次行うこと、等である⁵⁰³。

日韓議定書締結に尽力してきた林公使は、在韓日本軍で日本人の最高顧問設置が構想されていることを受け、これを否定していた。小川原宏幸は、「対韓政策上の最高顧問を駐韓公使以外に設置するという構想が日露開戦と同時に表面化」し、「日本の対韓政策が二元化する契機が生じてきた」点を指摘する。林公使は、最高顧問が設置されることで、駐韓公使の立場が危うく

497 『日本外交文書』第37巻第1冊、273頁。

498 同上、276-277頁。

499 同上、277・294頁。1月2日に第24代朝鮮国王憲宗妃だった明憲太后が亡くなったため喪中だった。

500 「高宗実録」1904年3月24日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

501 『日本外交文書』第37巻第1冊、294-297頁。

502 同上、297-298頁。

503 同上、282-284頁。

なることを危惧したのである⁵⁰⁴。

伊藤は韓国を去るに当たり、同月 25 日、三たび皇帝高宗に謁見して食事を共にした。陪食の席で高宗は、「我閣臣中多くは朕にその国政に関し容喙するなからんことを希望するものの如し」と訴えたが、伊藤は「凡そ国政の事一に閣議を経て之を実行せらるるにあり」と述べ、国政は「政府機関（中略）に大権を委ねその権限を分かつて各その職責を尽さしむ。しかして若しその権限を濫用しその職責を^{あや}愆まるものあるが如くんば、之を法律に処し敢えて仮借する所なし。故にその責任の帰する所極めて明にして毫も民怨をして君主に帰せしむる虞なし」と、君主専制といえども国政は政府機関に分担して行わせるべき、とたしなめた。また、施政改善には「必ず多少の年暦を経るを要す」として、高宗が頻繁に大臣を更迭していることを諫めた⁵⁰⁵。

一方、伊藤は宮内大臣を通じて高宗に、日韓議定書締結の上は「日露交戦中戦争の常態として時に^{たまたま}偶々日本側に不利あるに当たり韓兵の矛を我に逆にするものあるが如くんば、勢い止むを得ず我は貴国に対し敵国的行為に出ざるを得ず」と伝えさせ、日和見的行為は許さないと釘を刺したのである⁵⁰⁶。

高宗は伊藤に対し日本人の顧問聘用について、「朕深く卿に信頼する所あり。且つその輔翼に待つこと亦少なからず。故に卿が時々来たつて有益なる指導を与えんことを希望して止まず。しかして差し当たり卿の考慮を要したき事は何人か卿の信任する所の人にして且つ又日本帝室にも重きを置かるる人物を推挙し、貴我の間にありて連鎖たるべき関係を作るの必要を認む。強いて顧問官との名義を附せざるも可なり。要は卿に代わつて朕の諮詢に答え宮廷の務めを^{きんじょう}賛襄するに足る人を得んことを欲する次第なり」と要請した。伊藤が「何等御諮詢を要せらるる事あらば、林公使を召見して御諮詢」を、と回答しても、重ねて「相当の人物」の推挙を依頼した⁵⁰⁷。日韓議定書が締結された後も高宗は伊藤を信頼してその輔弼を期待しており、伊藤の顧問就任を希望する様子を見せたのである。

伊藤は 3 月 26 日、漢城を發ち、4 月 1 日に帰朝した。

504 小川原前掲書、74 頁。

505 『日本外交文書』第 37 卷第 1 冊、286-288 頁。

506 同上、288 頁。

507 同上、291-292 頁。

第3節 保護国化の実行

韓国保護国化の決定 1904（明治37）年5月、ロシアとの戦争で戦況が日本優勢に進行するなか、戦後も見越して日本の対韓政策方針が語られるようになる。

この時期、伊藤と同じく元老の松方正義は、伊藤宛の長文書簡で韓国経営について以下のとおり書き送った。

交戦の目的が韓国と満州とに繋がることは説明する迄もなきことながら、別して韓国における帝国の位地を鞏固にし、帝国の実権と実利を拡充するは実に主要なる目的と言わざるべからず。幸いにして我が軍は露兵を鴨緑江以北に掃攘し得て、韓国は今や我が軍事的占領の下にあれば、この機を外さず寧ろこの機を利用して著々^{ちやくちやく}経営の歩を進め、帝国の目的を遂行するこそ肝要なれ。（中略）戦時経営の戦後経営に比し甚だ容易にして障碍少なく、便利にして効果多きは明らかなり。（中略）対韓経営に着手するの時機は、韓国が全く我が威力の下にあり、列国視聴一に戦局の将来に集注する今日を措いて亦何の日をか求むべき。（中略）

韓国経営の第一要義は、韓国の利害よりも寧ろ帝国の利害に重きを置かざるべからざるは、何人も異議なき所と思わるるなり。（中略）韓国をもって外邦視せず我が帝国版図の一部分と見做し、之に相応するの施設と経営とを為さざるべからず。既に日韓協約成りて両国の関係は条約により明らかにせられたりと云うも、これは僅かに対韓経営の輪郭たるのみ。景象を描き出すには実際上の経営をもってせざる可からず。

（「伊藤博文宛松方正義書簡」『伊藤博文関係文書』七、160頁）

松方の書簡は日付不明だが、鴨緑江会戦（1904<明治37>年4月30日-5月1日）から間もない時期の内容があることから、文中の「日韓協約」は「日韓議定書」のことと思われる。戦勝中の今こそ、具体的な韓国経営に乗り出すべきと訴え、松方はさらに述べる。

先ず着目すべきは韓国の外交にあり。由来韓国の患は内政よりも寧ろ外交にあり。（中略）若し韓国をして依然としてその外交の自由を保たしめば、日韓協約ありといえども之を反故と化して第三国と密盟を訂し内約を結う如きの煩累は、今より想像するに難からざる所なりとす。（中略）故に韓国をして斯くの如き事無からしむるは、唯その外交を帝国の指導の下に置くの外あるべからず。別言すれば彼の外部を我が外務省の一局たらしめ、外交上の自由を我が手中に収むるにあり。（中略）

外政の改善とともに亦彼の内政の改善に対して我の力を貸さずんばその富源を開発するに由なく、その富源を開発するに非ざれば我の利益を増進すること能わず。(中略) 思うに、我が商権を拡張するには先ず韓国財政監督の権を掌握し、しかしてその貨幣制度を一定せしむるを要し、之が為には我が貨幣をもって彼の流通貨幣となさしむるを適當とすべし。(中略)

積弱の韓国に向かつて自力をもってその領土を保全せんことを望むは空望に外ならざれば、帝国は之が防衛に任せざるべからず。(中略)

韓国の兵権を我に収むるは彼の領土を保全し我の独立を安全にする所以、彼の財産監督権を我手に掌握するは彼を自活せしめ我の実利を進むる所以、彼の外交を我において指導するは日韓の特殊の関係を恒久に維持する所以なり。三者の実権既に我が手に存せば、彼に与うるは独立の名にして我に取るは保護者たるの実なり。

(「伊藤博文宛松方正義書簡」『伊藤博文関係文書』七、160-161頁)

松方は、韓国の外交、財政、軍事までを掌握し韓国を保護国とする意欲を露骨に述べる。ここに記された内容の多くは、その後の日韓協約(第1~3次)で順次実行されることになる⁵⁰⁸。

小河原宏幸は、この書簡の内容が、松方が強い関心を寄せる財政のみに偏らず大局的立場から語られていることから、日本の対韓政策方針決定に向けて「伊藤を含む各元老による意思統一過程の一端を表わすもの」⁵⁰⁹と見る。この内容は伊藤を含め元老らが共有していた意見と考えられる、とする。

日本政府も対韓政策方針の決定が必要であることは了解していた。桂太郎総理は、5月4日付の山県有朋宛書簡で「戦局の進行に伴い、対韓政策の方針も確定仕らず候わんでは相成らん義は勿論の事に候間、過日来調査に着手仕り、^{ほぼ}略その大要は調査結了仕り申し候。然る処この対韓の問題は、従来と異なり今般の日露戦争の結果断然候わば、我が対韓国の国是を一定相成、これに基づき着々事実の決行を要し候事と相考え申し候」⁵¹⁰と、日露戦争終結すれば対韓方針を確定し実行していかなければならないと述べ、山県に意見を求めた。

桂総理は5月19日付の山県宛書簡では、「対韓方針は小村外相より御聞き取り成され候わん、春畝侯(伊藤)にも同意を表(せ)られ^{しあわせ}仕合この事に御座候。この上は余りの難関もこれ有る間敷、不日会同相願い、国家将来の大問題も決定相願いたく考え居り申し候也」⁵¹¹と述べている。5月半ばには対韓方針の原案は出来上がり、桂総理、小村外務大臣によって伊藤、山県ら元老

⁵⁰⁸ 日本は、その後の第1次日韓協約(1904.8)で韓国政府に財政および外交顧問を置き、第2次協約(1905.11)で韓国の外交権を奪って完全に保護国化し、第3次協約(1907.7)の密約で韓国軍を解散した。

⁵⁰⁹ 小川原前掲書、75頁。

⁵¹⁰ 「山県有朋宛桂太郎書簡」『山県有朋関係文書』1、336頁。

⁵¹¹ 同上、344頁。

に了解を取る作業が行われていたのである。

5月30日、元老会議で「対韓方針」並びに「対韓施設綱領」が決定され、翌31日、閣議決定された。

「対韓方針」は、「帝国は韓国に対し、政事上および軍事上において保護の実権を収め、経済上において益々我が利権の発展を図るべし」とする。そして、この方針を立てた理由を、「韓国の存亡は帝国安危の繋がる所」であるためロシアとの戦争に至った、しかも韓国は「政治の靡爛^{びらん}せる、人心の腐敗せる、到底永くその独立を支持する能わざるは明瞭」であるため、「日韓議定書に依りある程度において保護権を収めるを得たるも、尚進んで国防外交財政等に関し一層確實且つ適切なる締約および設備を成就しもって該国に対する保護の実権を確立し、且つこれと同時に経済上各般の関係において須要の利権を収得して着々その経営を實行せんことを当務の急なりと信ず」るため、とする⁵¹²。

ここで述べられるように、日本政府は日韓議定書で既に韓国に対し一定の保護権を得たと認識しており、「対韓方針」は保護の実権を収めるための方針だった。

併せて決定された「対韓施設綱領」では、「対韓方針」を實行する、つまり保護の実権を収めるに当たっての防備、外政監督、財政監督、交通機関掌握、通信機関掌握、拓殖という分野別の大綱を定めた。

対韓方針に伊藤の同意を得た桂が、「この上は余りの難関もこれ有る間敷」と安心したように、伊藤の意見は政府も無視できなかつた。伊藤がこのとき特に意見を述べた風もなく同意したのは、政府の方針が、松方が示した元老らの考えと齟齬しなかつたためだろう。日本政府も松方書簡にある「彼に与うるは独立の名にして我に取るは保護者たるの実」⁵¹³という、韓国を完全に保護国化する将来の姿を描いていた。ただし対韓方針の内容からすると、この時点ではその先の併合までは具体的に考えていなかったと思われる。

7月下旬、韓国皇帝高宗から伊藤を招聘したいとの話が持ち上がった。枢密院議長で天皇の重臣である伊藤を派遣するに当たり韓国皇帝から天皇宛に親電を送るべく段取りが組まれていたが、8月1日に至って、伊藤の渡韓は「当分の間日本を離れ難き事情」が生じたとして取り止めになった⁵¹⁴。一旦派遣が検討されたものの中止された理由を、海野福寿は、伊藤が「韓国を指導する自分の方針が日本政府の対韓政策に反した場合のジレンマを避けたため」⁵¹⁵とする。しかし筆者は、韓国を指導する自分の方針が高宗皇帝の自分への期待に反するジレンマを避け

⁵¹² 『日本外交文書』第37巻第1冊、351頁。

⁵¹³ 「伊藤博文宛松方正義書簡」『伊藤博文関係文書』七、160-161頁。

⁵¹⁴ 『日本外交文書』第37巻第1冊、356-360頁。

⁵¹⁵ 海野福寿『伊藤博文と韓国併合』、31頁。

たためと考える。当時、伊藤は日本政府の「対韓方針」に賛成しており、韓国の保護の実権を収めるという伊藤と政府の方針に齟齬はなかったからである。

8月4日には、小村寿太郎外務大臣から林権助公使に、伊藤の渡韓中止に関わらず「政府の対韓経営は毫も変更なき」として、まずは韓国に外交および財務の顧問を傭聘させるよう訓令が出された⁵¹⁶。

韓国政府内では自国の外交問題を日本人の外交顧問に相談することに対し一部反対もあったが、1904(明治37)年8月22日には、日本側の特命全権公使林権助と韓国側の外部大臣李夏榮、度支部大臣朴定陽によって、覚書(第1次日韓協約)が締結された。

この協約により、①韓国政府に日本政府が推薦する外国人1名の外交顧問を置くこと、②韓国政府に日本人1名の財政顧問を置くことが決められた。さらに、③韓国政府は外交案件について決定・処理するに当たり日本政府と予め協議すること、とされた。日本による韓国内政への干渉は大いに強まることになったのである。

第1次日韓協約の締結は、英国と清国に事前通告された後、9月5日に公表された。外交顧問には日本政府の推薦で米国日本公使館顧問だった米国人のスチーブンスが就任し、財務顧問には日本の財務省主税局長目賀田種太郎が就任した。

そして、翌年1905(明治38)年4月8日、日本は韓国の「保護権確立」を方針とすることを閣議決定する。日本は、第1次日韓協約で既に韓国の外交と財政とを監督下に置いていたが、特に外交について、「韓国の外政は東洋禍源の伏在する所なるをもって、将来における紛糾再発の端を絶ち、もって帝国の自衛を全うせんが為」「保護条約」を結ぶ必要がある、とした。ただし、その実行については、「深く列国の態度如何を顧み、可成丈け外間の故障を招かざるの手段を講じたる上、適當の時機において之を斷行」することにしたのである⁵¹⁷。

列強との提携 ロシアとの戦いは、1904(明治37)年5月、鴨緑江会戦で陸軍がロシア軍を破った後遼東半島において展開され、陸海軍合同で旅順攻略が行われた。海軍は8月の黄海海戦、蔚山沖会戦等によってロシアの旅順艦隊を壊滅状態に追い込むが、要塞を落とすことはできず自らも大きな損害を受ける。陸軍第1・2・4軍は遼陽会戦でロシア軍を撤退させ、奉天方向に追い込んだ。第3軍は旅順総攻撃を繰り返し、激戦の末、1905(明治38)年1月1日、ついに旅順要塞を陥落させる。同年3月の奉天会戦では全軍によって何とか奉天占領に成功した。一方、海軍は同年5月に日本海海戦でバルチック艦隊に壊滅的な被害を与えた。

戦力で確実にロシアに劣る日本の勝利は、欧米各国にとって予想に反するものだった。しか

⁵¹⁶ 『日本外交文書』第37巻第1冊、360頁。

⁵¹⁷ 『日本外交文書』第38巻第1冊、519-520頁。

し、既に 180 万人の兵力、約 20 億円の戦費を投入し約 20 万人の死傷者を出していた日本にとって、戦争継続は是非とも避けたいところだった。ロシアでも国内情勢の悪化や革命の広がり、そして日本との戦闘における相次ぐ敗北により講和を求める声が高まっていた。

日本は、まだ日露の戦局の行方が定かでないうちから講和を検討し始めていた。小村寿太郎外務大臣は、1904（明治 37）年 7 月には講和条件に関する意見書を提出し⁵¹⁸、桂太郎総理大臣は、同年 12 月 5 日付の伊藤宛書簡で日露戦争の講和条件についてたたき台となる長文の意見を示していた⁵¹⁹。

1905（明治 38）年 4 月 21 日には、「日露講和条件予定」を閣議決定する。その条件は、①軍費の賠償、②戦争のため終結したロシア艦艇の交付、③樺太およびその周辺諸島の割譲、④沿海州沿岸の漁業権獲得、というものだった⁵²⁰。

5 月の日本海海戦大勝利を機に、日本政府は講和に向けて動き始める。5 月 31 日、駐米公使高平小五郎に訓令し、米国のルーズベルト大統領にロシアへの講和の仲介を依頼したのである。ルーズベルト大統領はこれを快諾して、同年 6 月 9 日、日本とロシアに対し正式な講和勧告を行い、両国ともこれを受諾した⁵²¹。

当初桂は、講和交渉の全権として枢密院議長である伊藤および小村寿太郎外務大臣を推薦していた。伊藤は一旦これを了解したものの、天皇が日露戦争中に生じる重要問題に伊藤の輔弼を望まれ自らも国内にあって天皇を助けたいとして、小村外務大臣を全権とするよう桂総理に勧める。『伊藤博文伝』によれば、実のところ伊藤の周辺では全権を受けるべきでないとの意見が多く、側近の谷干城などは「この度は是非とも桂、小村を遣るべし。老台（伊藤）を労する迄の難しき事に非ず。若し老台がおだてられて行く時は、老台は槍玉に上るべし。（中略）今度の戦役は 27・8 年とは正反対にして、平和後の内地は惨憺たる状況たるは火を見るよりも明らかなり。この度の談判は誰が任じてても妙案なし。桂、小村にて沢山なり。徒に馬鹿者の怨みを買うは愚の至りなり。桂哉小村哉に煽動さるるとも決して動く事なかれ」と進言したという。軍事力、財政力いずれの点でも戦争継続は難しく、講和を何としても結びたい日本にとって今回の談判が困難なのは明らかだった。谷は、伊藤が全権大使となったところで講和は満足を得られる結果にはならず、それに対する不満の槍玉に上げられるのは馬鹿げていると忠告し、伊藤も全権を辞退した、というのである⁵²²。

518 『日本外交文書』第 37 卷・第 38 卷別冊日露戦争 V、59-63 頁。

519 「伊藤博文宛桂太郎書簡」『伊藤博文関係文書』二、368-372 頁。

520 「128.日露講和条件予定ノ件（明治 38 年 4 月 21 日閣議決定）」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B04120029300。

521 『日本外交文書』第 37 卷・第 38 卷別冊日露戦争 V、255 頁。

522 『伊藤博文伝』下、648-650 頁。実際、全権となった小村外務大臣はロシアとの交渉に大変苦労した上、条約締結後は賠償金放棄に対し国内世論から批判を受けた。

かくして6月末、桂総理は、小村寿太郎外務大臣と高平小五郎駐米公使を全権委員とすることを内定した⁵²³。

和平交渉に向けて日本は事前準備を急いだ。7月になって日本は樺太を攻略し全島を占領する。樺太によって講和条件を少しでも有利に持ち込もうとしたのである。ロシアとの交渉に先立つ7月29日には、桂太郎総理大臣と米国特使ウィリアム・タフトが会合し、韓国における日本の支配権とフィリピンにおける米国の支配権を相互に確認した（桂・タフト協定）。また、8月12日には、第2次日英同盟により英国のインドにおける特権と日本の韓国における支配を相互に認めあった。

8月10日、米国のポーツマス近郊で、日本側全権小村外務大臣、高平公使とロシアの全権ウィッテとの間で講和談判が始まる。日本は①日本の韓国における政治上、軍事上および経済上の利益を有することを承認しこれに干渉しないこと、②ロシアは定めた期限内に満州から撤退し、今後清国の主権を侵害しないこと、③満州の日本が占領する部分を清国に返還するが、租借中の遼東半島は除くこと、④樺太および附属諸島の割譲、⑤旅順、大連等の租借権に関連しロシアが清国から得た権利の日本移転、⑥ハルピン、旅順間鉄道に係る権利のロシアから日本への移転、⑦ロシアから日本への戦費払い戻し、⑧戦闘の結果中立港に抑留中のロシア軍艦の日本への引き渡し、⑨極東でのロシア海軍力縮小など12項目の講和条件を提出した⁵²⁴。

その後の交渉でロシアの全権ウィッテは終始強硬な態度で談判に臨み、特に当初日本側が示した「賠償金の支払い」と「樺太全島の割譲」については譲らなかった⁵²⁵。

8月17・18日の談判で償金問題が協議され、①樺太を2分し北半分をロシアに還付し南半分を日本所属とすること、②ロシアは樺太北半分の還付に対する報償として12億円を日本に支払うこと、③この協定成立の上は、日本は軍費払い戻しの要求を撤回すること、との新たな妥協案が提出された。全権大使ウィッテはロシア皇帝から「償金はいかなる名義でも断然拒否すること」との電訓を受けており、妥協案も拒否する⁵²⁶。

ロシア側の強硬態度に窮していた小村全権は、21日、金子堅太郎を通じて米国ルーズベルト大統領に斡旋を依頼し、大統領はロシア皇帝に親電を打って講和への善処を求めた。

最終会議として臨んだ26日の談判でも調整は付かず、小村はもはや談判を打ち切るよりないと桂に打電する⁵²⁷。

桂は、伊藤、山県有朋、松方正義、井上馨の4元老と閣僚を集め協議した結果、次のとおり

⁵²³ 小村寿太郎外務大臣が講和交渉のため不在の間、桂太郎総理大臣が外務大臣を兼任した。

⁵²⁴ 『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊日露戦争V巻、277-278頁。

⁵²⁵ 同上、277-283頁。

⁵²⁶ 同上、293-295頁。

⁵²⁷ 同上、279-279頁。

小村に電訓した。

開戦の目的たる満韓関係問題が満足に解決せられたる上は、縦令軍費払い戻し、樺太島割譲の2要求が達成せられずとも、この際講和を成立せしむることが軍事上、財政上の絶対の急務なるをもって、この機を逸せず講和を成立せしむべし

(『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊日露戦争V、300-301頁)

この決定を受け、29日行われた会議で日本は、ロシア兵の韓国および満州からの撤兵、樺太南半分割譲、軍費払い戻しは放棄、とするロシアの最低条件を受け入れたのである⁵²⁸。

まず1905(明治38)年9月1日に休戦に関する議定書が調印された後、同月5日、日本の全権小村寿太郎外務大臣、高平小五郎駐米公使とロシアの全権セルゲイ・ウィッテ元大蔵大臣、ロマン・ローゼン駐米ロシア大使の間で、日露戦争の講和条約(ポーツマス条約)が結ばれた。その内容は次のとおりである。

- ① ロシアは日本の朝鮮半島における優越権を認めること
- ② 日露両国の軍隊は、鉄道警備隊を除いて満州から撤退すること
- ③ ロシアは樺太の北緯50度以南の領土を永久に日本へ譲渡すること
- ④ ロシアは東清鉄道のうち旅順長春間の南満洲支線と付属地の炭鉱の租借権を日本へ譲渡すること
- ⑤ ロシアは関東州(遼東半島南端部)の租借権を日本へ譲渡すること
- ⑥ ロシアは沿海州沿岸の漁業権を日本人に与えること

(『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊日露戦争V巻、535-538頁)

休戦協定が同月13日に調印され、翌14日に全軍に休戦命令が出された。

韓国からロシアの勢力を排除し、ロシアが満州で経営していた鉄道や港湾の譲渡を受けて、日本は満韓問題解決という戦争の目的を果たした。しかしその代償は、戦傷病者数、戦費共にあまりに大きかったため、国内世論は戦費賠償を得られなかった政府を非難して暴動が頻発する。政府は戒厳令を出して暴動の沈静化を図り、10月14日にポーツマス条約は批准された。

軍事的、財政的に限界に達しながらの辛勝だったが、日露戦争の結果、日本は大国ロシアに勝った一等国を自負するようになった。そして、韓国保護国化について、桂・タフト協定(米

⁵²⁸ 『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊日露戦争V巻、302-303頁。

国)、第2次日英同盟(英国)に続き、ポーツマス条約によってロシアから承認を得た日本は、1905(明治38)年10月27日、「韓国保護権確立実行」を閣議決定する。いよいよ具体的行動に乗り出す時が到来したのである⁵²⁹。

第2次日韓協約締結の強制 1905(明治38)年11月2日、枢密院議長伊藤博文は「韓国皇室慰問」を名目とした特派大使に任命され、韓国に差遣されることが決まった。伊藤は随員と共に11月5日に出発し、9日、漢城に到着する。10日正午に韓国皇帝高宗に謁見して、天皇の親書を奉呈した。

皇室慰問は名目であって、韓国内政へのより厳しい干渉が行われようとしていることは、宮廷、韓国政府とも理解しており、「孰れも危惧恐怖の念」⁵³⁰に駆られていた。

15日午後、皇帝高宗が病気を理由に先延ばしにしていた内謁見を遂げた伊藤大使は、「従来の韓国の地位と現下の趨勢から、東洋の平和を恒久に維持するには、今より韓国の外交は全く日本政府が代わってこれを行わざるをえない次第であり、各対外関係を日本が引き受けるのは日韓両国の関係を一層鞏固にするのみならず、東洋の禍乱を根絶させ韓国皇室の安寧と尊厳を堅持し国民一般の幸福を増進しようとの善意的措置であることは疑いない」との内容を陳奏した。高宗は「ただ形式を保持し、その内容については如何に協定しても異存はない」と外交形式の保存を何度も訴えたが、伊藤はこれを拒否し、「外交は形式、内容の区別なきものである。日本政府はこれをもって確定案とし、最早寸毫のも改変の余地はない」旨述べて協約案を内示した。高宗は伊藤が一步も譲らないのを知って、ともかく外部大臣に協約案を諮らせることを承諾した⁵³¹。

翌16日、韓国駐箚林権助公使は韓国外部大臣朴齊純を訪ね、協約案を正式に提出して各条文の説明を行った。同日午後、伊藤大使は韓国各大臣、元老を旅館に招いて談話し、前日高宗に述べたと同様の説明を行う。談話の席上、参政の韓圭高は、「韓国の独立は元々自国の力によらず日本の扶持保護に基づくが、何とか形式だけでも残すことを望む。瀕死の韓国が余命を保っているのは外交関係を行っているからである。その外交すら日本に委任すれば全く命を失うも同然である」と述べる。また農商工部大臣権重顕も、「日本の提案を受け入れれば韓国の独立は名実共に失われ、かつて清国の属邦であった時代より一層劣るものとなる。せめて形式だけは残すよう考慮を望む」と述べた。しかし、法部大臣李夏榮、学部大臣李完用は、伊藤の説明を了解した。伊藤は再び「外交は形式、内容の区別なきもの」と韓参政らの希望を拒否し、

⁵²⁹ 『日本外交文書』第38巻第1冊、526-527頁。

⁵³⁰ 同上、356-360頁。

⁵³¹ 同上、487頁。

速やかに協約案に妥協するよう勧告して、その日の談話を終えた⁵³²。

翌11月17日午後8時、伊藤は韓国駐劄軍司令官長谷川好道(1850-1924)を同伴して宮廷に入った。その日の午前中に林公使が韓国大臣らと行った意見交換では、「御前会議を開き協議した結果、皇帝は円満に妥協を遂げるよう勅命を下したが、新協約は拒否することに決定」したことが報告された。皇帝は病気を理由に内謁見を断り、協約案については大臣に協議、妥協が命じられたのである。

伊藤は大臣一人ひとりに韓国の保護条約である新協約案の賛否を問うた。しかし「無条件に賛成」したのは学部大臣の李完用だけだった。韓圭高参政は「皇帝の、妥協せよとの勅命にも関わらず反対であるので、断然辞職」を表明し、閔泳綺度支大臣も「否認」を表明した。

朴齊純外部大臣は「断然不同意で外交談判として妥協はしない。もし命令となれば止むを得ないが」と述べたため、伊藤はその言葉尻を捕らえ「皇帝の命令なら服従して調印するとの意見で、絶対反対ではないとみなす」と「賛成」に数え、朴大臣は沈黙してしまった。

李夏榮法部大臣は「今年の協約で既に外交上の重要事項は日本代表者の意見を聞くことになっており、新協約の締結は必要なし」との意見を述べた。しかし伊藤が前日から意見が変わったことを指摘すると、李大臣は「韓国に協約に対する背反行為が再三あったことを認め反省」したため、伊藤は「新協約案に賛成とみなす」とした。李根澤軍部大臣は「御前会議では李学部大臣に賛成したが、韓参政が反対されたので連帯責任により韓参政の意見に任せる」としたが、伊藤はこれも「不同意とは認められない」と「賛成」に数えた。権重頭農部大臣は「御前会議では李学部大臣に賛同したが、協約案に修正を加えるべき点がある」と述べた。これも当然「賛成」に数えられた。

伊藤は、韓参政、閔度支大臣を「反対」、その他の5大臣は「賛成」、特に朴外部大臣については「皇帝の命令に服従」するとしたことから無理矢理「賛成」とした。韓参政は「皇帝に背き閣僚と意見を異にしたため進退を決するほかなし」として涕泣しつつ退出した。

早速韓国側の意見による協約案の文言修正が行われ、伊藤大使は日付が変わった11月18日午前0時20分に宮廷を退出する。そして午前1時、韓国駐劄林権助公使と朴齊純外部大臣の間で「第2次日韓協約」が締結された。協約案が韓国側に初めて示されたのは16日午前のことであり、締結までに丸2日も経っていなかった。第2次日韓協約の内容は次のとおりである。

日本国政府および韓国政府は両帝国を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめんことを欲し、韓国の富強の実を認むる時に至る迄、この目的をもって左の条款を約定せり。

⁵³² 『日本外交文書』第38巻第1冊、488-491頁。

第1条 日本国政府は、在東京外務省により今後韓国の外国に対する関係および事務を監理指揮すべく、日本国の外交代表者および領事は、外国における韓国人臣民および利益を保護すべし。

第2条 日本国政府は、韓国と他国との間に現存する条約の実行を全うするの任に当たり、韓国政府は今後日本政府の仲介によらずして国際的性質を有する何らの条約若しくは約束をなさざることを約す。

第3条 日本国政府はその代表者として韓国皇帝陛下の闕下に1名の統監（レヂデントゼネラル）を置く。統監は専ら外交に関する事項を管理するため漢城に駐在し、親しく韓国皇帝陛下に内謁するの権利を有す。日本国政府はまた、韓国の開港場およびその他日本政府の必要と認むる地に理事官（レヂデント）を置く権利を有す。

第4条 日本国と韓国との間に現存する条約および約束は、本協約の條款に抵触せざる限り総てその効力を継続するものとす。

第5条 日本国政府は、韓国皇室の安寧と尊嚴を維持することを保証す。

（『日本外交文書』第38巻第1冊、532-533頁）

前文の「韓国の富強の実を認める時に至る迄」は、皇帝高宗の希望により加えられ、第3条の「統監は専ら外交に関する事項を管理するため漢城に駐在」は李完用学部大臣の意見によつた。李大臣は「内政に干渉せず」との文言挿入を主張したが、伊藤大使はそれを避け、「専ら外交に関する事項を管理する」に止めさせたのである。また第5条の「韓国皇室」に関する条項は権農部大臣の主張により入れられた⁵³³。

以上の経緯は、『日本外交文書』の新協約調印始末による。しかし、会議は日本軍が王宮を包圍し示威活動する中で行われ、伊藤は皇室慰問の特派大使の立場でありながら、韓国駐節公使林権助と韓国駐節軍司令官長谷川好道と共にこれに出席して会議を取り仕切ったのだった。

韓国内では、第2次日韓協約締結と同時に協約に対する批判と撤回を求める反対運動が沸き起こった。『皇城新聞』（韓字）や『大韓毎日申報』（英字）で日本批判が行われ、協約に賛成した韓国政府の5大臣は「乙巳五賊」と呼ばれ糾弾された。

『皇城新聞』はいち早く11月20日に協約締結の顛末を報じるとともに、主筆張志淵は論説「是日也放声大哭」で次のように書く。「先に伊藤侯が韓国に来ることに対し愚かにも我が人民は皆互いに言いあつた。侯は日頃から東洋三国の鼎足安寧ていそくに自ら関わつて来た人である。今回の来韓は必ずや我国の独立を鞏固に扶植する方略を勧告するためだろうと。そこで仁川港から都漢城まで官民上下を挙げて歓迎した。ところが、天下の事は測り難いものが何と多いこと

⁵³³ 『日本外交文書』第38巻第1冊、503-507頁。

か。夢にも思わなかった5条件（第2次日韓協約）が何と提出されたのである。この条件（協約）はただ韓国のみならず東洋三国の分裂する兆しを醸出するものである。では伊藤侯の元々の主意はどこにあったのだろうか。（中略）ところが豚犬にも劣る我が政府大臣達は營利を望みうかがい、こけおどしの脅迫におびえてふるえたためらい、ついに売国の賊となることに甘んじ、三千里の国土、500年の宗社を他人の手に捧げてしまい、2000万の生霊を他人の奴隷にしてしまった⁵³⁴。第2次日韓協約締結で国を失いつつあることに対する、まさに慟哭である。論説冒頭で記されたように、韓国人民は伊藤に対し韓国独立に協力してくれるものとの期待を持っていた。しかしその期待が裏切られたと知った時、伊藤への失望と怒りは非常に大きかったと思われる。

前議政で宮内府特進官の趙秉世らは第2次日韓協約破棄を求めて上疏し、皇帝の説得にもかかわらず上奏を重ねた。このうち侍従武官長閔泳煥が、解散命令に応じず小刀により自殺を遂げたのはじめ、抗議の自殺者が相次ぐ。趙秉世も阿片を仰いで自殺を図り、数日後に死亡した。皇帝高宗はこれらに対し詔勅を出して忠節を賞したため、日本政府は協約反対者への優遇を遺憾として、むしろこれを嚴重に取り締まる詔勅を出させた⁵³⁵。

11月22日、伊藤は随行員数名と共に保養のため一日遊獵に出掛けた。夕方6時頃安陽駅（京畿道）を汽車で出発して間もなく車外から投石があり、割れた窓ガラスの破片が伊藤の顔をかすめた。当初「保護条約に対し多少激したるものなるや」と懸念され、憲兵によって犯人4名が逮捕されたが、取り調べの結果翌日には、酩酊のあまり汽車にいたずらで投石したのが偶然伊藤のそばの窓に当たったものと判明した⁵³⁶。

皇室慰問と第2次日韓協約締結という役目を終えた伊藤は、漢城を発つ前日の11月28日、暇乞いに皇帝高宗に内謁見した。その際高宗は「大使汽車中において暴漢の為面部に負傷せりと聞き憂慮少なからず。直ちに宮内大臣を派し見舞わしめたるに、その傷所の幸いにも軽微なりしとの事にて少々安堵の思いをなしたり。（中略）将来を戒しむる為兇漢の処分を厳行すべき旨当局官憲嚴命を下し置きたり」⁵³⁷と述べた。皇帝は伊藤の怪我を当然協約締結に反対する者の仕業と考えており、伊藤はこれを特に否定もしなかった。

高宗は続けて、韓国で名実相伴う施政改善が必要と述べ、伊藤に「かつてその本国に試みたる経験をもって朕が朝廷に一瞥の力を貸すことを惜しむなかれ。朕の信頼する所、只懸かって

⁵³⁴ 市川正明編『韓国併合史料』第一卷（原書房、1978）、31頁。

⁵³⁵ 『日本外交文書』第38巻第1冊、953-958頁。

⁵³⁶ 同上、951-952頁。『伊藤博文伝』下、702頁には、「韓民中には、この変革の真相を解せず、暴行を敢えてする者あり、（中略）一兇漢路傍より車中に投石（後略）」と、第2次日韓協約に反対する韓国人暴漢の行為として記される。

⁵³⁷ 同上、513頁。

卿の双肩にあり」と施政改善への助力を依頼し、伊藤の再渡韓を要請した⁵³⁸。

同日、伊藤は京仁在韓日本人の官民歓迎会で、「日韓協約と我国民の態度」について演説している。

現に韓国人未開なりといえども、之を侮辱し之を^{まんぢやく}瞞着するは、決して我が陛下の大御心にあらざ、宜しく之を指導してその發達を期せざるべからず。今や列国環視の際なれば、若し之を侮辱するが如き事あらば、直ちに我が国威を失し我が国家の不利益言うべからざるものあらん。故に予は新条約の遂行に逡巡せざりしと同時に、韓人の境遇に対して真に胸中^{ぼんこく}万斛の涙なき能はず。諸君も宜しく深く陛下の大御心の存する所を^{ほうたい}奉戴し、能く韓人を保護し、之をして存立せしめざるべからず。
(『伊藤公全集』第二巻、438頁)

第2次日韓協約への反対運動の一方、当時韓国では日本の影響力が増すにつれ下等日本人が韓国民に対し残忍な非行を行っていることに在韓外国人からも批判が寄せられており、これに対する対処も問題となっていた⁵³⁹。伊藤は韓国民の境遇に同情を示しつつも、韓国の保護権確立実行が日本の方針として決定しその任を受けた以上、第2次日韓協約の締結遂行には逡巡しなかったのである。

朝鮮王妃が殺害された乙未事変（1895<明治28>年）の際、伊藤は3度目の総理大臣の職にあった。王妃殺害は朝鮮人によるものとして処理され、日本政府は事件への関与が明らかだった朝鮮駐劄の三浦梧楼公使を解任したものの、その罪を問わなかった。しかし一独立国である朝鮮の王妃の殺害に関わることであり、法治国家（を目指す）日本の総理である伊藤は、事件をきちんと調査し処罰を行うべきだったろう。

伊藤は、日露戦争開戦後間もなく決定された日本政府の「対韓方針」「対韓施設綱領」には元老として関わる。日露戦争終結後、皇室慰問大使として韓国を訪問し、第2次日韓協約を強制的に結ばせて韓国の外交権を奪い、保護国化を完成させる役割を担ったのである。

538 『日本外交文書』第38巻第1冊、513頁。

539 同上、528-529頁。

第4章 韓国統監伊藤博文とその死

初代韓国統監に就任した伊藤博文は、韓国閣僚と度々韓国施政改善に関する協議会を開き、韓国政府を日本が期待する方向に導びこうとした。第2次日韓協約締結（1905<明治38>年11月）により韓国は外交権を日本に委ねていたが、施政改善に関する協議会は韓国内政にも深く干渉しようとするものだった。

皇帝高宗が、ハーグ万国平和会議に第2次日韓協約の無効を訴えようとする、日本はこれを退位させ、第3次日韓協約（1907<明治40>年7月）を結んで韓国内政権全般を掌握し、軍隊を解散させる。日本主導の改革や親日政権に対する韓国民の反発や義兵活動は、軍隊が解散された後、解雇された軍人らが加わってさらに激しさを増した。

伊藤は日本で行ってきた西洋文明化を韓国でも実施しようとしたが、それは韓国の利益より日本の利益になる韓国統治のためだった。韓国民の反発や義兵活動に悩まされ続け、改革が思うように進まないまま、伊藤は韓国併合を承認し（1909<明治42>年4月）、統監を辞任する（同年6月）。伊藤の辞任後まもなく、日本は韓国併合を決定した（同年7月）。

統監辞任後、伊藤は満州のハルピン駅で安重根に銃撃を受け死亡した（同年10月）。1910（明治43）年8月に日本は韓国を併合するが、併合に至る道は、第2次日韓協約を締結させ、初代統監として韓国統治の基礎をつくった伊藤によって築かれていた。

今日韓国で伊藤は日本による侵略、併合の象徴となり、一方安重根は独立運動、抗日の象徴となっている。

第1節 初代韓国統監となる

韓国統監就任と施政改善に関する協議会 第2次日韓協約締結後、直ちに日本政府は、まだ韓国にあった伊藤と連絡を取りながら協約実施に向け準備に入った。1905（明治38）年11月22日には統監および理事官に関する勅令が裁可され、翌23日、第2次日韓協約と共に公布された。同日、列強各国にも協約締結が通告され、その後在韓の各国公使館は順次撤退する。

11月28日、辞職した韓圭高に代わって外部大臣だった朴齊純が参政大臣となり、12月16日、韓国政府も第2次日韓協約（乙巳条約）を公表した。

12月20日、韓国統監府および理事官官制が公布された。統監は、親任つまり天皇の直接任命によるとされ、21日、枢密院議長だった伊藤博文が初代統監に任命された。統監は天皇に直隷し、また「韓国の安寧秩序を保持する為必要と認むるときは、韓国守備軍の司令官に対し兵

力の使用を命ずることを得」⁵⁴⁰とされ、文官の伊藤であっても韓国駐劄軍の命令権を持つことになった。これらは伊藤自身の主張が容れられたものである。

一方清国では、12月22日、日本側の小村寿太郎特派全権大使、内田康哉特派全権公使、清国側の欽差全権大臣慶親王の間で、「満州に関する条約（満州善後条約）」が締結される。その内容は、日露戦争後のポーツマス条約を受けて、満州におけるロシアの利権を日本に委譲することを認めるものだった。日露戦後の処理を終え、桂太郎内閣は1906（明治39）年1月6日に総辞職して、西園寺公望内閣が成立し、外務大臣には加藤高明が就任した。

韓国統監に任命された伊藤は、1月30日、枢密院議長官邸に新聞記者を招き、「韓国統治の方針」について演説する。

韓国政治の腐敗はその来る所遠く、一朝之を改善せんとするは容易の業でない。故に法令を定め、単に表面の改革を履行するには何らの困難を見る事もないが、斯くの如きは決して施政改善の目的を達するの所以ではないと考える。之をもって韓国施政の改善に関しては、尚充分の考慮を遂げ、漸を以て実行し、韓国官民をして共にその処に頼らしめたいと思っている。

（中略）帝国は既に韓国の国防を担仕し、幾多の軍隊を韓国に駐屯せしむるの義務を負った。単にこの費用のみを算しても少額とは云われぬ。之に加うるに今後益々増加すべき韓国の諸経費を負担し、之を我が国に賦課するが如きは決して長計ではない。従って韓国人民をして漸次その資力を増進せしめ、韓国諸般の経営は、なるべく韓国人民をして自らその費用を負担せしむるの途を開くを必要とするであろう。（中略）

今後韓国における各種事業が発達したならば、我が国民の韓国に赴く者今日に比して非常の増加を見るべきは明瞭なる次第である。然るに従来韓国における我が国民の挙動は大いに之を非難すべきものがあつた。その韓国人民に対するや実に凌辱を極め、韓国人民をして、遂に涙を呑んで之に屈従するの已むなきに至らしめた。（中略）今日我国人民の韓国に赴く者が次第にその数を増加するに当り、核の如き悲違は努めて之を禁圧すべきは言う迄もなき事で、斯くの如き不良の輩は、充分之を取り締まる所存である。

〔博文館編輯局編『伊藤公演説全集』（博文館、1910）、188-191頁〕

韓国の施政改善の必要を説き、その費用は韓国自身が負担すること、そして今まで在韓日本人の挙動が韓国人を侮辱していたので、これを取り締まることを述べる。

続く2月5日の政友会の統監赴任送別会では、韓国問題を次のように語る。

⁵⁴⁰ 「御署名原本・明治三十八年・勅令第二百六十七号・統監府及理事庁官制」国立公文書館アジア歴史資料センター、A03020648500。

日本は地理上および政治上特別なる関係を有し、延いて列国との干繋^{かんけい}を惹起し、それが為^{きんきん}僅々10年の間において2回の戦役を経、日本はその戦争に依りて非常の損害を蒙り、漸くにして今日韓国問題を形式上に解決するを得たるも、之を事実上に解決するは今後の事に属せり。(中略)これを日本の方面より見るときは、韓国に対しては非常の苦しき経験を嘗めたりとせんも、一方韓国より見るときは、すなわち多大の圧迫の如く感ずるべきにより、必ず悦服せるにはあらず。それ既に悦服せずとせんか、彼は自国の独立を失う上においては何国の為^{きんきん}にせらるるも同一なりとの感を生ずべし。故にこの際彼を誘惑するものあらんか、彼は直ちに日本の羈絆を脱せんとするに至るべければ、日本たるもの彼を悦服せしむるに努めざるべからず。すなわち日本の保護は彼の独立に危害を与うるものにあらざることを自覚せしめ、日本は日本の独立を保全する為止むを得ず彼を保護するにありて、決して害意あるものにあらざるを知らしむるを要する。⁵⁴¹

韓国が他国になびかないよう「悦服」させ、日本の韓国保護はその独立を害するものではないことを自覚させようと言う。伊藤は日本の独立を守るため隣国韓国の独立を名ばかりにすることに「害意」は無い、と言うのである。同演説について、政友会系の『中央新聞』記事は、伊藤が「彼と我とは提携すべきものにあらず。彼は我と提携するの力無きが故に我帝国の力によりて彼を扶掖誘導すべきのみ。然れども我は決して彼を侵略するの意思なし」⁵⁴²との内容を述べたことを伝える。新聞記者相手に行った、韓国の施政改善にかかる予算上の問題や不良日本人取り締まり等の説明とは異なり、いわば身内である政友会会員相手には、韓国に対する日本の優位を露骨に示したのである。

伊藤は2月20日に東京を出発し、3月2日には漢城入りした。

赴任後間もない1906(明治39)年3月13日、伊藤統監は、統監官邸に韓国政府閣僚ら⁵⁴³を招いて、第1回韓国施政改善に関する協議会(以後、「協議会」という)を開いた。第1回「協議会」では、事前に高宗皇帝にも奏聞済みの、伊藤統監が構想する施政改善の概略について協議された。その内容は、まず1000万円の借款を起し、それによって第1に農事改良、道路修築、排水、灌漑、植林等の整備により農業を発達させること、第2に教育を普及させることである。各大臣がこれに賛同した。

⁵⁴¹ 「1906年2月5日・政友会の統監赴任送別会に於て」瀧井一博編『伊藤博文演説集』(講談社学術文庫、2011)、369頁。

⁵⁴² 『中央新聞』1906年2月6日記事。

⁵⁴³ 参政大臣 朴齊純、学部大臣 李完用、軍部大臣 李根澤、法部大臣 李夏榮、農商工部大臣 權重頭。

一方、権重顕農商工部大臣からは施政改善実施のための地方警察整理の必要性が提議された。伊藤は改めて施政改善への決心を閣僚らに確認し、「当初は人民中不平を唱える者もあらん。然れども3・5年の後実際の効果顕われ来たらば、彼等は必ず喜ぶべし。借款を起こすはすなわち人民の負担を増すに外ならざれども、之を利用して人民をしてその恩沢を蒙らしむるはすなわち政治なり」⁵⁴⁴と、起こり得る民衆の反発について所見を述べ、韓国人警察官を補助する日本人警察官増員の可能性を示した。施政改善当初の反発は伊藤も想定しているが、効果が現れれば皆が喜んで従うものと考えていたのである。

また伊藤は教育の重要性について、教育訓練を受ければこそ軍隊は機能し、国民は教育によって租税の必要を理解すれば喜んで税を負担するのだと説いた。

伊藤は次に目賀田種太郎財務顧問に借款について説明させ、起業資金借入条約案を示して閣僚らの大体の了解を得た。続いて駐筭軍軍令および軍令違犯審判規定の改正を協議するなかで、伊藤が韓国の裁判制度、監獄制度の改善の必要を述べると、李夏榮法部大臣も司法改善の必要を陳述し、各大臣も賛同した。

午前10時45分に始まった第1回「協議会」は長時間に及び、午後4時15分ようやく終了する。伊藤は時間をかけて韓国閣僚に自身の目指す施政改善の大略を理解させ、その資金となる1000万円の借款を了解させたのである⁵⁴⁵。

第2回「協議会」は、3月21日に行われ、当面の借款資金支出案が示された。その内訳は次のとおりである。

一 教育資金	約 50 万円
一 仁川水道工事	約 217 万円
一 韓国農工銀行補助	約 50 万円
一 平壤鎮南浦元山間道路 (63 里)	約 65 万 6000 円
光州木浦間道路 (25 里)	約 30 万円
大邱慶州迎日湾間道路 (35 里)	約 42 万円
全州群山間道路 (9 里)	約 12 万円
合計 金	466 万 6000 円

予算案に対して、李夏榮法部大臣から事前説明がなかった仁川水道工事への質問や直接農業発達を促す必要について意見があり、李完用学部大臣からは教育資金は50万円では不足ではな

⁵⁴⁴ 『韓国併合史料』第一巻、131頁。

⁵⁴⁵ 同上、127-145頁。

いかとの指摘があった。目賀田顧問は、開墾、灌漑、排水等の直接的な農業改良には農工銀行が将来役立つこと、また教育については校舎建設、教師養成に歳月がかかるため漸次進めることを説明した。

その他に第2回「協議会」で伊藤は、男女同居させている監獄を改良し別居させるよう忠告したほか、韓国で曖昧である王室と政府の区別、各部大臣（国）と地方官の権限、行政と司法の区別をそれぞれ明確にすることが必要であると説いた⁵⁴⁶。

3月28日に開かれた統監府開庁式には、日韓文武官、各国総領事等外国人が招待され、伊藤の就任が併せて披露された。伊藤は着任披露園遊会の場で「韓国の施政改善に対しては、満腔の熟誠をもって之に当たらん」⁵⁴⁷との決意を示す。

4月1日、伊藤は、自分の後任として枢密院議長になった山県有朋宛書簡で、就任後の韓国の状況、改革計画などを報告している。

小生赴任以来、統監府設置の事は勿論韓国皇帝およびその政府各大臣共、屢々謁見会同等相催し、目下及び将来に対する方針計画等協議万事凝滞なく着々進行仕り候間、御安心下さるべく候。さりながら宮中の陰謀、地方の小紛擾等は間断なく候えども幸いに兵力を使用すると申す程の大事を醸成するには至り申さず、外国人等は大体歓迎の態度を装い居り大いに幸せ申し候。韓国政治の改良の端緒として警察力増加の事を提議し近日着手のはずにこれあり候。（中略）教育および農商業発達に直接間接の利益を与え候為、1千万円の借款を起こさしめ、差し向かい半額5百万円の資金をもって普通教育の端を啓き、道路を開鑿^{かいさく}し、あるいは農工銀行を設置せしむる等の事業に着手致し候計画にて、廟議一決皇帝の裁可を得、これより実行に取りかかり候はずにこれ有り候。（「山県有朋宛伊藤博文書簡」『山県有朋関係文書』1、140-142頁）

伊藤は「赴任公務、頗る繁忙を極め」⁵⁴⁸ていたが、警察力を増強した上で1000万円の借款により教育および農工業を発展させるといふ、自身の思いどおりに韓国の施政改善に着手しており、統監の仕事は着々と進むかにみえた。

第3回「協議会」（4月9日開催）では、主に借款によって行う事業の詳細が協議された。病院の合併、医学校建設に関連して李完用学部大臣が韓国では主流である漢方医の取り締まりに言及すると、伊藤は日本での経験から取り締まりは「漸をもって之を為すを可とする。急激なる措置を取るは宜しからず」とし、李夏榮法部大臣の司法制度改善への言及に対しても、「漸

⁵⁴⁶ 『韓国併合史料』第一巻、145-170頁。

⁵⁴⁷ 同上、170頁。

⁵⁴⁸ 「末松謙澄宛伊藤博文書簡」『伊藤博文伝』下、712頁。

をもって之を遂行しべし。日本においても今もって尚改良を加えつつあり」と漸進主義を強調した⁵⁴⁹。

第4回「協議会」(4月13日)では、施政改善を推進指導するため、統監府から治道監督1名、教育拡張事務1名、地方制度調査委員2名が韓国政府の囑託に任命された。この日伊藤は、王室が所有する鉱山をはじめとする不動産が、韓国の法律によらず、しばしば勝手に外国人と契約されていることに注意を促し、権農商工部大臣の同意を得た⁵⁵⁰。

第5回「協議会」(4月19日)では、施政改善の各事業の管轄、主に先に統監府員が囑託に任命された事業について協議された。伊藤は教育拡張事務について、教育予算50万円では不足だが、まずは小学校設備に使い、校舎建設の研究と同時に教員の養成および教科書の制定を十分研究して「速やかに児童をして文明流の教育を受けしむる方法を講ぜざるべからず」と述べた。また伊藤は韓国が外国人に与えている特権が韓国の不利益を生んでいるとして、早急の鉱山法の制定を促し、各大臣が了承した⁵⁵¹。

伊藤は、日本で4月30日に行われる日露戦争の凱旋大観兵式に参列するため、3週間ほど韓国を離れる予定になっていた。伊藤は韓国統監に任じられながら、日本政府では帝室制度調査局総裁および皇室経済顧問の職にあり、枢密院顧問官としての仕事もあった。よって、しばしば日本と韓国を往来する必要があるが、韓国にずっと駐在できるわけではなかったのである。

伊藤は、先に高宗皇帝に謁見した際、自分が韓国を離れる間に憂慮される事項を奏上していたが、この日閣僚らにも同じ内容を伝えた。すなわち、①政略の変更、政府の動揺に注意すること、②宮中が外国人と契約することは韓国に不利益であるため、今後決してしないこと、③日本が皇室の康寧を保証した以上、これを妨害しようとする者は断固処分すること、である。最後に伊藤は、「統監の不在中、政策を二三するが如きことあれば、統監も亦韓国政府に対する政略を一変するに至るなきを保せず」⁵⁵²と強く警告して、韓国政府の動揺や政策の変更により自らが進めようとする施政改善が停滞することに懸念を示した。

「協議会」は、本来何の法的根拠もなく、決定事項にも何の拘束力もない会議であるが、伊藤の統監辞任後も継続され、1910(明治42)年8月の韓国併合までに計97回開催される。

「協議会」は、主に統監府が韓国施政改善の方向を提示し、その執行を韓国政府に納得させる場として使われた。しかし、統監府設置間もない初期の会議では、実際に日韓が議論し、例えば第5回「協議会」では司法制度改革について李夏榮法部大臣から司法整備のための日本人法務補佐官任用の提案があり、それに対する経費や任用計画が示されるなど、韓国側の提案が

⁵⁴⁹ 『韓国併合史料』第一巻、171-184頁。

⁵⁵⁰ 同上、189-198頁。

⁵⁵¹ 同上、203-218頁。

⁵⁵² 同上、217頁。

政策に反映されてもいたのである⁵⁵³。

伊藤は1906(明治39)年4月21日に漢城を出発し日本に一時帰国した。当初3週間の予定だった一時帰国は、満州処分などの外交問題もあって2カ月の長期に及び、日本滞在中の伊藤の元には韓国宮廷における第2次日韓協約批判、韓国内各地での義兵による日本排斥運動頻発の情報等がもたらされていた。

6月23日、伊藤はようやく漢城に帰任し、25日には第6回「協議会」を開く。伊藤は会議の冒頭で「貴国の如き国に在りてはその当初において種々なる議論および異存の起こるべきは当然の事にて、日本においても昔時は亦然りしなり。しかしながら当局者たるもの事に臨みて着々その実を挙げ改善の利益を証拠立つれば国民は悦服するに至るべし。よくよく施政改善は先見者の事業なり。国民が眼を開くを待ちて改革を実施せんと欲せば意^{おも}に着手の時機なきに至らん。故に当局者たるもの進んで事実につきその効果を国民に示し、之を指導するの途に出でざるべからず。しかして国民が改革に反対することは寧ろ当然の事と覚悟し初めより一身を犠牲に供して事業を遂行し、もって民を済^{すく}うの決心なかるべからず」と、閣僚らに改革の決意を促し、懸案事項の協議に入った。

特に帰国前の要請に従い、法学博士梅謙次郎を招聘して、土地所有権に関する法整備、司法整備を行わせること、また病院問題に対しても佐藤進軍医総監を呼んでこれに当たらせることが報告された。

次に懸案の鉱業法についての協議となる。日本側の原案に対し、韓国側から内外人の区別を設ける修正案が出されたが、伊藤は「韓国も将来条約を改正し治外法権の如きは之を撤去するの策を講ぜざるべからず。治外法権を撤去せんと欲せば先ず法律を制定して裁判制度を改善せざるべからず。しかしてその法律を制定する際において徒に内外人の区別を設け内国人に対して適用する法律と外国人に対して適用する法律とを異にするが如きことあらば、到底治外法権の撤去は之を期するを得ざるのみならず、韓国の法治は殆ど乱雑極まりなきに至らん。故に鉱業法に斯くの如き規定を設けたるは単に弊害を予防せんと欲するに止まり、決して統監の手中に大なる権力を収めんと欲するの意に出でたるものにあらず」と、従来韓国人から外国人に勝手に売買されていた弊害が規制されることを例に法律整備の重要性を説いて、日本の原案を基本的に了承させた。そして鉱業法は、「本法及び施行細則の規定に依る処分は、外国人に関するもの多きをもって日本統監の同意を経ることを要す。宮内府所属の鉱山に関しても亦同じ」とされた。第2次日韓協約によって日本が掌握したのは韓国の外交権だけだったはずだが、外交にも関係あるとして統監の権力は着実に内政にも及んでいったのである⁵⁵⁴。

⁵⁵³ 伊藤孝夫「第5章 統監府司法改革の着手」『伊藤博文と韓国統治』、93-94頁。

⁵⁵⁴ 『韓国併合史料』第一巻、218-231頁。

伊藤は韓国に帰任後、韓国朝廷の紛擾、義兵運動が鎮静しないこと、政府の状況等を憂慮し、7月1日、女婿である末松謙澄に書簡を送っている。「小子着韓以来わずかに数日に候得共、公務極めて激忙寸隙を得ず。不在中宮廷も多少紛擾、且つ韓南地方の暴徒共大略は勦絶の姿に候得共、未だ全く鎮静に到らず。(中略)政府各大臣等は目下の処先ず相変わらず我に信頼して動揺を来さざるものの如し。小子は大いにこれを奨励誘導し、着々政治改良を勧告せり。然り乍ら統監府官吏も韓国大臣等も、事全く新業に属するをもって、実行の遅緩は免れ難く、傍観者は内部の困難を推測する事能わず、動もすれば我が措置を批難するものこれ有り候得共、固より顧慮する所にこれ無く候間、この儀は御安心くださるべく候。出立前小子身上万一の後を御心配くださり候儀については、荊妻勇吉兩人の面前にて隠居料10万円割譲すべきと申聞置き候」と、統監の仕事に実際に携わらない者には内情は分からないと愚痴を述べると同時に、妻梅子に隠居料を残すとの遺言を残した⁵⁵⁵。

同日、伊藤は養子の勇吉⁵⁵⁶にも「出立の節^{そうそう}匆々申し置き候小子身上万一の事これ有り候時は、母多年祖父母に孝養を尽し、余と浮沈を共にし、余終生の事業を内助したる堅貞の心を諒察し、10万円割譲し、もって隠居料と致すべく候」⁵⁵⁷と同内容の書簡を送っている。万一のことを覚悟して後事を託すほど韓国の実情は困難に思われたのである。

7月2日、皇帝高宗に謁見した伊藤は、宮中に依然巫女が出入りし政教が分離されていないこと、皇帝高宗が排日思想をもつ儒生とつながり義兵に資金を提供していること、上海、ウラジオストクにいる密使とも往来があることなどを非難し、宮中改革の必要を奏上した⁵⁵⁸。

翌7月3日の第7回「協議会」でも、伊藤は前日皇帝に奏上した宮中改革の必要性を述べ、宮内府大臣の反対にもかかわらず日本の警察による宮廷外門の護衛を決定する。そして宮中取り締まりのため、その日のうちに宮内府大臣、内部大臣、日本人の警務顧問らによる宮禁内取調委員を選任させた⁵⁵⁹。

7月7日には宮禁令が制定された。しかし、宮中への儒生の出入りなど排日の動きは相変わらずだったため、27日、伊藤は再び高宗に謁見して根本的な宮内府制度改革の必要性を奏上することになる。

宮中改革などに苦心する中、第8回「協議会」(7月12日)で伊藤は日露戦争に言及し、韓国

⁵⁵⁵ 『伊藤博文伝』下、716-717頁。

⁵⁵⁶ 後の伊藤博邦。井上馨の兄の子。

⁵⁵⁷ 『続伊藤博文秘録』、174-176頁。『伊藤博文伝』下、717-718頁。『続伊藤博文秘録』によれば、伊藤家には妻に残すとした10万円の財産もなかったが、伊藤はそれを知らないままだったという。

⁵⁵⁸ 『伊藤博文伝』下、721-723頁。『韓国併合史料』第一巻、243頁。皇帝高宗の元に出入りする儒生が「島夷敵臣伊藤、長谷川」云々と書かれた書類を持っており、憲兵が「これ陛下の語なりやと詰問せしに、同人は然りと答えた」という。

⁵⁵⁹ 『韓国併合史料』第一巻、239-253頁。

の併呑について語った。

日本は到底韓国を他国の併呑に委すること能わず。之が為には一国の存亡を賭して清露と交戦するをも辞せざりしなり。然るに若し不幸にして日露戦争の結果反対に出で露国の勝利に帰したらんには、蓋し彼は忽ち韓国を併呑したるべし。今や日本にして若し併呑に意あらば、実に一挙手一投足の労をもってその目的を達し得べきに拘らず、その然せざる所以は、日本は韓国を併呑し巨額の経費を消費して自ら之を統治するの愚を学ばんよりは、寧ろ韓国を興して隆盛の域に導き、韓国人をして完全に自国を防衛せしめ之と同盟してもって我国の安全を図らんと欲するに由る。

(『韓国併合史料』第一巻、266-267頁)

日露戦争でもしロシアが勝っていたらロシアは韓国を併合したに相違なく、日本が韓国を併合できるのにしないのはそれに掛かるであろう莫大な費用が問題だからであり、むしろ隆盛させて自国の防衛力を付けさせこれと同盟することが日本の防衛になるという。これは、その気になって費用さえ掛ければいつでも韓国の併合は可能ということである。それを伊藤は韓国の大臣達を前に語ったのである。

次の第9回「協議会」(7月23日)の際、李址鎔内部大臣は「統監は目下合邦の意志無き旨を地方官に訓令し、かつ新聞紙上に発表するも可なりや」と問い、伊藤は「勿論差し支えなし」と言明した⁵⁶⁰。前回の伊藤の言を受けて、韓国政府の大臣らも伊藤統監がいつ併呑の意思を示してもおかしくないと恐れていたのである。

第10回「協議会」(8月15日)では、鎮海湾等を軍港区域とする計画が示されたほか、地方制度改革や、梅謙次郎を交え不動産関係法についての協議が行われた。また、伊藤統監は韓国の司法をはじめ行政、殖産興業等の発達改善におよそ5年間必要であるとし、施政改善期間の目安を示した⁵⁶¹。

日本から韓国への1000万円の借款のうち、予定どおりまず500万円が支払われることとなり、これによって衛生設備の整備、大韓病院、医学校の建設、官公立普通学校への日本人教師派遣や地方行政制度改革などが行われていく。1906(明治39、光武10)年度の韓国の予算は748万円ではなかったが、日本からの起業資金(借款)139万円が繰り入れられ、決算額は865万円となった。翌1907(明治40、光武11)年予算は、1319万円のうち362万円が日本からの借款による⁵⁶²。伊藤は着々と改革の手はずを整えていた。改革が進めば、反発する韓国民も「悦服」⁵⁶³、

⁵⁶⁰ 『韓国併合史料』第一巻、310頁。

⁵⁶¹ 同上、320-348頁。

⁵⁶² 統監官房『韓国施政年報 明治39・40年』(韓国統監府、1908)、169-177頁。

つまり喜んで日本の保護下に入ることを期待していたのだろう。

1906（明治39）年11月21日、伊藤は冬期を日本で休養するため、一時韓国を離れた。

この年伊藤は、韓国の施設経営についての次のような覚書を残している。

本年三月余入韓以来施設経営したる事業、一も韓国国民の復活に資せんと欲するに非ざる者なし。
茲に之を条挙す。

蓋し韓国は由来支那の一附庸として生存する幾百年、此間事大の精神を養成する（こ）と汲々として、未だ嘗て独立不羈の位置□之ものあるを見る。習いもって性と為る。断次浸漆して上下共に之を天理とし怪しまざるに至り、国家の存亡興廢を講究するも其跡を絶せり。我日本は韓国と殊なり、今を距る百有余年来、有識の士ありて、鎖国の国禁を犯し宇内の大勢を研究して其興亡の跡を探り、意を極東に廻る形勢を卓見するものありて、其識見の連はざるを今より五十年前に荐見せり。

抑韓国の独立を宇内に唱導せしもの、韓国人にあらずして日本の政策なりし⁷を主張せざる可らず。是当初日韓條約の締結、之に次くに日清戦をもつて証する□る。是其基づく所地理に関連すると日程日文古をもつてなり。づ

此間に於ける韓国人の態度は如何。果して其独立の実を挙げたるものありや。否。爾来十年間露国南進其勢意に支那に通迫し、韓国は包囲の中に陥るを見たるもの、韓人にあらずして日本なり。露国の交渉の結果、露の我と譲歩する所なきのみならず我日本の独立を危殆ならしむるものは清韓両国の態度なるをもつて（傍觀逡巡して自国の滅亡を顧辺するものなき謂なり）竟に止むを得ず干戈に訴るに至り僅に之を別する得たり。我日本の外交を韓国に要請する固より其所なり。

韓国の睡眠今日に至り当覚醒す。

我の再来を果して求むる乎

我に請ふ□保証すべし

奉拝

皇帝の態度言議にありて誠実と見えず。

我は排日論勢の日に高まるを知る。昇後の運動之を圧えべくんば徒に国民騷擾せしむるの要なし。

皇帝の動作を傍觀して一人其不利を矯正して社稷の安危を劃するものなきは奈何。

朴参政及び尤も反動を唱るもの中有力者を日本に派すべし。

〔憲政資料室資料『伊藤博文文書』（その2）書類の部108「韓国施設経営事項の条挙併に対韓方策」〕

この覚書が書かれた時期ははっきりしないが、冒頭の「本年三月余入韓以来」、後半の「我が再来を果して求むる乎」との内容から、伊藤の3月赴任以後の1906（明治39）年内の、韓国を一時的に離れた時期と考えられる。伊藤が韓国を離れたのは、赴任後1カ月半を過ぎた4月半ばから6月半ば、および冬季の11月半ば以降である。覚書には第9回「協議会」（7月23日）以降、皇帝が政府の決定によらず独自に外国人らに特許を発したり特赦を行ったりしている問題について、朴斉純参政大臣らが皇帝への諫言が困難であることを述べていること、直前の第12回「協議会」（11月16日）で伊藤が排日の昇后運動に懸念を示していること等から、伊藤が1906（明治39）年11月に帰国した頃書かれたものと思われる。

伊藤は、皇帝の言動を疑い、一般国民の排日の動きを懸念し、皇帝を諫めようとしぬ大臣らの態度に苛立ち、朴斉純参政大臣ほか日本の意に反する者たちを日本に送ってしまえと言う。翌年実施される朴参政ら韓国政府閣僚の更迭は、帰国中の伊藤統監によって既に予定されていたのである。

ハーグ密使事件 1907（明治40）年1月16日、『大韓毎日申報』に、皇帝高宗が外国元首に送ったとされる親書が掲載された。韓国政府はこれを偽造として否認したが、高宗は第2次日韓協約締結後、これが日本の武力脅威により強制された条約であること、皇帝の署名が無いことを理由に、ロシア、ドイツ、米国、フランスの元首に無効を訴えていたのだった。そのうちロシアには、1905（明治38）年12月に侍従武官玄尚健を送り、ニコライ2世に主権回復に援助を請う親書を渡していた。これに応じてロシアは、英国、オーストリア、イタリア、米国、ドイツ、フランス駐在の各公使に第2次日韓協約が違法であることを各国に知らせるよう通知したが、ロシアと条約を結んでいるフランスを除き、皆日本の立場を支持してこれを無視していた。

伊藤はこの時冬期休養のため一時帰国中だったが、1907（明治40）年3月20日、漢城に帰任し皇帝高宗に謁見した。高宗は自ら『大韓毎日申報』の記事に言及してこれを否定したので、伊藤はそれ以上の追及は行わなかった⁵⁶⁴。

韓国内では、旧制の変更や改革が日本により進められることに対して強い反発が起こっており、日本の傀儡と見なされた韓国政府は強い批判を受け、都市部を中心に愛国啓蒙運動が起こっていた。その象徴的な運動が、自強会、西友会といった団体、『皇城新聞』『帝国新聞』『大韓毎日申報』などが呼び掛け、1300万円に上っていた日本からの借款を国民の募金により償還し、その束縛から脱却しようとした国債報償運動である。タバコを買う代わりに国債を報償しようとの提唱により禁煙運動が大々的に行われ、一時16万円を超える募金が集まるほどに盛り上がる

⁵⁶⁴ 『伊藤博文伝』下、744-745頁。

った⁵⁶⁵。日本や現政府に近い存在だった団体の一進会も、韓国内の排日、政府批判の盛り上がりによってそれまでの勢力を失ったため、政府批判に転換するほどだった。

伊藤は冬期休暇からの帰任後初めての第13回「協議会」(4月5日)を開く。韓国政府閣僚らは新聞や団体、儒生らからの激しい批判に動揺し、顧問警察の取り調べが緩いことを訴えた。伊藤は大臣らに、文明各国は新聞等の「言論の自由を尊重」すること、「拷問は不可」等を述べる。李夏榮法部大臣は「過酷なる拷問を用ゆるは不可なれども、寛大なる取り調べにては容易に白状せざるをもって臀部を笞打つが如きは可なるべし」と、国事犯には拷問も止むなしと主張するが、伊藤は現行警察力の強化により暴徒を取り締まるとし、各大臣も同意した。

また伊藤は自分が冬期帰国中に閣僚間で紛議があったことに憂慮を示し、内閣協同一致しての国事への努力を促した。そして宮内府の^{びらん}紊乱、裁判権の放棄、土地所有権の黙認、特許の乱発を韓国政治の4大弊害とし、これらを正さなくては韓国に救いはないと主張した⁵⁶⁶。

しかし、第14回「協議会」(4月9日)の際、李夏榮法部大臣が療養のための日本渡航をほめかし、土地建物証明規則について人民から自分に向けられた批判に弱音を吐く。かつて司法制度改革に積極的な提案を行っていた李法部大臣は、前回「協議会」での拷問容認発言といい、今回の批判に対する弱音といい、改革への熱意を失いつつあった⁵⁶⁷。

改革への批判には伊藤も、「韓国の事については自分も頗る苦心す。(中略)韓人は外交権を云々すれども日本の羈絆を脱して自立せんとするの意気地なく、更に又他国に依らんとするものの如し。その当時、日本若し外交権を収めざれば、韓国は再び各国の競争場裡となり韓国の為に韓国において戦争破裂し、勝者は直に韓国を併呑するに至るべし。日本は外交権を収めたるも、その他は改善せんと欲し、鋭意尽力しつつあり。苟も国を憂うるもの、この理を洞察せずして可ならんや」と、もどかしさを露わにした⁵⁶⁸。

元々現政府との提携が期待されていた一进会が、激しい政府攻撃に転じ、閣僚の総辞職を建白するに至り、5月の初め以降、朴齊純参政大臣は再三伊藤に辞意を洩らすようになっていた。前年11月に第2次日韓協約を結んだことで人民からは「乙巳五賊」と呼ばれて糾弾され、身の危険を感じながら施政改善を進めてきたものの、人民の理解は得られない。伊藤は一応の説得を試みるが、朴参政大臣の辞意は翻らなかった。

5月22日に閣僚の更迭が行われ、参政大臣は伊藤統監の推薦によって日本寄りの李完用に変

⁵⁶⁵ 『日本外交文書』第40巻第1冊、5頁。「統監府政況報告並雜報(1-5-3-11_001)(外務省外交史料館)」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03041513600。趙景達『近代朝鮮と日本』、202-205頁。国債償還運動推進の中心の一人だった『大韓毎日申報』主宰の英国人ベッセルによる募金の横領事件の発生などにより、運動はそのうち立ち消えとなった。

⁵⁶⁶ 『韓国併合史料』第一巻、417-437頁。

⁵⁶⁷ 伊藤孝夫「第5章 統監府司法改革の着手」『伊藤博文と韓国統治』、99-100頁。

⁵⁶⁸ 『韓国併合史料』第一巻、449頁。

わり、その他の大臣も一新された。統監府設置後の第2次内閣である。伊藤が予定していた、日本の意に反する閣僚らの排除が実現したのである。農商工部大臣には、一進会会長の宋秉畷が就任した。新政府は全国に会員をもつ一進会と提携することが政策実行の助けになると考え、一進会側も政府と結ぶことで失いつつあった勢力を盛り返す機会と考えたのである。

閣員を任命する参政大臣は、まず皇帝から任命される必要があったが、日本寄りの李完用を参政大臣とすることに皇帝高宗は難色を示した。そこで伊藤は、高宗が万国平和会議で韓国国権回復運動を行うため裏で運動費を支出し、外国に親書を送って第2次日韓協約の無効を訴えた件につき確証を得ていることを告げ、「陛下は協約反対の行為を敢えてし顧みられざるにおいては、帝国政府はその条約違反の責を陛下に正さざるを得ず。これ援けて日韓両国の国際問題を惹起すに至るべし。故に本官は陛下に向かってこれらの悪策を二度せられざらんことを諫止せんとす」⁵⁶⁹と脅し、その上で再び話題を内閣改造に戻して、李完用の参政大臣就任を了解させたのだった。

5月30日、伊藤は李完用内閣閣僚を前に演説を行う。

韓国目下の急務は、政治の改善に在り、改善の目的は韓国国民の今日の悲境より救出するにあり。すなわち一面には教育を普及し、韓人をして世界文明国人の班に列せしめ、一面には殖産興業を盛んにし、韓国をして今日の貧弱なる状況より脱出せしめざるべからず。これすなわち直接には韓国の為にして間接には日本の為なり。否。東洋一般延いて世界全体の為なり。(中略) 日清役より日露役に至る十年間、韓国は奮って独立の要素を涵養すべきの時機なりしにも拘らず、之を顧みずして或いは右に赴き或いは左に傾き、遂に日本をして韓国の為に露国と干戈相見るの已むなきに至らしめたり。故に今日外交権を日本の掌中に収めたるは当然の事なり。何となれば、之を依然として韓人の手中に存し置かんが、韓国は何時迄も列国の競争場となり、日本の為頗る危険なればなり。(中略)

国は自ら立たざるべからず。他力に倚りて立たんとするが如き依頼心を抱くは甚だ不可なり。今日の如くにして進捗せば韓国は最早自滅の外なし。故に一言諸君に勧告す。韓国の存在にとり最も適切緊要なる方針は、誠実に日本と親睦し日本とその存亡を共にするの決心を為すにあり。

(『日本外交文書』第40巻第1冊、561-565頁)

韓国が文明化して産業を盛んに豊かになることは、韓国のみならず世界のためだという。そして、脆弱な韓国が列強の争いの場となることを避けるために、日本はその外交権を奪い保護

⁵⁶⁹ 『日本外交文書』第40巻第1冊、556-560頁。

国化したのだと述べ、日本と存亡を共にせよと言う。

これに対し、李完用参政大臣は、「閣僚は日本と提携し親善を敦くすることについて意見が一致」したと答え、その理由として、①地理上最も近接し利害関係の最密接である日本との提携は韓国にとって最も利益である、②韓国に対し終始一貫主義を取る日本には韓国の為を考え忠（真心）がある、③日本は韓国を合併する実力がありながらそれをしない、よって日本と提携していれば合併される恐れなく実力を養うことができる、との3点を挙げた⁵⁷⁰。

6月には内閣官制が公布されて、議政府は内閣となり、参政大臣は内閣総理大臣となった。

1907（明治40）年6月29日、ハーグで開催されていた第2回万国平和会議に、高宗が派遣した前議政府参贊李相高、前判事李俊、前駐露公使館書記官李瑋鍾の3名の密使が、日本の韓国保護国化の不当性を訴えるべく出席を求めた。ハーグ密使事件である。

事件は韓国内宮の御雇教師だった米国人ハルバートと高宗の甥である趙南昇が計画し、李相高、李儁の2名に高宗の全権信任状を託し、併せてロシア皇帝ニコラス2世に宛てた親書を渡したものだ。李らは高宗の委任状を示して万国平和会議への出席および発言を求めたが、議長や列強各国代表らは韓国に外交権がないことを理由にこれを拒否し、会議場への入場さえ認めなかった。止むを得ず、李らは新聞紙上や集会における演説によって日本の不当と第2次日韓協約の無効を訴えた。

日本は従前からハルバートや3人の密偵の行動を内偵しており、5月末には韓国内閣改造に当たって伊藤が皇帝高宗に万国平和会議や親書の話をつかかせたとおり、その内容は随時韓国の伊藤統監にも報告されていた。しかし実際に皇帝高宗の関与がどの程度のものなのかは、はっきりしていなかったと思われる。7月3日、林董外務大臣宛の電報で伊藤は、密偵らの万国平和会議参加要請が韓国皇帝の勅命によるのかを確認させるとともに、「右の運動果たして勅命に基づくものなれば、我が政府においても、この際韓国に対して局面一変の行動を執るの好時機なりと信ず。すなわち前記の陰謀確実なるにおいては、税権兵権または裁判権を我に収むるの好機会を与うるものと認む」⁵⁷¹と述べ、ハーグ密使事件を、対韓政策を前進させる好機と捉えたのである。

同7月3日、伊藤統監は皇帝高宗にハーグ万国平和会議への密使派遣に関する電報を提示し、事件が露になっていることを知らせてその責任を問うた。そして、李完用総理大臣に勸告し、「その行為は日本に対し公然敵意を發表し協約違反たるを免れず。故に日本は韓国に対し宣戦

⁵⁷⁰ 『日本外交文書』第40巻第1冊、561-565頁。

⁵⁷¹ 同上、430頁。

の権利あるものなること」⁵⁷²を皇帝に告げさせた。

皇帝高宗の存在は日本が対韓政策を進める上で無視できないものだったが、ハーグ密使事件は、高宗を排除し局面を一変させる、またとない機会になったのである。

第1回日露協約とアネキゼーション（併合） 1907（明治40）年初めから、日露戦争後の双方の権益を定めるため第1回日露協約⁵⁷³交渉が行われていた。その過程で伊藤は、ロシアから韓国「アネキゼーション」（併合）の承諾を取り付けるよう、同年4月13日の林董外務大臣宛電報で意見を述べている。

「アネキゼーション」の語が用いられたのは、協約の韓国に関する規定中で用いられた「further development（将来の発展）」の語に対し、日露協約交渉に当たっていた在ロシア駐箚の本野一郎公使が4月6日に提出した意見の中で、「秘密条約とするなら、婉曲的表現でなく[annexation(併合)]に及ぶ意味であることをロシアに対し明らかにすべき」と述べたのが最初である。

林董外務大臣は、4月12日、「帝国政府が結局韓国を併合するの意思なる旨をこの際他国に通知するは、その何国に対するを問わず未だ時宜に適さざるものと思し、我が対案第4条における[将来の発展]なる語に対し、その異議を限定するの必要を認めず」とする本野公使への返電案に対し、伊藤韓国統監の意見を求めた。

伊藤は、これに対し13日、「韓国に関する条項は本条約中に規定し、之に加うるに本野公使の稟議の如く公文を交換して、[将来の発展]なる語は[アネキゼーション]迄も包含する旨を明らかにするを最も得策なりとす」という意見を述べ、「韓国の形勢今の如くにして推移せば、年を経るに従って[アネキゼーション]は益々困難なるに至るべし。故に今日において我が意思の在る処を明らかにし、予めロシアの承諾を得置かざるべからず」という考えを示した⁵⁷⁴。

伊藤の意見を受けて本野公使への訓令案を検討した16日の閣議は、むしろ冷静にロシア政府との調和を重視するもので、「[将来の発展]の語の意義を明らかにすべきとの意見に関しては、ロシア政府の同意を得られることが十分に確信できるまで、そのような提議を通告することは不得策」と決定した。韓国の併合は日英同盟にも反することであり、閣議は慎重な態度を選択したのである。

この閣議決定について報告を受けた伊藤は、これを了承しつつも、「韓国の状勢に鑑みるときは、耶蘇教の蔓延、排日思想の増加と言ひ、前途頗る困難に至るは疑いを容れず。故にこの際

⁵⁷² 『日本外交文書』第40巻第1冊、454頁。

⁵⁷³ 第1回日露協約（1907<明治40>年7月30日調印）では、日露間および両国と清国間の条約の尊重、清国の独立および領土保全並びに列国商工業の機会均等承認を約した。また、秘密協約で、満州における両国の利益範囲を協定し、韓国における日本の、外蒙古におけるロシアの特殊利益を相互に承認した。

⁵⁷⁴ 『日本外交文書』第40巻第1冊、121-124、173-175頁。

韓国問題を決定せざるは遺憾とするところ」と述べた⁵⁷⁵。韓国の現場で切迫した情勢を肌で感じていた伊藤は、閣僚らとの温度差を感じたことだろう。

伊藤博文のアネキゼーションへの言及について、伊藤研究の第一人者とされる伊藤之雄は、伊藤が韓国内の改革が思うように進まない状況に動揺し併合の可能性を考慮し始めたことを示唆するものであるが、この時必ずしも併合を目標とは考えていなかった、と主張する。韓国内の反日の高まりに加え、満州全土を日本の勢力圏として求める外務省・陸海軍などの要求を抑制するため、アネキゼーションという用語を使った、というのである⁵⁷⁶。

伊藤之雄の言うように、自らの思う改革の行き詰まりに動揺して伊藤は一時的にアネキゼーション表明を支持したのだろうか。伊藤は後日、日露協約の韓国関係事項を削除するとの元老会議の案に対し、「就中最重大なるは韓国問題にして、同国に関し露国をして将来容喙の余地を存せしむれば日本は到底露国と円満なる交誼を期する能わざるは論なし」(6月19日)⁵⁷⁷と絶対反対の意見を述べている。閣議決定の報告に対し、「この際韓国問題を決定せざるは遺憾とする所」と述べた「韓国問題の決定」とは、「日韓関係からロシアの影響力を確実に排除すること」と見るべきだろう。そのためには必要ならアネキゼーションも辞さない、というのが、伊藤の考えだったのではないかと筆者は考える。

7月30日付で結ばれた第1回日露協約の秘密協約において、外蒙古におけるロシアの權益承認と交換に、日韓の関係は「露西亜国は、日本国と韓国との間において現行諸条約および協約に基づき存在する政事上利害共通の関係を承認し、該関係の益々発展を来すに当たりて之を妨害または之に干渉せざることを約す」(第2条)⁵⁷⁸とされた。交渉当初に在露本野公使や伊藤韓国統監が望んだ「将来の発展」の明らかな意義は盛り込まれなかった。しかし第1回日露協約でロシアは、7月24日付で新たに結ばれた第3次日韓協約の内容を含め、韓国との「該関係の益々発展を来すに当たりて、之を妨害または之に干渉せざることを認めたのである。

⁵⁷⁵ 『日本外交文書』第40巻第1冊、124-126、132-133頁。

⁵⁷⁶ 伊藤之雄『伊藤博文 近代日本を創った男』、512-514頁。

⁵⁷⁷ 『日本外交文書』第40巻第1冊、157頁。

⁵⁷⁸ 同上、174頁。

第2節 第3次日韓協約と伊藤博文

第3次日韓協約の締結 皇帝高宗が万国平和會議に密使を送ったハーグ密使事件を受け、1907（明治40）年7月12日、日本政府は、元老および閣僚會議で、「帝国政府は現下の機会を逸せず、韓国内政に関する全権を掌握せんことを希望す。その実行については実施の状況を参酌するの必要あるに依り、之を統監に一任すること」⁵⁷⁹とする「対韓処理方針」を決定し、天皇の裁可を受けて、伊藤統監に通告した。

そして対韓処理方針の処理要綱案として、まず「①韓国皇帝に、その大権に属する内治政務の実行を統監に委任させること、②韓国政府に、内政に関する重要事項は総て統監の同意を得てこれを施行し且つ施政改善に付き統監の指導を受けることを約束させること、③軍部大臣、度支大臣には日本人を任じること」の3条が提出された。

また、第2の要綱案「韓皇を皇太子に譲位させること。但し本件の実行は韓国政府をして実行せしむるを得策と為すべし」が、併せて決定された。これらの決定の過程で、いくつかの問題について出席の元老らに賛否が問われたが、「協約に国王同意せざるときは合併の決心」については全員が「可」と答えている⁵⁸⁰。つまり、その後の韓国皇帝の出方によっては、日本に韓国内政の全権を委ねるのみならず、即併合に向かう可能性も大いにあったということである。

ハーグ密使事件は日本国内の世論を激昂させた。河野廣中、頭山満らは「日韓両国合併」、「韓国皇帝譲位」断行を促す建言を行うなど、強硬な対韓政策を望む声もあった。しかし一方で伊藤統監の指導不行き届きを非難する声もあり、幸徳秋水や堺利彦ら社会主義者は「日本政府は朝鮮に対する独立保障の言責に忠実ならんこと」を望む決議を行っている⁵⁸¹。

対韓処理方針は、「極めて重要な問題なるが故に外務大臣韓国へ赴き親しく統監に説明すること」とされており、伊藤統監とハーグ密使事件の善後策を講じるため、林董外務大臣が15日に東京を出発し韓国に向かった⁵⁸²。

日本政府が強硬な手段に出るであろうことを恐れた大韓帝国議会は、林外務大臣の到着を前に、ハーグ密使事件の責任を取らせる形で高宗を退位させた（7月18日）。対韓処理方針の第2要綱案で示された日本政府のシナリオどおり、皇帝の譲位が韓国政府主導で行われたのである。

7月20日には譲位式が行われ、皇太子が皇帝純宗となった。皇帝の譲位に動揺した宮中の近衛兵は国务大臣殺害の計画を立て、激昂した韓国民は実際に李完用総理大臣の邸宅に放火し全焼させた。高宗退位に関わったこの時の韓国大臣7人は、韓国で「丁未七賊」と呼ばれる⁵⁸³。

⁵⁷⁹ 『日本外交文書』第40巻第1冊、455頁。

⁵⁸⁰ 同上、456頁。

⁵⁸¹ 同上、460-465頁。

⁵⁸² 同上、455頁。

1907（明治40）年7月24日、韓国統監伊藤博文と韓国の李完用総理大臣の間で第3次日韓協約が結ばれた。同月12日に日本政府の対韓処理方針が示されてから、皇帝讓位（20日）、新協約の締結（24日）まで、わずか12日だった。第3次日韓協約の内容は次のとおりである。

日本国政府および韓国政府は、速やかに韓国の富強を図り韓国民の幸福を増進せんとするの目的を以て左の条款を約定せり。

第1条 韓国政府は、施政改善に関し統監の指導を受くること

第2条 韓国政府の法令の制定および重要な行政上の処分は、予め統監の承認を経ること

第3条 韓国の司法事務は、普通行政事務と之を区別すること

第4条 韓国高等官吏の任免は、統監の同意を以て之を行うこと

第5条 韓国政府は、統監の推薦する日本人を韓国官吏に任命すること

第6条 韓国政府は、統監の同意なくして外国人を傭聘せざること

第7条 明治37年8月22日調印の日韓協約第1項は、これを廃止すること

（『日本外交文書』第40巻第1冊、497頁）

第2次日韓協約は「韓国の富強の実を認める時に至る迄」⁵⁸⁴と一応期限を設けての条約だったが、第3次日韓協約では、日本政府と韓国政府は期限なしで「韓国の富強を図り韓国民の幸福を増進せんとする」ことが目的とされた。第7条は、第1次日韓協約での日本政府の推薦する日本人1名を財務顧問として傭聘する内容の項目だが、第3次日韓協約第5・6条により意味を失い廃止された。

第2次日韓協約によって韓国は既に外交上日本の保護国となっており、その後徐々に日本の干渉は内政にも及んでいたが、第3次日韓協約により内政全般が日本の管轄下に置かれることになった。かねて伊藤は、韓国施政について「①司法権を普通行政権より分離して独立せしめ、臣民の生命財産の保護を鞏固ならしむる事 ②行政各部の権域を明確にし、その責任を分担せしむる事 ③立法および行政主要の問題は、閣議に拠って之を議定し、予め統監の同意を経て奏分すべき事 ④皇帝は内閣の輔翼に依るにあらざれば、政治上凡ての命令を發せざる事」⁵⁸⁵との基本案を示していたが、これらは第3次日韓協約にすべて反映され、統監の権限は元の基本案に比べより強大なものとなっている。

⁵⁸³ 内閣総理大臣 李完用、農商工部大臣 宋秉峻、軍部大臣 李秉武、度支部大臣 高永喜、法部大臣 趙重応、学部大臣 李載崑、内部大臣 任善準。

⁵⁸⁴ 『日本外交文書』第38巻第1冊、532頁。

⁵⁸⁵ 堀口修・西川誠編『末松子爵家所蔵文書』下（ゆまに書房、2003）、387頁。

第3次日韓協約締結に伴い、伊藤統監と李総理大臣の間で秘密協定である覚書も結ばれる。協約実行の必要条件として伊藤が協定を迫ったもので、司法制度の整備と日本人の裁判所、監獄への任用、近衛守備隊以外の韓国軍隊の解隊、外国人顧問等の排除、日本人の韓国官吏への任用が、以下のように具体的に定められた。

第一 日韓両国人をもって組織する左記の裁判所を新設す

一 大審院 1カ所

院長および検事総長は日本人とす

判事の内2名、書記の内5名を日本人とす

二 控訴院 3カ所

判事の内2名、検事の内1名、書記の内5名を日本人とす

三 地方裁判所 8カ所

所長および検事正は日本人とす

四 区裁判所 113カ所

判事の内1名、書記の内1名を日本人とす

第二 左記の監獄を新設す

一 監獄 9カ所

典獄 [監獄の長] は日本人とす

看守長以下吏員の半数を日本人とす (各位置等詳細省略)

第三 左記の方法に依りて軍備を整理す

一 陸軍一大隊を存して皇宮守衛の任に当たらしめ、その他は之を解隊すること

一 教育ある士官は韓国軍隊に留まるの必要あるものを除き、他は日本軍隊に附属せしめて実地練習を為さしむること

一 日本において韓国士官養成のため相当の設備を為すことヲ

第四 顧問又は参与官の名義を以もって現に韓国に傭聘せらるる者は総て之を解雇す

第五 中央政府および地方庁に左記の通り日本人を韓国官吏に任命す

一 各部次官

一 内部警務局長 (以下略)

(『日本外交文書』第40巻第1冊、494-495頁)

原敬内務大臣は、7月26日、伊藤宛に第3次日韓協約締結に関する日本国内の反応を書き送っている。新聞の中には、より強硬な態度、すなわち「合併」を主張する社もあったが、「朝野一般

にこれ以上の解決は何人も出来申さず、且つこの上の欲望は却って国家に不利なりと認め、一般に感激致し候次第」⁵⁸⁶ということだった。

7月29日、伊藤は漢城の日本人倶楽部で在韓新聞記者を招いた晩餐会を開き、第3次日韓協約および韓国に対する方針について演説した。その中で伊藤は、「要は最初に韓国の独立を承認したるは日本にして韓国人にあらず。韓国が今の如く自ら独立する能わずんば日本はその承認を取り消すに至ることあるとも、韓国は何等の異議を挟むを得ずと言うにあるなり」と、日本の韓国に対する絶対的優位を述べた。さらに「世界の大勢を見よ。いかなる強大国といえども今日は未だ一国をもって世界の太平を維持する能わず。(中略)これ同盟国の必要なる所以にして、もし一衣帯水を隔つる韓国に他国の一指を染むるを許さんか、日本の独立を危うする恐れあり。日本は断じて韓国の日本に背くを許す能わざるなり。しかれども日本は非文明、非人道の働きをしてまでも韓国を滅ぼさんと欲するものにあらず。韓国の進歩は日本の大いに望む所にして、韓国はその国力を發展せしむるため勝手の行動をなして可なりといえども、ここに唯一の条件あり。曰く韓国は常に日本と提携すべしという事これなり」と言い、他国の干渉を廃し韓国は日本とのみ提携することが条件と断じる。そして「日本は韓国を合併するの必要なし。合併は甚だ厄介なり。韓国は自治を要す。しかも日本の指導監督なくんば、健全な自治を遂げがたし」として、「合併」には至らないものの完全に韓国を日本の指導監督の下に置いた第3次日韓協約の正当性を主張したのである⁵⁸⁷。

ハーグ密使事件を理由に、日本は韓国を強硬に合併し皇帝そのものを廃することも可能だった。しかし、この時点で合併に至らなかったのは、韓国内の抵抗はもちろん、諸外国、日本国内の非難も免れず、伊藤が述べたように「甚だ厄介」だったからである。韓国が日本に背かず、同盟国として日本の傀儡となるのなら、独立の形を保つ方が望ましかった。しかしそこには、既に韓国の「健全な自治」などあり得はしない。江華島条約以来、韓国の独立を一貫主張し、清国にそれを認めさせるために長年努力してきた伊藤が、その独立を否定しようとしていたのである。いつ「合併」が行われてもおかしくないことは、韓国政府も新聞記者たちも分かっており、だからこそ伊藤の合併に関する発言に注目した。しかし伊藤は、立場上、日本政府がそれを決定し実行する直前までは、それを否定せざるを得なかったのである。

第3次日韓協約実行のための覚書に基づき、8月1日、韓国政府は軍隊を解散して近衛歩兵隊以外の軍隊を廃止した。

翌2日には、元号が「光武」から「隆熙」に改められた。

⁵⁸⁶ 『伊藤博文伝』下、762-763頁。

⁵⁸⁷ 「新聞記者及通信員招待会に於て」『伊藤博文演説集』、384頁。「伊藤統監の対韓演説」1907年7月31日『中央新聞』。

義兵闘争の激化と韓国統治 第3次日韓協約覚書により軍隊が解散されたことは、予想以上の困難を引き起こした。解散が行われた8月1日当日から韓国軍兵士の暴動が起き、その後、仕事を失い日本の支配への反発を強めた元兵士らの多くが従来の義兵に加わって、抗日の義兵闘争は各地でかつてなく高まったのである。しかし、武器も旧式で且つ充分ではない義兵たちは、新式の武器を装備した日本の韓国駐軍と韓国政府軍に次第に鎮圧されていくことになる。

1907(明治40)年10月26日、内閣の更迭や皇帝の譲位でしばらく行われていなかった「協議会」(第22回)が久しぶりに開催された。第3次日韓協約締結(同年7月)によって韓国内政全般が日本の管理下に置かれ、統監府には新たに副統監曾根荒助が着任し、各部に日本人次官が配属されていた。しかし、計画されていた事業は進捗していなかった。新年度に行うべき司法制度や徴税事務の整備などの韓国内政改革も、伊藤が「暴徒を鎮圧せざる間は地方に着手することは困難なるべき」⁵⁸⁸と洩らしたように、思いどおりに進まないことが予想された。

第23回「協議会」(11月29日)にも、伊藤が「暴徒の鎮定せざる以上、歳入は果たして予算どおりに入り来るや否や疑わし」⁵⁸⁹と述べたように、義兵活動によって、税の元となる田畑は荒れ、地方の徴税事務もままならず、歳入見込みも立たなかったのである。

12月初めから伊藤は韓国皇太子垠の日本訪問に同行することになっていたが、伊藤の帰国を前に、11月18日、皇帝純宗は臣民に詔勅を下す。

一、上下一心に君臣が相育んで、開国進取の大計を定める。

一、農桑を励まし商工を奨め、^{あまね} 洽く国富を開発すれば、立国の基礎を鞏固にする。

一、紀綱を振肅し積弊を矯救し、もって中興の偉業を盛んにし、開国の宏謨^{こうぼ}[企て]に副える。

一、内政を改善し、もって臣民の幸福を進め、司法制度を確定し、もって冤枉^{えんおう}[濡れ衣]を無くす。

一、人材を広く求め、適地に登庸する。

一、教育は虚飾を捨て、実を取ることに努めて、国家緊要の需用に応える途を開く。

(『伊藤博文伝』下、784-785頁。「純宗実録」1907年11月18日記事『朝鮮王朝実録』)

詔勅は伊藤の献言により行われ、第3次日韓協約の内容を皇帝から韓国人民に知らしめようとするものだった。

伊藤の帰国中、その指示に従って第3次日韓協約に基づく韓国中央官制および地方官制の改正が行われた。曾根荒助副統監によって「協議会」も引き続き開催されており、日本政府から韓国政府への貸付金計1900万円余を、1907(明治40)年10月から1913(明治46)年3月にかけて

⁵⁸⁸ 『韓国併合史料』第二巻、651頁。

⁵⁸⁹ 同上、681頁。

て無利子無期限で貸し付ける契約も成立する。

伊藤の帰任後に開催された第 38 回「協議会」（1908<明治 41>年 4 月 22 日）では、義兵もほぼ鎮圧されたと報告された。しかし伊藤は、第 39 回「協議会」（4 月 29 日）でもなお義兵問題を重視し、各地方で義兵が収まらない限り新事業も行われがたいため、「各種の報告を熟読し、陸軍、警察、憲兵等各方面の所見を聞きたる上にて自分自ら判断を下し、適當の措置を採る決心」⁵⁹⁰を示した。

伊藤の意を受け、政府内部は初めて地方官会議を開催することにし、1908（明治 41）年 4 月 27 日から 5 月 9 日にかけて、各道の書記官を召集して各地方官の執務状況や財産、地方税制等について聴取討論する。その上で各道観察使を一同に集めた観察使会議を 5 月 25 日から 6 月 2 日にかけて開催し、地方政務の状況および改善に関する意見聴取を行った。

会議終了前日の 6 月 1 日には、伊藤統監が、韓国各大臣、各部次官同席のなか、各地方観察使に地方政務に関する意見を直接聴取した。各観察使からは、行政機関の急変や中央政府の政策に人民の理解がなく反発があること、改正官制により各道に採用された日本人書記官が人民に強圧的であること、日本軍が徴発に見合う給金を支給しないなど人民に強迫的不正行為があること、小集団化している暴徒の掃討には小隊または警察を強化して行うのが適當、地方に普通学校および実業学校の必要があること、税制の新制執行後人民は日本のための納税と考え未納が増加したこと等々、新制度に関してや義兵鎮圧の日本軍の行為について意見が述べられた。午後 2 時半に始まった会議は長時間にわたり、夜 9 時 40 分、ようやく散会した⁵⁹¹。

義兵への対策として、1907（明治 40）年末に帰順者免罪の詔勅が公布されて帰順勸奨が行われ、討伐も進んだことから、1908（明治 41）年当初には大規模な義兵闘争は徐々に収まった。しかしその後も 100 名から 400 名に及ぶ義兵集団が各地に現れては鎮圧され、また小規模の義兵活動は頻発していた⁵⁹²。

地方会議後間もない 6 月 11 日には、内閣閣員の更迭⁵⁹³に併せ、観察使の大々的な更迭が行われた。同時に地方会議の結果を受けて、地方官吏の任用に関する観察使の権限を拡大し、道警察部の設置、郡守会議開催による地方行政組織の命令系統改善などが実施されることとなった。もっとも道警察部長は日本人とされ、道庁に日本人官吏を配置することも決まり、地方においても日本の影響力はより強められることになる。

⁵⁹⁰ 『韓国併合史料』第二卷、840 頁。

⁵⁹¹ 同上、857-880 頁。

⁵⁹² 統監府『第二次韓国施政年報 明治 41 年』（韓国統監府、1910）、57 頁。

⁵⁹³ 総理大臣 李完用（留任）、内部大臣 宋秉峻（農商工部より）、度支部大臣 任善準（内部より）、軍部大臣 李秉武（留任）、法部大臣 高永喜（度支部より）、学部大臣 李載崑（留任）、農商工部大臣 趙重応（法部より）と、閣員は変わらず入れ替えのみの更迭。

その翌日の6月12日、伊藤は駐韓陸軍将校を招いた会食の席で、「正式な公務上の意見ではないが」と断りながら演説する。まず韓国内に駐兵し国境を守ることは、韓国外交を担う日本の義務としつつ、平時に国境を越えることは国際法上許されないと釘を刺した。そして、韓国内の暴徒鎮圧従事について、暴徒は「全く平時にして戦時にもあらず内乱にもあらず寧ろ所謂地方の騒擾」だが、「昨年軍隊解散後は韓国において兵力の形を存せず。(中略)韓国自らがこれを討伐すべきものとするも如何せん。實力の有せざるをもって日本自らこれを為すの義務を生ぜり。この義務を生じたる由来を更に詳説すれば、昨年先帝の讓位新協約の締結軍隊の解散あるや、其の結果人心を動揺し或いは暴動に出ずるものなきを保せざるをもって、その場合においてはこれを鎮圧すべき旨韓国皇帝陛下より本官に依頼せられたり」と、その公文を読み上げ示した⁵⁹⁴。第3次日韓協約密約で韓国軍隊を解散させた伊藤自身が、韓国皇帝からの依頼として義兵鎮圧を駐韓日本軍が行う正当性を述べたのである。

また「韓国は平時の状態」であり、内乱状態ではないことを再度強調する。それは「果たして内乱なりと認むれば、与国は暴徒を交戦団体として中立を布告することを得るが故に、その影響する所実に重大なるを恐れ」たためという。日本軍の義兵活動鎮圧に対する列強の介入を避けるため、それは「地方の騒擾」でなくてはいけなかった。最後に伊藤が「これを討伐する際において良民に危害を加うるが如きは最もこれを慎まざるべからず。(中略)無辜の民を傷つけ私有の財産を没収するは公法の嚴禁する所」と注意したのは、先の地方会議での指摘を受けてのことであろう。

この演説は、「統監御手控」として清書された原稿が残っている。伊藤は「正式な公務上の意見ではないが」と断って演説したが、実際には統監府で事前に内容が十分練られたものと考えられ、後日侍従武官を通じて上奏され、桂太郎総理にも報告されている⁵⁹⁵。

6月9日、第41回「協議会」で伊藤統監は、暴徒鎮圧のための警察力増加の方策として、先の第39回「協議会」(4月29日)で勘考中としていた自らの意見を開陳していた。その方策とは、現在2000名の日本人憲兵に加え、「各地において多く軍籍にありし者等より4000人の韓人を募集し、これを憲兵補助員として日本の憲兵に附属せしめ暴徒鎮圧を専務とし、傍ら各地方治安維持の任に当たらしめん」とするものだった。宋秉峻内部大臣は、先の韓国軍隊解散と共に韓国憲兵も廃止されたばかりであるのに、韓国人を憲兵補助員としたり暴徒となった後帰順した者も加えたりすることへの疑問を呈す。しかし伊藤は「本案の実現困難なりとの御意見なれば、之に勝る名案を案出せられ、当方に御協議ありたし」としてこの案を通したのである⁵⁹⁶。

⁵⁹⁴ 憲政資料室資料『倉富勇三郎関係文書』30-1「陸軍将校招待席上伊藤統監演説要領筆記」。

⁵⁹⁵ 憲政資料室資料『伊藤博文文書』(その1)書類の部212-4「陸軍将校招待席上伊藤統監演説要領筆記」。

⁵⁹⁶ 『韓国併合史料』第二巻、889頁。

同年 8 月までに、前年軍隊解散のため離職した元軍人の中から 4000 名の憲兵補助員が採用され、義兵の探索、民情探索などの任務に従事することになった。また韓国政府は同 8 月、帰順者免罪の期限を同年 10 月 31 日と定める詔勅を出し、期限までの帰順者累計は 8700 名を超えるまでになった。韓国政府は帰順者に公共工事への従事を斡旋し、再び暴徒に戻ることはない方法も講じた⁵⁹⁷。

統監府の記録によれば、1907 年 7 月から 1908 年末までに討伐に従事した憲兵と警察の死傷者は、日本人韓国人合わせて 456 名（うち死亡 179 名、負傷 237 名）。一方義兵側の死者は 1 万 4500 名余だった。暴徒化した義兵の中には人民の財産の略奪を行う盗賊まがいの者もあり、加えて義兵軍を掃討する日本軍による収奪、戦闘の巻き添えになっての死亡や家屋の焼失など、人民の被害も大きかった。同年 2 月、暴動遭難者に救恤金を出す詔勅が下り、被害の大きかった一般人民のうち、死亡した韓国人 1259 名、日本人 125 名、清国人 1 名、焼失戸数 6681 戸に対し、1908（明治 41）年中に合計 9 万 4000 円余りの恩賜金が交付された⁵⁹⁸。

しかし 1908 年末に一旦鎮静化していた義兵も、翌 1909 年春には再び数百人規模で各地にしばしば出沒するようになる。1909 年中の損害は、討伐従事者は死亡 11 名、負傷 27 名、義兵側は死亡 3001 名、負傷 286 名で、帰順した者 2091 名、捕らえられた者 2844 名だった⁵⁹⁹。伊藤が統監の間、いや統監辞任後も、義兵闘争の終息をみることはなかったのである。

1908 年 11 月末には、韓国政府内では李完用総理大臣が伊藤に辞意を漏らしていた。李総理大臣は、「一般国民の現政府の攻撃の声は今尚赦々なるものあり。（中略）一進会は、韓国に在りては一大政治団体にして、其会員は全国到る処に深く満たせり。然るに此一進会に対する一般国民の感情は如何と云うに、到る処に怨声を聞き、同時に現政府は一進会派の政府なりと誤信するもの多く、従って政府に対しても亦怨声を放つに至る。（中略）又政府同僚間に在っては、自分は当に其の調和を計る上に付ては大に苦心し居れるも、時々些細の事より同僚間に紛議を起し、争論を免れざるものあり。（中略）宋秉峻其の人に就ては、先刻申上げたる如く屢々閣僚間に小波瀾を起す傾きあり。自分は其の間に立ちて毎度調停を試み、幸いに今日まで甚しき衝突を見るに至らざるも、或いは恐る他日全般の破綻を成す因ともなきはなり。」⁶⁰⁰と、韓国民が現政府を特に一進会との関係から攻撃し、一進会の宋秉峻内部大臣は他閣僚としばしば衝突し閣内に紛議を起こしていること等に耐え難くなっていると、その理由を述べた。

伊藤統監は李完用総理の辞職を了解せず、ほどなく宋秉峻を更迭させた。その後任として、

⁵⁹⁷ 『第二次韓国施政年報 明治 41 年』、57 頁。

⁵⁹⁸ 同上、58 頁。

⁵⁹⁹ 朝鮮総督府『第三次施政年報 明治 42 年』（朝鮮総督府、1911）、63-64 頁。

⁶⁰⁰ 憲政資料室資料『伊藤博文文書』（その 1）書類の部 385-2「伊藤統監李総理対談筆記」。

先に政府を去っていた朴齋純が内部大臣に就任した。

伊藤は日本の皇室制度調査局の仕事もあり、相変わらず日本と韓国を行き来していたが、伊藤の不在中も「協議会」は曾禰副統監によって続けられ、富国のための韓国勸業銀行の設立、普通学校の建設などが進められた。

日韓皇室交流と韓国皇帝の巡幸 第3次日韓協約締結後の1907(明治40)年8月8日、純宗に子がなかったため、異母弟の李垠(1897-1970)⁶⁰¹が皇太子に立てられた。伊藤は、皇太子垠を日本に留学させ将来の日韓関係の礎とすることを計画し、皇帝純宗の了承を得ると、一時帰国して天皇にも了承を得た。

韓国皇太子の留学に先立ち、伊藤は日本の皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)の韓国行啓を奏上する。第3次日韓協約締結によって日本が韓国の内政全般を取り仕切るようになり、その後、これに反抗する義兵活動のみならず韓国民の反発も続いていた。伊藤は、皇室外交によって日韓の親密なイメージが広まることを期待したのである。

皇太子は、10月16日から20日まで、有栖川威仁親王、陸軍大将桂太郎、海軍大将東郷平八郎らを伴って韓国に滞在し、韓国皇室との交流を深めて帰国した。皇帝純宗は、これに応える特派報聘大使の派遣を決定するとともに、皇太子李垠の日本留学を正式に決定した。11月23日、純宗は伊藤を太子太師に任じて皇太子との師弟関係を結ばせる。12月に入り、伊藤は皇太子垠を伴い一時帰国し、自らの女婿で枢密顧問官の末松謙澄と侍従職幹事岩倉具定を付けて修学を助けさせた。

1909(明治42)年1月には、皇帝純宗の巡幸が韓国南部(1月4日~14日)、北西部(同月27日~2月3日)の2回にわたり実施され、伊藤はその全行程に同行した。巡幸は伊藤の発意によるもので、その目的は「願わくは南北の韓民をして一挙我に信頼するの外、途なきを知らしめんと欲する」⁶⁰²ところにあった。

巡幸先では、日本皇室との親電交換、艦隊の視察、地方治績の下詢、孝貞の表彰、高齢者および内外国人の賜謁、各団体への賜金、殉国者致祭の沙汰など、韓国民への恩賜行事や日韓友好を演出する行事が行われた⁶⁰³。

日本では、明治初年代から10年代にかけて明治天皇が6回に渡って日本中を巡幸して回り、国民に天皇中心の国家体制への意識を浸透させる役割を果たした。伊藤は、この明治天皇巡幸に倣って、韓国でも皇帝巡幸とそれに伴う日韓合同行事を行うことにより新体制への韓国民の

⁶⁰¹ 李垠は大韓帝国最後の皇太子で、称号は英親王。訪日後は、学習院、陸軍幼年学校、陸軍士官学校で学んだ。韓国併合後は日本の王族となる。妃は梨本家の方子女王。

⁶⁰² 「桂太郎宛書簡」『伊藤博文伝』下、823頁。

⁶⁰³ 『日本外交文書』第42巻第1冊、183頁。

理解が得られることを期待したのである。

伊藤は、各地での歓迎会など機会がある度に、皇帝巡幸の趣旨が「地方人心の平和に復し、我が輔導により韓国の富強を図らん」⁶⁰⁴こと、日本の目的は「韓国を扶植誘導し、共に文明の域に進む」⁶⁰⁵ことにあることを自ら演説して回った。伊藤は1899（明治32）年に、政党結成準備のため、全国を遊説して立憲国民、文明国人民としての心構えを説いて回ったが、巡幸に伴う演説はそれを彷彿とさせるものだった。

しかし、伊藤の意図するところが簡単に韓国民に受け入れられるはずもなかった。一進会などの親日団体は皇帝巡幸を歓迎し、伊藤の演説も地方官吏らにはある程度理解された。しかし皇帝巡幸に対する一般の韓国民衆の反応は冷ややかなものだった⁶⁰⁶。

大邱で、郡守兩班儒生を前に演説した際には、伊藤が「尚諸君に望む所は、諸君が韓国皇帝陛下の聖旨に服して、陛下の韓国国民の為に図らるるの叡智に違ふことなく、当地方人民の先進者として^{しんしん}搢紳として聖旨のある所を一般人民に伝え、一日も速やかに韓国の文化に赴き富強の実の挙る様努められんこと是なり」と述べたところで、群衆から一人の韓国人が演壇に俄に近づき何ごとか発言し周囲に制止された。伊藤は続けて、「固より国民としては、一個人は一個人の考えあらん。然れどもこの統監は個々人の意見に耳を傾くるものにあらず。本統監は今赤心を^{ひら}披きて諸君が韓皇陛下の聖旨に服従せんことを勧告したり。韓国人なるもの^{すべから}須く全国を挙げてその方向を一変するに努めざるべからず。諸君中単独に日本に抵抗せんと欲するあらば、来たり試みよ」と恫喝し、日本が進める方針に黙って従うべしとの本音を見せたのである⁶⁰⁷。

韓国併合の承認と統監辞任 日本国内の頭山満や内田良平ら黒竜会と、韓国内の親日団体一進会の李容九らは、日韓連邦によりアジアの独立を守るとの構想により韓国併合を唱え、伊藤の統監統治を批判した。日本政府内でも、1908（明治41）年7月に成立した第2次桂内閣の桂太郎総理、小村寿太郎外務大臣ら政府中枢や国内世論も韓国併合に傾いていた⁶⁰⁸。

1909（明治42）年春、韓国皇帝の巡幸随行を終えた伊藤は、日本で静養していた。4月10日、桂太郎総理大臣と小村寿太郎外務大臣は、伊藤が滞在していた枢密院議長官舎を訪ね、韓国併合の理由を述べた。2人は伊藤の反対意見を予想し大量の説明資料を持参していたのだが、伊藤は「意外にもこれに異存なき旨を言明した」という⁶⁰⁹。

604 「大邱歓迎会にて」『伊藤公全集』第二巻、475頁。

605 「釜山歓迎会にて」同上、477頁。

606 小川原前掲書、260-265頁。

607 「大邱理事官官舎に於ける郡守兩班儒生に対する訓示」『伊藤公全集』第二巻、485-490頁。

608 『伊藤博文伝』下、837-838頁。

609 同上、1012-1015頁。

同月 23 日には、伊藤は東洋協会の韓国観光団歓迎会の席上で、「従来両国は両国として共に存立し共に並立せしに、今や方に協同的に進まんとする境遇となり進んで一家たらんとせり」と初めて「日韓一家説」を述べ、暗にはあるが公に併合を肯定した⁶¹⁰。

伊藤は、日本政府が 1904（明治 37）年 5 月に対韓方針、対韓施設綱領を定めた時から、併合の可能性は認めていただろう。しかし、いつ頃から「併合止むなし」と考えるようになったかについては議論が分かれる。すなわち、①1904（明治 37）年 5 月、「対韓方針」「対韓施設綱領」決定の最初から、②1907（明治 40）年 4 月、第 1 回日露協約の交渉過程で、伊藤が韓国「アネキゼーション」（併合）に言及した頃から、③1909（明治 42）年 4 月 10 日に桂総理・小村外務大臣の併合論に同意する直前頃から、である。

伊藤は、女婿末松謙澄家に残された覚書に次のように記し、韓国併合の形態について後年実施されたのとは異なる構想を持っていた。

韓国八道より各十人議員を選出し、衆議院を組織する事

韓国文武兩班の中より五十人の元老を、互選をもって選出し、上院を組織する事

韓国政府大臣は韓人をもって組織し、責任内閣と為すべき事

政府は副王の配下に属す

完全の合併なれば協商の必要なし。宣言にして足れり

韓皇室、如何に処分すべき乎

各国に対し執るべきの処置は如何

（『末松子爵家所蔵文書』下、389 頁）

最初の 3 項目で、議会を持ち責任内閣制をとるという自治植民地構想を示している。第 4 項目の「副王」とは、後の統監に当たる職を意味すると思われ⁶¹¹、政府は副王の配下に属するという以上本来の自治とは言えないが少なくとも形式は自治の形を取り、完全な合併はしないとしている。この覚書が書かれた時期だが、統監という語は見当たらないので、第 2 次日韓協約締結（1905<明治 38>年 11 月）より以前に記されたものと思われる。

伊藤の韓国統治の理想は、韓国が他国の容喙なく日本の管理下で「文明国」⁶¹²となって「健全な自治」⁶¹³を行い、韓国民は「悦服」⁶¹⁴し、ひいては日本次いで韓国の利益となることだっ

610 『伊藤公全集』第二巻、494-496 頁。

611 1907（明治 40）年 7 月 12 日に閣議決定された「対韓処理方針」第 2 要綱案但し書に、「統監は副王若しくは摂政の権を有すること」とある。

612 『日本外交文書』第 40 巻第 1 冊、561 頁。

613 『伊藤博文演説集』、384 頁。

たと思われる。

しかし、いかに文明化が進み自治が行われようとも、他国の管理下で人々が悦服するはずはなかった。そもそも独立国である韓国の内政に干渉して改革を行おうとしたのが誤りだった。日本は最初に韓国（朝鮮）の独立を認めながら、独立国である韓国（朝鮮）の内政に干渉を行い、矛盾を生じさせた。そして韓国の独立認定と内政改革と、そのどちらも主導したのは伊藤自身だった。

統監として統治する4年の間に、日本の改革に抵抗して終わらない義兵闘争、改革に対する政府の積極性の薄さから、伊藤もその矛盾は感じていたに違いない。一方で日本国内では伊藤の韓国統治の手ぬるさが批判され、併合論も高まっていた。それでも、統監として韓国統治を自ら放棄するわけにはいかず、韓国民心を集めるための最終手段として行った韓国皇帝の巡幸でも、韓国民の反応は低く、日本の統治への理解を求めて行った演説も反発を露わにされた。伊藤は最終手段だった皇帝巡幸を行う以前に併合方針案を提示されても、おそらく同意しなかった。しかし、韓国統治にそれ以上の打開策を見いだせないなか帰国し、4月10日、桂・小村両大臣から併合方針案を提案されて、これに即時同意したのである。

伊藤から韓国併合の同意を得た桂太郎総理大臣は、4月17日、山県有朋宛書簡で、「この頃御内話申し上げ置き候韓国前途の事も、如形論定の上は、例の進退問題は必然切迫仕来り申すべく候わんと推察仕り候。就いては所謂時機を早からしむるには却って有力者を必要となさず、彼等韓皇および政府者等の過をなさしむる事こそ今後の政策上尤も妙を得べき策ならんかと存じ候間、断然その意を入れ、曾禰子をしてその後任に推挙致し候方好都合と存じ申し候」⁶¹⁵と、早急に伊藤を更迭すべきとの考えを述べ、その後任に曾禰荒助を推挙した。

6月14日、伊藤は統監を辞任し、即日枢密院議長に任じられた。伊藤の後任には、桂総理大臣の案どおり副統監だった曾禰荒助が就任した。1909（明治42）年7月6日には「韓国併合に関する件」および「対韓施設大綱」が閣議決定され、同日裁可されたのである。

韓国併合に関する件

（前文略）

第1、 適當の時期において韓国の併合を断行すること。韓国を併合し之を帝国版図の一部となすは、半島における我が実力を確立するため最も確實なる方法たり。帝国が内外の形勢に照らし適當の時期において断然併合を実行し、半島を名実共に我が統治の下に置き、且つ韓国と諸外国との条約關係を消滅せしむるは帝国百年の長計なりとす。

614 『伊藤公演説集』、369頁。『韓国併合史料』第一卷、219頁。

615 「山県有朋宛桂太郎書簡」『山県有朋關係文書』1、355頁。

第 2、併合の時期到来する迄は、併合の方針に基づき充分に保護の実権を収め、努めて実力の扶植を図るべき事
(『日本外交文書』第 42 巻第 1 冊、179-180 頁)

「半島における我が実力を確立」し、「半島を名実共に我が統治の下に置」くことが「帝国百年の長計」であるため、「適當の時期において韓国の併合を断行する」という。

当時外務次官だった倉知鉄吉が後年記したことによると、統監を伊藤から曾禰荒助に替えるとの内議があった 1909 (明治 42) 年春、その更迭に先立ち韓国併合方針を確立することが必要として、小村寿太郎外務大臣が倉知次官に起草を命じたという。伊藤の更迭は、韓国併合の実行と一体として考えられていたのである。倉知次官が提出した方針案、すなわちこの「韓国併合に関する件」は、3 月 30 日に小村外務大臣から桂太郎総理大臣に提出され、4 月 10 日に伊藤に示されて同意を受け、7 月 6 日の閣議で初めて公表されたという⁶¹⁶。

また「併合」という語について倉知は、「当時我が官民間に韓国併合の論少なからざりしも、併合の思想未だ十分明解ならず、(中略) 従って文字も亦合邦或いは合併等の字を用いたりしが、自分は韓国が全然廢域に帰して帝国領土の一部となるの意を明らかにすると同時に、その語調のあまりに過激ならざる文字を選ばんと欲し、種々苦慮したるも遂に適當の文字を発見すること能わず。因って当時未だ一般に用いられ居らざる文字を選ぶ方得策と認め、併合なる文字を前記文書に用いたり。之より以後公文書には常に併合なる文字を用いることとなれり」⁶¹⁷と、その語を使うこととなった由来を述べる。

倉知が、その後小村寿太郎外務大臣の指示により作成した併合方法順序細目が、併せて決定された対韓施設大綱である。

対韓施設大綱

韓国に対する帝国政府の大方針決定せられたる上は、同国に対する施設は併合の時機到来する迄、大要左の項目に依り之を実行することを必要なりと認む。

- 第 1、帝国政府は既定の方針に依り韓国の防禦および秩序の維持を担当し、之が為に必要なる軍隊を同国に駐屯せしめ、かつ出来得る限り多数の憲兵および警察官を同国に増派し、十分に秩序維持の目的を達する事
- 第 2、韓国に関する外国交渉事務は、既定の方針に依り之を我が手に把持する事
- 第 3、韓国鉄道を帝国鉄道院の管轄に移し、同院監督の下に南満州鉄道との間に密接なる連絡を付け、我が大陸鉄道の統一と発展を図る事

⁶¹⁶ 「朝鮮総督府外字局長小松緑宛前外務次官倉知鐵吉覚書」『伊藤博文伝』下、1012-1013 頁。

⁶¹⁷ 同上、1013-1014 頁。

第 4、なるべく多数の本邦人を韓国内に移植し、我が実力の根底を深くすると同時に、日韓間の経済関係を密接ならしむる事

第 5、韓国中央政府および地方官庁に在任する本邦人官吏の権限を拡張し、一層敏活にして統一的の施政を行うを期する事
(『日本外交文書』第 42 卷第 1 冊、180 頁)

伊藤は韓国にいたため閣議決定には参加していないものの、対韓施設要綱も了解し認めていたようである。後日、伊藤が満州に向け出発する前に倉知がこの大綱について意見を求めたところ、伊藤は「まあ大体はあんなものなるべし」と答えたという⁶¹⁸。

伊藤は、事務引継のため 1909 (明治 42) 年 7 月 1 日に大磯を出発し、5 日夜、韓国漢城に入っていた。日本で韓国併合の方針が閣議決定、裁可された同じ日の 7 月 6 日に、伊藤は韓国皇帝純宗に謁見して統監辞任の挨拶を行い、皇帝はその功績に対する謝意とともに、将来の皇太子の教育および皇帝への輔翼への希望を述べている⁶¹⁹。

伊藤は韓国に渡る直前の 7 月 3 日、桂太郎総理大臣宛に韓国司法および監獄事務委託に関する意見書に協約案を付けて送付した⁶²⁰。この案は、7 月 6 日、伊藤の提案通り閣議決定して天皇の裁可を受け、桂総理から「閣下の御来示の方法に依り韓国政府との間に交渉を遂げられんことを希望す。」と伊藤に任せる旨が通知された⁶²¹。

伊藤は 10 日にも参内し、「韓国将来の政治上の施設については京城出発以前に李総理大臣に対し委細開陳すべきをもって、追って首相より奏聞の際は親しく御聴納あらんことを望む」と皇帝に奏上する⁶²²。早速その日の夜、伊藤と曾禰荒助新統監、李完用総理大臣、朴齊純内部大臣で司法に関する覚書締結に関し交渉が持たれ、翌日には閣議を経て上奏され、締結の勅命を受けた⁶²³。

7 月 12 日、曾禰荒助統監と李完用総理大臣の間で、「韓国司法および監獄事務委託に関する覚書」が調印された。

第 1 条 韓国の司法および監獄事務の完備したることを認むるときまで韓国政府は司法および監獄事務を日本政府に委託すること

618 「朝鮮総督府外字局長小松緑宛前外務次官倉知鐵吉覚書」『伊藤博文伝』下、1014 頁。

619 『日本外交文書』第 42 卷第 1 冊、180-182 頁。「純宗実録」1909 年 7 月 6 日記事『朝鮮王朝実録』、国史編纂委員会。『日本外交文書』第 42 卷第 1 冊の筆記録で、日付が 7 月 3 日となっているのは誤り。伊藤は 3 日、まだ日本にいた。

620 『日本外交文書』第 42 卷第 1 冊、177-179 頁。

621 同上、179 頁。

622 同上、182 頁。

623 小川原前掲書、226 頁。

第2条 日本政府は一定の資格を有する日本国および韓国人を在韓国日本裁判所および監獄の官吏に任用すること

第3条 在韓国日本裁判所は法令に特別の規定あるものの外韓国臣民に対しては韓国法規を適用すること

第4条 韓国地方官庁および公使は、各職務に応じ司法および監獄の事務に付き在韓国日本当該官吏の指揮命令を受け、又はその補助を為すこと

第5条 日本国政府は韓国の司法および監獄に関する一切の経費を負担すること

(『日本外交文書』第42巻第1冊、182頁)

韓国施政改革のなかでも伊藤が最もこだわっていた司法改革を、日本が直接行うことになった。日本が韓国を併合するための形式的準備は、ほぼ整ったのである。

第3節 安重根と伊藤博文

ハルピン駅にて 1909（明治42）年10月16日、枢密院議長伊藤博文は、かねて希望していた満州旅行のため、福岡の門司から大連に向けて出発した。大連、旅順を視察後、同月26日、列車で到着したハルピン駅プラットホームで銃撃を受け、程なく死亡した。

伊藤の満州行きは「個人の資格」で訪れたもので、「何等の使命も帯びたものでない」ことを、日本政府も伊藤自身も述べている⁶²⁴。しかし実際には、ロシアの外務大臣ココツフェフと今後の満州・韓国問題を非公式に話し合うことを第一の目的としていた⁶²⁵。

10月26日朝9時、伊藤は東清鉄道の特別貴賓車でハルピン駅に到着する。構内の別車両で待っていたココツフェフ外務大臣の訪問を受け、車内のサロンで約30分対談の後、外務大臣の先導によりプラットホームに降り立った。ロシア守備隊を閲兵し各国領事らに挨拶して、日本人歓迎者の方に向かおうとしたとき事件は起こった。一人の男が列から出てくると、伊藤に向かって連発銃を発射したのである⁶²⁶。

倒れた伊藤は、直ちに随員に支えられて列車内に運び込まれ応急手当がされた。しかし、伊藤は3発の銃弾を受けており、うち2発は致命傷だった。銃撃から約30分後、伊藤は息絶えた。7連発されたうちの3発は、ハルピン駐在川上俊彦総領事、南満州鉄道株式会社の田中清次郎理事、随行者の森泰二郎秘書官にもそれぞれ怪我を負わせた。同行していた南満州鉄道株式会社の中村是公総裁の手配により、列車は伊藤の遺骸を乗せたまま大連に戻ることになり、その日の11時40分にはココツフェフ外務大臣に見送られてハルピンを出発した。

ハルピンは清国内にありながらロシア東清鉄道の付属地だった。伊藤に発砲した実行犯の安重根（1879-1910）は、ロシア官憲によって直ちに取り押さえられ、共犯とされた韓国人数名も捕らえられた。ロシア官憲は安らを審問し全員韓国人と認めると、ロシアの裁判によって裁かないことを決定して日本側に引き渡す。事件の予審および裁判は、旅順の関東都督府地方法院において行われることになった⁶²⁷。

伊藤の遺体は大連から軍艦で日本に運ばれた。天皇は伊藤を従一位に叙し、国葬を行うこととした。また韓国皇帝純宗は詔勅を出して伊藤の功績を称え、諡号「文忠」を贈った⁶²⁸。11月4日、日比谷公園において国葬が執り行われる。満68歳の生涯だった。

伊藤の死に関して東京帝国大学文科大学学長井上哲次郎（1856-1944）は、「ハルピンにおいて

624 『日本外交文書』第42巻第1冊、193頁。

625 『伊藤博文伝』下、865-866頁。

626 礪川全次『安重根事件公判速記録』（批評社、2014）178-189頁。『日本外交文書』第42巻第1冊、197頁。

627 『日本外交文書』第42巻第1冊、199頁。

628 「純宗実録」1909年10月28日記事『朝鮮王朝実録』、韓国国史編纂委員会。

韓人のため銃殺された」ことは「不幸中の幸い」と言い、次のように続けた。「何故なれば、対手が韓人であるから韓国経営の為に犠牲となったことが明瞭である。そうして血をもって一切生前の欠点を拭い去ったのである。それで世界万衆の同情が公の一身に集まって来たので、真に最後の花を咲かしたというべきである」⁶²⁹。韓国の保護国化とその後の韓国経営が韓国人にとって非情なものだったことは、日本でも周知のことだったのだ。それを実行した伊藤の罪も、その血によって払拭されたとの印象を井上は持ったのだろう。そして日本人は、伊藤の血により、韓国における日本の罪も払拭されたと思ったのかもしれない。

伊藤暗殺の理由と死刑判決 伊藤博文を銃撃した安重根は、事件後に著した自伝『安応七歴史』によると、韓国黄海道の地主の家に生まれた。応七は字で、胸と腰に7つの黒子があったことから名付けられたという。父親が信者だったことから10代後半でキリスト教に改宗した。日露戦争の頃独立運動に目覚め、学校運営に携わったり国債報償運動に参加したりした後、ロシアに渡る。ウラジオストクで排日運動に従事していた1909(明治42)年正月、同志12名と共に断指同盟を結成して左手薬指を詰め、その血で大極旗に「大韓独立」の文字を書き染めて決起し、初代韓国統監伊藤博文をはじめ、第2次日韓協約に調印した韓国の大臣らを暗殺することを誓ったという⁶³⁰。

11月2日、安重根は他の被告人らと共に旅順に向け護送された⁶³¹。同月6日、安は監獄内で、鉛筆で認めた「伊藤博文の罪悪」15カ条を監吏に提出する。その内容は次のとおりである。

1. 1867年、明治天皇の父親太皇帝陛下 [孝明天皇] を殺害した大逆不道のこと
2. 1894年、人を韓国に遣わし兵を宮廷に突入させ、韓国王妃を殺害させたこと
3. 1905年、兵力をもって韓国宮廷に突入し、皇帝を脅して第2次日韓協約を定めたこと
4. 1907年、さらに兵力を加えて韓国皇帝の前に突入し、抜剣し脅して第3次日韓協約を定めた後、皇帝を廃位したこと
5. 韓国内の山林、河川、鉱山、鉄道、漁農商工業等を皆収奪したこと
6. 所謂第一銀行券を韓国内に流通させ、全国の財政を枯渇させたこと
7. 国債1300万元を韓国に負わせたこと
8. 韓国内の学校の書籍を押収して燃やし、内外の新聞が人民に伝わらないようにしたこと
9. 韓国内において国権回復のために蜂起した多くの義士を暴徒と称し、銃殺又は絞殺し、甚だ

⁶²⁹ 『伊藤博文伝』下、901-903頁。

⁶³⁰ 「安応七歴史」『韓国警察報告資料巻の3』、国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.A05020350600。

⁶³¹ 『日本外交文書』第42巻第1冊、207-208頁。

- しきは義士一家全部を殺害して、その数は十余万人に上ること
10. 韓国青年の外国遊学を禁止したこと
 11. 所謂韓国政府大官の五賊七賊等、一進会の輩と結び、韓国人が日本の保護を望んでいると言わせたこと
 12. 1909年、さらに韓国司法および監獄事務委託に関する覚書を定めさせたこと
 13. 韓国全土を日本の属邦であるかのように宣言したこと
 14. 韓国は1905年以来安らかな日はなく、2000万の生霊の泣き声は天を振るわせ、未だに殺戮、砲弾弾雨は絶えない。伊藤だけが韓国は太平無事であると、上は明治天皇を欺いていること
 15. これより東洋平和は永く破れ、幾万の人が滅亡を免かれないこと

(『日本外交文書』第42巻第1冊、208-209頁)

罪状に挙げられた内容のうち、1の孝明天皇の死は伊藤とは全く関係がなく、その他の項目にも根拠不明の内容が見られる。しかし、罪状内容の多くは伊藤と何らかの関係がある。例えば、2の王妃殺害(乙未事変)については、殺害計画自体は伊藤が指示したものではないとはいえ、日本人関係者を処分しなかったのはやはり伊藤の過ちだった。4の第3次日韓協約締結に際しても伊藤が抜刀するなどの事実はないが、伊藤が統監だった際の韓国での施策には大なり小なり伊藤の責任は免れない。安重根にとって伊藤は、日本による韓国統治の元凶、象徴であり、これは多くの韓国人の認識と大きく異なるものではなかった。

安重根による伊藤博文暗殺は、清国内における韓国人の犯罪である。第2次日韓協約(1905<明治38>年)により外国における韓国人に関する事務は日本が行うこととなっており、また韓清通商条約(1899<明治32>年)により韓国は清国で領事裁判権をもつことから、ハルピンで韓国人が起こした事件は日本の刑法の適用を受けるものとされた⁶³²。

安は16日に結審した予審においても、伊藤暗殺の理由として監吏に示した「伊藤博文の罪状」と内容はほぼ同様の「①王妃の殺害、②第2次日韓協約、③第3次日韓協約、④韓国皇帝の廃立、⑤韓国陸軍の解散、⑥良民殺戮、⑦利権略奪、⑧教科書焼棄、⑨新聞購買禁止、⑩銀行券の発行、⑪300万円国債の募集、⑫東洋平和の攪乱、⑬保護政策の名実伴わないこと、⑭日本の先帝孝明天皇を殺害したこと、⑮日本および世界を瞞着したこと」の15カ条を挙げた⁶³³。

嫌疑者等の尋問が終了した11月30日、旅順に派遣されていた倉知鉄吉政務局長は小村寿太郎外務大臣宛に極秘電報を送り、安重根の処罰に対する政府の意向を問い合わせる。「法院に

⁶³² 『安重根事件公判速記録』、178-189頁。『日本外交文書』第42巻第1冊、209頁。

⁶³³ 新聞集成明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』第14巻(林泉社、1936-40)、171頁。

においては、無期懲役に止めるべきとの論が出る」ことが予想されるなか、「行政部よりこれに掣肘を加えるかのような形跡は避けるべきではあるが」と断りながらも、安を「死刑」にすべきかどうかを問うたのだった⁶³⁴。

問い合わせに対し小村外務大臣は、「懲悪の精神により極刑に処せらるること相当なりと思考す」（12月2日）と回答し、倉知法務局長は都督府高等法院長に安重根を「極刑」にすべく交渉する。法院長は大いに当惑して、政府の希望に沿うことは非常に困難であることを述べた。しかし倉知は、「若手職員中には司法権独立の思想より、法院が政府の指揮を受くる姿となるを喜ばず、既にその気色を現す者すらあるをもって、高等法院長が之を操縦するに困難なるは察すべきなり」と述べるように、自らも十分司法権の独立を侵すと知りつつ、「政府の御希望」である死刑求刑を法院長に了承させたのである⁶³⁵。

かつてロシア皇太子が斬りつけられ負傷した大津事件（1891<明治24>年）の際、政府やロシアからの死刑適用を働きかける圧力にも関わらず、大審院院長の児島惟謙は被告の元警察官津田三蔵に無期徒刑判決を下し、司法の独立を守った。それから20年近く後の伊藤博文暗殺に当たって、司法は政府の圧力に屈したのである。

安重根は、1910（明治43）年2月14日、関東都督府地方法院において死刑判決を受け、翌月3月26日に絞首刑に処せられた。

安重根の東洋平和論 尋問が終了した1909（明治42）年12月13日、安重根は自身の生涯を『安応七歴史』として書き始め、死刑判決を受けた1カ月後の3月15日に書き上げた。『東洋平和論』は、その後執筆を始めたと思われる。

『東洋平和論』は全文漢文で書かれているが、序文が完成し目録（序文、前鑑一、現状二、伏線三、問答四）が書かれた後、本論のうち前鑑一が未完成のままで終わっている。書き始めた時は処刑日まで少なくとも2カ月の期間があると考えられていた。しかし、事件に共鳴したり同情したりする国内外の世論の広がりを恐れて刑の執行が早められたため、安には『東洋平和論』執筆に10日ほどしか残されていなかったのである。

安重根が意図した東洋平和に対する思想は、残された未完の『東洋平和論』、公判記録での陳述、平石氏人関東都督府高等法院長の事前の聴取書等によって、大略をつかめるにすぎない。

『東洋平和論』序文は、「合成散敗、万古常定之理（合すれば成り、散ずれば敗れるとは、万古に定まれる道理である）」で始まり、次のような内容が続く。

634 『日本外交文書』第42巻第1冊、211-212頁。

635 同上、212-213頁。

現今の世界は東西両半球に分かれて人種もそれぞれ異なり、互いに競い合っている日常である。(中略)古から東洋の民族は、ひたすら文化に務め自分の国をつつましく守るだけで、欧州の地を一寸一尺たりとも侵し奪ったことはなかった。(中略)ところが最近数百年以来、欧州諸国がまったく道徳を忘れ、日々武力を頼みとし、競争心に駆られて少しもはばかりることがなかった。中でもロシアは最も甚だしく、西欧にも東亜にもその暴行に起因する害悪の及ばないところがない。(中略)

ゆえに天は一つの機会を与えて、東海の島国日本をしてこの強大なロシアを満州大陸で、一撃で倒させたのである。(中略)この時に当たり、もし韓清両国の人民が上下一致して過去の仇を取ろうとして日本を排斥してロシアを助けたならば、日本の大勝はなく、ロシアを弄ぶことはできなかつたであろう。しかし韓清両国の人民はそのような行動に出ることを考えなかつたばかりでなく、かえって日本軍を歓迎し、彼らのために運輸、道路建設、探索などに労苦をいとわず力を尽したのである。それには二つの要因があった。

一つは、日露開戦の時、日本の天皇の宣戦布告の文書に、「東洋平和を維持し、大韓独立を強固にする」と書かれてあった。このような大義は青天白日の光よりもさらに輝き、韓清の人々は賢者も愚者も区別なく一致して和やかに従ったのである。もう一つは、日本とロシアの戦いは黄白両人種の争いともいふべきもので、過去の仇敵の心情が一朝にして消え、大きな人種愛となった。(中略)

快なるかな、壮なるかな。数百年来、悪行の限りを尽した白人の先鋒を、太鼓の一打で大きく打ち砕いたのである。(中略)この時、韓清両国の心ある者は、はからずも自分たちが同じく勝ったかのように喜んだ。日本の政略がこれより始まり、東西両半球が天地開闢以来第一等の偉大な事業を見事に樹立するために、自らそれに努めようとした。

ああ、千々万々思いもかけなかつたことだが、勝利した日本は、凱旋するなり、最も親しいはずの善良な韓国に対して無理な条約を迫り、(保護条約という名目の下に)満州長春の南に位置する韓国を占拠した。(中略)

東洋平和と韓国独立という言葉は、既に天下万国の人々の耳目に焼きつき、その信義は金石のごとく韓清両国人の脳裏に刻印されていた。この文字に表わされた思想は、たとえ天の神の力をもってしても消滅させることはできない。(中略)

現在、西洋の勢力が東洋に押し寄せる患難に対して、東洋の人々が一致団結して極力防禦することが最上の策であることは、小さな童子でもはっきりと知っている。しかるに、なぜ日本はこの道理に適った形勢を顧みず、同じ人種である隣国を剥ぎ裂いて、友誼を断絶し、自ら蚌鷸の争いを起こすような、愚かなことを仕出かすのであろうか。

韓清両国人の望みは大きく絶たれてしまった。(中略)このような東洋の悪を幾億万人の黄色人種の中の幾多の有志が慷慨することいかばかりであろうか。(中略)そのために(自分は)東洋平和のための善戦をハルピンにおいて開始したのである。そのことを繰り返し語り、旅順口に来てから後も、東洋平和の問題について意見を提出する次第である。⁶³⁶

安重根は、公判3日目(2月9日)に意見陳述を許された際にも、伊藤博文殺害は大なる目的である「東洋平和」のために行ったと述べる。『東洋平和論』序文と同様、日露戦争開戦に当たり天皇が宣戦の詔勅で「東洋の平和を維持し韓国の独立を鞏固にする」と宣言し、人々に希望を持たせたにもかかわらず、戦勝後には伊藤は第2次日韓協約締結を強要し、統監となつては第3次日韓協約締結を行ったため、韓国人民が伊藤を仇敵と考えるようになったと述べた⁶³⁷。

平石氏人都督府高等法院長による聴取書では、安重根は東洋平和のための具体策を述べている。日本がそれまでの政策を改め新たに執るべき政策として、①旅順を一旦清国に還付して日清韓の軍港とする。②旅順を平和の地として東洋平和会を組織する。③東洋平和会会員(日清韓の人民数億がこれに加入)から1人1円の会費を徴収し、財源とする。④銀行を設立し、まず兌換券を発行して信用を得、金融を円満にする。⑤各要所に平和会支社を置く。⑥列強に対抗するため日韓清3国の青年を集めて軍団を編成する、等を挙げるのである⁶³⁸。

日本では、19世紀後半からアジアに進出してきた欧米列強を脅威として、清国、朝鮮と対等に連帯しこれに対抗しようとする思想が興った。早くは幕末に勝海舟が3国連合して西欧に対抗することを説いた(1863<文久3>年)⁶³⁹。明治初期にも3国の対等連帯を志向する動きがあり、1880(明治13)年に発足した興亜会も当初は3国をはじめ東洋の団結を目的としたし、自由民権運動家の植木枝盛(1857-92)は独自のアジア連合論を説いた。

しかし、その後の日本と清国の対立やロシアの進出などで東アジア情勢が大きく変化する。

⁶³⁶ 「東洋平和論」序文、安重根著／うのていを訳『安重根自叙伝・東洋平和論』(愛知宗教者九条の会、2011)、87-90頁。

⁶³⁷ 『安重根事件公判速記録』、103-104頁。日露戦争宣戦の詔勅(1904<明治37>年)は、「韓国の保全」重視、「東洋の治安」維持、「極東の平和」等の言葉を並べ、実は韓国の「独立」という言葉は用いていない。しかし安重根はその中に、日清戦争宣戦の詔勅(1894<明治27>年)の「朝鮮の独立」同様の意味を期待し信じていた。実際に日露戦争開始後間もなく結ばれた日韓議定書には、「韓国の独立」が保証されている。

⁶³⁸ 国家報勲処・光復会『21세기와 동양평화론(21世紀と東洋平和論)』(1996)掲載の平石法院長の聴取書の影印(59-71頁)から、東洋平和に関する部分(67-69頁)をまとめたが、後半速記(竹内書記による)の筆が乱れて十分読み取れない部分がある。

⁶³⁹ 「海舟日記」、勝海舟『解離録・建言書類』(原書房、1968)、17頁。「今朝、桂小五郎、対馬藩大島友之允同道にて来る。朝鮮の議を論ず。我が策は、当今亜細亞洲中、欧羅巴人に抵抗する者なし、これ皆規模狭小、彼が遠大の策に及ばざるが故なり。今我が邦より船艦を出し、広く亜細亜各国の主の説き、横縦連合、共に海軍を盛大し、有無を通じ、學術を研究せずんば、彼が蹂躪を遁がるべからず、先ず、最初隣国朝鮮よりこれを説き、後支那に及ばんとすと。同人悉く同意。

朝鮮での甲申政変（1884<明治 17>年）失敗後には、対等な立場による東アジア連帯の動きは停滞し、日清戦争（1894-1895<明治 27-28>年）に至って消え去った。

朝鮮で壬午事変、甲申政変が起こった当時、日本政府内でも東洋の平和が云々され、日清戦争でも宣戦の理由は清国が朝鮮の独立をはっきり認めずに「東洋の平和」維持を乱すためとされ、東洋平和が名目にされた。これらはいずれも、朝鮮に関する日清両国の衝突に対して、東洋の平和の乱れ、東洋の平和の保全を主張する。

日露戦争宣戦の詔勅（1904<明治 37>年）でも「極東の平和」が謳われたが、西洋列強の一国であるロシアとの戦争であることから、この時期唱えられた東洋平和、東洋の連帯は、以前とは異なる性格を持つようになった。西洋帝国主義のアジア侵略に対抗するため、アジア諸国が日本を盟主として団結しようとする「アジア主義」⁶⁴⁰である。日露戦争の後、日本を盟主とする東洋平和論は、昭和の日中戦争、太平洋戦争期に、戦争やアジアへの進出を正当化する論理として大いに利用されることになる。

伊藤博文も最晩年の 1909（明治 42）年になって、さかんに東洋平和を口にしてしている。この年 6 月に韓国統監を辞した伊藤は、8 月、韓国皇太子を伴って東北、北海道を巡遊した。清国では前年に、9 年後の憲法制定と議会召集が決定され、いわばかつて伊藤が日本で行った手法での憲政改革が行われようとしていた。伊藤は巡遊先の山形市で、清国のこの改革を、東洋平和を乱す可能性があるものとして憂慮する演説を行い、「かくの如き邦域の広き国にて人口の多数なる、若しあるいは此処に内政内乱の起こるが如きことあらば、実に世界にとりて由々しき大事なり。（中略）日本は誠意をもって極東の平和維持の為に全力を尽しつつあり。若し極東の平和破裂すれば損害を第一に蒙るは我が日本帝国なり。（中略）自分は支那の事情を研究し彼の国の改革実況について多少疑惑を抱くが故に斯く憂慮する次第なり。」⁶⁴¹と述べて、清国の憲政が進むことへの期待より、改革が内乱を引き起こし、その禍が日本に及ぶことを心配した。

伊藤は次の巡遊先の福島でも、清国の改革の成功如何が「東洋の平和」に影響を及ぼすことを語る⁶⁴²。同年 10 月、満州ハルピン駅で銃撃を受け死亡する一週間前にも、清国の改革の成功が「極東の平和」に影響すると述べ、日本が満州の発達を図ることが「極東の平和」に貢献すると演説した⁶⁴³。

演説内容から推し量るに、伊藤が言う東洋の平和とは、これ以上の戦争や紛争が起こらないことを指すと考えられる。人生最後と思われる旅順での演説で、「戦闘のしばしば起こるは国

⁶⁴⁰ 大アジア主義、汎アジア主義とも言う。アジア主義は、フィリピン独立運動や中国革命運動などへの関与も生んだが、しだいに国権拡張の性格を強め、第 2 次世界大戦期の大東亜共栄圏思想へとつながっていく。

⁶⁴¹ 「山形市の歓迎会に於て」『伊藤公演説全集』、316-319 頁。

⁶⁴² 「福島歓迎会に於て」『伊藤博文演説集』、412-418 頁。

⁶⁴³ 「大連官民歓迎会に於て」同上、419-420 頁。

家の不利益のみならず人道のためにも好ましからず。平和のうちに必要の設備を為して国運の伸張を計るは最も努むべきことなり」⁶⁴⁴と述べるように、伊藤が基本的に戦争を好まず平和を望んでいたのは確かだろう。

しかし伊藤は独自の平和論、東洋平和思想を持っていたわけではない。西洋文明を至上と考えていた伊藤は、日本を西洋に比肩する文明国にすべく議会制度、憲法制度等を整備し、それを達成してきた。そして日本が達成した西洋文明化を韓国、清国という近隣アジア諸国にも広めることが、東洋の幸福、平和につながるものと信じ、そのために彼らに援助指導した。しかしそれらは、もちろん第一に日本の利益のためだった。仮に韓国や清国で改革が行われるとしても、日本の妨げになるのならそれを否定する。明治日本の政治家である伊藤にとって、それは当然のことだった。言い換えれば、伊藤は西洋文明に支配された近代的思考から抜けることができなかつた、といえよう。

ここで安重根の東洋平和論を今一度見直してみよう。安は、日本が約束していた韓国独立と東洋平和を乱したことを批判し、その元凶である伊藤博文を排除した。そして今は東洋、特に日清韓が団結して西洋に対抗するときである、と主張する。

平石法院長の聴取で安は、西洋に対抗するための日本の政策を提案し、日本が3国の主導的立場となることを認めているが、これはアジア主義にみられる日本をアジアの盟主とする東洋平和論とは異なる。むしろ明治初期に日本で唱えられた3国の対等連帯論に近く、韓国の独立や東洋平和を乱した日本への批判は、後年の、日本のアジア主義を批判した孫文（1866-1925）の大アジア主義⁶⁴⁵にも通ずるものといえよう。それらは、現代もしばしば論じられる東アジア共同体構想にもつながるものである。

平石法院長の聴取書によると、安重根は西洋に対抗するため東洋3国の軍事的連帯を提案しており、戦争をも否定する平和論者というわけではなかつた。また、『東洋平和論』が未完成である以上、その東洋平和思想の全容は明らかではない。しかし山室信一が指摘するように、『東洋平和論』は未完に終わったがゆえに、むしろ重要な意味を持った⁶⁴⁶。未来世代の我々は、白紙のまま残された部分に、未来にあるべき東洋平和論を書くことを任されているのだ。

伊藤の死後 1909（明治42）年12月4日、親日の政治団体一進会（会長李容九）が、日韓合邦を韓国皇帝純宗、韓国統監曾禰荒助、総理大臣李完用に上奏し、日本と韓国が対等な立場で新た

⁶⁴⁴ 「旅順官民歓迎会に於て」『伊藤博文演説集』、421頁。

⁶⁴⁵ 孫文は、1924（大正13）年11月28日に神戸で行った「大アジア主義」講演で、西洋の覇道に対しアジアをはじめ被圧迫民族の提携を呼び掛けた。

⁶⁴⁶ 山室信一「未完の[東洋平和論]-その思想的流れと可能性について-」、李泰鎮（イ・テジン）ほか安重根ハルピン学会『영원히 타오르는 불꽃（永遠に燃え上がる火花）』（知識産業社、2010）、386頁。山室信一『アジアの思想史脈-空間思想学の試み』（人文書院、2017）、第8章。

に帝国をつくることを求める「韓日合邦を要求する声明書」を発表した。一進会は、伊藤が韓国経営を進める上で時に都合よく利用してきた団体である。一進会の日韓合邦声明に対し、韓国最大の政治団体だった大韓協会らは反対を表明した。12月22日には李完用総理大臣が襲われ、刃物で3カ所刺され重傷を負う事件が発生する⁶⁴⁷。

1910(明治43)年6月3日、日本政府は「併合後の韓国に対する施政方針」を閣議決定する⁶⁴⁸。同年8月22日には、漢城において韓国統監府統監寺内正毅と韓国総理大臣李完用の間で「韓国併合に関する条約」が締結され、同月29日公布された。

その第1条は「韓国皇帝陛下は、韓国全部に関する一切の統治権を、完全かつ永久に日本国皇帝陛下に譲与す」、第2条は「日本国皇帝陛下は前条に掲げたる譲与を受諾し、かつ全然韓国を日本帝国に併合することを承諾す」とされ、「韓国からの譲与を日本が受け入れる」という形が取られたのである。条約では、その他、韓国皇族への尊称、歳費等(第3・4条)、韓国人の表彰等(第5条)を定め、「日本政府は前記併合の結果として全然韓国の施政を担当し、同地に施行する法規を遵守する韓人の身体および財産に対し十分なる保護を与え、かつその福利の増進を図る」(第6条)とされた⁶⁴⁹。

併合により「大韓帝国」は消滅した。韓国は日本の一地域である「朝鮮」とされ、1945(昭和20)年8月15日の日本の敗戦受け入れまで、35年に及ぶ日本の統治が始まる。韓国併合条約が公布された1910(明治43)年8月29日に朝鮮総督府が設置され、9月30日には朝鮮総督府官制が定められて、初代総督には韓国統監だった寺内正毅がそのまま就任した。

韓国併合に関する条約締結(8月22日)後間もなく、統監府は韓国内の混乱を避けるべく秘密結社を全面禁止したため、日韓合邦声明を出した一進会も解散費用を与えられて解散する(9月)⁶⁵⁰。日本に協力した形となった一進会に対する韓国内の批判は激しく、望んだ日韓合邦ではなく併合されたことで一進会自身の失望も大きかったと思われる。

時代は下った1932(昭和7)年、朝鮮京城の南山北麓にある奨忠壇公園に、博文寺が^{はくぶんじ}建立された。伊藤博文の菩提を弔い、その功績を称える寺である。鎌倉時代の禅様式を模し朝鮮風を加味した建物は鉄筋コンクリート造り2階建ての壮麗なもので、京城の名所の一つとなった。なお、博文寺の正門は朝鮮の宮殿の一つで併合後に破壊された王宮慶熙宮の興化門を移築したも

647 「伊藤公爵薨去後ニ於ケル韓国政局並ニ総理大臣李完用遭難一件」国立公文書館アジア歴史資料センター、Ref.B03050610300。

648 『日本外交文書』第43巻第1冊、66頁。

649 同上、685-686頁。

650 黒龍会『日韓合邦秘史』下巻(原書房、1966)、709-711頁。

のだった⁶⁵¹。

1939（昭和14）年10月15日には安重根の次男安俊生が博文寺を訪れ、父安重根の法要を行った。翌16日、安俊生は伊藤博文の子伊藤文吉に面会して謝罪し、17日、安俊生と伊藤文吉は共に博文寺に参拝する。いずれも当時の南次郎朝鮮総督が主唱した「内鮮一体運動」の一環として行われたパフォーマンスだった。博文寺は日本の敗戦による解放後に破壊され、やがて人々の記憶から消えていった⁶⁵²。

朝鮮総督府の建物は、王宮景福宮の正門光化門と宮殿との間に、宮殿を遮るように建てられていた。解放後は一時大韓民国政庁として、また長く韓国国立中央博物館として使用されたが、1995（平成7）年に解体され、今はその一部が独立記念館（忠清南道天安市）に遺物のように展示されるのみである。

併合期を思い起こさせる建物が消えていき、人々の記憶からも徐々に消えていったとしても、併合の事実は消え去ることはなく、歴史は変わらない。戦後70年を過ぎてなお、日韓で歴史認識の相違が両国間の問題となるなか、日本は明治以降行ってきた朝鮮（韓国）政策を今一度振り返ってみる必要があるだろう。

伊藤博文は初代韓国統監に就任すると、施政改善に関する協議会をたびたび開いて韓国政府を日本が期待する国家体制に導こうとし、韓国の外交のみならず内政にも干渉を進めた。皇帝高宗が第2次日韓協約の無効をハーグ平和会議に訴えようとする（ハーグ密使事件）、これを責めて退位させ、後を継いだ純宗と第3次日韓協約を結んで内政全般を掌握する。しかし日本主導の改革と親日政権に対する反発は各地で義兵闘争を招き、伊藤は激化する闘争の鎮圧に苦慮した。伊藤は韓国に、独立国の名を与えながら日本の保護国として経営することを望んでいたが、韓国民がそれを都合よく受け入れることはなかったのである。

1909（明治42）年4月、伊藤が桂太郎総理、小村寿太郎外務大臣から韓国併合を打診されてこれを受け入れ、同年6月に韓国統監を辞任すると、間もなく日本政府は韓国併合の方針を決定した。同年10月、伊藤はハルビン駅で安重根に暗殺される。韓国を保護国化し、初代統監を務めた伊藤は、韓国を併合に導いた元凶とみなされるようになった。

⁶⁵¹ 中根環堂『鮮満見聞記』（中央仏教社、1936）、25-27頁。大韓帝国の首都漢城府は、併合後、京城府となった。興化門は、博文寺が破壊され、跡地に建てられた韓国迎賓館の正門として使用された後、慶熙宮復元計画に伴い、慶熙宮跡に再び移された。

⁶⁵² 水野直樹「第12章 植民地朝鮮における伊藤博文の記憶」『伊藤博文と韓国統治』、292-295頁。

終章

未来と過去との対話から 本論文では、近代日本の建設者である伊藤博文を通して明治日本の朝鮮政策を検討した。その際、東アジアへの視線を欠いた近代について問いかけを行うため、「未来からの視点」および「地域からの視点」によることを試みた。

本論で、日本人である筆者が、どの程度地域にとらわれずに日本中心思考から脱し、また評価に耐える批判を行えたかは分からない。しかし、近代における日本の東アジアへの視線の存在は、本論文を書き進めながら終始問い続けたつもりである。

伊藤博文は、明治初年に政府に出仕し、明治も終わり間近の42年に死亡した。明治という近代初期の時代のほとんどを通じて政治の中心にあった人物である。明治の初期から、大蔵省、工部省、法制局などで力を発揮し、初代を含め4度の内閣総理大臣を務めた。その間、官営富岡製糸場建設に関わるなど殖産興業を推進し、財政幣制を整え、憲法制定を行い、議会制度を整えた。伊藤は近代日本建設の第一人者といって間違いないだろう。もちろん日本の近代化は伊藤だけではなく多くの人々の力によるものであり、なかにはその功績ほどに名が知られていない人物も多い。しかし伊藤ほど広範囲の分野で、しかも深く近代日本建設にかかわった人物はいない。

明治期を通じて日本のほとんどの主要政策に関わりを持つにもかかわらず、伊藤博文と朝鮮（韓国）政策に関わる従来の研究では、韓国を保護国化した第2次日韓協約締結や韓国統監期にばかり注目しがちだった。研究の関心が、主に韓国併合に向けられてきたためである。

しかし保護国化以前の朝鮮（韓国）との関わりを知らずに、それ以降の伊藤の韓国に対する認識を知ることはできない。よって本論文では、明治初期からの朝鮮（韓国）政策に伊藤がどう関わったかを逐一たどり、明治期を通しての伊藤の朝鮮政策の形成と変化の全容を明らかにした。

特に、従来注目されてこなかった韓国保護国化以前の伊藤の朝鮮（韓国）政策への関与のうち、重要なのは次の2点であると考えられる。第1に、朝鮮と清国の冊封・朝貢関係の解消への関与の大きさである。伊藤が朝鮮政策に初めて関わったのは、日朝修好条規（1876年、江華島条約）の方針作成だった。日本は、王政復古の新体制通知を拒否されて朝鮮との間で起こっていた書契問題を、江華島事件を機に断ち切り、西洋近代の国際法（万国公法）に則った日朝修好条規によって朝鮮を開国させた。しかし日朝修好条規で朝鮮を「自主の邦」としたものの、伊藤を含め日本政府は朝鮮が国際法でいう独立国かどうかの判断に悩まされた。朝鮮との冊封・朝貢関係をもつ清国は、その後も日本の朝鮮進出にとって長く障壁となった。伊藤は甲申政変後の天津条約で全権大使として清国李鴻章と交渉し、朝鮮に出兵する際の相互通告という、清国と同等

の権利を得る(1885年)。そして日清戦争後の下関条約で再び全権大使となって李鴻章と交渉し、清国に朝鮮の独立を認めさせ、朝清の冊封・朝貢関係を終了させたのである(1895年)。

第2は、朝鮮の内政に直接干渉する道を開いたことである。開国後も朝鮮の政情不安は宗主国清国からの干渉を招きかねず、隣国日本の国防にとって大きな不安材料だった。日本は、駐在公使から朝鮮政府内の改革派への働きかけにより間接的に朝鮮政府の改革を図ろうとしていた。甲午農民戦争(1894年)に際し、伊藤は、清国に対抗して留兵するため、「日清合同による朝鮮事変鎮圧および朝鮮内政改革」を目的とする方案を立てる。しかしこの案が清国に拒否されると、目的は陸奥外務大臣が追加提案し伊藤も了承した「日本単独での朝鮮内政改革」に変更されたのである。日本が朝鮮の内政改革を進める理由は、「日本が朝鮮と条約を締結し、朝鮮の独立国であることを万国に知らせた。しかし朝鮮は旧態依然であるため国内に擾乱が相継ぎ隣邦に累を及ぼしている。よって日本我は朝鮮が独立自主の実を挙げ、改革を行って内治改良することを促す」というものである⁶⁵³。日本が独立を認めたのだから、朝鮮はその期待どおりに独立自主を行えるよう改革すべきだとの論理は、下関条約で清国が朝鮮の独立を認めた後も、日本が朝鮮(韓国)に改革を促し内政介入を深めていく根拠になる。

日本単独による朝鮮内政改革を進めるため、日本は朝鮮から清国を排除しようとして日清戦争に至った(1894年)。この時2度目の内閣総理大臣を務めていた伊藤は、大本営にも参加していた。伊藤は、朝鮮内政改革を邪魔する者の排除には容赦がなく、第2次甲午農民戦争での苛酷な農民軍殲滅作戦にも積極的に関与することになった。一方実際の朝鮮内政改革は、朝鮮駐劄大鳥圭介公使、その後の井上馨公使によって進められるが、実を上げる前に日清戦争後の三国干渉の影響で頓挫した。

4度目の内閣総理大臣を退いた後も、伊藤は元老として日本政府の政策決定に関わっていた。しかし、ロシアの南下を脅威として日英同盟が結ばれる直前、伊藤がロシアに渡って行った日露協調の模索が政府から否定されると(1901年)、それ以降、政府内での地位は低下した。

日露戦争開戦を機に、韓国とは日韓議定書が結ばれ、日本は韓国内政改革を再開する(1904年2月)。伊藤は韓国皇室慰問大使に任命され渡韓し、皇帝から一定の信任を得、再び対韓国政策に深く関与するきっかけになった。日本は程なく「対韓方針」「対韓施設要領」で、日露戦争後の韓国保護国化の方針を決定すると(1904年5月)、第1次日韓協約で韓国の外交、財政権を監督下に置いた(同年8月)。

1905(明治38)年4月、日本政府は韓国の「保護権確立」方針を閣議決定する。伊藤は再び韓国皇室慰問を名目に渡韓し、韓国を完全に保護国化する第2次日韓協約を強制的に締結させ

⁶⁵³ 『日本外交文書』第27巻第1冊、578-580頁。

た（1905年11月）。そして初代韓国統監を引き受けた伊藤は、韓国閣僚らと施政改善に関する協議会を度々開いて改革を進めようとした。

統監として、韓国内政までを掌握する第3次日韓協約を締結して間もなく（1907年7月）、伊藤は日本の朝鮮（韓国）政策を振り返って、次のように公言している。

朝鮮国を独立国と承認すべく最初に発議せしものは予なり。しかして韓国の独立を最初に承認したるは日本なり。（中略）

日本は出来るだけ韓国を独立せしめんと欲したりき。然れども韓国は遂に独立するに能わず。為に日本は日清日露の二大戦役を開くの已むを得ざるを致せり。その結果として日本は遂に韓国を保護国とせり。これ日本が禍心を包蔵するが為なりと言わば言え。日本は自衛上実に止むを得ず韓国を保護国としたるなり。

（「新聞記者及通信員招待会に於て」『伊藤博文演説集』、384頁）

このとき伊藤は、「日本は韓国を合併するの必要なし。合併は甚だ厄介なり。韓国は自治を要す」⁶⁵⁴とも公言していたのである。しかし、日本主導の改革や親日政権に対する韓国民の反発や義兵活動は治まることはなかった。結局伊藤は、その2年後の1909年4月に韓国併合に合意する。同年、伊藤が韓国統監を辞任して（6月）間もない7月、日本は韓国併合方針を決定した。

伊藤は強硬に併合を主張しはしなかったし、韓国で一定の自治を図ろうとしたのも事実である。しかし、伊藤が描いていた統治の形は、併合後間もない朝鮮総督府の武断統治とは異なるものの、3.1運動（1919年）後に実施された文化統治に通じるものだった。初代韓国統監として伊藤は、韓国に独立国の名は与えながら、実質的には、漸進的に併合同様の統治を進めていたのである。伊藤を併合論者ではない、実際に行われたよりは「よりまし」な統治構想を持っていた、として擁護するかのような主張は批判されるべきである。

近代日本の建設者たる伊藤博文は、文明化の名の下、西洋近代化の推進に努めたが、その諸施策はしばしば東アジアへの視線を欠くと同時に、日本が近代国家として未成熟であることを露呈しもした。例えば、日清戦争で日本陸軍によって旅順が陥落した際、日本軍による非戦闘員の虐殺事件が起こり、米国の『ワールド』紙で報道されたが、日本は米国との条約改正への影響を恐れつつも、伊藤の判断で事件を不問に付した。また、朝鮮王妃閔氏が殺害された乙未事変では、朝鮮政府の対応を良しとして、事変への関与が明らかだったにもかかわらず三浦梧

⁶⁵⁴ 「新聞記者及通信員招待会に於て」『伊藤博文演説集』、385頁。

楼公使らに何の処分も行わなかった。いずれも伊藤が内閣総理大臣の職にあったときの出来事である。

伊藤は、列強との不平等条約改正に向けて西洋近代国家建設を目指していながら、近代の法治国家が取るべき法的処置を取らなかった。これらは、相手が清国や朝鮮だったからこそその態度であり、相手が西洋列強だったら対応は当然異なったはずである。特に乙未事変は、一国の王妃殺害に関することである。時の朝鮮政府の対応もさることながら、この時の日本に、東アジアへの視線も近代国家としての自負もあったものではなかった。

西洋列強に対する態度と東アジアに対する態度の相違という二面性は、明治日本が当初から抱えていたものである。伊藤をはじめとする明治日本が目指したのは、あくまでも西洋近代だった。明治日本は、いち早く自らの西洋近代化を決定すると、まずは伝統的な東アジア世界を否定し、朝鮮を東アジア世界の中心である清国（中国）から引き離して、西洋近代化した日本の管理下に置こうとした。日本が西洋近代化を進めるのに比例して、東アジア世界は否定されていったのである。

それでも日清戦争開戦のときには、日本は詔勅に「朝鮮の独立」を謳い、開戦目的は「東洋の平和」維持を名分としていた。しかし、日清戦争で勝利し、講和条約（下関条約）によって朝鮮と清国の分離に成功するや、日本は直ちに次の段階として西洋列強との朝鮮、清国での権益争いに走る。

日清戦争から10年後の日露戦争の宣戦の詔勅では、「東洋の治安」維持は列強各国の権利利益を損傷せず日本の安全を将来保障するために必要であり、「韓国の保全」は日本の安危に関わることから重要である、とされた。列強のための東アジア、日本のための韓国と言わんばかりであり、もはや戦争の大義名分からも東アジアへの視線は失われつつあった。

しかし、日露戦争で日本が西洋列強の一大国ロシアに勝利したことは、白色人種の優位、大国の強さが絶対的なものではないことを証明し、有色人種や弱小国に希望を与えることになったのも事実である。アジアを中心に各地で植民地解放運動、民族独立運動が起こったのだ。また日露戦争での日本の勝利は、立憲国家（日本）の専制国家（ロシア）に対する勝利とも受け取られ、清国で法整備が進む機会ともなった。日本では、ロシアに対する主戦論が高まるなかでも、幸徳秋水らは『平民新聞』等で非戦論を唱えて社会主義思想を説き、それに共感する青年らの動きもあった。世界的な社会主義運動の広がりなかで、日本の社会主義活動はロシアでの革命活動、社会主義活動とも呼応していたのである。

しかし、日露戦争での勝利を見越した日本は、開戦後間もない時期から、日韓議定書、第1次日韓協約（いずれも1904）等により韓国保護国化の手順を着実に進める。そして勝利後まもなく、第2次日韓協約（1905）によりそれを完成させた。1907年には日仏協約によりフランスに

よるインドシナ支配と日本による韓国・満州での特殊権益を互いに認めあい、アジアからの失望と批判を受ける。アジアの民族独立運動に希望を与えた日露戦争での日本の勝利は、日本が支配者側に立ったことによって完全に裏切られたのだった⁶⁵⁵。日露戦争を機に日本は完全に列強の一員として認められ、西洋近代の正の側面をほぼ達成した。一方で、20世紀初頭の西洋では既に批判されはじめていた、西洋近代の負の側面である植民地主義を、その後さらに推進していくのである。

日露戦争直後の日本を未来からの視点により客観的にみたととき、極めて一時的にはあるが、日本は国力を西洋列強に認められるとともにアジアからも希望を抱かれるという、バランスの取れた状態にあった。このとき日本が東アジアへの視線をもっていたら、あるいは社会主義者らがもう少し影響力を持っていたら、日本はその後、西洋からもアジアからも認められる国であり続けられたかもしれない。しかし実際の日本は、今まで追いかけてきた西洋近代に追いついたとみるや、軸足を思い切り列強側に移し、そのバランスを失った。その後の日本の節度ない海外膨張は、太平洋戦争期の大東亜共栄圏構想にまで発展し、敗戦まで続いたのだ。

国際社会におけるバランス感覚は、どの時代においても、また日本に限らずどの国家、どの国民にも重要なものだ。今やどんな大国といわれる国も、強い経済という軸に寄ってのみ立ち、世界に影響力を持てる時代ではない。子孫から批判を受けない未来からの視点、自国中心主義に陥らない地域からの視点に立って、ぶれない軸を持ち、かつ世界の中でバランスを崩さない立ち位置を探し続けることが重要だろう。

今後の課題と展望 日本は今、空前の歴史ブームである。テレビ番組、書籍、ゲームと、歴史物は大人気だ。しかし、多くは戦国時代を舞台とするものであり、残念ながら現代に直接つながる近代を扱うものは多いとは言えない。幕末維新の歴史はかなりの人気を保つが、その後の明治期以降を扱うものは少ない。また近代に日本が行った諸外国との交渉、特に朝鮮との交渉を扱ったテレビ番組などは見たこともない。

外国との関連が深い近代を扱うことは、それこそ歴史認識問題に関わる可能性があるため避けられているのだろうか。確かに、司馬遼太郎の『坂の上の雲』のNHKテレビドラマ化（2009～11年放送）も、元々の司馬史観批判もあって賛否両論があった。近代を扱った歴史小説の代表的作品である原作自体、日露戦争を題材としながら、戦争の原因となった韓国についてはふれてもいなかった。『坂の上の雲』のような戦後書かれた近代小説も、やはり東アジアへの視線を欠いていた、ということだ。

⁶⁵⁵ 山室信一『日露戦争の世紀-連鎖視点から見る日本と世界-』（岩波新書、2005）第5章 世界とのつながり 日本へのまなざし。

近代に引き続き 20 世紀の世界では、西洋文明が正であり絶対的に強者であることが信じられてきた。しかし 20 世紀終盤、91 年に冷戦が終わる頃から西洋文明の絶対性は揺らぎ始める。21 世紀に入ると、9.11 のアメリカ同時多発テロ（2001 年 9 月 11 日）を機に、キリスト教中心の西洋世界に対するイスラム世界の存在が強く意識させられた。本来平和的宗教であるイスラム教をイスラム国のテロなどと安易に結びつけてはならず、テロは当然に否定されるべきだ。しかし 9.11 事件は我々に、世界の絶対的強者である西洋文明に対するイスラム世界のいらだちを意識させたのである。

また 21 世紀になって BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）をはじめとする新興経済国の台頭が顕著となり、世界経済に大きな変化をもたらした。世界経済に多大な影響を与えるのは米国や EU に限らなくなり、実際、2016 年の世界経済の停滞の主な原因は中国経済の減速と言われた。中国をはじめとする新興国は、無視できない存在となっているのである。

今後も民主主義が世界の中心的思想であることは信じるが、未来の世界の姿は、近代以降 20 世紀にかけての西洋文明が絶対であった時とは大きく異なったものとなっていくことが予想される。また、経済に限らず多国間協力関係がますます進行し国際関係が改変されていくことを考えると、今後は国や地域概念も大きく変容していくと思われる。

このグローバリズムの世界のなかで、隣国同士の日本と韓国は、経済、文化等の多方面で自由で盛んな交流をもつようになりながら、一方では歴史認識問題によって、国家間の外交政治や一部の国民感情がぎくしゃくした状態にある。しかし、一見時代と逆行しているようなこの状況も、実は時代が進んで日韓関係が一定の過程を経、韓国の経済成長などにより世界における韓国の位置や日本との関係が変化し、さらに人権や歴史に対する人々の認識が変化したことなどによる結果である。

日韓（および日中）の歴史認識問題自体も、近年新しく発生したものではない。元々歴史認識が問題として認識されていなかったため、あるいは問題として提示されていなかったため、問題とならなただけである。しかし、世界の変化により歴史認識は問題として認識され提示されるに至った。韓国（および中国）が日本に歴史認識の何を問題として問うのかといえば、いわば東アジアへの視線を欠いていた日本の近代を問うているのである。変容する世界にあって、近隣の東アジアとの良好な協力関係なくして、日本の未来は明るくはない。日本が東アジアへの視線を欠いていた近代を自ら問いなおすことは、日本自身のために必要なのだ。

歴史認識にかかる問題を研究する研究者の役割は、問題についての冷静で正確な分析結果を提供するとともに、双方政府の見解や一定の主義主張に引きずられない実証的な研究結果を提供すること、そして、立場に関わらず、時代性を超えてなお、批判すべきものは批判し反省す

べきものは反省することだ。それらの繰り返しを冷静かつ愚直に行っていくことが、歴史認識の相違の修正や、共有できる範囲の拡大につながるのである。

伊藤博文研究に関して言えば、韓国では、「韓国併合の元凶」としての伊藤を追及するだけではない、より実証的な研究が進められることを期待する。日本の研究では、伊藤と朝鮮（韓国）や清国との関係を重視した、地域からの視点がより意識されるべきだろう。

そして、伊藤博文とは表裏一体の関係にある安重根の研究も、日本で進められるべきだろう。安重根研究の日韓の研究状況のギャップは伊藤博文研究以上である。政治家の伊藤博文と独立活動家の安重根を全く同じ土俵で語ることは困難かもしれない。しかし、韓国併合、日韓近代史を語る上で伊藤をはずせないなら、安重根も同様である。日本での「伊藤博文を暗殺したが、韓国では義士や英雄である」という一般化された安重根のイメージや2014年の記念館建設の際の菅官房長官の「テロリスト」発言は、日本の研究者が安重根研究を怠ってきた結果ともいえるのではないかと。近年韓国では、従来の義士や独立運動家としての評価を越えた、東洋平和論者としての安重根研究が始まっている⁶⁵⁶。今後日本でも、特に東洋平和論者としての安重根は研究対象となるのではないだろうか。韓国での伊藤博文研究が盛んとなり、日本での安重根研究が進み、日韓で共有できる研究成果が増えていく。そのような積み重ねが重要だ。

本論文では資料として『日本外交文書』を基本にし、『日本外交文書』にない資料を多く含む『伊藤博文伝』（1940）に頼るところも多かったが、伊藤の死後30年を経て出版された本書は、偉人としての伊藤を世間の伝聞を含めて書かれた伝記であり、書簡等の資料以外は事実と限らない内容も含んでいる。『伊藤博文伝』は伊藤博文研究には欠かせないが、研究者は伝聞された内容に引きずられない注意が必要であると痛感した⁶⁵⁷。なお、本論文で用いた資料は、韓国での最近の研究は参考にしたが、大部分が日本の資料によるものであり、地域的視点からみてもより韓国、中国の資料を用いるべきだった。筆者の能力と努力不足を認め今後の課題としたい。

日本の朝鮮（韓国）政策に関しては、日露戦争開戦から併合に至る過程についての研究はかなり充実しているが、明治初期からそれ以前までの政策、そして併合期の政策については多いとは言えない。特に、35年間に及んだ併合期に関しては、近年若手の研究者らが熱心に取り組んではいるものの、研究の余地は大いにあるだろう⁶⁵⁸。歴史認識問題の本質は、併合過程より

⁶⁵⁶ 李泰鎮ほか『永遠に燃え上がる火花』（2010）は、日韓の研究者らによる、安重根の伊藤暗殺事件や旅順での裁判の検証、安の東洋平和論についての研究論文集である。

⁶⁵⁷ 例えば、日清戦争の休戦条件を示された李鴻章が「苛酷」と発言した際の表現、第2次日韓協約締結後、車中の伊藤に投石があった件などは、公式記録の『日本外交文書』ではなく『伊藤博文伝』の内容が一般に伝聞されている。

⁶⁵⁸ 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008）、岡本真希子『植民地官僚の政治史』（三元社、2008）、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』（思文閣出版、2009）、松

もむしろ併合期そのものにあると考えられるので、今後の自らの研究課題としていきたい。

国際政治学や国際関係論の研究では、その学問の性質上、しばしば政策提言が行われるが、歴史研究の立場でも何らかの提言を行うのは可能だろう。日韓間の歴史認識問題は、既に大きな外交上の問題となっている。少なくとも、歴史認識に関し懸念を抱かせるような政治や世論の動きがあった場合には、個々の研究者、学会や諸団体らが声明を出し、メッセージを発することに積極的であってよいと考える。

近代を問いなおすため、さらに重要なのは歴史教育だ。歴史認識問題が生じる背景さえ知らずに、その解消はあり得ない。しかし、最高学府で学ぶ大学生でさえ近代の歴史を学んでいない場合が多いのが実情である。これに対し日本学術会議史学委員会は、2014年、高等学校歴史教育に必修の「歴史基礎」科目を新設し、「日本と近隣諸国を重視する」「歴史における長期・広域問題を考えるよう促す」等を原則とするとの声明を出した。全ての高校生が東アジアへの視線を含んだ近代を学べるものと期待したが、2016年8月に出された中央教育審議会の次期学習指導要領では、「歴史基礎」科目は「世界とそこにおける日本を広く相互的な視野から捉えて、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する」と、特に東アジアへの視線は世界という表現の中に取り込まれてしまった。しかし、少なくとも近代の歴史がより重視されるようになったことには期待したい。

願わくは、近代を学び近代を問いなおすことが、より一般的になればと思う。大学や高校での歴史教育だけでなく、研究者でも活動家でもない一般の多くの社会人が近代の歴史にふれ、討論できる機会が増えることを望む。マスメディアや社会教育にはその機会の提供を期待する。歴史認識問題も、双方世論の一定の合意なくして解決の道はないからである。

<資料>

国立国会図書館憲政資料室資料『伊藤博文文書』（その1）（その2）

-----『井上馨関係文書』

-----『倉富勇三郎関係文書』

-----『三条家文書』

国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp>)

国立国会図書館帝国議会議録検索システム (teikokugikai-i.ndl.go.jp)

国立公文書館アジア歴史資料センター (www.jacar.go.jp)

国立公文書館デジタルアーカイブ (www.digital.archives.go.jp)

韓国国史編纂委員会 (www.history.go.kr)

ソウル大学奎章閣韓国学研究院 (kyujanggak.snu.ac.kr)

安重根著／うのていを訳『安重根自叙伝・東洋平和論』、愛知宗教者九条の会、2011

市川正明編『韓国併合史料』第一-三巻、原書房、1978

-----『日韓外交史料』1、原書房、1979

伊藤博文編『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、原書房、1970

伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一・二・四・七・九巻、塙書房、1976

伊藤博文文書研究会編『伊藤博文文書』第一-四・六・七巻、ゆまに書房、2007

井上馨公伝記編纂委員会編『世外井上公伝』第三巻、内外書籍、1933

大川信義編『大西郷全集』第2巻、大西郷全集刊行会、1927

大山梓編『山県有朋意見書』、原書房、1966

外務省編『日本外交文書』、日本国際連合協会、1936-63

勝海舟『解離録・建言書類』、原書房、1968

木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』1・2・4、東京大学出版会、2005-09

礪川全次『安重根事件公判速記録』、批評社、2014

慶応義塾編『福澤全集』第8・10・17巻、岩波書店、1960

黒龍会『日韓合邦秘史』下巻、原書房、1966

小松緑編『伊藤公全集』第一・二巻、伊藤公全集刊行会、1927

参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻、東京印刷、1904

春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上中下、統正社、1940

尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会『山県有朋関係文書』1、山川出版社、2005

新聞集成明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』第14巻、林泉社、1936-40

瀧井一博編『伊藤博文演説集』、講談社学術文庫、2011

多田好問編『岩倉公実記』下巻、皇后宮職、1906

統監官房『韓国施政年報 明治39・40年』、韓国統監府、1908

統監府『第二次韓国施政年報 明治41年』、韓国統監府、1910

朝鮮総督府『第三次施政年報 明治42年』、朝鮮総督府、1911

徳富猪一郎『侯爵山県有朋伝』下巻、山県有朋公記念事業会、1933

中根環堂『鮮満見聞記』、中央仏教社、1936

日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五・六、東京大学出版会、1969

-----『大久保利通文書』五・六、東京大学出版会、1968

-----『大久保利通日記』二・六、東京大学出版会、1969

-----『木戸孝允遺文集』、東京大学出版会、1982

-----『木戸孝允日記』一-三、東京大学出版会、1967

-----『木戸孝允文書』八、東京大学出版会、1971

博文館編輯局編『伊藤公演説全集』、博文館、1910

平塚篤編『伊藤博文秘録』、原書房、1982（覆刻原本1929）

-----『続伊藤博文秘録』、原書房、1982（覆刻原本1929）

堀口修・西川誠編『末松子爵家所蔵文書』下、ゆまに書房、2003

睦奥宗光『蹇蹇録』、岩波書店、1938

明治財政史編纂会編『明治財政史』第三巻、丸善、1904

山口県教育会『吉田松陰全集』第8巻、大和書房、1972

国家報勲処・光復会『21 세기와 동양평화론 (21世紀と東洋平和論)』、1996

<参考文献>

E.H.カー著（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』、岩波新書、1962

浅野豊美『帝国日本の植民地法制』、名古屋大学出版会、2008

伊藤之雄『伊藤博文 近代日本を創った男』、講談社、2009

伊藤之雄・李盛煥編著『伊藤博文と韓国統治-初代韓国統監をめぐる百年目の検証-』、ミネルヴァ書房、2009

岡本真希子『植民地官僚の政治史』、三元社、2008

海野福寿『伊藤博文と韓国併合』、青木書店、2004

-----『韓国併合史の研究』、岩波書店、2000

大久保泰甫『ボワソナアド 日本近代法の父』、岩波新書、1977

岡本隆司『世界の中の日清韓関係史』、講談社、2008

————『属国と自主のあいだ』、名古屋大学出版会、2004

————『李鴻章—東アジアの近代』、岩波新書、2011

小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会 王権論の相克』、岩波書店、2010

河上徹太郎・竹内好『近代の超克』、富山房百科文庫、1979

川島真『近代国家への模索 1894-1925』、岩波新書、2010

姜在彦『朝鮮近代史』、平凡社、1998

木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』、ミネルヴァ書房、2014

金鳳珍『東アジア「開明」知識人の思惟空間』、九州大学出版会、2004

金文子『朝鮮王妃殺害と日本人』、高文研、2009

子安宣邦『「近代の超克」とは何か』、青土社、2008

高橋秀直『日清戦争への道』、東京創元社、1995

瀧井一博『伊藤博文 知の政治家』、中公新書、2010

田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上下巻、宗高書房、1972

趙景達『異端の民衆反乱-東学と甲午農民戦争』、岩波書店、1998

中塚明『近代日本と朝鮮』、三省堂、1994

中野泰雄『安重根と伊藤博文』、恒文社、1996

朴宗根『日清戦争と朝鮮』、青木書店、1982

藤村道生『日清戦争-東アジア近代史の転換点-』、岩波新書、1973

前田勉『兵学と朱子学・蘭学・国学』、平凡社、2006

松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』、松倉書房、2009

松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』、思文閣出版、2009

松本健一『竹内好「日本のアジア主義」精読』、岩波現代文庫、2000

毛利敏彦『明治六年政変の研究』有斐閣、1978

————『明治六年政変』、中央公論、1879

安岡昭男『明治前期大陸政策史の研究』、法政大学出版局、1998

山辺健太郎『日本の韓国併合』、太平出版社、1966

山室信一『日露戦争の世紀-連鎖視点から見る日本と世界-』、岩波新書、2005

————『アジアの思想史脈-空間思想学の試み』、人文書院、2017

山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』、吉川弘文館、1996

吉野誠『東アジア史のなかの日本と朝鮮』明石書店、2004

吉野誠『明治維新と征韓論』、明石書店、2002

김홍수 (キム・フンス) 『한일관계의 근대적 개편 과정 (韓日關係の近代的改編過程)』、ソウル大学出版文化院、2009

李泰鎮 (イ・テジン) ほか安重根ハルピン学会『영원히 타오르는 불꽃 (永遠に燃え上がる火花)』、知識産業社、2010

李鐘珪 (イ・ジョンガク) 『이토 히로부미 원흉과 원훈의 두 얼굴 (伊藤博文 元凶と元勲の二つの顔)』、東亜日報社、2010

韓相一 (ハン・サンイル) 『이토 히로부미와 대한제국 (伊藤博文と大韓帝国)』、カチクルパン、2015

<伊藤博文関係年表>

西暦（元号）年 伊藤博文関係事項 日本・朝鮮（韓国）・清国の動き

- 1841（天保12） 9.誕生
- 1854（安政元） 3.日米和親条約締結
- 1857（安政4） 2.海防のため長州藩担当の相模に派遣。 9.松下村塾に入る
- 1858（安政5） 6.日米修好通商条約。 7～10.長州藩から京都に派遣。来原良蔵に随行し長崎へ
- 1859（安政6） 10.木戸孝允に随行し江戸へ。安政の大獄。吉田松陰刑死。木戸らと遺体を引き取る
- 1861（万延元） 3.桜田門外の変
- 1862（文久2） 1.坂下門外の変。 12/12 英国公使館焼き打ちに参加。 12/21 国学者塙次郎を暗殺
- 1863（文久3） 1.すみ子と結婚。 3.士籍を受ける。 5.長州ファイブと英国へ密航留学。
5/10 長州藩、下関海峡で外国船砲撃
- 1864（元治元） 6.井上馨と共に帰国。 7.蛤御門の変（禁門の変）。第2次長州征伐。
8. 四国艦隊下関砲撃。 12.功山寺挙兵
- 1866（慶応2） 1.薩長同盟。 3.すみ子と離婚。 4.梅子と結婚。 6.第2次長州征伐。 8.上海で汽船購入
- 1867（慶応3） 10.大政奉還。 12.王政復古の大号令
- 1868（明治元） 1.新政府外国事務掛。 鳥羽伏見の戦い。 6.兵庫県知事。 9.明治に改元。書契問題
- 1869（明治2） 6.版籍奉還。 7.新官制発布。大蔵少輔。 8.兼民部少輔
- 1870（明治3） 11.財政幣制調査のため渡米
- 1871（明治4） 5/9 帰国。 5.新貨条例。 7.廃藩置県。 日清修好条規締結。 9.工部大輔。
11.岩倉使節団出発。副使の一人として参加
- 1872（明治5） 2/12 大久保と一時帰国（～6/17）
- 1873（明治6） 9/13 帰国。 征韓論政争。 10.西郷隆盛参議辞職。 10/25 参議兼工部卿就任。
- 1874（明治7） 2.佐賀の乱。 5.台湾出兵。 7.地方会議議長。
- 1875（明治8） 1.大阪会議。 3.政体取締卿。 5.琉球処分案決定。 7.元老院開院。 兼法務局長官。 9.江華島事件
- 1876（明治9） 2. 日朝修好条規（江華島条約）。 8.日朝通商章程。
- 1877（明治10） 2.西南戦争勃発。 5.木戸孝允病死。 9/24 西郷自決。 西南戦争終結
- 1878（明治11） 5.兼内務卿。 仏国博覧会事務総裁。 大久保利通暗殺される
- 1879（明治12） 3.琉球藩廃止、沖縄県設置
- 1881（明治14） 10/12 明治14年政変。 国会開設の勅諭
- 1882（明治15） 3/14 憲法調査のため訪欧。 7.壬午事変。 8.濟物浦条約
- 1883（明治16） 3.ロシア皇帝戴冠大礼特命全權大使。 8/3 帰国

- 1884 (明治 17) 3. 制度取調局長兼宮内卿. 7. 華族令制定. 12. 甲申政変
- 1885 (明治 18) 1. 漢城条約. 2. 全権大使として清国に派遣. 4/18 天津条約.
12. 内閣制度創設. 初代内閣総理大臣兼内大臣
- 1886 (明治 19) 2. 各省官制制定. 3. 帝国大学創設
- 1888 (明治 21) 4. 枢密院開設. 首相辞任. 初代枢密院議長
- 1889 (明治 22) 2/11 大日本帝国憲法発布. 9. 防穀令事件
- 1890 (明治 23) 7. 第 1 回衆議院総選挙. 貴族院議員当選. 11. 第 1 回帝国議会. 初代貴族院議長
- 1891 (明治 24) 5. 大津事件. 6. 枢密院議長 (2 回目)
- 1892 (明治 25) 8. 第 2 次伊藤内閣
- 1894 (明治 27) 2. 第 1 次甲午農民戦争. 7. 日英通商航海条約. 7~95.5. 甲午改革. 8. 日清戦争勃発.
10. 第 2 次甲午農民戦争
- 1895 (明治 28) 4. 下関条約 (日清講和条約). 三国干涉. 10. 乙未事変(王妃殺害). 乙未改革
- 1896 (明治 29) 2. 露館播遷. 8. 首相辞職
- 1897 (明治 30) 10. 大韓帝国成立
- 1898 (明治 31) 1. 第 3 次伊藤内閣. 6. 政党結成反対により首相辞職. 8~11. 清韓漫遊
- 1899 (明治 32) 4. 全国遊説. 7. 改正条約施行. 8. 帝室制度調査局総裁
- 1900 (明治 33) 6~8. 義和団の乱. 9. 立憲政友会発会. 初代総裁となる. 10. 第 4 次伊藤内閣.
- 1901 (明治 34) 5. 首相辞表提出. 7. 関西遊説. 9. エール大名誉博士号授与のため渡米. 12. 日露協商交渉
- 1902 (明治 35) 1. 日英同盟
- 1903 (明治 36) 7. 政友会総裁辞任. 枢密院議長就任 (3 度目). 帝室制度調査局総裁
- 1904 (明治 37) 2. 日露戦争開戦. 日韓議定書. 3. 韓国皇帝に謁見. 5. 対韓方針・対韓施設綱領決定.
8. 第 1 次日韓協約
- 1905 (明治 38) 4. 韓国保護権確立を閣議決定. 8. 第 2 次日英同盟. 9. ポーツマス条約.
11. 韓国皇室慰問のため渡韓. 第 2 次日韓協約. 12. 韓国統監府設置. 初代統監就任
- 1906 (明治 39) 1. 枢密院顧問官. 3. 韓国統監として漢城入り. 7. 宮禁令
- 1907 (明治 40) 6. 内閣官制発表. 7. ハーグ密使事件. 高宗退位. 第 3 次日韓協約. 8. 韓国軍解散.
義兵運動激化. 10. 皇太子韓国訪問. 12. 韓国皇太子日本訪問. 同行し帰国.
- 1908 (明治 41) 11. 清国光緒帝、西太后死去
- 1909 (明治 42) 1. 韓国皇帝の巡幸に同行. 4. 桂・小村に韓国併合を承認. 6/14 統監辞任. 枢密院議長
7/6 韓国併合の方針閣議決定. 8. 韓国皇太子と東北・北海道巡遊.
10/26 ハルビン駅で安重根に暗殺される